# 令和6事業年度

業務実績等報告書

独立行政法人労働者健康安全機構

# 評価書

# 様式1-1-1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関す	1. 評価対象に関する事項							
法人名	独立行政法人労働者健康安	F全機構						
評価対象事業年度	年度評価	令和6年度(第5期)						
	中期目標期間	令和6年度~10年度						

2. 評価の実施者に関	する事項		
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	労働基準局安全衛生部	担当課、責任者	計画課 佐藤 俊 課長
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策立案・評価担当参事官室 諏訪 克之 参事官
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

# 3. 評価の実施に関する事項

令和7年8月6日に法人の理事長・監事からのヒアリング及び外部有識者からの意見聴取を実施した。

# 4. その他評価に関する重要事項

特になし。

1. 全体の評定										
	(参考)本中期目標期間における過年度の総合評定の状況									
評定	A:当該法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得	※過年度の	総合評定は別添	「総合評定」の算と	出方法により算出	願います。				
(S, A, B, C, D)	られていると認められる。	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度				
		А								
評定に至った理由	項目別評定は、「労災病院事業」、「治療就労両立支援事業」、「労働者の健康・安全に係る基礎・応「未払賃金立替払事業」、「納骨堂の運営事業」の7項目においてA、その他6項目においてBとしまた、全体の評定を引き下げる事象は認められなかったため、厚生労働省独立行政法人評価実施	た。				総合支援事業」、				

2. 法人全体に対す	る評価
法人全体の評価	各評定項目の定量的指標及び定性的指標により目標が設定されているものについては、概ね中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。また、メンタルヘルス対策に係る施策への注目度が高まる中、産業保健総合支援センターや地域産業保健センターが担う役割は重要になっている。そういった状況において、両立支援コーディネーター基礎研修にメンタルヘルスに係る講義を追加する等、ニーズに応じた改善を行い、研修受講者からの有用度評価で 96.6%という高い評価を得たことや、産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおけるメンタルヘルス対策に係る個別訪問件数が目標を大幅に超える実績(達成度 132.8%)を残したことなどからは、特に治療就労両立支援事業及び産業保健活動総合支援事業において、労働者健康安全機構に求められている取組が着実に実施され、成果を出していると認められ非常に高く評価できる。
全体の評定を行う上 特に考慮すべき事項	- 1 特に重大な業務運営上の誤題は検出されておらず、全体として順調な組織運営が行われていると評価する。

3. 項目別評価における	3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など								
項目別評定で指摘した	特になし。								
課題、改善事項									
その他改善事項	特になし。								
主務大臣による改善命	特になし。								
令を検討すべき事項									

4. その他事項 監事等からの意見	【監事からの意見】 機構の業務は適正に実施されており、年度計画で掲げた各事項について、概ね期待に応える成果をあげている。「勤労者医療の充実」「勤労者の安全向上」「産業保健の強化」という理 念の下、その役割を持続可能な形で十分に発揮し続けていくためにも、労災病院全体の経営健全化を早急に実現するとともに、多様な働き手一人ひとりが働き続けたいと思える組織 作りに向けて、引き続き尽力することを期待する。
その他特記事項	特になし。

様式1-1-3 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定総括表

17-1		F 及計価 		计上标的						
	中期計画(中期目標)		ı	年度評価	1	1	項目別			
		令和	令和	令和	令和	令和	調書No.	備考		
		6 年度	7年度	8 年度	9 年度	10 年度	마이 티 110.			
Ι.	国民に対して提供するサービスそ	の他の業務の質の向上に関する事項								
	労災病院事業	<u>A</u> O 重					1–1			
	治療就労両立支援事業	<u>A</u> O 重					1–2			
	専門センター事業	В					1-3			
	労働者の健康・安全に係る基礎・ 応用研究及び臨床研究の推進等	AO 重					1-4			
	労働災害調査事業	Α					1-5			
	化学物質等の有害性調査事業	В					1-6			
	産業保健活動総合支援事業	<u>A</u> O 重					1-7			
	未払賃金立替払事業	AO 重					1-8			
	納骨堂の運営事業	AO 重					1-9			
	特定石綿被害建設業務労働者等 に対する給付金等の支払	В					1–10			
					<u> </u>					

	中期計画(中期目標)			年度評価	<u> </u>		+=	
		令和	令和	令和	令和	令和	項目別調書No.	備考
		6 年度	7年度	8 年度	9 年度	10 年度	问音NU.	
Ⅱ. 業	務運営の効率化に関する事項	,				,	,	
1	業務運営の効率化に関する事項	В					2-1	
田. 財	務内容の改善に関する事項							
	財務内容の改善に関する事項	В					3–1	
_								
π, ,	の此の声項							
	の他の事項	Г					A 1	
	その他業務運営に関する重要事項	В					4–1	

<sup>※</sup>重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「〇」を付す。 困難度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

# 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報										
1—1	<b>分</b> 災病院事業										
業務に関連する政策・施	│ □□−3−2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号								
策	│Ⅲ一3一2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を凶ること │	別法条文など)	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号								
当該項目の重要度、困難	│【重要度:高】 │ 我が国は本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎え、職場においては、労働者の高年齢化が進展	関連する政策評価・行政事業									
度	するとともに職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増加傾向となっており、労災病院が担	レビュー									
	│ う勤労者医療の重要性が高まっているため。 │【困難度:高】										
	労災病院が勤労者医療の中核的な拠点として先進的な取組を行うとともに、大規模労働災害や新興感										
	│ 染症等の発生時には、公的な医療機関として臨機応変かつ機動的な対応が求められる。また、地域にお │ ける人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化等の課題に対応するため、地域から求められる										
	行る人口減少・局齢化に伴う医療ニースの質・量の変化等の課題に対応するため、地域がら求められる   役割に応じつつ、効率的な病院運営を行うことは困難度が高い。										

# 2. 主要な経年データ

①主要な	アウトプッ							2	)主要なインプッ	ト情報(財務情	<b>「報及び人員に関</b>	する情報)		
指標	達成目標	基準値(前 中期目標期 間平均値 等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
紹介率 (計画 値)	76%以上 (労災病院 平均)	ı	76.0%					予	5算額(千円)	335, 425, 459				
紹介率 (実績 値)	_	79.3% (前中期目 標期間平均 値)	84. 4%					決	<del>·</del> 算額(千円)	330, 549, 819				
達成度	_	_	111.1%					経	<b>E</b> 常費用(千円)	324, 040, 446				
逆紹介率 (計画 値)	63%以上 (労災病院 平均)	_	63. 0%					経	<b>圣常利益(千円)</b>	△ 11, 350, 695				
逆紹介率 (実績 値)	_	70.6% (前中期目 標期間平均 値)	76.8%					行円	示政コスト(千 引)	324, 641, 842				
達成度	_	_	121. 9%					従	É事人員数(人)	15, 119				
救急搬送応 需率 (計画値)	70%以上 (地域医療 支援病院平 均)	_	70.0%											

救急搬送応 需率 (実績値)	_	73. 2% (R5 実績)	72. 9%				
達成度	_	_	104. 1%				
度 (計画 ( )	0%以上 労災病院 平均)	_	80.0%				
患者満足 度 (実績 値)	_	85.0% (前中期目 標期間平均 値)	86. 1%				
達成度	_	_	107. 6%				
治験症例 数(計画 値)	400 件以	_	4, 400 件				
治験症例 数(実績 値)	-	4, 470 件 (第3中 期目標期 間平均 値)	3, 635 件				
達成度	_	_	82. 6%				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		_ 主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価		
第3 国民に対	第1 国民に対	第1 国民に対	<主な定量的指	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとる	<評定と根拠>	評定	А
して提供するサ	して提供するサ	して提供するサ	標>	べき措置	評定:A	<評定に至っ	た理由>
ービスその他の	ービスその他の	ービスその他の	・患者紹介に関			定量的な評	価指標の達成状
業務の質の向上	業務の質の向上	業務の質の向上	する地域の医療		主な定量的指標	確認すると、	1つ目の「紹介
に関する事項	に関する目標を	に関する目標を	機関等との連携		のうち、紹介率・逆	について、76	%以上とするこ
	達成するためと	達成するためと	機能を強化する		紹介率は、全ての	目標としてい	たところ、実績
	るべき措置	るべき措置	こと等により、		労災病院に対し	84.4%であり	、達成度は 111
			労災病院全体で		て、紹介患者の確	となった。ま	た、「逆紹介率
			地域医療支援病		保及び逆紹介の推	ついて、63%	以上とすること
			院の基準以上で		進について指示・	標にしていた	ところ、実績に
			ある患者紹介率		指導を行ったこと	76.8%で達成	率 121. 9%とな
		76%以上、逆紹		により、所期の目	た。これは、	本部から全ての	
		介率 63%以上を		標を達成してい	病院に対し、	紹介患者の確 <sup>ん</sup>	
		確保すること。		る。救急搬送応需	る取組や逆紹	介の推進につ	
					率は、日々の断り	示・指導を行	った結果、地
			・地域で求めら		症例の分析及び救	療機関等との	連携機能強化
			れる救急医療提		急隊との連携強化	れたことによ	り目標を達成
			供の役割を果た		等の取組を実施し	のであり、取	組について評
			すため、地域医		たことにより、所	る。	
			療支援病院の承		期の目標を達成し	2点目の救	急搬送応需率
			認を受けている		ている。患者満足	ては、70%以	上とすること
			労災病院の救急		度は、患者満足度	としていたと	ころ、実績は
			搬送応需率 70%		調査の結果につい	72.9%で達成	率は 104.1%。
			以上を毎年度確		て分析し、病室の	た。救急搬送	患者の対応に
			保すること。		壁紙の修繕等の療	て、日々の断	り症例の分析
					養環境の改善を計	隊との連携強	化等の取組を
			・患者満足度調		画的に実施したほ	た結果、円滑	な救急搬送患
			査において全病		か、予約枠の効率	け入れが図ら	れ目標の達成
			院平均で 80%以		的な運用により待	たと評価でき	る。
			上の満足度を確		ち時間の短縮に努	3点目の患	者満足度調査
			保すること。		めるなどした結	て、満足度を	80%以上とす
					果、所期の目標を		
			•治験症例数(製		達成している。	患者 92.5%、	
			造販売後・市販		治験症例数は、	合計 86.1%と	
			後調査を含む。)		目標値には届かな		
			を、第5期中期		かったものの、前		

			目標期間中2万		
			2,000 件以上確		
			保すること。		
通則法第29条			くその他の指標		
第2項第2号の			>		
国民に対して提			・全ての労災病		
供するサービス			院が病院機能評		
その他の業務の			価等の第三者評		
質の向上に関す			価の認定を受け		
る事項は、次の			ること。		
とおりとする。					
1 勤労者医療	1 勤労者医療	1 勤労者医療		1	勤労者医療及び地域医療における役割の推進
及び地域医療に	及び地域医療に				
おける役割の推	おける役割の推				
進	進	進			
労災病院は、	労災病院は、				
「勤労者医療の	疾病の予防から				
充実」に向け、	診断、治療及び				
疾病の予防から	職場復帰を含む				
診断、治療及び	治療と仕事の両				
職場復帰を含む	立支援等の総合				
治療と仕事の両	的な取組(以下				
立支援までの一	「勤労者医療」				
貫した取組を推	という。)を推進				
進するととも	し、充実させる				
に、地域社会に	とともに、地域				
おける保健活動	社会における保				
及び産業保健活	健活動及び産業				
動と連携しつ	保健活動と連携				
つ、得られた知	しつつ、得られ				
見や好事例を他	た知見や好事例				
の医療機関に情	を他の医療機関				
報提供するこ	に情報提供す				
ا خر به	る。 - ナル - ナロ##				
また、大規模	また、大規模				
労働災害や新興	労働災害や新興				
感染症(再興感	感染症(再興感				
染症を含む。以	染症を含む。以				

下同じ。)等へ

下同じ。)等への

人を対象とした治 体が減少、③新規 82.6%)が、これは、 医薬品の承認品目 数の内訳において 治験が幅広く実施 されない「希少疾 病用医薬品(オー ファン・ドラッ グ)」の割合が増加 し、一般的な疾患 に対する医薬品の 割合は減少してい ることといった外 的要因のためであ りこれに対して機 構は、労災病院治 験ネットワーク推 情報収集に努める

年 度 に 比 較 し て │等の療養環境改善や、待ち時間の 32.4%増加してい 短縮のための予約枠の効率的な運 る。目標値に届か | 用を図ったことにより、設備環境 なった要因は、① と接遇の両面から満足度向上に向 国際共同治験割合|けた取組が実施されたことで成果 の増加により日本│を得られており評価できる。

4点目の治験症例数について 験の減少、②新規 は、中期目標期間中に2万2,000 医薬品の承認品目 | 件の症例数を確保するため、1年 数が落ち込んだこ あたり 4,400 件を計画していたと とにより製造販売 ころ、令和6年度は3,635件の実 後・市販後調査自|施にとどまった(達成率

- ・国際共同治験割合の増加による 日本人を対象とした治験が減少 したこと
- 新規医薬品の承認品目数が落 ち込んだことにより製造販売 後・市販後調査自体が減少し たこと
- 新規医薬品の承認品目数の内 訳を新型コロナウイルス感染 症拡大前と比較すると、治験 が幅広く実施されない「希少 疾病用医薬品(オーファン・ ドラッグ)」の割合が増加し、 一般的な疾患に対する医薬品 の割合が減少したこと

進事務局において│が要因として分析されている。こ | れらの状況については、労災病院 とともに、労災病│に限ったものではなく全国的なも 院治験ネットワートのであること、また、その状況変 クに参加している | 化を予見することは容易ではな 労災病院等診療科 く、かつ、労災病院にとっては外 情報、治験受託実│生的なものであると考えられるこ 績等をホームペー│とから、評価に当たっては、その ジに掲載するなど│ような事情を差し引く必要があ して広報活動に努しる。さらに、機構においては、上 めたほか、中央治 | 述の状況を踏まえた上で、中期目 験審査委員会の設|標期間中に2万2,000件の治験症 置、治験契約手続|例数を確保できるよう、

の対応、地域医	対応及び地域医				きの中央化などに	
療への貢献等に	療への貢献に取				より受託体制の強	
取り組むこと。	り組む。				化を図っている。	
					定性的指標であ	
(1)疾病に関	(1)疾病に関	(1)疾病に関		(1)疾病に関する高度かつ専門的な医療の提供	る第三者評価の認	
する高度かつ専	する高度かつ専	する高度かつ専			定については、令	
門的な医療の提	門的な医療の提	門的な医療の提			和6年度に病院機	
供	供	供			能評価の更新時期	
労災病院が行	労災病院が行	勤労者医療の			を迎えたすべての	
う勤労者医療に	う勤労者医療に	総合的な取組に			病院の更新を終え	
ついて、地域社	ついて、地域社	ついて、得られ			ており、目標の水	7
会における保健	会における保健	た知見を他の医			準を満たしてい	
活動及び産業保	活動及び産業保	療機関にも効果			る。	
健活動との連携	健活動との連携	的に普及させる			なお、中期目標	
の下、先導的に	の下、先導的に	等により推進を			で【困難度:高】の	3
実施するととも	実施し、得られ	図るとともに、			根拠とされている	1
に、得られた知	た知見を他の医	メディカルソー			勤労者医療の中核	l
見を他の医療機	療機関にも効果	シャルワーカー			的な拠点としての	f
関にも効果的に	的に普及させる	(以下「MSW」と			先進的な取組につ	(
普及させるこ	とともに、患者	いう。)等が患者			いては、労災病院	(
٤.	の社会復帰を支	や家族等へ支援			における研究・開	
	援する。	を行い、早期の			発により得られた	
		社会復帰を図			知見について日本	Į
		る。			職業・災害医学会	(
					学術大会での発表	
					の機会等を活用し	
	ア 勤労者医療	ア 勤労者医療	<評価の視点>	ア 勤労者医療の推進	広く普及を図って	(
	の推進	の推進			いるほか、MSW 等が	
	研究・開発で	これまでに研	・これまでに研	労災病院における研究・開発で得られた知見について、以下の取組等により広く普及を図った。	患者や家族が抱え	É
	得られた知見を	究・開発で得ら	究・開発で得ら		る経済的又は社会	1
	臨床の現場で実	れた知見につい	れた知見につい	「脊柱靭帯骨化症」、「妊娠時の食・生活習慣」、「メタボローム」、「じん肺」の4テーマに係る研究的なななななない。	的問題の解決に向	1
	践し、フォーラ	ては、臨床の現	ては、臨床の現	究報告を第72回日本職業・災害医学会学術大会で発表し、「職業性疾病等の原因、診断及び治療」、 「労働者の健康支援」や「労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化」に係る普及を図った。	けた調整・援助等	1
	ムや症例検討会	場で実践すると	場で実践すると	・万国名の健康支援」で・万久体院和自己派の人に守い危極、過止し」に派の自及で回りた。	の支援を行うこと	
	等で他の医療機	ともに、フォー	ともに、フォー	勤労者医療フォーラムについては、令和6年10月「安心して働き続けるために ~両立支援の連	により患者の社会	
	関に普及させる	ラムや症例検討	ラムや症例検討	携と協働を考える~」、令和7年2月「就労と糖尿病治療の両立~正しい知識がダイアベティス(糖	復帰の促進に努め	
	等により推進を	会等で他の医療	会等で他の医療	尿病)とスティグマ(偏見)を防ぐ~」を開催した。	ている。大規模労	
	図る。	機関に普及を図	機関に普及を図		働災害や新興感染	
		る。	っているか。		虚等の発生時の対	
					応については、労	
					災病院災害対策要	
			1		1	1

- などに 制の強 いる。
- 標であ 価の認 は、令 病院機 新時期 べての を終え

領に基づき、近隣

- ・労災病院治験ネットワーク推進 事務局における情報収集
- ・労災病院治験ネットワークに 参加している労災病院等診療 科情報、治験受託実績等をホ ームページに掲載する等の広 報活動

中央治験審査委員会の設置、

と考える。

治験契約手続きの中央化など による受託体制の強化 標の水 など、件数増に向けた取組が実施 してい│されており、その点は評価できる

その他の指標として、全ての労 災病院が病院機能評価等の第三者 .ている | 評価の認定を受けることを定めて の中核 いたところ、令和6年度に病院機 しての|能評価の更新時期を迎えたすべて マ組につ│の病院の更新を終えており、目標 の水準を満たしている。

また、指標で定められた事項の て日本│取組に加えて、医療情報の ICT 化 『医学会│の推進として、電子カルテシステ | ムの適切な更新や電子処方箋の導 ∵活用し│入、マイナ保険証利用率の向上へ 図って「の取組が行われたことや、国の審 ISW 等が│議会へ参画、労災認定に係る医学 ₹が抱え│的意見への協力、石綿確定診断等 .は社会|事業の実施など行政機関への貢献 『決に向│についても、取組について高く評 価する。

労災病院事業については、

- ・労災病院が勤労者医療の中核 的な拠点として先進的な取組 を行うことがもとめられるこ
- 大規模労働災害、新興感染症 等の発生時には、公的な医療

	1 122 1270	1 1222/11	
	促進	促進	
	メディカルソ	MSW 等が、患者	・MSW 等が、患者
	ーシャルワーカ	や家族等が抱え	や家族等が抱え
	一等が、患者に	る経済的又は社	る経済的又は社
	対して、社会復	会的問題の解決	会的問題の解決
	帰に関する相談	に向けた調整・	に向けた調整・
	を受けるなどの	援助等の支援を	援助等の支援を
	支援を行うこと	行うことによ	行うことによ
	により、社会復	り、社会復帰の	り、社会復帰の
	帰の向上に努め	向上に努める。	向上に努めてい
	る。		るか。
また、アスベ	なお、アスベ	なお、アスベ	
スト関連疾患、	スト関連疾患、	スト関連疾患、	
化学物質等の有	化学物質等の有	化学物質等の有	
害因子へのばく	害因子へのばく	害因子へのばく	
露による健康障	露による健康障	露による健康障	
害など一般的に	害など一般的に	害など一般的に	
診断が困難な疾	診断が困難な疾	診断が困難な疾	
病や、脊髄損傷	病や、脊髄損傷	病や、脊髄損傷	
については、機	については、独	については、独	
構内の複数の組	立行政法人労働	立行政法人労働	
織が協働して行	者健康安全機構	者健康安全機構	
う研究(以下「協	(以下「機構」と	(以下「機構」と	
働研究」とい	いう。)内の複数	いう。)内の複数	
う。)や労災疾病	の施設が協働し	の施設が協働し	
等に係る研究の	て行う研究(以	て行う研究(以	
結果を共有しつ	下「協働研究」と	下「協働研究」と	
つ、積極的に医	いう。)及び労災	いう。)及び労災	
療を提供するこ	疾病研究の結果	疾病研究の結果	
٤.	を共有しつつ、	を共有しつつ、	
	積極的に対応す	積極的に対応す	
	る。	る。	
特に、アスベ	特に、アスベ	特に、アスベ	
スト関連疾患に	スト関連疾患に	スト関連疾患に	
対して、健診、相	ついては、診断・	ついては、診断・	
談及び診療に対	治療、相談等に	治療、相談等に	
応するととも	ついて引き続き	ついて引き続き	
に、医療機関に	積極的に対応す	積極的に対応す	
対する研修等に	るとともに、労	るとともに、労	

イ 社会復帰の イ 社会復帰の

### イ 社会復帰の促進

#### 〇 社会復帰への対応

患者や家族等が抱える経済的問題又は心理的・社会的問題の解決に向けた調整・援助に加え て、退院援助、社会復帰援助等の様々な支援をメディカルソーシャルワーカー(MSW)が行うこ とにより、患者の社会復帰の促進に努めた。

#### · MSW業務実績件数(相談件数)

区分	令和5年度	令和6年度
相談件数	207, 312 件	215,099件
退院援助・ 社会復帰援助関係	163, 192 件	166,871件

○ アスベスト関連疾患などの一般的に診断が困難な疾病や脊髄損傷患者への対応 アスベスト関連疾患、化学物質等の有害因子へのばく露による健康障害など一般的に診断が 困難な疾病や脊髄損傷患者への対応については、機構内の協働研究及び労災疾病研究の結果を 共有しつつ、積極的に医療の提供を行った。

また、アスベスト疾患センター等において、アスベスト健診等に取り組むとともに、労災病院| 等に設置した健康相談窓口において、アスベストによる健康障害に関して不安のある地域住民 等からの健康相談に対応(健診:6,528件、相談:871件)した。

#### 石綿関連疾患診断技術研修への取組

労災指定医療機関における呼吸器系疾患を取り扱う医師等を対象に、石綿関連疾患に関する 基礎知識等の講義を中心とした基礎研修及び胸部画像の読影実習などの専門研修を実施(受講

の医療機関等と協 同し、合同訓練等 を実施しており、 該当病院において は災害拠点病院、 DMAT 指定医療機関 の機能を維持する とともに、各都道 府県と労災病院と の間で締結した医 療措置協定に基づした。 き、感染症発生・ま 療提供体制を整備しては、 している。効率的 な病院運営につい ては、地域の医療 需要、近隣病院の 診療機能等を把握 した上で最適な病 床機能区分を選択 する観点から病床 機能の変更が必要 と判断した病院としといった取組が認められる。 本部で協議を行 い、病床機能区分 の見直しを図って いる。

における所期の目 標を達成している こと及び困難度 「高」であること を踏まえ、Aと評し 価する。

# <課題と対応>

機関として臨機応変かつ機動 的な対応が求められること ・地域における人口減少・高齢 化に伴う医療ニーズの質・量 の変化等の課題に対応するた め、地域から求められる役割 に応じつつ、効率的な病院運 営を行うことが困難 といった理由から、目標策定時に おいて【困難度:高】としてい この点、勤労者医療の中核的な ん延時に備えた医|拠点としての先進的な取組につい

- ・労災病院における研究・開発 により得られた知見について 講演等により広く普及を図っ ている
- ・MSW 等が患者や家族が抱える経 済的又は社会的問題の解決に 向けた調整・援助等の支援を 行うことにより患者の社会復 帰の促進に努めている

大規模労働災害や新興感染症等 の発生時の対応については、

- 近隣の医療機関等と協同した合 同訓練等の実施、
- 以上、中期計画 | · 災害拠点病院 (13 病院)、DMAT 指定医療機関(13病院)の機 能維持、
  - ・各都道府県と労災病院との間 で締結した医療措置協定に基 づき、感染症発生・まん延時 に備えた医療提供体制の整備 を行っていることを確認した。 効率的な病院運営については、 労災病院が所在する地域の医療需 要や近隣病院の診療機能等を把握 した上で最適な病床機能区分を選

択する観点から、病床機能の変更

より診断技術の	災保険指定医療	災保険指定医療		者数 1,085 名)した。
普及及び向上を	機関等の医師、	機関等の医師、		
積極的に図るこ	産業医等を対象	産業医等を対象		
٤.	とする当該疾患	とする当該疾患		
	診断技術研修会	診断技術研修会		
	を開催する。	を開催する。		
	また、労災認	また、労災認		〇 石綿小体計測検査への取組
	定及び救済認定	定及び救済認定		全国7か所のアスベスト疾患ブロックセンター及び3か所のアスベスト疾患センター計10か
	に必要な肺内の	に必要な肺内の		所において石綿小体計測検査を実施している。アスベスト労災認定に係る当該検査の大部分を
	石綿小体計測及	石綿小体計測及		労働者健康安全機構(以下「当機構」という。)で実施(166件)しており、迅速かつ公正な診断 で当該認定に貢献している。
	び石綿繊維計測	び石綿繊維計測		( 当該応定に負献している。
	について、行政	について、行政		○ 肺内石綿繊維計測精度管理等業務の実施
	機関等からの依	機関等からの依		環境省から「肺内石綿繊維計測精度管理等業務」を受託し、石綿繊維計測の診断技術の維持を
	頼に基づき積極	頼に基づき積極		目的とした石綿繊維計測機関との計測結果の目合せ、また、専門家による繊維計測時の留意点に
	的な受入れを図	的な受入れを図		ついての講義を実施し報告書を作成した。
	る。	る。		
(2)大規模労	(2)大規模労	(2)大規模労		(2) 大規模労働災害、新興感染症等への対応
働災害、新興感	働災害、新興感	働災害、新興感		
染症等への対応	染症等への対応	染症等への対応		
労災病院にお	労災病院グル	大規模災害を	・災害等が発生	「労災病院災害対策要領」に基づき、自治体、医師会又は近隣の医療機関等と協同し、合同訓練
いて、大規模労	ープとして、大	はじめとした災	した場合に、災	等を実施した。 また、災害拠点病院(13病院)、DMAT指定医療機関(13病院)の機能を維持した。
働災害や新興感	規模労働災害や	害等が発生した	害対策要領に基	また、炎舌拠点病院(TS病院)、DMAT指定医療機関(TS病院)の機能を維持した。 さらに、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(令和6年7月)及び新型インフルエンザ等対
染症等の公衆衛	新興感染症等の	場合に、災害対	づき、組織的、体	策ガイドライン(令和6年8月)の改定に伴い、機構における新型インフルエンザ等対策業務計画
生上重大な危害	公衆衛生上重大	策要領に基づ	系的に対応でき	の見直しを行うべく、改定作業を進めているところであり、新型コロナウイルス感染症発生時と同
が発生した場合	な危害が発生し	き、組織的、体系	ているか。	様に引き続き適切に対応できるよう更なる体制整備に努める。
に速やかに対応	た場合に備え	的に対応できる		
できるよう、可	て、緊急対応が	よう研修・訓練		
能な限り体制を	速やかに行える	等を実施する。		
確保すること。	よう適宜危機管			
	理マニュアルの			
	見直しを行う。			
特に、感染症	特に、感染症	また、感染症	・感染症発生・ま	感染症法が令和4年12月に改正、令和6年4月に施行され、感染症発生・まん延時に、迅速かつ
の予防及び感染	の予防及び感染	発生・まん延時	ん延時には各都	的確に医療提供体制を確保するため、平時に都道府県と医療機関がその機能・役割に応じた協定を 締結する「医療措置協定」が法定化されたことに伴い、各都道府県と労災病院との間で医療措置協
症の患者に対す	症の患者に対す	には各都道府県	道府県と締結し	神
る医療に関する	る医療に関する	と締結した協定	た協定に基づい	(第一種協定指定医療機関: 28病院、第二種協定指定医療機関: 24病院)(令和6年度末時点)
法律(平成10年	法律(平成 10 年	に基づいた病床	た病床の確保な	
法律第 114 号)	法律第 114 号)の	の確保など必要	ど必要な対応を	
の改正を踏ま	改正を踏まえ、	な対応を行うと	行っているか。	

え、感染症発生・

感染症発生・ま│ともに、厚生労

が必要と判断した病院と本部で協 議を行い、病床機能区分の見直し を図っていることが認められる。

以上の点を踏まえ、指標に対す る達成度は120%を下回っている が、定量的指標の目標値の達成度 が概ね100%以上であり、困難度 「高」に設定されている主旨を鑑 みた取組も適切に実施されている こと、その他評価できる取組が実 施されていることから、評定を1 段階引き上げAとした。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

(有識者からの意見)

- ·ICT 化について、積極的な取り組 みを期待する。【安井構成員】
- ・地域医療連携推進法人制度の活 用も1つの戦略として、今後も 地域の他の病院と連携をとりな がら、役割分担も含めて取組を 検討していく必要がある。【小野 構成員】
- ・紹介率等を含めた各種データに ついて、それぞれの病院で事情 が異なると思うので、収集した データを活用し現状に合った各 病院へのモニタリングを実施し ていただきたい。【西岡構成員】

くその他事項> 特になし。

まん延時には、	ん延時には、各	働大臣から医療	・厚生労働大臣
各都道府県知事	都道府県知事か	人材の広域派遣	から医療人材の
からの指示を受	らの指示を受	の要請があった	広域派遣の要請
け、病床の割り	け、病床の割り	場合には、可能	があった場合に
当て等に係る協	当て等に係る協	な限り協力す	は、可能な限り
定にのっとった	定にのっとった	る。	協力している
対応を行うとと	対応を行うとと		か。
もに、厚生労働	もに、厚生労働		
大臣からの要請	大臣からの要請		
があった場合に	があった場合に		
は、可能な限り	は、可能な限り		
県境を越える医	県境を越える医		
療人材の広域派	療人材の広域派		
遣を行うこと。	遣に協力する。		
(3)地域医療	(3)地域医療	(3)地域医療	
への貢献	への貢献	への貢献	
労災病院にお	都道府県が策	所在する医療	・所在する医療
いて、都道府県	定する第8次医	圏の人口動態、	圏における中核
が策定する第8	療計画や医療圏	疾病構造、他の	病院としての役
次医療計画や医	ごとの特性など	医療機関の診療	割を担いつつ、
療圏ごとの特性	を踏まえ、所在	機能等の調査を	必要に応じて地
などを踏まえ、	する医療圏の人	実施し、各労災	域医療構想等に
効果的な地域医	口動態、疾病構	病院が当該地域	おいて求められ
療連携を推進す	造、他の医療機	で目指すべき役	ている診療機能
ること。	関の診療機能等	割を明確にした	等の見直しを実
なお、地域の	の調査を実施	上で、地域にお	施し、地域医療
医療機関との連	し、各労災病院	ける中核病院と	に貢献している
携に当たって	が当該地域で目	しての役割を担	か。
は、地域の医療	指すべき役割を	いつつ、地域医	
ニーズの分析や	明確にした上で	療連携の強化に	
関係機関との調	効果的な地域医	取り組む。	
整など機構本部	療連携の強化に		
が必要に応じて	取り組む。		
支援を行うこ			
٤.			

令和6年度においては厚生労働大臣から広域派遣要請はなかったが、令和6年1月に発生した 能登半島地震における対応と同様に、厚生労働大臣から広域派遣の要請があれば適切に対応する。

# (3)地域医療への貢献

#### 〇 地域の中核的役割の推進

地域における中核的役割を果たすため、地域医療支援病院や地域がん診療連携拠点病院の 維持に積極的に取り組み、診療機能の充実を図った。

#### • 地域医療支援病院

	区分	令和5年度	令和6年度	
	取得	25 病院	25 病院	
	(取得率)	86. 2%	86. 2%	

# 【参考】

全国平均取得率(推計):8.5%

(出典:厚生労働省「地域医療支援病院一覧(令和6年9月現在)」)

### 地域がん診療連携拠点病院

令和5年度	令和6年度		
10 病院	10 病院		

# 〇 急性期医療への対応

地域において急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制を確保するため、手 術や救急医療等の高度専門的医療の提供体制を整備し、当該体制の整備を評価する施設基準 取得に努めた。

# ・救急医療に係る病床の整備

区分	令和5年度	令和6年度
救命救急病床	21 床	21 床
特定集中治療室病床	128 床	128 床
ハイケアユニット病床	106 床	110 床

# ・高度急性期医療の提供体制の整備

区分	令和5年度	令和6年度
急性期充実体制加算	6 病院	7 病院
総合入院体制加算	5 病院	4 病院
計	11 病院	11 病院
(取得率)	37. 9%	37. 9%

# 【参考1】

急性期充実体制加算:地域において急性期・高度急性期医療を集中的・効率的に提供する体制を確保する観点から、手術等の高度かつ専門的な医療に係る実績及び高度急性期医療を実施する体制を評価した施設基準

総合入院体制加算: 24 時間救急医療提供を含む急性期医療を提供する体制、病院勤務医の 負担軽減・処遇改善に対する体制等を評価した施設基準

※急性期充実体制加算を算定する場合は、総合入院体制加算は別に算定できない。

### 【参考2】

全国平均取得率(推計):5.8%

(出典:各地方厚生局「届出受理医療機関名簿(令和7年3月又は4月)」)

### ・急性期リハビリテーション体制の強化

区分	令和5年度	令和6年度		
脳血管疾患リハⅠ・Ⅱ	29 病院	29 病院		
心大血管リハⅠ・Ⅱ	24 病院	24 病院		
運動器リハI	29 病院	29 病院		
呼吸器リハI	28 病院	28 病院		
がん患者リハ	27 病院	27 病院		

※病院数は令和6年度末時点

# ○ 多職種の協働によるチーム医療の推進

医療関係職の職種の枠を超えたチーム医療を推進することにより、短期間でより効果的な 医療の提供を行った。

# ・チーム医療の実践(一例)

区分	令和5年度	令和6年度
キャンサーボード	19 病院	18 病院
ICT(感染対策チーム)	29 病院	29 病院
NST(栄養サポートチーム)	28 病院	28 病院
褥瘡対策チーム	29 病院	29 病院
緩和ケアチーム	24 病院	24 病院
呼吸ケアチーム	14 病院	14 病院

※病院数は令和6年度末時点

	また、地域医	また、地域医	・第8次医療計
北海道中央労	療構想調整会議	療構想調整会議	画及び地域医療
災病院と岩見沢	等の議論にも参	等の議論にも参	構想における医
市立総合病院の	画するととも	画するととも	療ニーズや各労
統合について、	に、医療圏にお	に、第8次医療	災病院が果たす
「岩見沢市立総	ける医療ニーズ	計画及び地域医	べき役割を踏ま
合病院と北海道	を勘案して必要	療構想における	え、必要に応じ
中央労災病院の	に応じて病床機	医療ニーズや各	て病床機能区分
統合に係る基本	能区分の変更や	労災病院が果た	の変更や診療機
合意」(令和3年	診療機能の見直	すべき役割を踏	能の見直しを行
7月)及び「岩見	しを行う。	まえ、必要に応	っているか。
沢市新病院建設		じて病床機能区	
基本計画」(令和		分の変更や診療	
4年9月)を踏		機能の見直しを	
まえ、同労災病 院が長年にわた		行う。	
阮か長中にわた って担ってきた			
じん肺分野の医			
療に配慮しつ			
つ、関係者と協			
議の上、適切に			
#   エフ・・			

措置できるよう 検討を進めるこ

# 〇 高度医療機器の計画的整備

高度・専門的な医療を提供し、医療の質の向上を図るため、治療・診断機器等の整備を進め た。

# ・令和6年度における機器整備(更新)状況

機器	令和6年度	整備状況	
内視鏡手術支援機器	3 病院増設	11 病院整備済	
アンギオグラフィー(血管撮影装置)	1 病院増設	20 库炉敷供文	
	3 病院更新	28 病院整備済	
ガンマナイフ	_	2 病院整備済	
リニアック	_	19 病院整備済	
CT(コンピュータ断層撮影装置)	1 病院更新	29 病院整備済	
MRI(磁気共鳴画像診断装置)	4 病院更新	29 病院整備済	
PET(陽電子放射断層撮影装置)	_	1 病院整備済	

<sup>※</sup>病院数は令和6年度末時点

### ○ 医療ニーズを踏まえた病床機能区分の整備

労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分 を選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針 や地域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを図った。

#### • 稼働病床数

令和5年度	令和6年度	
10,539 床	10, 351 床	

# 主な病床機能区分の整備状況

区分	令和5年度	令和6年度
ICU	16 病院	16 病院
100	(7病院)	(5病院)
HCU	12 病院	12 病院
急性期一般入院料1	22 病院	21 病院
地域包括医療病棟	_	1 病院
地域包括ケア病棟	15 病院	15 病院
地域已拾りが病保	(3病院)	(3病院)
回復期リハビリテー	2 病院	3病院
ション病棟	(1 病院)	(1 病院)

<sup>※</sup>病院数は令和6年度末時点、()は上位施設基準の届出施設数。

،	
	ア 地 機関等 強化
	地域 関等と
	能強化
	して取 労災病
	ては地
	援病院
i l	

域の医療 ア 地域の医療 との連携 機関等との連携

う。

い関携らの職院滑のいと関係を同療のの進組検かとし災能け行る等めみがのな病及皿をたにをいていた。

いる労災病院については、引き

### 〇 新潟県上越構想区域における医療機能再編

重点支援区域に選定された新潟県上越構想区域における医療機能再編については、令和6年8月30日開催の上越地域医療構想調整会議において、医療機能再編完了時期(新潟労災病院閉院時期)を令和8年3月31日とすることが提示され了承された。

機能再編の円滑な実施に不可欠となる受け皿病院への人材移行に向けて、令和6年1月に機構が主体となり6つの受け皿病院及び新潟県による人材移行調整会議を設置し、今後の進め方について協議を行った。令和6年8月に実施した職員意向調査結果を踏まえ、受け皿病院への人材移行の枠組みとして、令和6年10月から12月に第一期、令和7年1月から3月に第二期の合同採用試験を実施し、75名の受け皿病院採用が内定した。

なお、閉院に向けた診療機能の移行については、新潟労災病院が主体となり、令和6年10月 に新潟県へ提出した移行計画をもとに新潟県及び各受け皿病院と協議した。

### ア 地域の医療機関等との連携強化

全ての労災病院に対し、紹介患者の確保に係る取組や逆紹介の推進について指示・指導を行った結果、紹介率は年度計画の76%を上回る84.4%、逆紹介率についても年度計画の63%を上回る76.8%となった。なお、紹介率及び逆紹介率が低い病院においては、地域の事情を勘案した上で、可能な限り上記の取組を推進するよう本部から指示・指導を行った。

また、紹介患者への医療提供に重点を置き、かかりつけ医機能を有する医療機関との役割 分担の明確化・連携強化を図るため、26病院が紹介受診重点医療機関を取得し、紹介患者を 重点的に受け入れた。

#### • 紹介率

令和5年度	令和6年度
83.8%	84. 4%

#### • 逆紹介率

令和5年度	令和6年度
76. 2%	76.8%

# 続き紹介率・逆 紹介率を維持 し、承認要件を 適合させてい く。

重篤な患者に 重篤な患者に 対する救急医療|対する救急医療 の提供に加え、 の提供に加え、 今後増加が見込 今後増加が見込 まれる高齢者の「まれる高齢者の 救急搬送等、地|救急搬送への対 域の救急医療の一応等、地域で求 ニーズに継続し められる救急医 て応えていくた│療の役割を果た め、救急搬送の一すため、救急搬 受入れ体制の強|送の受入れ体制 化に取り組み、 の強化に取り組 救急搬送応需率 → み、救急搬送応 需率の向上を図 の向上を図る。 る。

#### 紹介受診重点医療機関

区分	令和5年度	令和6年度
取得	26 病院	26 病院
(取得率)	89. 7%	89. 7%

【参考】全国平均取得率(推計):13.0%

(出典:厚生労働省「紹介受診重点医療機関リスト(令和7年4月)」

#### イ 地域の救急搬送患者への対応

地域医療支援病院の承認を受けている労災病院の救急搬送応需率は年度計画の70%を上回る72.9%となった。

また、救急搬送患者数については、日々の断り症例の分析や救急隊との連携強化等の取組 を実施した結果、円滑な救急搬送受入が図られたことにより、前年度を上回る結果となっ た。なお、救急搬送応需率が高い先進的な取組をしている病院の例は以下のとおり。

各病棟で受入可能な診療科の拡充

これまでは、各病棟における主担当診療科(2~3科)のみ受け入れており、当該病棟に空床がない場合の他病棟での受入れができないケースが散見された。

- → 原則、どの診療科でも受け入れる「混合病棟」として、主科病棟以外の病棟で も円滑に受け入れるスキームを構築した。
- ・専従ベッドコントローラーの配置

以前までの緊急入院の受入に際しては、主治医と病棟看護師長間で交渉を行っていた。

- → 専従のベッドコントローラーを配置し、緊急入院患者の病棟を決定する権限 を与えることで、円滑な病棟決定が図られた。
- ・病床管理システムの導入

ベッドコントローラー等が全病棟の病床稼働状況を迅速に把握するため、全病棟の空床状況を一画面で可視化できるシステムを導入した。

・ベッドコントロールミーティングの毎朝開催 全病棟師長、ベッドコントローラー等による上記ミーティングを毎朝開催し、当日 の予定入退院状況の共有を図った(病床管理システムを活用)。

#### 救急搬送応需率

令和5年度	令和6年度
73. 2%	72. 9%

#### • 救急搬送患者数

令和5年度	令和6年度
99, 914 人	103, 777 人

※令和6年度1病院当たりの救急搬送患者数:3,579人

#### 【参考】

令和5年全国医療機関の1病院当たり救急搬送患者数(推計):818人 令和6年全国医療機関の1病院当たり救急搬送患者数(推計):840人 (出典:総務省「令和5年及び令和6年中の救急出動件数等(速報値)」)

그 가는 뜻 그 .	<b>占</b>		ウ 北海道中央労災病院(北海道岩見沢市)の統合
ウ 北海道中央			7 心疾退于大刀火物院(心体退石无水川)以前口
	労災病院 (北海		
道岩見沢市)の			
統合	統合	11. <b>14. 14</b> 14 14 14	
北海道中央労			北海道中央労災病院と岩見沢市立総合病院の統合に向けた取組として、新病院の建設計
災病院と岩見沢			画、岩見沢市職員の労働条件・統合時期に係る職員説明会の実施及び職員窓口設置等、職員 に対するきめ細かい情報提供を通じて職員の不安軽減に努めた。
	市立総合病院の		に対するとの幅がい情報提供を通じて職員の不安性域にあめた。
	統合による新病		
	院の整備につい		
	て、同労災病院		
	が長年にわたっ		
	て担ってきたじ		
	ん肺分野等の医		
	療機能の確保に		
	配慮しつつ、岩		
見沢市新病院建	見沢市との連携	見沢市との連携	
設基本計画」(令	の下、新病院の	の下、新病院の	
和4年9月)を	建設計画等につ	建設計画等につ	
踏まえ、同労災	いて検討を進め	いて検討を進め	
病院が長年にわ	るとともに、新	るか。	
たって担ってき	病院の建設に支	・新病院の建設	また、新病院建設工事開始に伴い必要となる既存建物の先行解体を完了した。
たじん肺分野等	障をきたさない	に支障をきたさ	
の医療機能の確	よう宿舎等の先	ないよう宿舎等	
保に配慮しつ	行解体工事を実	の先行解体工事	
つ、岩見沢市と	施する。	を実施している	
の連携の下、新		か。	
病院の円滑な開			
院に向けて検討			
を進める。			
なお、統合の	なお、令和 10	・令和 10 年春を	なお、両病院共通の懸案である医療従事者の不足及び病床利用率の低迷などを踏まえ、令
実施に当たって	年春を予定して	予定していた統	和10年春を目途としていた両病院の統合時期を令和8年4月1日目途に前倒しし、令和6
は、職員の雇用	いた統合時期に	合時期につい	年7月29日に基本合意書変更確認書を提出した。
の確保等に努め	ついて、両病院	て、両病院の現	
る。	の現状を踏まえ	状を踏まえ早期	
	早期統合も含め	統合も含めた検	
	た検討を行いつ	討を行いつつ、	
	つ、引き続き職	引き続き職員の	
	員の雇用の確保	雇用の確保等に	
	等に努める。	努めているか。	

(4)医療情報	(4)医療情報	(4)医療情報
の ICT 化の推進	の ICT 化の推進	の ICT 化の推進
労災病院に	労災病院にお	医療の質の向
おいては、医療	いては、医療の	上と効率化を図
の質の向上と効	質の向上と効率	るため、マイナ
率化を図るた	化を図るため、	ンバーカードの
め、電子処方箋	電子処方箋をは	健康保険証利用
をはじめ、「医療	じめ、「医療 DX の	(以下「マイナ
DXの推進に関す	推進に関するエ	保険証」とい
る工程表」(令和	程表」(令和5年	う。)や電子処方
5年6月2日医	6月2日医療 DX	箋をはじめ、「医
療 DX 推進本部	推進本部決定)	療 DX の推進に関
決定)に基づき	に基づき政府が	する工程表」(令
政府が進める医	進める医療分野	和5年6月2日
療分野での DX	での DX (デジタ	医療 DX 推進本部
(デジタルトラ	ルトランスフォ	決定)に基づき
ンスフォーメー	ーメーション)	政府が進める医
ション)の各取	の各取組に率先	療分野での DX
組に率先して取	して取り組む	(デジタルトラ
り組む等、医療	等、医療情報の	ンスフォーメー
情報の ICT 化の	ICT 化について	ション)の各取
一層の推進を図	は、経営基盤の	組に率先して取
ること。	強化及びシステ	り組む等、経営
	ム更改の時期や	基盤の強化及び
	個人情報の取扱	システム更改の
	いも勘案の上、	時期や個人情報
	一層の推進を図	の取扱いも勘案
	る。	の上、医療情報
		の ICT 化の一層
		の推進を図る。
		なお、マイナ
		保険証の利用率
		(マイナ保険証
		利用人数/外来
		レセプト枚数)
		については、
		53.6%(令和5
		年 10 月実績
		3.6%から 50%
		ポイントアッ
		プ) とすること

#### (4) 医療情報のICT化の推進

・医療の質の向

上と効率化を図

るため、医療情 報の ICT 化を推

進しているか。

本部にCIO (情報化統括責任者) 及び情報企画課を置き、病院にはシステムに詳しい医師をトップに各部門の代表者を集めた情報システム委員会や情報企画係等を設置し、本部と病院が連携を取りながら計画的にシステム更新を行っている。

電子カルテシステム等の更新については、主に以下の4点を目的に計画的に更新を行っている。

- ① 医療の質・安全の向上、業務の効率化(部門システムとの連携等)
- ② 診療情報の一元管理・利活用 (DWHの導入等)
- ③ 地域医療連携の強化(地域の医療情報ネットワークシステムとの連携等)
- ④ システムの安定稼働、コスト削減(仮想サーバ、クラウド化等)

### 〇 電子カルテシステムの更新

電子カルテシステムについては、令和6年度末現在、全ての労災病院において導入済であり、適宜更新を行っている。

#### • 更新施設数

令和5年度	令和6年度
3 施設	1施設

### 〇 電子処方箋の導入

電子処方箋の導入について、本部と病院が連携を取り病院ネットワーク環境等検討した上で、電子処方箋の利用申請を完了し、電子処方箋の導入準備を進め、令和6年度末現在、全ての労災病院において導入を完了した。

#### 【参考】

全国平均導入率:29.3%(令和7年3月実績)

(出典:デジタル庁「電子処方箋の導入状況に関するダッシュボード」)

# 〇 マイナ保険証利用率の向上

各労災病院のマイナ保険証利用率について、共通ポータルサイトへ掲載することで利用率向上に向けての意識醸成を図るとともに、病院窓口での声掛け及び厚生労働省が作成した患者向け周知ポスター等を活用して、マイナ保険証の利用促進に取り組んだものの、依然として健康保険証を継続して使用する患者が一定数いるため、目標を達成することができなかったが、全国平均値を上回っている(令和7年3月実績:34.5%)。

#### 【参考】

全国平均利用率: 27.3%(令和7年3月実績)

(出典:厚生労働省「マイナ保険証の利用促進等について」)

		を目標とし、来			
		院患者等への説		l	
		明等の取組を推		l	
		進して利用率の		l	
		位して利用中の   向上を目指す。		l	
また、研究等	また、研究等		○ 診療情報等の取扱い	 	
	に診療情報、臨		研究等のために診療情報等を利用する際は、従来から個人が特定できない形にデータの変	 	
	床試験のデータ		換等を行っている。また、診療情報の漏えい、目的外利用が生じないよう「医療情報システ	 	
	等を利用する際		ムの安全管理に関するガイドライン」に基づき主に以下の点に留意し、適切に管理してい	l	
	は、個人が特定		る。	 	
	できない形にデ		・組織的安全管理対策(管理体制・規程の整備)	l	
	一タを変換する		・物理的安全対策(サーバー室入退室管理、盗難防止等)	 	
	とともに、デー		・技術的安全対策(アクセス管理、不正ソフトウエア対策等)	 	
	タの暗号化を行			 	
システムの安全	   う等、「医療情報			 	
管理に関するガ	システムの安全			 	
イドライン」(令	管理に関するガ			 	
和5年5月31	イドライン」(令			 	
日付け産情発	和5年5月31日			 	
0531 第 1 号厚生	付け産情発 0531			 	
労働省大臣官房	第 1 号厚生労働			 	
医薬産業振興・	省大臣官房医薬			 	
医療情報審議官	産業振興・医療			 	
通知別添)に基	情報審議官通知			 	
づく運用管理を	別添)に基づく			 	
図ること。	運用管理を図			l	
	る。			l	
(5)患者の意	(5)患者の意	(5)患者の意	(5) 患者の意向の尊重と医療安全の充実	 	
	向の尊重と医療			 	
安全の充実	安全の充実	安全の充実		l	
労災病院にお				l	
	日本医療機能評			l	
	価機構の病院機			l	
	能評価等の受			l	
	審、患者サービ			l	
	ス向上委員会活			 	
	動、クリニカル			 	
	パス委員会等の			 	
供すること。	院内委員会活動			 	
	等を通じて、患			 	
	者の意向を十分				

	<u> </u>	
に尊重し、良質		
┃  ┃ かつ適切な医療		
と提供する。		
	ア病院機能評	アニ病院機能評価の受審
	価の受審	
	良質な医療を・良質な医療を	良質な医療を提供するため、令和6年度に更新時期を迎えた病院について更新を行った(受
	提供するため、提供するため、	審済27病院)。
	公益財団法人日 病院機能評価の	なお、秋田労災病院については、日本医療機能評価機構との日程調整の結果、令和7年10月
	本医療機能評価 更新に取り組ん	頃に新規受審を予定している。
	機構の病院機能でいるか。	
	評価について認	
	定有効期限を迎	
	える施設の更新	
	に取り組むとと	
	もに、現在未受	
	審となっている	
	秋田労災病院に	
	ついては、受審	
	に向けた取組を	
	進める。	
	イ 医療の標準	イ 医療の標準化と質の向上
	化と質の向上	
	医療の標準化・医療の標準化	(ア)クリニカルパスの活用
	を図るため、ク を図るため、ク	医療の標準化や情報の共有化を通じたチーム医療の推進を図ることを目的として、全て
	リニカルパス検 リニカルパスの	の労災病院においてクリニカルパスの活用を推進しており、クリニカルパスの使用状況を
	討委員会の活動 活用を推進して	勘案して1,214件の見直しを実施した。また、活用の推進を図った結果、5,434件のクリニカ
	等を通じて、ク いるか。	ルパスを活用した診療が提供された。
	リニカルパスの	
	活用を推進す	・クリニカルパス導入状況
	る。	区分 令和5年度 令和6年度
		パス件数 5,339件 5,434件
		パス使用率 51.9% 53.0%
		見直し件数 1,084 件 1,214 件
		パス見直し率 20.3% 22.3%
	また、医療の・医療の質の向	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	質の向上を図る 上を図るため、	機構本部において「医療の質の評価等に関する検討委員会」を令和6年11月に開催し、労
	ため、「医療の質 「医療の質の評	災病院の医療の質の評価・向上を目的として策定した「労働者健康安全機構臨床評価指標」
	の評価等に関す 価等に関する検	に係る算出定義の見直し及びホームページで公表する指標の内容等について検討を行い、
	る検討委員会」 討委員会」にお	
<u> </u>		- 21 -

において策定ししいて策定した臨 た臨床評価指標|床評価指標を活 を活用するとと 用するととも もに、公益財団|に、公益財団法 法人日本医療機│人日本医療機能 能評価機構が厚|評価機構が厚生 生労働省から受|労働省から受託 託している「医│している「医療 療の質向上のたしの質向上のため めの体制整備事 の体制整備事 業」(臨床評価指|業」(臨床評価指 標の定義標準化|標の定義標準化 及び当該指標を一及び当該指標を 活用した医療の「活用した医療の」 質改善支援等に「質改善支援等に 向けた検討を実│向けた検討を実 施)に対して引|施)に対して引 き 続 き 協 力 す|き続き協力して る。 いるか。

# ウ 患者満足度 の確保

尊重し、良質で│査を実施し、患 適切な医療を提|者の意向を尊重 供するため、患し、良質で適切 者満足度調査を│な医療の提供に 実施する。

患者の意向を一・患者満足度調 つなげている か。

新指標の策定及び一部指標に係る算出定義の見直し等について承認した。

#### 〇 当該指標から評価できる医療の質向上事例

大腿骨近位骨折患者における早期リハビリテーション開始率

大腿骨近位部骨折の入院患者のうち、入院日から4日以内にリハビリテーションが実施 された患者の割合

R5年度 94.7% → R6年度4-12月 95.7%

大腿骨近位部骨折患者に対する急性期リハビリテーションの実施は、廃用症候群や合併 症の予防・改善に特に効果が認められている。労災病院全体では9割以上の患者に早期リハ ビリテーションを実施しており、大腿骨近位部骨折患者の早期社会復帰に積極的に取り組 んでいると評価できる。

# (ウ)「医療の質向上のための体制整備事業」への協力

公益財団法人日本医療機能評価機構が厚生労働省から受託している標記事業に令和元年 度から協力しており、臨床評価指標に係る定義の標準化、当該指標を活用した医療の質改善 支援等についての検討を行う「医療の質向上のための協議会」(令和6年度は3回開催)に 担当理事が委員として参加した。

併せて、標記事業の一環として、医療の質指標を活用した質の可視化を実践するモデル事 業「医療の質可視化プロジェクト」が令和6年度に実施され、「医療安全」「感染管理」「ケ ア(褥瘡ケア等)」に関連する代表的な質指標について、全ての労災病院のデータ提供を行 った。

#### ウ 患者満足度の確保

感染症対策のため一部施設で規模を縮小し全ての労災病院で調査を実施した(令和6年9 月10日~10月7日)。

入院患者については、調査期間(令和6年9月10日から令和6年10月7日)に退院した患者 のうち7,249人から、外来患者については、調査日(令和6年9月10日から令和6年9月17日 までのうち病院任意の2日間)に通院した患者のうち11.140人から回答を得た。

結果、満足度は、入院92.5%、外来82.0%、入外合計86.1%と目標を達成した。

# ・患者満足度

区分	令和5年度	令和6年度
入院	92.3%	92. 5%
外来	80. 1%	82. 0%
入外平均	84. 9%	86. 1%

#### 〇 患者満足度調査結果を踏まえた取組

得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足

全チェックシー | 推進するため、 | 推進している トによる自主点 「医療安全チェーか。 検、医療安全相「ックシート」及 互チェック、医│び「労災病院間 療安全に関する | 医療安全相互チ 研修、医療安全|ェック」を活用 推進週間等を継した取組を継続 続して実施する│する。相互チェ とともに、患者 一ックについて の医療安全への|は、他医療機関 積極的な参加を│との連携を引き 推進し、医療安|続き実施する。 全の充実を図 る。

エ 医療安全の 充実 また、医療安 安全な医療を 安全な医療を

また、医療安

全の充実を図る

ため、全ての労

災病院において

度が高く、院内設備に対する満足度や待ち時間に対する満足度が相対的に低かった。これ については、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙 の修繕やベッドの更新等の療養環境の改善を計画的に実施したほか、院内のラウンドを こまめに実施して日々の清掃や空調管理を柔軟に運用することなどで可能な限り満足度 を高めるよう取り組んでいる。

また、待ち時間については、患者サービス委員会で改善計画を策定し、予約枠の効率的 な運用を図ることや、接遇研修を実施することで満足度の向上を図った。

なお、従前の対面式調査方式を備え付けの回答箱へ投函する方法などに変更すること にした。

# エ 医療安全の充実

### (ア) 医療安全チェックシート

平成17年度から全ての労災病院において毎年度実施している労災病院共通の「医療安全 チェックシート」を用いた自主点検は、令和4年度適用分からチェック項目の見直しを行っ ている。新たな項目の追加により各病院の課題が明確になり、達成に向けて取り組んでい

#### ・医療安全チェック項目と達成率

区分	令和5年度	令和6年度
項目数	204 項目	204 項目
達成率	99.0%	96. 5%
対前回	+0.8	△2.5

#### (イ) 労災病院間医療安全相互チェック等

平成14年度に北陸の3労災病院(燕、新潟、富山)が開始した取組をモデルケースとして、 平成18年度から全国の労災病院間に規模を拡大し実施している「労災病院間医療安全相互 チェック」を、令和6年度も全ての労災病院を11グループ(1グループ当たり2~4病院) に分けて32回実施した。

#### 【令和6年度の主なテーマ】

- ※令和5年度からグループ構成を変更し、2~4病院のグループで実施している。
- ・共通テーマ:「患者安全のための体制と医療事故等の適切な対応」
- グループテーマ:グループ病院で決定したテーマ

なお、他医療機関との連携については、安全対策・感染対策に関する取組として相互チェ ックやカンファレンスを、地域の大学病院や自治体病院等と実施している。

# (ウ) 職員研修

職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、全ての労災病院において 全職員を対象とした医療安全に関する研修(転倒・転落予防、医療コミュニケーションスキ

全職員を対象と した医療安全に 関する研修を年 2回以上実施す るとともに、患 者・地域住民も 広く参加する医 療安全推進週間 等に引き続き取 り組む。特に、こ れまでのインシ デント対策に加 え、レジリエン スの発揮を通じ た医療の質・安 全の向上を推進 できるよう、本 部において各労 災病院の医療安 全管理者に対す る講義・事例検 討等を実施する ことにより、知 識及び実践スキ ルの向上に努め なお、研修会 等に当たって は、電子 (WEB) 会議システム等 も活用してい さらに、労災

病院における医

療上の事故等の 公表、原因究明・

分析に基づく再

発防止対策の徹底と共有化を継

続する。

ル、医薬品の安全使用等)を年2回以上実施した。

#### (工) 医療安全推進週間

厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」※(令和6年11月24日~11月30日)に全ての労災病院が参加し、共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を行った上、患者・地域住民及び職員を対象に次の取組を実施している。

- ・医療相談コーナーの設置
- ・患者・地域住民を対象とした公開講座
- ・医療安全パトロール(医療安全委員会メンバーによる院内巡視)
- ・職員を対象とした研修・講習会

※医療安全対策に関し、医療関係者の意識向上、医療機関や医療関係団体における組織的取組の促進等を図るとともに国民の理解と認識を深めることを目的とし、11月25日を含む一週間を「医療安全推進週間」と位置付け、医療安全対策の推進を図っている。

#### (才) 医療安全対策者会議

毎年度、全国労災病院医療安全管理者を対象とした会議を開催し、外部講師による講義、情報交換、各病院の取組紹介をもとにグループワークを実施している。令和6年度は集合会議のみとしたが、新興感染症拡大等、地域の状況に合わせ、WEB会議の開催など柔軟に対応していく。

# (カ)公表と再発防止

医療の安全性及び透明性の向上のため毎年公表している労災病院医療上のインシデント 等の発生状況について、例年、5月にホームページ上で公表し、インシデント報告文化の醸

(6)治験の推 ہ ع

# (6)治験の推 (6)治験の推 准 准

各労災病院か 各労災病院か 各労災病院か ら治験コーディ│ら治験コーディ│ら治験コーディ ネーター研修等│ネーター研修等│ネーター研修等 へ積極的に職員│へ積極的に職員│へ積極的に職員 を派遣すること を派遣すること を参加させるこ により労災病院 | により労災病院 | とにより治験実 における治験実 | における治験実 | 施体制を強化す 施体制を強化す│施体制を強化す│るとともに、労 るとともに、労│るとともに、労│災病院治験ネッ 災病院治験ネット災病院治験ネットワークの強化 トワークの強化 トワークの強化|と広報活動を行 と広報活動を行しと広報活動を行しうことにより、 うことで、新医│うことで、新医│新医薬品等の開 薬品等の開発促|薬品等の開発促|発促進を図る。 進に貢献するこし進を図る。

成に努めている。

また、「医療安全対策者会議」、「各種本部集合研修」及び「医療安全情報誌」等において、 労災病院における事例等を基に、情報の共有化と再発防止対策の徹底を図ることで、安全で 質の高い医療を推進している。

#### (6)治験の推進

治験を推進するため、国立病院機構主催の「初級者臨床研究コーディネーター養成研修」(日本臨床薬理学会認定)に労災病院及び当機構本部から2名、「治験及び臨床研究倫理審査委員養成研修」に1名の職員が参加した。

令和6年度においては製造販売後臨床試験件数を含め、3,635件の症例に対して治験等を実施 した。

国際共同治験割合の増加による日本人を対象とした治験の減少や、新規医薬品の承認品目数が落ち込んだことにより製造販売後・市販後調査自体が減少したことに加え、新規医薬品の承認品目数の内訳を新型コロナウイルス感染症拡大前と比較すると、治験が幅広く実施されない「希少疾病用医薬品(オーファン・ドラッグ)」の割合が増加し、一般的な疾患に対する医薬品の割合が減少するといった外的要因の影響により計画件数(4,400件)には及ばなかったものの、前年度から889件の件数増となった(対前年度比32.4%増)。計画達成に向け、労災病院治験ネットワーク推進事務局の取組みを継続することに加え、各病院で受託している治験についても、院長会議等において推進するよう働きかけを行い、更なる件数増を図る。

#### 労災病院における治験等実績

区分	令和5年度	令和6年度	
治験件数	385 件	364 件	
製造販売後	2, 361 件	3, 271 件	
臨床試験件数	2, 301 17	3, 2/1 1+	
合計件数	2, 746 件	3, 635 件	

労災病院治験ネットワーク推進事務局においては、情報収集に努めるとともに、労災病院治験ネットワークに参加している労災病院等の診療科情報、治験受託実績等をホームページに掲載するなどして広報活動に努めた結果、製薬メーカー等から依頼のあった 13 件の実施可能性調査を行い、治験契約へ向けた調査の手続を実施した(令和6年度末時点において、16 件調査継続中)。

なお、平成 29 年度より中央治験審査委員会設置、治験契約手続等の中央化などにより受託 体制の強化を図っている。

令和3年11月から中央治験審査委員会(CIRB)で企業治験の審議を開始し、全国的な治験 実施体制の構築並びに国の治験事業の活性化に寄与した。

			• 労災病院治	験ネットワーク	7を活かした治験の	 の実施		
			E /\	新規調査	前年度からの	<b>‡∏ ∜Ь /</b> ↓ ₩Ь		
			区分	依頼件数	調査継続件数	契約件数 -	契約施設数	
			令和5年月	21 件	14 件	5件	8 施設	
			令和6年月	13 件	20 件	3件	3 施設	
			※令和6年月	末時点における	。 「調査手続中」(	の案件:16件		
			4 — 5 — 4 Alle — 44 — 7	- b-t-level day				
(7)産業医等			(7)産業医等の資	「成支援体制の3	<b>芒実</b>			
の充実	の充実	の充実						
労災病院にお	事業場におけ	高度な専門性	高度な専門性	と実践的活動能	<b>も力を持つ産業医</b> 等	等の育成、確保	を目的に、労災犯	<u></u>
ハて、多様な勤	る産業医等の実	と実践的活動能			ノター(部)を含む	む。)における配	産業医育成支援(	) 3
労者の健康課題	践活動を通じて	力を持つ産業医	業医科大学と選	!携して協議を?	うっている。			
こ的確に対応し	多様な勤労者の	等の育成及び確						
ていくため、産	健康課題に的確	保を目指し、引						
業医の活動に必	に対応していく	き続き産業医科						
要な臨床医学的	ため、労災病院	大学と連携を図						
素養の維持及び	及び勤労者医療	り、労災病院及						
向上のための育	総合センター	び勤労者医療総						
成支援体制の充	(治療就労両立	合センター(治						
実を図ること。	支援センターを	療就労両立支援						
	含む。) におい	センターを含						
	て、高度な専門	む。) において産						
	性と実践的活動	業医の活動に必						
	能力を持った産	要な臨床医学的						
	業医等の育成及	素養の維持、向						
	び確保を目指	上のための育成						
	し、引き続き産	支援体制の充実						
	業医科大学と連	を図る。						
	携を図りつつ、							
	産業医の活動に							
	必要な臨床医学							
	的素養の維持及							
	び向上のための							
	育成支援体制の							
	充実を図る。							
/-\ w	/ - \ w / · ·	( - )	,_,	_ <b></b>	-1-			
(8) 労災病院			(8)労災病院ごと	の目標管理の乳	<b>ミ</b> 施			
	ごとの目標管理	ごとの目標管理						
ごとの目標管理 の実施	の実施	の実施						

<b>☆巛☆応によ</b>	当然 本間によ	十 如 1. 夕 兴 巛	タボ吸り機能	○ Y字光上次十7比極
労災病院にお	労災病院にお			○ 運営に資する指標 ・
	いて、機構が有			本部と各労災病院との協議により各種指標(患者数、単価、収入等)に係る目標値を設定
	する臨床評価指			しており、毎月の実績を本部において取りまとめた上、年度目標の達成に向け、毎月開催し
			が可能な指標に	ている経営改善推進会議において各労災病院における取組の達成・進捗状況を確認し、必要
	る各種データ等			な指導・助言等を行った。
を活用した上			設定し、四半期	また、本部が指定している経営改善病院(19病院)については、各病院において経営改善
	で、各労災病院			に向けた取組及び目標値を設定し、四半期ごとに各病院の年度目標の達成に向けた取組状
	の機能・運営環			況を確認し、取組の成果について検証・指導を行った。
			検証を行い、年	【参考】主な指標
することが可能	することが可能	ごとの実績の評	度目標の達成を	ア 1日平均入院患者数
な指標につい	な指標につい	価、検証を行い、	図っているか。	コロナ禍以降の受診抑制及び在院日数短縮化等の影響により、目標値を達成した
て、病院ごとの	て、病院ごとに	年度目標の達成		病院は、29労災病院のうち4病院のみとなった。
目標管理を行	目標の達成状況	を図る。		イ 1人1日当たり入院診療単価
い、その結果を	を定期的に検			診療報酬改定による施設基準の見直し等に対し適切な対応に努めた結果、29労災
業務実績等報告	証・評価する目			病院のうち16病院が目標値を上回った。
書において明ら	標管理を行い、			
かにすること。	その結果を業務			〇 医療の質に資する指標
	実績等報告書に			全ての労災病院を対象とした「労働者健康安全機構臨床評価指標」(30指標)を設定して
	おいて明らかに			おり、本部において四半期ごとに各病院の実績を取りまとめ、毎年開催している「医療の質
	するとともに、			の評価等に関する検討委員会」において全体の傾向及び各病院の取組に係る内容を精査・分
	業務の質の向上			析するとともに、全ての労災病院に対してフィードバックすることにより医療の質の向上
	に努める。			に努めた。
				【参考】主な指標
				ア 手術開始前1時間以内のうち予防的抗菌薬投与率
				29労災病院のうち21病院が目標値を上回った。
				イ 大腿骨近位部骨折患者における早期リハビリテーション開始率
				28労災病院のうち19病院が目標値を上回った。
(9)行政機関	(9)行政機関	(9)行政機関		(9)行政機関等への貢献
等への貢献	等への貢献	等への貢献		
労災病院に所				
属する医師等				
は、国が設置し				
ている審議会、				
検討会等からの				
参加要請、労災				
請求等に対する				
認定に係る意見				
書の迅速・適正				
な作成等につい				
て、積極的に協				
カすること。				
		•	•	- 27 -

ア 国が設置す ア 国が設置す る審議会、検討しる審議会等への 会等への参画 参画

勤労者の健康 労災認定基準 を取り巻く新た 等の見直しに係 な問題等についる検討会に参加 て、国が設置すしするほか、国が る審議会、検討|設置する審議会 会等への参加、「等への参加、情 情報提供等による報提供等によ り、行政機関にしり、行政機関に 協力する。 協力する。

イ 労災認定に イ 労災認定に 係る医学的意見 係る医学的意見

書への取組

る。

書への取組 労災認定に係 労災病院内に る意見書の作成│おいては、特に については、複 複数診療科にわ 数の診療科にわしたる事案につい たる事案についして回答管理を徹 て、院内の連携|底し、迅速に対 を密にするなど 応するととも 迅速かつ適切に|に、管内に労災 対応するととも│病院未設置の労 に、特に専門的 働局での意見書 な知見を要する│作成に対応する 事案について│ために構築した は、労災病院の一枠組みを活用し ネットワークを│て、専門的知見 生かして対応すしを要する事案に

対応する。 また、労働基 また、労働基 準監督署等から│準監督署等から の依頼によるアーの依頼によるア スベスト関連疾|スベスト関連疾 患の労災認定等│患の労災認定等 に係る意見書の一に係る意見書の 作成について│作成について は、石綿確定診|は、石綿確定診 断委員会におい 断委員会におい

ついても適切に

#### ア 国が設置する委員会等への参画

国(地方機関を含む。)の要請に応じて、労災病院の医師等が医員・委員の委嘱を受けるととも に、審議会、委員会、検討会等に参画し、労災疾病等に係る医学的知見を提供している。

#### 〇 令和6年度実績

- ・中央じん肺診査医(3人)、地方労災医員(49人)、労災保険診療審査委員(24人)、地方 じん肺診査医(11人)等計220人が医員・委員を受嘱した。
- ・41種類の審議会、委員会、検討会等(中央じん肺診査医会、中央環境審議会等)に参画し た。

#### イ 労災認定に係る医学的意見書への取組

複数の診療科にわたる事案については、事務局が連携して回答期限の管理を行い、返書を迅速 かつ適切に行うよう管理している。特に専門的な知見を要する意見書作成等で、労働局等から依 頼を受けた労災病院では対応困難な事例に関しては、当機構本部で対応病院をコーディネート する体制を整備している。

また、管内に労災病院が未設置の労働局についても、近隣都道府県の労災病院で対応する体制 を整備している。

1件当たり意見書処理日数:令和6年度実績 16.4日

#### ・意見書処理日数

令和5年度	令和6年度		
17.2日	16.4日		

# 〇 「石綿確定診断等事業」の実施

全国の労働基準監督署で石綿による疾患であるか否か医学的に判断できない事案について、 296件の依頼を受け、臨床、病理、疫学、放射線等の専門家からなる「石綿確定診断委員会」を 開催し、中皮腫、石綿肺がん、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚の確定診断を実施した。

#### • 石綿確定診断実施件数

区分	令和5年度	令和6年度
件数	199件	241件

て迅速かつ適切	て迅速かつ適切		
に対応する。	に対応する。		
ウ うつ病等休	ウ うつ病等休	ウ うつ病等休職者の職場復帰支援等の取組への協力	
職者の職場復帰	職者の職場復帰		
支援等の取組へ	支援等の取組へ		
の協力	の協力		
独立行政法人	独立行政法人	「精神障害者の職場復帰支援(リワーク支援事業)」について、9人の患者に対し当該事業の紹	
高齢・障害・求職	高齢・障害・求職	介を行い、意見書を作成するなど地域障害者職業センターと連携して復職や新規就労の支援を行	
者雇用支援機構	者雇用支援機構	った。	
が運営する地域	が運営する地域		
障害者職業セン	障害者職業セン		
ターにおいて実	ターにおいて実		
施しているうつ	施しているうつ		
病等休職者の職	病等休職者の職		
場復帰支援等の	場復帰支援等の		
取組に関し、医	取組に関し、医		
療面において協	療面において協		
力する。	カする。		

# 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
1—2	治療就労両立支援事業		
業務に関連する政策・施 策	Ⅲ−3−2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠 (個 別法条文など)	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号 労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	
度	職業生活が長期化し、疾病リスクを抱える労働者が増えており、また、「疾病・事業及び在宅医療に係	レビュー	
	る医療体制について」及び第4期がん対策推進基本計画の評価指標として両立支援コーディネーターの		
	基礎研修の受講者数が盛り込まれるなど治療と仕事の両立支援の重要性が高まる中、企業の意識改革と		
	受入れ体制の整備並びに主治医、企業、産業医及び患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライ		
	アングル型のサポート体制構築の推進を図り、労働者の健康確保、継続的な人材の確保及び生産性の向		行政事業レビュー
	上を実現することは重要であるため。		予算事業 ID:002454、018826
	【困難度:高】		
	治療と仕事の両立支援を推進するためには、企業、医療機関、労働者等の多くの関係者による連携を強		
	化していく必要があることから困難度が高い。特に、経営者や管理職の理解不足や、中小企業への周知		
	不足という様々な課題がある中で、両立支援コーディネーターを育成し、治療と仕事の両立に向けた取		
	組を社会全体に広げていくことは困難度が高い。		

2. 主要な経年	主要な経年データ														
② 主要なア	② 主要なアウトプット(アウトカム)情報									① 主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標	達成目標	基準値(前中期目標期間平均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	
支援した 罹患者件数 (計画値)	1,200 件以上 (労災病院及 び治療就労両 立支援センタ 一)	_	1, 200 件						予算額(千円)	1, 141, 990					
支援した 罹患者件数 (実績値)	_	1224.4件 (前中期目 標期間平均 値)	1 222 件						決算額(千円)	1, 161, 696					
達成度	_	_	101.8%						経常費用(千円)	1, 188, 975					
患者満足度(計画値)	90%以上 (労災病院及 び治療就労両 立支援センタ 一平均)	_	90.0%						経常利益(千円)	66, 256					

患者満足度(実績値)	Т	95.1% (前中期目 標期間平均 平均値)	96. 9%			行政コスト(千円)	1, 202, 760	
達成度	-	_	107. 7%			従事人員数	66	
事例検討会 の 有 用 度 (計画値)	80%以上 (産業保健総 合支援センタ 一平均)	_	80.0%					
事例検討会 の 有 用 度 (実績値)	I	87.4% (産業保健 総合支援セ ンターR3~ R5 平均値)	90. 3%					
達成度	-	-	112. 8%					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
2 治療と仕事	2 治療と仕事	2 治療と仕事	<主な定量的指	2 治療と仕事の両立支援の推進	<評定と根拠>	評定 A
の両立支援の推	の両立支援の推	の両立支援の推	標>		評定: A	<評定に至った理由>
進	進	進	・支援した罹患			定量的な評価指標の達成
			者の件数を年間		主な定量的評価	確認すると、まず年間で支持
			1,200 件以上と		である、支援した	患者の件数について目標が
			すること。		罹患者の件数、罹	件であったところ、令和6:
					患者満足度及び事	1,222 件の支援を実施してお
			・支援した罹患		例検討会の有用度	達成度 101.8%であった。
			者にアンケート			院及び労災病院に併設する
			を行い、90%以		の目標を達成して	援センターにおいて、診療
			上から満足であ		いる。	象疾病にとらわれることな
			った旨の評価を		治療と仕事の両	ての疾病を対象として職場
			得るとともに、		立支援における質	両立支援を行っており、そ
			必要に応じてア		的な成果として、	目標を上回る支援件数とな
			ンケートの結果		労働者健康安全機	とは治療と仕事の両立支援
			を治療と仕事の		構両立支援コーデ	に実施されたと考えられ、
			両立支援コーデ		ィネーター意見交	
			ィネーターマニ		換会で、罹患者に	2点目の支援が終了した
			ュアルに反映さ		対するアンケート	するアンケート結果につい
			せること。			ンケート回答者の 90%以上
						満足であった旨の評価を得
			・全都道府県の			を目標としていたところ、
			産業保健総合支		好事例の共有を行	から満足であった旨の評価
			援センターで事			おり、達成度は107.7%で
			例検討会を行っ			た。さらに、アンケート結
			た上で、参加者			事例を「労働者健康安全機
			へのアンケート			支援コーディネーター意見
			を行い、80%以			会」にて共有しており、デ
			上から有用であ			有効に活用した両立支援コ
			った旨の評価を			ネーターの能力向上が図ら
			得ること。			ることから、所期の目標を
						たものと評価できる。
					ーディネーター基	

<b>労働し口の約</b>	労働し口の約	くるの此のや博	珠玑板去字恢上	2.4.7.7.1.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2.2
労働人口の約	労働人口の約	くその他の指標	一位研修を実施し、   これが現場がある。	3点目に、産業保健総合支援セ
3人に1人が何 ことの生またね	3 人に 1 人が何	>  >	両立支援コーディ	ンターでの事例検討会における参
らかの疾病を抱		・両立支援コー	ネーターを積極的	
えながら働いて		ディネーター基	に養成している。	80%以上から有用であったとの詞
	おり、がんの診	一様研修及び事例		価を得ることを目標としていたと 
断を受けた就業	断を受けた就業	検討会にメンタ	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	ころ、90.3%から有用との評価を
者の約2割が退	者の約2割が退	ルヘルス不調に	トの実施や「アン	得ており、達成度は 112.8%であ
職・廃業し、そ	職・廃業し、その	係る内容を拡充	サーパッド」によ	った。本検討会は、地域の企業の
のうち約6割が	うち約6割が初	し、両立支援コ	る個人演習の実施	担当者、両立支援コーディネータ
初回治療までに	回治療までに退	ーディネーター	などにより、研修	一基礎研修修了者、産業保健スタ
退職・廃業する	職・廃業するな	の更なる実践能	の質の向上にも取	ッフ等が参加し、疾病による事例
など治療と仕事	ど治療と仕事の	カの向上を図る	り組んでいる。	の対応方法等についての検討を行
の両立が重要な	両立が重要な課	こと。	また、主な定性	うものであり、その有用度が高く
課題となる中、	題となる中、機		的指標について、	評価されることからは、両立支援
機構は、治療と	構においては、		令和6年度から両	コーディネーター等の対応力の向
仕事の両立支援	治療と仕事の両		立支援コーディネ	上や、企業担当者の理解を広げる
に従前から取り	立支援に従前か		ーター基礎研修に	機会として有効に機能していると
組み、実践的な	ら取り組み、実		メンタルヘルスに	考えられることから、高く評価で
経験・情報を有	践的な経験・情		関する講義を追加	きる。
していることか	報を有している		したほか、メンタ	
ら、一般医療機	ことから、一般		ルヘルス不調の一	定性的な指標として設定してい
関における取組	医療機関におけ		例として、本部か	る、両立支援コーディネータ <i>ー0</i>
を先導していく	る取組を先導し		ら各産保センター	   実践能力の向上を図る取組につし
ことが求められ	ていくことが求		ー ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	│ │ては、上述の「労働者健康安全機
ていることを踏	められているこ		に罹患した労働者	│ │構両立支援コーディネーター意見
まえ、以下のと	とを踏まえ、以		の治療と仕事の両	│ │交換会」のほか、両立支援コーラ
おり取り組むこ	下のとおり取り			│ │ィネータ <i>ー</i> 基礎研修(R6は
٤.	組む。			   5, 555 人が修了、対前年比 145 人

(1)治療と仕	(1)治療と仕	(1)治療と仕	<評価の視点>	(1)治療と仕事の両立支援を推進するための治療や患者支援の推進	事例検討会で活用	増)において、「確認テスト」に
事の両立支援を	事の両立支援を	事の両立支援を			したことにより、	よる理解への補助や、メンタル・
推進するための	推進するための	推進するための			両立支援コーディ	ルスに関する講義を追加したこ
台療や患者支援	治療や患者支援	治療や患者支援			ネーターの更なる	により、実践能力の向上に向け
の推進	の推進	の推進			実践能力の向上を	取組が適切に実施されたと評価:
労災病院及び	適切な対応を	労災病院及び	・就労継続や職	労災病院及び労災病院に併設する両立支援センターにおいては、中期計画に定めた治療と仕	図った。なお、中	きる。
労災病院に併設	行えば就労継続	労災病院に併設	場復帰を念頭に	事の両立支援を着実に実施するため、診療報酬対象疾病(がん、脳血管疾患、肝疾患(慢性経過)、	期目標で【困難度:	
する治療就労両	が可能であるに	する治療就労両	置きながら支援	指定難病、心疾患、糖尿病、若年性認知症)にとらわれることなく、対象疾患の拡大を図り、全	高】の根拠とされ	この治療就労両立支援事業に
立支援センター	もかかわらず、	立支援センター	を行っている	ての疾病を対象として次のような取組を実施した。	ている治療と仕事	いては、企業、医療機関、労働
においては、仕	患者が治療に専	においては、仕	か。		の両立支援に対す	等の多くの関係者による連携を
事を有する患者	念する必要があ	事を有する患者			る経営者や管理職	化していくことや、特に経営者を
こ対して診断時	ると考えて、自	に対し診断時か			の理解不足や、中	管理職の理解不足、中小企業への
から治療の過	ら就労継続を断	ら治療の過程、			小企業への周知不	周知不足という課題がある中で、
程、退院時に至	念する等の課題	退院時に至るま			足については、全	両立支援コーディネーターを育り
るまで、治療方	が生じているこ	で、治療方針の			国の産業保健総合	し、治療と仕事の両立に向けた
針の選択等や医	とから、労災病	選択等や医療提			支援センターにお	組を社会全体に広げていくことだ
療提供に当たっ	院及び労災病院	供に当たって、			いて、事業主を対	困難であると考えられることか
て、就労継続や	に併設する治療	就労継続や職場			象とした啓発セミ	ら、目標策定時において【困難
職場復帰を念頭	就労両立支援セ	復帰を念頭に置			ナーを開催してい	度:高】としていた。この点、
に置きながら対	ンターにおいて	きながら支援を			るほか、労働者と	和6年度において、上述の取組
応するととも	は、仕事を有す	行うものとし、			企業との間の個別	より両立支援コーディネーターの
に、両立支援コ	る患者に対して	以下のとおり取			訪問支援を実施す	育成が図られたこと、全国の産業
ーディネーター	診断時から治療	り組む。			ることにより、治	保健総合支援センターでの事業
等を活用し、患	の過程、退院時				療と仕事の両立に	向け両立支援啓発セミナーの実
者へのきめ細か	に至るまで、治				向けた取組を社会	施、企業や産業保健スタッフ等だ
な支援を行うこ	療方針の選択等				全体に広げてい	らの相談対応、労働者と企業との
と。	や医療提供に当				る。	間の個別調整支援等が適切に実施
	たって、就労継				以上、中期計画	されたこと等により、両立支援
	続や職場復帰を				における所期の目	ーディネーター、企業、医療機
	念頭に置きなが				標を達成している	のトライアングル型支援が推進
	ら対応するとと				こと及び困難度	れ、治療と仕事の両立に向けた
	もに、両立支援				「高」であること	組を社会全体に広げていくとい
	コーディネータ				を踏まえ、Aと評	目的に向け、一定の成果が得ら
	ーである医療ソ				価する。	たものと評価できる。
	ーシャルワーカ					以上の点を踏まえ、指標に対
	一等を活用し、				<課題と対応>	る達成度は 120%を下回っている
	患者へのきめ細				_	が、定量的指標の目標値の達成り
	かな支援を行					が全て 100%以上であり、困難原
	う。					「高」に設定されている主旨を
また、労災病	また、労災病					みた取組も適切に実施されてい
院以外の医療機	院以外の医療機					

ことから、評定を1段階引き上げ 関の患者に対し 関の患者に対し Aとした。 ては、産業保健 ては、産業保健 総合支援センタ 総合支援センタ 一が両立支援コ 一が両立支援コ <指摘事項、業務運営上の課題及 ーディネーター ーディネーター び改善方策> 等を活用しつ 等を活用しつ (有識者からの意見) つ、地域の医療しつ、地域の医療 ・両立支援のコーディネーターの 機関との連携・ 機関との連携・ 役割を、支援が必要な方に認知 していただくことが重要。特に 協力関係を構築|協力関係を構築 し、労働者(患 し、労働者(患 小規模事業場への周知が十分で 者)への支援を | 者)への支援を はないことについて、現状取り 推進すること。 推進する。 組まれていることについて引き 両立支援の実践 両立支援の実 続きお願いしたい。【西岡構成 において収集し | 践において収集 員】 た事例につい した事例につい て、これを分析 │ て、これを分析 くその他事項> することで両立 | することで両立 支援に資する医 支援に資する医 療提供の在り方 療提供の在り方 について検討を について検討を 行うこと。 行う。 治療と仕事の 治療と仕事の 両立支援コーデ 両立支援コーデ ィネーターマニ ィネーターマニ ュアルについ ュアルについ て、治療就労両して、新たに収集 立支援センター した事例や企業 等において新た│における課題等 に収集した事例 の分析及び評価 や企業における│を行い、更新し 課題等の分析及してその充実を図 び評価を行い、 り、これらの成 更新してその充|果を研修会の開 実を図り、労災|催、産業保健総 保険指定医療機 合支援センター 関等及び事業場との連携による に普及するこ 各種講演会やセ ٥ع ミナー等の実施 を通じて、労災 保険指定医療機 - 35 -

	<u> </u>	田生なっても来り				
		関等及び事業場に並みまる				
		に普及する。				
	支援の周	両立支援の周				
知・広報		知・広報活動に				
		ついて、積極的に実施してい				
こと。						
	│ 直中央労 │	く。 北海道中央労	また、北海道		│ ○ 北海道中央労災病院治療就労両立支援センターの廃止と横浜労災病院治療就労両立支援 │ ○ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
			中央労災病院治		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
学が、北			療就労両立支援		北海道中央労災病院治療就労両立支援センターを令和7年3月31日で廃止した。	
			根拠労岡立文援		また、横浜労災病院治療就労両立支援センターを令和7年4月1日に設置すべく体制・環	
就労両立			び横浜労災病院		境を整備した。	
ルカ両立			治療就労両立支		現と正明した。	
			援センター設置			
院治療就			に向けた準備を			
		<b>災病院治療就労</b>				
設置する		両立支援センタ	2000			
		ーを設置する。				
	-	ア 支援事例の	ア 支援事例の		ア 支援事例の収集及び分析	
	ı	収集及び分析	収集及び分析			
		労災病院及び	治療と仕事の	・両立支援マニ	令和6年度は両立支援コーディネーターを中心とした支援チームにより、1,222件(脳卒中 167	
		労災病院に併設	両立支援コーデ	ュアルを活用し	件、がん 240 件、糖尿病 171 件、メンタル 16 件、その他 628 件。前年度に比べ 51 件の増。)の支	
	-	する治療就労両	ィネーターマニ	て、職場復帰や	援を実施し、事例収集を行った。	
	] :	立支援センター	ュアルを活用し	治療と仕事の両		
	1	において、両立	て、両立支援コ	立支援の事例収	令和6年度に支援継続している件数は 653 件で、新規支援した件数は 569 件(前年度に比べ 1	
	-	支援データベー	ーディネーター	集を行っている	件の増)であった。	
		ス等を活用する	を中心とした支	か。	令和6年度から研修内容にメンタルヘルスに関する講義を追加した。	
	4	等により、反復・	援チームによ			
	1	継続して治療が	り、職場復帰支			
	!	必要となる疾病	援や治療と仕事			
	1	等の罹患者に対	の両立支援の事			
		して、両立支援	例収集を行う。			
		コーディネータ				
		ーを中心とした				
		支援チームによ				
		る職場復帰支援				
		や治療と仕事の				
		両立支援の事例				
	J	収集を行う。				

	イ 事例検討会		イ 事例検討会の実施	
	の実施			
また、支援事	両立支援に資	・両立支援に資	│ │ よりよい両立支援につなげるため、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーデ │	
例の分析により	する医療提供の	する医療提供の	│ │ ィネーターに対して、日ごろの工夫や問題点等についてのアンケート調査を実施した上で、10 月 │	
得られた新たな	在り方について	あり方について	│ │ に「両立支援コーディネーター意見交換会」を開催し、支援に当たっての課題の検討や好事例の共│	
知見に基づく新	検討を行うた	検討を行うた	有を行った。	
たな支援方法	め、労災病院及	め、労災病院及		
等、両立支援に	び治療就労両立	び治療就労両立	全国の産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、地域の企業	
資する医療提供	支援センターに	支援センターに	の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会	
の在り方につい	所属する両立支	所属する両立支	に、労災病院及び両立支援センターに所属する両立支援コーディネーターを、ファシリテーターと	
て分析・検証・開	援コーディネー	援コーディネー	して積極的に参画させた。	
発を行う。	ターによる意見	ターによる意見		
	交換を行う。	交換を行ってい		
		るか。		
/ W.E.L.U.E				
	ウ 治療と仕事		ウ 治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアルの更新及び普及 	
	の両立支援コー			
	ディネーターマ			
	ニュアルの更新			
及び普及	及び普及	TT 167 A 14 1 A		
両立支援デー				
	ナー、両立支援			
	コーディネータ		設へフィードバックを実施した。 	
	一基礎研修等を			
	通じて治療と仕			
	事の両立支援コ			
	ーディネーター			
	マニュアルの普		述を同マニュアルに追加した。 	
し、労災保険指		及を図っている		
定医療機関等へ		っているか。		
の普及を図る。	++ %=!	り かきしひまる	ᆠᇆᅅᄩᄔᄔᆥᇝᅙᆂᅶᅷᄧᆖᅠᄛᆞᅩᅩᅝᅼᅗᅓᄧᅝᅝᄱᄀᆇᄔᅟᇹᇈᇨᄝᅷᆠᅷᄧᅩᇛᄜᅩᅟᇰ	
	また、治療と			
		両立支援コーデ		
		ィネーターマニ	ネーターの活動とその役割などについて解説した事例集を作成した。 	
	ーマニュアルに	·		
		両立支援コーデ		
		ィネーターが支	労災病院及び両立支援センターと連携し調査研究を実施しその調査結果を公開し周知を図った。   	
		援の流れについ		
	について更に理	て更に理解が深		

	1	1 .	1	
			められるよう新	
		よう新たに「両	たに「両立支援	
		立支援事例集	事例集(仮称)」	
		(仮称)」の作成	の作成を進めて	
		を進める。	いるか。	
		エーアンケート		エーアンケートの実施
	の実施	の実施		
	支援した罹患		・支援した罹患	
		者にアンケート		和6年度のアンケート回答者の 96.9%から有用であった旨の評価を得た。
			を行い、その結	
		果を必要に応じ		ディネーター意見交換会」において、アンケート結果を共有した。
		治療と仕事の両		
		立支援コーディ		
		ネーターマニュ		
		アルに反映させ		
		ることにより、	いるか。	
		質の向上を図		
	る。	る。		
	(2)治療と仕			(2)治療と仕事の両立支援を推進するための企業等に対する支援 
	事の両立支援を			
	推進するための			
	企業等に対する			
支援	支援	支援	<b>立米旧体</b> /// ^	<b>立口しょり たれいて 市業者ウルの王士士極改改しる しょウサナフレンシー 人衆は立</b> 郷
	産業保健総合			
	支援センターに			保健スタッフ等からの相談対応、労働者と企業との間の個別調整支援等を適切に実施した。
	おいて、①企業			カロレンを、におけるかは、大きのアナナゼには、これは
	等に対する正し			・産保センターにおける治療と仕事の両立支援に係る実績
	い知識及び理解			区分 令和5年度 令和6年度
	の普及、②企業		_	啓発セミナー   273 件   216 件
	や産業保健スタ			個別訪問支援 2,021 件 2,588 件
	ッフ等からの相			専門的相談 7,861 件 8,119 件
	談対応及び③労			個別調整支援 622 件 534 件
働者と事業場と	働者と事業場と	働者と事業場と	③労働者と企業	

の間の個別調整	の間の個別調整	の間の個別調整	との間の個別調	個別訪問支援については、産保センターのメンタルヘルス対策・両立支援促進員等が事業場等か
支援について、	支援について、	支援について、	整支援を、円滑	らの依頼に応じて、事業場を訪問し、治療と仕事の両立への理解を促す教育を含め両立支援に関す
近年社会的なニ	近年社会的なニ	近年社会的なニ	かつ適切に実施	る制度の導入に関する支援を実施している。
ーズが高まって	ーズが高まって	ーズが高まって	したか。	
いるメンタルへ	いるメンタルへ	いるメンタルへ	また、治療就	専門的相談については、産保センターのほか、労災病院の両立支援相談窓口、労災病院以外の
ルス不調に係る	ルス不調に係る	ルス不調に係る	労両立支援セン	医療機関(がん診療連携拠点病院等)の両立支援(出張)相談窓口において対応している。
対応も含め、円	対応も含め、円	対応も含め、円	ター等と連携	
滑かつ適切に実	滑かつ適切に実	滑かつ適切に実	し、両立支援の	両立支援相談窓口については、産保センター(47 か所)が両立支援センター(9 か所)、労災
施すること。な	施する。	施する。	取組の推進を図	病院(29 か所)と連携する形で、がん等の患者(労働者)だけでなく、事業者、産業保健スタッ
お、産業保健総	なお、産業保	また、産業保	り、両立支援促	フ等からの相談に対応(相談件数 3, 434 件) した。
合支援センター	健総合支援セン	健総合支援セン	進員等による支	
は、労災病院又	ターは、労災病	ターと労災病院	援体制の充実を	
は治療就労両立	院又は治療就労	に併設の治療就	図っているか。	両立支援(出張)相談窓口については、産保センターのほか、がん診療連携拠点病院等(令和
支援センターと	両立支援センタ	労両立支援セン		6 年度 406 医療機関。対前年度 15 医療機関増)において、同様の相談に対応(相談件数 4,685
連携をした上	ーと連携をした	ター等が連携		件)した。その結果、両立支援に関する相談件数は 8, 119 件となった。
で、企業等に対	上で、企業等に	し、企業と労働		
する支援を実施	対する支援を実	者との連絡調整		
すること。	施する。	等に対する支援		
	この実施に当	を行うととも		
	たり、上記(1)	に、地域の医療		
	の取組の成果も	機関との連携・		
	踏まえ、地域の	協力関係を構築		
	医療機関との連	し、医療機関に		
	携・協力関係を	おける企業と連		
	構築し、医療機	携した両立支援		
	関における企業	の取組の推進を		
	と連携した両立	図る。		
	支援の取組の推			
	進を図る。			
	この取組の推	これらの実		なお、治療と仕事の両立支援に携わる専門スタッフのうち支援体制の充実に向け、全国の産保
	進のため、産業	施、取組の推進		センターの「メンタルヘルス対策促進員」及び「両立支援促進員」を「メンタルヘルス対策・両
	保健総合支援セ	に当たり、メン		立支援促進員」に統合し、配置(令和6年度末時点:662 人)した。
		タルヘルス対		
	支援体制の充実	策・両立支援促		
	を図る	進員等による支		
		援体制の充実を		
		図る。		

(3)治立支援を推進するため、人材の育成 はずるため、人材の育成 は進す方成 大様の育成 人材の育成 人材の育大 化等性 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国 人名英国				
推進するための人材の育成 治療と仕事の 両立支援を推進 するに当性を推進 するに当性の 一点 など と で 大 の	(3)治療と仕	(3)治療と仕	(3)治療と仕	
人材の育成 治療と仕事の 両立支援を推進 するに当たり、 両立支援を推進 するに当たりでは、医療物関係法 令や労務には、と、労働関係理に関する知識等を身に付け、患者、主治とエニケーションのハナることが期待これのたのの基礎研修としたが期待これの大力の大力をとして機能等されている。を対別であるに出生がある。と対別がある。と対別があるにとががある。と対別がある。と対別がある。とが期待にでしたが期待これで、人育成を国の病立支援の病立支援の病力立支援の病力立支援の病力立支援の病力立支援の病力立支援の病力立支援の病力立支援の病力立支援の方のよるにに対したの大方成を対別がある。と対別があると対別がある。と対別があるがあるでは対別がある。と対別がある。と対別があるがある。と対別がある。と対別があると対別があると対別がある。と対別があると対別があると対別があると対別がある。と対別があると対別があると対別がある。と対別があると対別があると対別がある。と対別があると対対のないがあると対別があると対別があると対別があると対対のないがあると対対があると対別があると対別があると対別があると対別があると対別があると対別があると対別があると対別があると対別があると対別があると対対があると対別があると対対対対対対対対対対	事の両立支援を	事の両立支援を	事の両立支援を	
治療と仕事の 両立支援を推進 するに 関するに 当たり、 両立支援を推進 するに 当たり、 両立支援の では、 医療や原語 では、 医療や原語 では、 医療や原語 では、 医療や 関する知識等を身に付け、患者、 自に とが 期待 でした とが 期待 でしたが 関する いる ことが 期待 でした とが 期の でも と と と に お の を と と に お の を と と に に お の な こ と と 援い コーの 域の 作 た 実 に お の が な こ と と 援い コーの 域の 作 な 変 と と と に お の が な こ と と 援い コーの 域の 作 な 変 と と と に お りを の は と と と と と と と と と と と し た 職 切 可能 と は し 、 デ な の の 基礎 研修 を 歳 護 シ 上 で を 、 電子 ステ た が いる こ と が 期待 さ いる こ か と 会 議 三 カー い は の な で か 。 で 前 な え へ り も の も と と 長 に お り を の は の れ り も の も と と 長 に お の が な こ へ い よ 近年 社 会 的 な こ ー ズ が 高 っ な と と 長 に お の な と と 長 に お の な と と 長 に お の な と 大 で 、 が の を 実 進 が し と 会 を し に お の な に よ で が 高 っ で い か に か な こ ー で が る か と し と と と ほ に お の な と と と に に お の な と 大 変 が で が で か き が と き に に よ の の た め の 基礎 研修 を 着 実 に に に の で か で が で か を 着 実 に に に の の を が す す を 実 施 可 る と と と と に に の の を 者 実 に に に の の を 力 で が で か を 着 実 に に に の の を が す す を 実 施 可 る と と と に に る の の な で が で を 実 施 可 る と と と に に る の で な で ず が を が な こ へ で デ 流 な こ で で が で が で が す す を 実 に か が る と と と に に が の の を が な こ へ で デ が の が な こ へ の 養 成 の に な 方 と と に に る の で が す す を 実 に い る の で で デ 流 な こ で で が で が で で デ 流 こ で で が で で で で で が で が で が で で で で で で	推進するための	推進するための	推進するための	
両立支援を推進 するに当たり、	人材の育成	人材の育成	人材の育成	
するに当たり、	治療と仕事の	治療と仕事の	働き方改革実	・全国の病院や
両立支援ターには、医療や心理学、労働関係法令で労務管理に関する知識、患者、主治医・血ケケ労務管理に関すに対した、企業を関すに、のの表達のの表達のの表達ののであるとしたが、あれているを対象では、とのの表達ののであるとしたが、あれているを対象では、とのの表達のでいるでで、大力ののを、でで、大力ののを、でで、大力ののを、でで、大力ののを、でで、大力ののを、大きでで、大力ののを、でで、大力ののでは、大力ののでは、大力ののでは、大力のが、大力のでは、大力のが、大力のでは、大力のが、大力のでは、大力のが、大力のが、大力のが、大力のが、大力のが、大力のが、大力のが、大力のが	両立支援を推進	両立支援を推進	行計画(平成 29	職場で両立支援
マネーターには、医療や心理学、労働関係法会・労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、ユニケーションのハづることで対象を対象でしたが、大材を及びの病立を力があり、とが、大材を及びの病立を力があり、とが、大材を及びの病立を力があり、とが、大材を及びの病立を力があり、大村の大きに指すったのが、大力の大きにより、大村の大きに対したが、大力の大きに対したが、大力の大きに対したが、大力の大きに対したが、大力の大きに対し、大力の大きに対したが、カーで、大力の大きに対したが、カーで、大力の大きに対し、大力の大きに対し、大力の大きに対し、大力の大きに対したが、大力の大きに対したが、大力の大きに対し、大力の大きに対し、大力の大きに対し、大力の大きに対し、大力の大きに対し、大力の大力が、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力の大力に対し、大力が大力に対し、大力が大力に対し、大力が大力に対し、大力が大力に対し、大力が大力に対し、大力が大力が大力に対し、大力が大力が大力が大力が大力に対し、大力が大力に対し、大力が大力に対し、大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大力が大	するに当たり、	するに当たり、	年3月28日働き	が可能となるこ
は、医療や心理学、労働関係法法令や労務管理に関する知識等を身に付け、患者、主治医、企業等のコョンのハブとして機能するれている。こうした人材を効果的に育成及可能となったが、一方の大力として機能する。とが期待されている。こうした人材を効果的に育成及可能となったが、一方の大力として機能する。とが期待されている。こうした人材を効果的に育成及可能となったが、一方の大力とした。人材を効果の正常を表現の立立を接ばの中心とした。人材を効果的に育成及可能となったが、一方の大力とした。人材を効果の正常を表現の方式を表現れる表現の方式を表現れるの表現の方式を表現れるの方式を表現れるの表現の方式を表現れるの表現れるの表現れるの表現の方式を表現れるの表現れるの表現れるの表現の方式を表現れるの表現の方式を表現れるの表現れるの表現れるの表現れるの表現れるの表現れるの表現れるの表現れるの	両立支援コーデ	両立支援コーデ	方改革実現会議	とを目指し、両
学、労働関係法 令や労務管理に 関する知識等を 身に付け、患者、 主治医、企業等 のコミュニケーションのハブと して機能することが期待されている。こうした 人材を効果的に 育成及び配置 し、全国の病院 や職場で配となることを類が可能となる。 だが現代をなることが期待されている。こうした 人材を効果的に 育成及び配置し、全国の病院 や職場で配置などを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルへルス不調に係る内容を拡充した上上で表面のよどを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルへルス不調に係る内容を拡充した上で、ディータの多選礎研修を着実によっての表した上で、ディータの多選礎研修を着実に、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーク変と担保するたり、のの基礎研修を着実によっての養成のための基礎研修を着実にに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーク支援コーク交が研修をを対したとして実施するとともに、の方はの方はの方はの方はの方はの方はの方はの方はの方はの方はの方はの方はの方はの	ィネーターに	ィネーターに	決定)に基づき	立支援コーディ
令や労務管理に 関する知識等を 身に付け、患者、主治医、企業等 のコミュニケーションのハブと して機能することが期待されている。この期待されている。この病院で、が親母で配置し、全国の病院で、や職場で配置し、全国の病院で、や職場で配置し、全国の病院で、とが現ることを関すでとなる。とが現るでとなが現るでとなが思いる。ことが現るでは、な全国の病院で、で、では、なののはでは、なののなどでは、は、なののはでは、なののはでは、ないのでは、ないないのでは、ないないのでは、な	は、医療や心理	は、医療や心理	全国の病院や職	ネーター養成の
関する知識等を 身に付け、患者、主治医、企業等 身に付け、患者、主治医、企業等 のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援のの方とを国情になる。とが現るでは、なのの方のでは、ないのの方ででは、ないの方でででででででででででででででででででででででででででででででででででで	学、労働関係法	学、労働関係法	場で両立支援が	ための基礎研修
身に付け、患者、主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援の一方ととをを表したとでもの表述のではのがある。この病院や職場で両立支援の一方のとしたをを表が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まなとを目指すため、近年社会的なニーズが高まなりルへルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援によるのので、両立支援によるのので、両立支援によるのので、両立支援に対して、一方のを対したとで、両立立支援に対して、対ける課題し、おける課題し、おける課題を対し、を実施で、ので、大力のを対したとで、両立立支援に対し、対けを対し、対しので、対しのでは対し、対けを対し、対しを表し、対けを対し、対しのでは対し、対して、対けを対し、対して、対けを対し、対して、対して、対けを対し、対して、対しを対し、対して、対けを対し、対して、対して、対けを対し、対して、対けを対し、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対	令や労務管理に	令や労務管理に	可能となること	を、電子 (WEB)
主治医、企業等のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場ではとを目指すため、ニーズが高までとが目指した上で、成の大力とを移っているメンタルへルス不調に係る内内を拡充した上で、両立支援の質を担に、があるとともに、両立支援の一方の多様研修を着実に実施のための基礎研修を着実ともに係る好事例の共有を図り、両立支援コの変換するため、受講者アントを実施研修の質を担保するため、受講者アン を実施 研修の質を担保するための質を担保するための質を担保するため、受講者アン を実施 研修の質を担保するため、受講者アン を実施 研修の費 を担保するため、受講者アン を実施 研修の費 を担保するため、受講者アン の際 と、受講者アン を実施 研修の 質 を担保するため、受講者アン を実施 研修をの質 を担保するため、受講者アン は、受講者アン を実施 研修を の質 を担保するため、受講者アン を 受講者アン を 受講者 アン を で で で で で で で で で で で で で で で で で で	関する知識等を	関する知識等を	を目指し、両立	会議システム等
のコミュニケーションのハブとして機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で配置し、全国の病院や職場で配置し、全国の病院や職場で配置などを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタールへルス不調に係る内とで、両立があるとともに、の内容を拡充した上で、両立を援コークを選問やより、のようとをもに、の内容をがあるとともに、両立支援に不可の養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、る好事例の共有を図り、両立支援コーで表し、受講者アンカーとの表述ののための基礎研修を着実に実施であるとともに、る好事例の共有を図り、両立支援コーで表別の表述の表別を担保するとともに、の際、研修の質を担保するため、受講者アンケいるなど、の際、研修の質を担保するため、受講者アンカーをのの共有を図り、両立支援コー支援コーので、の際、研修の質を担保するため、受講者アンケいるなど、受講者アンカーをのの共有を図り、両立支援コークを選问の共有を図り、両立支援コークを対しているを担保するとともに、の際、研修の質を担保するための共有を図り、両立支援コークを通常を図り、両立支援コージ流の際、研修の質を担保するための基礎研修ををがあるとともに、の際、研修の質を担保するための共有を図り、両立支援コークを説がのできたのでは、研修の質を担保すると、受講者アンカーをのの共有を図り、両立支援コークを通常を図り、両立支援コークを通常を図り、両立支援コークを通常を対しているの際、研修の質を担保すると、受講者アンカーのでは、の際、研修の質を担保すると、受講者アンカーに、の際、研修の質を担保すると、受講者アンカーに、の際、研修の質を担保すると、受講者アンカーに、の言葉の表述を表述を対しているがあります。	身に付け、患者、	身に付け、患者、	支援コーディネ	を活用した形式
ションのハブとして機能することが期待されている。こうしたいる。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは	主治医、企業等	主治医、企業等	ーターの養成の	で実施している
して機能することが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なニーズが高まっているメンタルへルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コー支援コー支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コー支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コージのとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コーディネーターの養成のための基礎研修を指案に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー交流会の質が表別であるための基礎研修を対別であるための基礎研修を対別であるとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コージを実施するとともに、両立支援に係る好事の共有を図り、両立支援コー支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援に係る好事の共有を図り、両立支援コー支援に係る好事の共有を図り、両立支援コーシーを実施するための登録コージを実施するための基礎研修を対別であるための基礎研修を対別であるため、受講者アンとの際、研修の質を担保するため、受講者アンとのの際、研修の質を担保するため、受講者アン	のコミュニケー	のコミュニケー	ための基礎研修	か。
とが期待されている。こうした人材を効果的に育成及び配置し、全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指すため、近年社会的なエーズが高まっているメンタルへルス不調に係る内容を拡充した上で、両立支援の表を独立を表した上で、両立支援のの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コー支援コー交流会の表達のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コー支援コー交流会の表達の表とともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー交援コージを担保するための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー交流会を実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー交援コージ流会の変が研修の質を担保するための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー交流会を実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー交流会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケいるを実施するため、受講者アンケいるの際、研修の質を担保するため、受講者アン を実施するため、受講者アン を担保するため、受講者アン を担保するため、受講者アン を担保するため、受講者アン を実施するため、受講者アン を関の共有を図り、両立支援コー交流会を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アン を担保するため、受講者アン を担保するため、受講者アン を担保するため、受講者アン を担保するため、受講者アン を活みした。 とが関係を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	ションのハブと	ションのハブと	を、電子 (WEB)	・両立支援コー
いる。こうした 人材を効果的に 育成及び配置 し、全国の病院 し、全国の病院 し、全国の病院 し、全国の病院 や職場で両立支 援が可能となる ことを目指すた め、近年社会的 なニーズが高ま っているメンタ ルヘルス不調に 係る内容を拡充 した上で、両立 支援して、一ディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、 ありの共有を図り、両立支援コー支援コー支援コーデュネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施	して機能するこ	して機能するこ	会議システム等	ディネーターの
人材を効果的に 育成及び配置 し、全国の病院 や職場で両立支 援が可能となる ことを目指すた め、近年社会的 なニーズが高ま っているメンタ ルヘルス不調に 係る内容を拡充 した上で、両立 支援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、 のの能力向上 が明報を共有を図り、両立支援コーラで流会の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コーラで流会の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コーディ会の を担保するための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コーデーを実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コーク交流の際、研修の質を担保するための共有を図り、両立支援コー支援に係るとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コージ流会の質を担保するための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コージを実施するとともに、両立支援に係るがの質を担保するための質を担保するための質を担保するための質を担保するための質を担保するための質を担保するため、受講者アン	とが期待されて	とが期待されて	を活用した形式	能力向上や地域
育成及び配置 し、全国の病院 や職場で両立支 や職場で両立支 授が可能となる にとを目指すた め、近年社会的 なニーズが高ま っているメンタ ルヘルス不調に 係る内容を拡充 した上で、両立 支援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コーシーの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コージで、 で 変 渡 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変 変	いる。こうした	いる。こうした	で実施する。	のネットワーク
し、全国の病院 や職場で両立支 接が可能となる 接が可能となる にとを目指すた め、近年社会的 なニーズが高ま っているメンタ ルヘルス不調に 係る内容を拡充 した上で、両立 支援に対するための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コリ、両立支援コリ、両立支援コリ、両立支援コリ、両立支援コリ、両立支援コリ、両立支援コリ、両立支援コージで、研修の質を担保するための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コージでは、カーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コージでは、カーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コージでは、研修の質を担保するための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コージでは、研修の質を担保するための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コージを関係の質を担保するための共有を図り、両立支援コージを関係の質を担保するための共有を図り、両立支援コージを提出を対象がある。この際、研修の質を担保するための共有を図り、両立支援コージを関係の質を担保するための共有を図り、両立支援コージを関係の対象が表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表述を表	人材を効果的に	人材を効果的に	産業保健総合	作りを目的とし
や職場で両立支 接が可能となる 援が可能となる ことを目指すた め、近年社会的 なニーズが高ま っているメンタ ルヘルス不調に 係る内容を拡充 した上で、両立 支援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図 り、両立支援コー支援コー支援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図 り、両立支援コー支援コー支援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図 り、両立支援コーシの共有を図 り、両立支援コージョンを実施する。この際を指するための声を対応の関係を対しているを実施する。この際、研修の質を担保するための共有を図 り、両立支援コージョンを実施する。この際、研修の質を担保するための共有を図 り、両立支援コージョンを実施する。この際、研修の質を担保するための共有を図 り、両立支援コージョンを実施する。この際、研修の質を担保するための共有を図 り、両立支援コージョンを実施する。この際、研修の質を担保するための共有を図 を担保するため、受講者アン	育成及び配置	育成及び配置	支援センターに	た事例検討会を
援が可能となる ことを目指すた め、近年社会的 なニーズが高ま っているメンタ ルヘルス不調に 係る内容を拡充 した上で、両立 支援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施す るとともに、両立支援に係る好 事例の共有を図 り、両立支援コー支援コー支援コーディ を実施するとともに、両立 立支援に係る好 事例の共有を図 り、両立支援コーウス で カーシーの で かったの の まで を まんと も に、両立 立支援に係る が まんと も に、両立 立支援に係る が まんと も に、両立支援に係る が まんと も に、両立支援コーティ な と と も に、両立支援に係る が まんと も に、両立支援 が まんと も に、両立支援 が の 際、 研修の 質 を 担 保 する ための 共有を 図 り、 両立支援 が 、 受講者アン	し、全国の病院	し、全国の病院	おいて、両立支	実施するととも
ことを目指すた め、近年社会的 な 近年社会的 な 二一ズが高ま の でいるメンタ かとして、事例 検討会を実施す の でいるメンタ かっているメンタ かっているメンタ かっているメンタ かっているメンタ かっているメンタ かっているメンタ かっているメンタ かったとともに、両 立夫援コーディネ で 大援コーディネ で 大援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施す るとともに、両 立夫援に係る好 を着実に実施するとともに、両 立夫援に係る好 事例の共有を図 り、両立支援コーシス で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	や職場で両立支	や職場で両立支	援コーディネー	に、両立支援に
め、近年社会的なニーズが高まっているメンタったの多を拡充した上で、両立支援コーディネーターの養成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コー支援コーディネーターの意成のための基礎研修を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コー支援コーディを対象を実施するとともに、両立支援に係る好事の共有を図り、両立支援コー支援コーディを対象を実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アンケートを実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コージを実施する。この際、研修の質を担保するため、受講者アン	援が可能となる	援が可能となる	ターの能力向上	おける課題や好
なニーズが高ま	ことを目指すた	ことを目指すた	や地域のネット	事例を共有し、
つているメンタ っているメンタ 検討会を実施す 一ディネーター 交流会の実施及 ルヘルス不調に 係る内容を拡充 した上で、両立 支援コーディネーターの養成の ための基礎研修 を着実に実施す るとともに、両 立支援に係る好 事例の共有を図 り、両立支援コージ展コージョンを まんしている かいまん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かん	め、近年社会的	め、近年社会的	ワーク作りを目	意見交換するた
ルヘルス不調に 係る内容を拡充 にた上で、両立 支援コーディネ フターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立 立支援に係る好事例の共有を図 り、両立支援コー支援コーを図 り、両立支援コーラの表別の共有を図 り、両立支援コーラの表別の共有を図 り、両立支援コーラの表別の共有を図 の際、研修の質 を担保するため、受講者アンケートを実施する。この際、研修の質 を担保するため、受講者アン の際、研修の質 を担保するため、受講者アン の際、研修の質 を担保するため、受講者アン	なニーズが高ま	なニーズが高ま	的として、事例	めの両立支援コ
係る内容を拡充 にた上で、両立 は は は は は は は は は は は は は は は は は は は	っているメンタ	っているメンタ	検討会を実施す	ーディネーター
した上で、両立	ルヘルス不調に	ルヘルス不調に	るとともに、両	交流会の実施及
支援コーディネ フリスターの養成の 大めの基礎研修 ための基礎研修 を着実に実施す るとともに、両 立支援に係る好 事例の共有を図 り、両立支援コージョ り、両立支援コージョ の際、研修の質 を担保するた め、受講者アンケート を実施している か。	係る内容を拡充	係る内容を拡充	立支援における	び研修の質を担
一ターの養成の ための基礎研修 を着実に実施するとともに、両立支援に係る好事例の共有を図り、両立支援コージス一ターの養成の ための基礎研修 を着実に実施する。これで表表している。 ・本ーター交流会を実施する。これで表表しているが、 ・本ーター交流会を実施する。これで表表の際、研修の質ないでは、 ・を担保するため、 ・の際、研修の質ないでは、 ・を担保するため、 ・の、 ・の際、研修の質などは、 ・の際、研修の質などは、 ・の際、研修の質などは、 ・ののでは、 ・ののでは、 ・のでは、 	した上で、両立	した上で、両立	課題や好事例を	保するため、受
ための基礎研修 ための基礎研修 立支援コーディ か。	支援コーディネ	支援コーディネ	共有し、意見交	講者アンケート
を着実に実施す を着実に実施す ネーター交流会 るとともに、両 るとともに、両 立支援に係る好 立支援に係る好 の際、研修の質 事例の共有を図 り、両立支援コ り、両立支援コ め、受講者アン	ーターの養成の	ーターの養成の	換するための両	を実施している
るとともに、両		ための基礎研修	立支援コーディ	か。
立支援に係る好 立支援に係る好 の際、研修の質 事例の共有を図 事例の共有を図 を担保するた り、両立支援コ り、両立支援コ め、受講者アン			ネーター交流会	
事例の共有を図 事例の共有を図 を担保するたり、両立支援コ り、両立支援コ め、受講者アン		るとともに、両	を実施する。こ	
り、両立支援コリ、両立支援コリ、受講者アン	立支援に係る好	立支援に係る好		
┃ ーディネーター   ーディネーター   ケートを実施す				
	ーディネーター	ーディネーター	ケートを実施す	

## (3)治療と仕事の両立支援を推進するための人材の育成

働き方改革実行計画に基づき全国の病院や職場で両立支援が可能となることを目指し、両立 支援コーディネーター養成のための基礎研修を実施した。令和6年度は、令和5年度に引き続き オンデマンド配信とライブ配信とを組み合わせた電子(WEB)会議システムを活用した形式で実 施した。合計8回開催し、5,555人(前年度比145人増)に修了証書を交付した(うち90.6%は 当機構以外の者)。受講者は医療機関関係者、企業関係者等幅広く、特に企業関係者の人数は 2,114人であり、全都道府県規模で両立支援コーディネーターを養成し、トライアングル型のサ ポート体制の構築を推進した。両立支援コーディネーター養成のための基礎研修の修了者の内 勤務先種別の割合は、医療機関 2,179 人(39%)、企業(団体等)内担当者 2,114 人(38%)、社会保 険労務士業・キャリアコンサルタント業・産業カウンセラー業 470 人(8%)、健康相談機関・就 労支援機関 252 人(5%)、行政機関 248 人(5%)、該当なし(無職、学生等) 292 人(5%) であった。

地域	   勤務先都道府県別	R6 受講	地域	   勤務先都道府県別	R6 受講
地坝	」	修了者数	地場	勤伤尤仰坦府乐剂 	修了者数
	北海道	165 人		滋賀県	44 人
	青森県	38 人		京都府	123 人
小汽头	岩手県	25 人	関西	大阪府	457 人
北海道 東北	宮城県	107 人		兵庫県	204 人
<b>果儿</b>	秋田県	32 人		奈良県	38 人
	山形県	33 人		和歌山県	35 人
	福島県	82 人		鳥取県	43 人
	茨城県	69 人		島根県	40 人
	栃木県	41 人		岡山県	78 人
	群馬県	58 人	中国四国	広島県	169 人
	埼玉県	177 人		山口県	121 人
	千葉県	192 人		徳島県	27 人
関東	東京都	1, 162 人		香川県	50 人
北信越	神奈川県	378 人		愛媛県	32 人
10 旧烃	新潟県	50 人		高知県	23 人
	富山県	41 人		福岡県	234 人
	石川県	41 人		佐賀県	26 人
	福井県	22 人		長崎県	73 人
	山梨県	29 人	九州	熊本県	136 人
	長野県	89 人	沖縄	大分県	34 人
	岐阜県	78 人		宮崎県	32 人
中部	静岡県	100 人		鹿児島県	83 人
나 미)	愛知県	322 人		沖縄県	68 人
	三重県	54 人	_	合計	5, 555 人

		T -		
	の更なる実践能			
	カの向上を図る			受講者へアンケートを行った結果、理解度(研修内容が理解できたか)は 97.5% (対前年度
	ための研修(事			比 0. 2 ポイント増)、有用度(研修内容が今後の業務に役に立つか)は 96. 6%(対前年度比 0. 2
	例検討会等)を	は、対面方式に		ポイント減)であった。また、令和3年度からは、両立支援コーディネーター基礎研修のオンデ
実施すること。	実施する。	加え、電子 (WEB)		マンド配信において、受講者自身が理解を深められるよう「確認テスト」を新設した。基礎研修
		会議システム等		のアンケート結果については、研修の質を向上するため研修講師に情報提供した。さらに、令和
		│も活用し実施す		6年度から研修内容にメンタルヘルスに関する講義を追加した。 
		る。		
				各産保センターにおいて、疾病による事例の対応方法等について検討するため、労災病院や両
				立支援センターとも連携の上、地域の企業の担当者、両立支援コーディネーター基礎研修修了
				者、産業保健スタッフ等が参加する事例検討会を、電子(WEB)会議システムを活用して開催(全
				65 回)するとともに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り
				合う等の情報共有・交流を図る場を設けることにより、両立支援コーディネーター間の連携強化   RATING OF A DE A OF A COMPANY OF A DE A OF A D
				及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催(計39回)した。
				なお、本部から各産保センターに対し、精神疾患に罹患した労働者の治療と仕事の両立支援に
				係るモデル事例を送付し、事例検討会で活用した。 
				参加者へアンケートを行った結果、理解度は 91.1% (対前年度比 3.6 ポイント増)、有用度は
				90.3% (対前年度比 2.7 ポイント増) であった。
				厚生労働省主催の両立支援シンポジウムにおけるパネルディスカッション(11 月 19 日開催)
				に、当機構の両立支援コーディネーターがパネリストとして参加した。
また、研修の	また、研修の	また、両立支	・研修修了者が、	研修修了者の受講後の活動状況等について研修効果を検証すること及び今後の応用研修の在
受講修了者が、	受講修了者が、	援コーディネー	どのような実践	り方を検討することを目的とし、令和5年度に養成したコーディネーターのうち同意を得た人
どのような実践	どのような実践	ター養成制度の	を行っているか	を対象にアンケート調査を実施し、取りまとめ及び分析を実施した。
を行っているか	を行っているか	在り方の検討材	等についての調	
等について広範	等について広範	料とするため、	査を行っている	
囲に追跡し、両	囲に追跡し、両	研修修了者が、	か。	
立支援コーディ	立支援コーディ	どのような実践		
ネーター養成制	ネーター養成制	を行っているか		
度の在り方につ	度の在り方につ	等についての調		
いて検討するこ	いて検討する。	査を行う。		
٤.	事業者、産業	事業者、産業	・事業者、産業医	両立支援コーディネーター基礎研修のみならず、事業者、産業医等の産業保健関係者を対象と
	医等の産業保健	医等の産業保健	等の産業保健関	した産保センターの研修において「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライ
	関係者に対する	関係者に対する	係者に対する研	ン」や「企業・医療機関連携マニュアル」を用い、研修を実施した。
	「事業場におけ	「事業場におけ	修を着実に実施	
	る治療と仕事の	る治療と職業生	しているか。	
	両立支援のため	活の両立支援の		
	のガイドライ	ためのガイドラ		
	ン」や「企業・医	イン」や「企業・		

1	
療機関連携マニ	医療機関連携マ
ュアル」に係る	ニュアル」に係
研修を着実に実	る研修を着実に
施する。	実施する。
これらの取組	
により、企業の	
意識改革と受入	
れ体制の整備を	
促すとともに、	
主治医、企業・産	
業医と患者に寄	
り添う両立支援	
コーディネータ	
ーのトライアン	
グル型のサポー	
ト体制の構築を	
推進する。	

# 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1 – 3	専門センター事業										
業務に関連する政策・施	Ⅲ−3−2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 1 号								
策	Ⅲ一3一2   依次分割有寺の任芸復帰促進・抜護寺で凶ること 	別法条文など)	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 1 号								
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー								
度		レビュー	予算事業 ID:002454、018827								

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情	——— 報(財務情報及	び人員に関する	· 情報)		
指標	達成目標	基準値(前中 期目標期間平 均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年 度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
職場又は自宅復	80%以上													
帰可能である退	(医療リハビリテ	_	80.0%						   予算額(千円)	9, 186, 033				
院患者割合(計画	ーションセンター		00.070						I HOR (III)	3, 100, 000				
值)	平均)							_						
職場又は自宅復		92. 0%												
帰可能である退	_	(前中期目標	89.9%						   決算額(千円)	9, 186, 850				
院患者割合(実績値)		期間平均値)							V (31 24 V 1 V 1)	, ,				
達成度	_	_	112. 4%						経常費用 (千円)	8, 769, 077				
職場又は自宅復 帰可能である退 院患者割合(計画 値)	80%以上 (総合せき損セン ター平均)	_	80.0%					_	経常利益 (千円)	△89, 304				
職場又は自宅復 帰可能である退 院患者割合(実績 値)	_	86.1% (前中期目標 期間平均値)	86. 7%						行政コスト(千円)	9, 629, 152				
達成度	_	_	108.4%						従事人員数 (人)	440				
入院患者満足度 (計画値)	80%以上 (医療リハビリテ ーションセンター 及び総合せき損セ ンター平均)	_	80. 0%											
入院患者満足度 (実績値)	_	(新規項目)	93. 1%											
達成度	_	_	116.4%											

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3.	各事業年度の業	務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価	主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	
	3 重度被災労	3 重度被災労	3 重度被災労	<主な定量的指	3 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進等	<評定と根拠>	評定 B
	働者の職業・社	働者の職業・社	働者の職業・社	標>		評定:B	<評定に至った理由>
	会復帰の促進等	会復帰の促進等	会復帰の促進等	・医療リハビリ	医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合※をそれぞれ 80%以上確保した。		   定量的な評価指標の達成状況と
				テーションセン	・医療リハビリテーションセンター:89.9%(71名)	主な定量的指標	して、1点目の医療リハビリテー
				ターにおいて、		のうち、職場又は	ションセンターにおける職場又は
				職場又は自宅復		自宅復帰可能であ	自宅復帰可能である退院患者の割
				帰可能である退		る退院患者割合	合について、80%以上確保するこ
				院患者の割合を		は、医療リハビリ	とを目標としていたところ、実績
				80%以上確保す		テーションセンタ	は 89.9%であり達成度 112.4%で
				ること。		一及び総合せき損	達成している。また、2点目の総
						センターともに、	合せき損センターにおける職場又
				・総合せき損セ	・総合せき損センター:86.7%(124 名)	主治医に加え、関	は自宅復帰可能である退院患者の
				ンターにおい		連する診療科の医	割合について、80%以上確保する
				て、職場又は自	※医学的に職場又は自宅復帰可能である退院患者の割合	師、看護師、リハビ	ことを目標としていたところ、実
				宅復帰可能であ	分母(医リハ)・・・四肢脊椎の障害、中枢神経麻痺患者の退院患者数(死亡退院含む。) 	リテーション技	績は86.7%であり達成度108.4%
				る退院患者の割	分母(せき損)・・・外傷性脊髄損傷患者の退院患者数(死亡退院含む。)	師、医療ソーシャ	で達成している。医療リハビリテ
				合を 80%以上確	分子 (共通)・・・分母対象症例のうち、自宅復帰者+職場復帰者+復学者+社会復帰が見込める者 		ーションセンター及び総合せき損
				保すること。		栄養士などが相互	センターにおいて、主治医に加
				中老进口东部		に連携して治療方	え、関連する診療科の医師、看護
				・患者満足度調	〇 患者満足度の確保	針の検討、治療結	師、リハビリテーション技師、医
				査(入院)におい	全ての専門センターで患者満足度調査(入院)を実施した(令和6年9月 10 日~10 月7		療ソーシャルワーカー、管理栄養
				て全施設平均で80%以上の満足	日)。 入院患者については、調査期間(令和6年9月10日~令和6年10月7日)に退院した患者	治療結果を高める	工なとが旧五に建設して石原力が
				度を確保するこ	のうち 204 人から回答を得た。その結果、満足度は 93.1%と目標を達成した。	より、それぞれ所	の役割、石原和木の計画で刊り、
				及で確保すること。	のプラ 204 人がら回音を特た。その相未、測定反は 30.170と日保を建成した。		治療結果を高めるよう努めたこと
				<b>C</b> •	│ │  ・患者満足度	ガの日保を建成し	が目標の達成に寄与したと考えら
				くその他の指標	区分 令和5年度 令和6年度	リハビリテーショ	れ、取組について評価できる。
					医リハ 100.0% 86.4%	ンセンターでは、	日本日の忠石神足及嗣且(八
				なし			院)において、全施設平均で
				5.0		リハビリテーショ	80%以上の満足度を確保することを目標としていたところ、実績は
				   <評価の視点>		ンセンターとの定	を目標としていたところ、美額は   96.3%と達成度 116.4%で達成し
				CH IM OF DOM	平均 83.5% 93.1%	期的な合同評価会	
						議の実施等を通じ	ている。院内設備について補修工 事等を計画的に実施し療養環境の
					〇 患者満足度調査結果を踏まえた取組 想えれた結果を禁むようだした。トラス、診察に対する満足度も贈品の接関に対する満足	てリハビリテーシ	ずずで可凹的に大心し原長塚先の
					得られた結果を集計・分析したところ、診察に対する満足度と職員の接遇に対する満足	ョンの評価を行	
					度が高く、院内設備に対する満足度に対する満足度が相対的に低かった。これについては、建物の老板化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病気の陰経の修繕や	い、患者ごとのプ	
					は、建物の老朽化などにより簡単に改善できない事情があるものの、病室の壁紙の修繕や  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		の「B」との評価結果が妥当であ
					駐車場の補修工事等を計画的に実施したほか、病室の空調工事を行い療養環境の改善を図		ジ・ロ」との計画心末が安当での

				るなど、可能な限り満足度を高めるよう取り組んでいる。	後のケアに係るプ	ると確認できたことから評定を
					ログラムの改良を	とした。
重度の障害を	医療リハビリ	医療リハビリ	・医療リハビリ		図り、連携して患	
負った被災労働	テーションセン	テーションセン	テーションセン		者の技能向上・職	<指摘事項、業務運営上の課題
者の職業・社会	ター及び総合せ	ター及び総合せ	ター及び総合せ		業訓練を実施して	び改善方策>
復帰を支援する	き損センター	き損センター	き損センターに		いることも目標の	特になし。
ため、医療リハ	(分院である北	(分院である北	おいて、対象患		達成に寄与してい	
ビリテーション	海道せき損セン	海道せき損セン	者に対して高		る。また、入院患者	<その他事項>
センター及び総	ターを含む。以	ターを含む。以	度・専門的医療		満足度は、満足度	特になし。
合せき損センタ	下同じ。)におい	下同じ。)におい	を提供する。		が低かった院内設	
一(分院である	ては、重度の障	ては、両センタ	・治療開始から		備について補修工	
北海道せき損セ	害を負った被災	ーが有する医学	職場復帰までの		事等を計画的に実	
ンターを含む。	労働者の職業・	的知見を活用	事例収集・分析、		施したことなどに	
以下同じ。)にお	社会復帰を支援	し、対象患者に	継続的な支援方		より、所期の目標	
いては、効率的・	するため次のよ	対して高度・専	法等に関する研		を達成している。	
効果的な運営に	うな取組を行	門的医療を提供	究を進めている		以上、中期計画	
努めること。	う。	する。	か。		における所期の目	
		また、治療開			標を達成している	
		始から職場復帰			ことを踏まえ、B	
		までの事例収			と評価する。	
		集•分析、継続的				
		な支援方法等に			<課題と対応>	
		関する研究を進			_	
		める。				
	(1) 医療リハ	(1) 医療リハ		(1)医療リハビリテーションセンターの運営		
	ビリテーション	ビリテーション				
	センターの運営	センターの運営				
医療リハビリ	医療リハビリ	医療リハビリ	・医療リハビリ	主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワ		
テーションセン	テーションセン	テーションセン	テーションセン	一カー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治		
ターにおいて	ターにおいて	ターにおいて	ターにおいて、	療効果を高めるよう努めた。		
は、診断・治療開	は、四肢・脊椎の	は、四肢・脊椎の	職業リハビリテ			
始時から日常生	障害、中枢神経	障害、中枢神経	ーションセンタ	退院後の QOL 向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、在宅就労支援のた		
活復帰を経て職	麻痺(ひ)患者に	麻痺(ひ)患者に	ーをはじめ関係	めのコンピュータ操作スキル向上に係る支援、退院前の家庭訪問による環境評価、患者家族への		
場復帰につなが	対し、チーム医	対し、医師、看護	機関との連携強	介護指導などを行った。		
った事例を収	療を的確に実施	師、リハビリテ	化を図っている			
集・分析し、入院	することによ	ーション技師、	か。	全国から広く患者を受け入れるとともに、職場・自宅復帰までの一貫したケアに取り組んだ		
時から職場復帰	り、身体機能の	MSW 等が連携し、		(県外からの患者受入:リハ入院患者全体の 52.3%)。		
を見据えた継続	向上を図るとと	高度・専門的医				
的な支援方法等	もに、職業・社会	療を提供すると		札幌医科大学が実施する「ヒト(自己)骨髄由来間葉系幹細胞」を用いた脊髄再生医療に協力		
に関する研究を	復帰後の生活の	ともに、職業リ		し、脊髄損傷者の社会復帰に向けたリハビリ治療を実施した。		
推進し、その成	質(QOL)の向上	ハビリテーショ				

たな医療技術等|含めた関係機関 の開発・普及にしるの連携強化に 取り組むこと。 取り組む。

ハビリテーショ|実施及び普及並|る。 ン技術及び自立しびに職業リハビ 支援機器等の新|リテーションを

果の普及を図る│を 図 る 観 点 か│ンセンターをは こと。また、職場一ら、自立支援機一じめ関係機関と 復帰に必要なリー器の研究開発の一の連携強化を図

療開始時から日│状況に応じた他│応じた他の医療 常生活復帰を経しの医療機関への「機関への紹介、 て職場復帰につ│紹介、患者退院│自立支援機器等 ながった事例を│後の日常生活に│の研究開発及び 収集・分析し、入│係る指導・相談、│成果の活用を通 院時から職場復一三次元コンピューじて対象患者の 帰を見据えた継 | 一タグラフィッ | 職業・社会復帰 続的な支援方法 | クスによる住宅 | 後 の 生 活 の 質 等に関する研究 改造支援システー (QOL) の向上や の推進と成果の│ム、自立支援機│入院時から職場 普及に取り組│器等の研究開発│復帰を見据えた む。

また、診断・治 また、患者の ・患者の状況に 及び成果の活用|継続的な支援方 を通じて対象患 法等に関する研 者の職業・社会│究の推進と成果 復帰後の生活の一の普及に取り組一

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営する国立吉備高原職業リハビリテーショ ンセンターとの定期的な合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価を行 うとともに、患者ごとのプログラム及び退院後のケアに係るプログラムの改良を図った。

なお、国立吉備高原職業リハビリテーションセンターとの連携については、入所者に対して診 療、緊急時対応、医療相談などを実施する一方、自院の入院患者が職業リハビリテーションセン ターの職場復帰を目的とした技能向上・職種転換訓練などを受けていることから、その連携強化 に取り組んだ。

患者の職場訪問等、職場との連携や地域障害者センターの面談、職業評価への動向など関係機 関等との連携強化を図った。

#### ・職業リハビリテーションセンターとの連携状況

区分	令和5年度	令和6年度
運営協議会	1 回	1 回
職業評価会議	12 回	12 回
0A 講習	8 🛭	8回

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が89.9%となり、目標を 達成した。

#### ・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

令和5年度	令和6年度
93. 9%	89. 9%

中国・四国地方の地方労働局からの依頼に基づき、被災労働者の義肢装具に係る「労災義肢巡 回サービス」を実施し、診察・処方、仮合わせ後の装着に至るまでの義肢装具適合に係る支援を 行うことで、被災労働者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に取り組んだ(巡回実 績:27回)。

厚生労働省が実施する「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業における 「リビングラボ」(実際の生活空間を再現し、介護ロボットの製品評価・効果検証・実証試験等 を行う)へ参画し、介護ロボットの開発・実証・普及へ協力した(相談実績:1件、評価実績: 0件)。

四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対する自立支援機器等の研究開発及び成果の活用を通 じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)の向上に取り組んだ。

三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援システムを用いて、患者の自宅平面図 を基に自宅の改造案を3DCG化し、そのなかで日常生活を行うアニメを作成し、患者が自宅復帰後 の生活イメージを高め、自宅改造前に問題点に気づくための支援を行った(支援実績4件)。

令和元年7月に、手指に麻痺のある患者向けの「間欠式バルーンカテーテル用自助具」を商品 化し、広報活動を行った(商品名「バルるん」、令和6年度販売実績73件)。また、脊髄損傷者の 浴室内移動補助機器の商品化に向けて活動を行った。

		質(QOL)の向上	んでいるか。	
		や入院時から職		
		場復帰を見据え		
		た継続的な支援		
		方法等に関する		
		研究の推進と成		
		果の普及に取り		
		組む。		
	 (2)総合せき	(2)総合せき		
	損センターの運	損センターの運		
	営	営		
総合せき損セ	̄ 総合せき損セ		・総合せき損セ	
ンターにおいて	ンターにおいて	ンターにおいて	ンターにおい	
は、これまでの	は、これまでの	は、脊髄損傷の	て、受傷直後の	
知見を生かしつ	知見を生かしつ	高度専門病院と	早期治療から早	
つ、脊髄損傷の	つ、脊髄損傷の	して地域のみな	期リハビリテー	
高度専門病院と	高度専門病院と	らず広域の救急	ションに至る一	
	して地域のみな	搬送にも対応	貫した高度・専	
らず広域の救急	らず広域の救急	し、外傷による	門的医療の提供	
搬送にも対応	搬送にも対応	う、パ湯による 脊椎・脊髄障害	に努めている	
し、初期治療か	し、外傷による	患者に対し、医	か。	
ら社会復帰まで		師、看護師、リハ	73.0	
	□ 患者に対し、受			
を行うととも	虚智に対し、文     傷直後から一貫	   技師、MSW 等が連		
に、脊髄損傷治	してチーム医療	携し、受傷直後		
療の質の向上に	を的確に実施す	の早期治療から		
資する最新の治	ることにより早	早期リハビリテ		
寮の研究等への	期に身体機能の	一・カッパにすり		
協力を行うこ	向上を図るとと	一貫した高度・		
	□□エを図ること	専門的医療の提		
ے .	では、戦場・社会 を帰後の QOL の	供に努める。		
		浜に劣める。		
	向上を図る観点     から、自立支援			
	機器の研究開発			
	の実施及び普及			
	や脊損患者に関			
	する高度・専門			
	的な治験に係る	<b>公人 エナ</b> 坦 エ	ᄵᄼᄔᆉᄺᆡ	
	情報発信、脊髄	総合せき損セ	・総合せき損セ	

間欠式バルーンカテーテル用自助具を始めとする自立支援機器等について、「国際福祉機器展」(令和6年度は国内外から404社・団体が出展し、約12万人が来場)などに出展し、広報活動を行い、蓄積したノウハウや開発機器などの普及・商品化に努めた。

- 〇 令和6年度に開発中の製品
  - 車いす漕ぎ数カウンタ
  - ・横押し携帯型酸素ボンベカート
  - 穿刺器具用自助具
  - ・脊髄損傷者用プッシュアップ台

全国脊髄損傷データベースの事例収集を行うとともに、データベースを活用し論文投稿を行い、 知見の発信に努めた。

#### (2)総合せき損センターの運営

主治医に加え、関連する診療科の医師、看護師、リハビリテーション技師、医療ソーシャルワーカー、管理栄養士などが相互に連携して治療方法の検討、治療結果の評価を行い、より一層治療効果を高めるよう努めた。

総合せき損センターにおいては、西日本一円から、受傷直後の外傷性脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れた(実績:14件)。

また、その分院である北海道せき損センターにおいても、北海道全域から、受傷直後の外傷性 脊椎・脊髄損傷患者をヘリコプターで受け入れ(実績:17件)、受傷直後の早期治療から早期リ ハビリテーションに至る一貫した高度・専門的医療を提供した。

### ・ヘリコプターによる緊急受入数

区分	令和5年度	令和6年度
緊急受入数	29 件	31 件

#### ・脊髄損傷の新規入院患者数

区分	令和5年度	令和6年度
脊髄損傷の	149 人	128 人
新規入院患者数	149 人	120 人

以上の取組の結果、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合が86.7%となり、目標を達成した。

#### ・医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合

令和5年度	令和6年度
87. 5%	86. 7%

脊髄損傷の治療に関する最新の知見を発信するための「せき損セミナー」(医師対象)を開催

損傷治療の質の	ンターにおいて	ンターにおいて	した (実績:47名参加)。	
向上に資する最	実践している高	実践している高	また、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信するための「せき損看護セミナー」(看護師対	
	   度・専門的医療		象)を対面形式で開催した(実績:20名参加)。	
等への協力に取	の手法等に関す	の手法等に関す		
り組む。	る研修会を開催	る研修会を開催	さらに、「脊損 Q&A 集」、「患者指導に役立つパンフレット」をホームページ上に掲載したほか、	
	するとともに、	するとともに、	せき損患者の看護に関する解説動画を掲載し、脊髄損傷患者に対する看護の手法を発信した(看	
	   診断・評価、看護	診断・評価、看護	護師対象)。	
	訓練等の事例を	訓練などの事例		
	紹介した冊子を	を紹介した冊子	医用工学研究室や中央リハビリテーション部などにおいて、脊髄損傷者に対する日常生活の	
	配布して情報提	を配布して情報	支援活動として、生活機器や住宅改修相談(現地調査を含む。)などの相談・支援活動を行った。	
	供に努める等、	提供に努めるな		
	脊損医療に従事	ど、せき損医療		
	する医療スタッ	に従事する医療		
	フや患者等に対	スタッフや患者		
	する支援を行	等に対する支援		
	う。	を行っている		
		か。		
	また、自立支	・自立支援機器	令和元年度に商品化した車椅子側方移乗補助装置「スライディングボード」の普及活動を行っ	
	援機器等の研究	などの研究開発	た(令和6年度実績:318枚販売)。	
	開発及び成果の	及び成果の活用	また、「介護ロボットの開発・実証・普及のプラットフォーム」事業を通じてスライディング	
	活用を通じて対	を通じて対象患	ボードの有効性評価を実施し介護者の腰椎への負担軽減に有効であることを検証するととも	
	象患者の職業・	者の職業・社会	に、高齢者の移乗介助に適した幅や仕様をモニター調査し、移乗者・介助者双方により負担の少	
	社会復帰後の生	復帰後の生活の	ないスライディングボードの開発に関する研究を継続した。	
	活の質(QOL)の	質(QOL)の向上		
	向上に取り組	に取り組んでい	「国際福祉機器展」に出展し、スライディングボードや横押し携帯型酸素ボンベカートをはじ	
	む。	るか。	めとした広報活動を行ったほか、橋渡し研究プログラム(AMED)異分野融合型研究シーズ(ニュ	
			ーロモデュレータ付きチルトテーブル) に協力するなど、蓄積したノウハウや開発機器などの普	
			及・商品化に努めた。	
			シニア向け住環境設計·提案支援ツール『KT-PLAN』を民間会社と共同で開発し、販売を開始し	
			た。	
			パリパラリンピック女子テニス金メダリスト・上地結衣選手が1日院長を務めるイベントを	
			開催し、広報活動を積極的に行った。	
			〇 令和6年度に開発中の製品	
			・スライディングボード (臀部保護用折り曲げ付き)	
			・起立性低血圧の監視抑制システム	
			・簡易に脱着できる電動車いす化ユニット	
			・下顎トラッキングによるポインティングデバイス	
			・ベッド用座位保持用具(金属フレームタイプ)	

・ベッド用座位保持用具(クッションタイプ)	
せき損センター独自のデータベースであるSpinal Injury Center model systemの事例収集を行うとともに、臨床研究や実際の治療に活用した。 これらの支援、研究開発、成果の活用を通じて対象患者の職業・社会復帰後の生活の質(QOL)	
の向上に取り組んだ。	

# 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等										
Ⅲ 2 2 沖巛労働者等の社会復帰准・授護等去回ステム	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号								
Ⅲ一3一2	別法条文など)	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号								
【重要度:高】 学働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を除まって労働安全衛生関係法会	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー								
国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たっ	レビュー	予算事業 ID:002454、018824								
て極めて重要であるため。										
	労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等  Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること  【重要度:高】 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。	労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等  Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること  「重要度:高」 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究を実施し、当該研究結果を踏まえて労働安全衛生関係法令、国内基準及び国際基準の制定並びに改定に積極的に貢献することは、労働安全衛生行政の推進に当たって極めて重要であるため。 労働安全衛生行政上の課題に対応した研究の成果が、周知広報を通じて作業現場へ導入される等広く普								

# 2. 主要な経年データ

①主要なアウトプット(アウトカム)情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標	達成目標	基準値(前中 期目標期間 平均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年 度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	
外部評価結果 (計画値)	3.5 点以上 (外部評価対 象研究の平均 点)	_	3.5点						予算額(千円)	5, 746, 108					
外部評価結果 (実績値)	_	4.1点 (前中期目標 期間平均 値)	4.1 点						決算額(千円)	4, 019, 106					
達成度	_	_	117. 1%						経常費用 (千円)	3, 542, 487					
政策への貢献 (期待)度 (計画値)	80%以上(プロジェクト研究、協働研究及び行政要請研究)	_	80. 0%						経常利益(千円)	170, 642					
政策への貢献 (期待)度 (実績値)	_	100% (前中期目標 期間平均 値)	100%						行政コスト(千円)	3, 850, 673					
達成度	_	_	125. 0%						従事人員数 (人)	128					
労働安全衛生 関係法令等の 制定、改正等 への貢献件数 (計画値)	10 件以上	_	10 件												

労働安全衛生 関係法令等の 制定、改正等 への貢献件数 (実績値)	_	14.4件 (前中期目標 期間平均 値)	13 件					
達成度	_	_	130.0%					
安全衛生技術 講演会の有意 義度 (計画値)	2.0点以上(平均)	_	2.0点					
安全衛生技術 講演会の有意 義度 (実績値)	_	(新規項目)	2.5点					
達成度	_	_	125. 0%					

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3.	各事業年度の業	美務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価			
	中期目標 中期計画 年度計画		主な評価指標	主な評価指標 法人の業務実績・自己評価				
					業務実績自己評価			
	4 労働者の健	4 労働者の健	4 労働者の健	<主な定量的指	4 労働者の健康・安全に係る基礎・応用研究及び臨床研究の推進等 <評定と根拠>	評定	Α	
	康・安全に係る	康・安全に係る	康・安全に係る	標>	評定:A	<評定に至ん	 った理由>	
	基礎・応用研究	基礎・応用研究	基礎・応用研究	・業績評価委員		定量的な記	評価指標の達成状況を	
	及び臨床研究の	及び臨床研究の	及び臨床研究の	会労働安全衛生	主な定量的指	票 │確認すると、	、まず業績評価委員会	
	推進等	推進等	推進等	研究評価部会の	である、政策への	)   労働安全衛生	生研究評価部会によ	
		労働安全衛生	労働安全衛生	外部評価の対象	貢献(期待)度、	5 る、令和5年	年度に研究が終了した	
		施策の検討に必	施策の検討に必	となる研究にお	<b>働安全衛生関係</b>	± プロジェク	ト研究、協働研究及び	
		要なエビデンス	要なエビデンス	いて、下記の採	令等の制定、改	E 行政要請研究	究の成果の評価につい	
		収集への貢献	収集への貢献	点基準により、	等への貢献件数法	と て、平均 3.	5点以上の評価を得る	
		や、労災補償政	や、労災補償政	プロジェクト研	び安全衛生技術	ちょう ことを目標る	としていたところ、平	
		策上重要なテー	策上重要なテー	究、協働研究及	演会の有意義」	.	評価結果を得ており、	
		マや新たな政策	マや新たな政策	び行政要請研究	は、それぞれ所知	建成度は 11	7.1%であった。外部	
		課題についての	課題についての	の成果につい	の目標を上回るり		は、「職場環境の改善	
		研究等、機構の	研究等、機構の	て、平均点 3.5 点	果が得られてい	、 に有益な研究	究成果も得られてお	
		社会的使命を果	社会的使命を果	以上の評価を得			研究の発展に期待す	
		たすため、以下	たすため、以下	ること(成果ご	結果は、所期の	▋┃る」との評値	価を得ており、目標を	
		のとおり研究事	のとおり研究事	とに、5点(優れ	標を達成してい		ることから、評価でき	
		業を実施する。	業を実施する。	ている)、4点	る。	る。		
			なお、以下の研	(やや優れてい	なお、質的なり	戈 2点目の原	厚生労働省からの評価	
			究では、他の機	る)、3点(概ね	果として、労働:	と関して、	1点目と同じく令和5	
			関等との共同研	妥当である)、2			が終了したプロジェク	
			究のために必要	点(やや劣って	対応した研究を	₹ ト研究、協働	動研究及び行政要請研	
			な場合には、当	いる)、1点(劣	施するに当たって	空 究総数の 80	%以上について「政	
			該機関等に保有	っている))。	は、厚生労働省等	等 策効果が期待	待できる」との評価を	
			個人情報を提供		と協議を行うこ	三 受けることる	を目標としていたとこ	
			することを予定	・プロジェクト	により、労働安2	≧ ろ、厚生労働	動省の政策担当部門よ	
			している。	研究、協働研究	衛生行政の推進	り「非常に」	政策効果が期待でき	
				及び行政要請研	び労働災害の減失	りる」又は「」	政策効果が期待でき	
				究の報告書総数	に貢献するとい	う る」とのアン	ンケート評価を全ての	
				の 80%以上につ	重要な役割を着い	₹ 研究で受ける	ており、達成度は	
				いて、厚生労働	に果たしている。	125%となっ	た。目標を大幅に超	
				省から「政策効	以上、中期計	□ えて達成して	ており高く評価でき	
				果が期待でき	における所期の	∃ る。		
				る」との評価を	標を上回る成果だ	3 点目の2	法令等の制定、改正等	
				受けること。	得られていること	- への貢献件数	数について、中期目標	
					を踏まえ、Aと	平 期間中に 50	件以上とするため、	
				・法令等の制定、	価する。	1年で10件	-を目標としていたと	
				改正等への貢献				

		の件数は、50 件	く課題と対応	> ころ、13 件の成果があり、達成
		以上とするこ		度は130%であった。これは、研
		ے ۔		究員と厚生労働省の政策担当部門
				との密な意見交換等により、行政
		・安全衛生技術		からの要請に対し、適切な成果を
		講演会有意義度		出しているものと考えられ、高く
		調査において、		評価できる。
		平均点 2.0 点以		4点目の安全衛生技術講演会で
		上の評価を得る		の有意義度調査における点数につ
		こと(3点(大変		いて、平均点 2.0 点以上の評価を
		有意義)、2点		得ることを目標としていたとこ
		(有意義)、1点		ろ、実績は2.5点となり、達成度
		(あまり有意義		は 125%であった。開催に際して
		ではない)、O点		はホームページやメールマガジン
		(有意義でな		等を通じて周知を行い、オンライ
		い))。		ン開催とする等、参加者の確保に
(1)労働安全 (1)労働安全	(1)労働安全	くその他の指標	(1)労働安全衛生施策の企画・立案に貢献する研究及び労災疾病等に係る研究開発の推進	も努めており、その上で目標を大
衛生施策の企 衛生施策の企	衛生施策の企	>		幅に超える評価を得られているこ
画・立案に貢献 画・立案に貢献	画・立案に貢献	なし		とは、高く評価できる。
する研究及び労 する研究及び労	する研究及び労			以上の点を踏まえ、定量的指標
災疾病等に係る 災疾病等に係る	災疾病等に係る			について概ね 1 20%を超える成果
研究開発の推進 研究開発の推進	研究開発の推進			を出しており、中期目標における
労働安全衛生  機構が行う研			労働安全衛生の総合的研究機関として有する専門的な知見や臨床研究機能等と労災病院等	所期の目標を上回る成果が得られ
分野の総合研究   究は、労働安全			の複数の施設が有する機能等を連携させて行う協働研究として「行動災害防止に関する総合	ていると認められることから、評
機関として有す 衛生分野の総合			的研究」(労働安全衛生総合研究所(以下「安衛研」という。)と複数の労災病院等で協	定をAとした。
る専門的な知見 研究機関として			働)など合計2課題実施した。	
や臨床研究機能 有する専門的な				<指摘事項、業務運営上の課題及
等を生かし、労 知見や臨床研究			プロジェクト研究は中期目標、中期計画に示された視点を踏まえ、合計11課題実施した。	び改善方策>
働安全衛生施策 機能等を生か				(有識者からの意見)
の企画・立案に し、労働安全衛			基盤的研究は年度計画から6課題増し、合計41課題を実施した。	・働き方の多様化によって、従来
貢献するものに   生施策の企画・				の労働者とは違った就労モデル
重点化して行う 立案に貢献する			行政要請研究は安全衛生に関する研究を6課題実施した。	ができあがっているところ、特
こと。 ものに重点化し				にメンタルヘルスについて、従
て行う。			労働安全衛生施策の企画・立案に貢献するため、研究の開始前と研究実施期間終了後にも	来の労働時間規制を主とした取
一方で、中長また、新たな			厚生労働省の政策担当部門と意見交換を12回(事前評価 7 課題、事後課題 5 課題)実施し	組の視点だけでなく、どこに原
期的な課題も含 政策課題が生じ			<i>t</i> = 。	因があるのかについて特定して
め、労働安全衛 た際にも迅速に				いくことが重要。【梅崎構成
生施策の基礎と対応できるよ			国の指針に基づき、令和5年度に研究が終了したプロジェクト研究、行政要請研究の合計	員】
なる研究を体系しう、引き続き、			7 課題のうち 6 課題について業績評価委員会労働安全衛生研究評価部会(以下「安衛研究部	
的・継続的に推 機構は中長期的			会」という。)で事後評価を受けた。その結果、安衛研究部会の評価結果の平均点は4.1であ	<その他事項>
進する必要があ│な課題も含め、			り、目標値(平均点3.5以上)を全ての課題で上回った。	特になし。

ることから、行	労働安全衛生施				
政課題を踏まえ				また、研究が終了したフ課題については、厚生労働省からの評価結果については、1(非	
て、次に掲げる	研究を体系的・			常に政策効果が期待できる)又は2(政策効果が期待できる)の判定を全ての研究(100%)	
研究業務を確実	継続的に推進す			で受けたことから、目標の80%を上回った。	
に実施するこ	る。				
ی ع				法令・通達、国内外の基準等の制定・改定への科学技術的貢献の件数は、目標の10件に対	
				し実績は13件であり、目標を大幅に上回った。	
				令和6年度安全衛生技術講演会の講演終了後にアンケートによる有意義度調査を実施した	
				結果、平均点は2.5点であり、目標値(平均点2.0点以上)を上回った。	
ア プロジェク	ア プロジェク	ア プロジェク	<評価の視点>	ア プロジェクト研究	
ト研究	ト研究	ト研究			
第 14 次労働	プロジェクト	令和6年度に	・令和6年度に	中期目標、中期計画に明記された9つの視点を踏まえ、「令和6年度研究一覧」のIに掲げ	
災害防止計画で	研究は、中期目	実施するプロジ	実施するプロジ	られた13課題の研究に重点化し計画どおり実施した。また、令和7年度開始予定の課題につい	
示された行政課	標で示された以	ェクト研究につ	ェクト研究につ	ても準備を行った。	
題を踏まえ、以	下の視点を踏ま	いては、別紙 1	いては、別紙1		
下の視点を踏ま	え、別紙1に掲	「令和6年度研	「令和6年度研		
えた研究テーマ	げる研究を推進	究一覧」のIの	究一覧」のIの		
の設定を行い、	する。	研究に重点化し	研究に重点化し		
明確な到達目標	なお、機構内	て実施する。	て実施している		
を定めて重点的	の複数の機関が		か。		
に研究資金及び	協働すること				
研究要員を配置	で、大きな効果				
する研究。	が期待される分				
	野については、				
	イの協働研究と				
	して実施するこ				
	とも考慮する。				
① 労働安全衛	① 労働安全衛			①~⑨の視点に基づいて、以下の研究を実施した。	
生施策の企画・	生施策の企画・			○ 吊り上げ用具類の寿命予測手法の開発(令和6年度は研究最終年度)	
立案のエビデン	立案のエビデン			ワイヤロープの使用中に荷重が変動する場合の寿命予測法を確立するため、ワイヤロー	
スを収集する研	スを収集する研			プに作用する公称応力を統計的に変動させた場合の疲労寿命を評価し、累積損傷則などを	
究を体系的・継	究を体系的・継			利用することにより、負荷応力が変動する場合のワイヤロープ疲労寿命の予測法を確立す	
続的に推進して	続的に推進して			る。	
いく視点	いく視点				
② 労働者(中				〇 大型建設機械の安定設置に必要な地耐力に関する研究(令和6年度は研究3年目)	
高年の女性を中				大型移動式クレーンの転倒災害増加への懸念を解決すべく、機械を安全に設置するため	
心)の作業行動	心)の作業行動			の安全確認手法(地盤調査法)や地盤を崩壊させないための地盤養生方法を明らかにする。	
に起因する労働					
災害防止対策の				O 建設工事の施工段階に応じた災害発生リスクとその防止対策に関する研究(令和 6 年度	
推進の視点	推進の視点			は研究2年目)	

③ 高年齢労働	③ 高年齢労働
者の労働災害防	者の労働災害防
止対策の推進の	止対策の推進の
視点	視点
④ 多様な働き	④ 多様な働き
方への対応や外	方への対応や外
国人労働者等の	国人労働者等の
労働災害防止対	労働災害防止対
策の推進の視点	策の推進の視点
⑤ DXの進展を	⑤ DXの進展を
踏まえた安全衛	踏まえた安全衛
生対策の推進の	生対策の推進の
視点	視点
⑥ 業種別の労	⑥ 業種別の労
働災害防止対策	働災害防止対策
の推進の視点	の推進の視点
⑦ 労働者の健	⑦ 労働者の健
康確保対策の推	康確保対策の推
進の視点	進の視点
⑧ 化学物質等	⑧ 化学物質等
の危険性・有害	の危険性・有害
性に基づく健康	性に基づく健康
障害防止対策の	障害防止対策の
推進の視点	推進の視点
9 化学物質対	⑨ 化学物質対
策における事業	策における事業
場の自律的な取	場の自律的な取
組の促進の視点	組の促進の視点

施工時のみならず施工後のメンテナンス等も視野に入れた総合的な労働災害防止対策を 確立するため、建設工事の調査・設計時における重篤な労働災害防止対策のあり方につい て、海外の事例調査等も含めて検討を行う。

○ 化学物質の危険性情報の整備及びリスクアセスメントへの活用に関する研究(令和6年) 度は研究2年目)

化学物質の危険性に対するリスクアセスメントにおける危険性情報の位置付けを明確に し、リスクアセスメントの基盤となる危険性情報を整備するため、爆発・火災に至る現実的 な事象の進展や最終的な影響を検討する際の具体的な方法を検討する。

○ 絶縁体の帯電に起因する静電気災害対策の強化に関する研究(令和6年度は研究開始年

産業現場で使用され静電気帯電・放電源となり得る各種絶縁体(容器、配管、粉体)に着 目し、帯電メカニズムの解明、新たな方法による帯電・放電防止技術の開発、放電の着火危 険性の調査を実施する。

○ 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究(令和6年度は研究 成果の評価年度)

セルフケアや職場環境改善がメンタルヘルス不調の予防に果たす効果を様々な業種を含 む大規模な労働者サンプルを対象に縦断的に検証する。

- 過重労働に関する睡眠と疲労回復機序に関する研究(令和6年度は研究2年目) 過労死等の発症や予防に重要な役割を果たす睡眠について、過労状態において循環器・ 内分泌免疫機能及び大脳皮質の側面から睡眠の質量の変化を明らかにし、過労対策として の睡眠の効果的なとり方を検討する。
- 人間特性支援による安全管理及び教育手法に関する研究(令和6年度は研究成果の評価 年度)

建設業の高所作業安全性向上を目的とし、人間の特性に即した安全管理・教育手法の開発 のため、作業者の注視・行動特性を支援する安全管理手法及び作業者の認知・行動特性に基 づいた教育手法について検討する。

- 腰痛予防と持ち上げ重量に関する研究(令和6年度は研究最終年度) 重量物の持上げ及び運搬における日本人の重量制限値(最大重量)を明らかにすること を目的とした疫学調査及び生体力学的実験を実施する。
- 労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分 析に関する研究(令和6年度は研究2年目)

労働環境中に粒子として存在する化学物質ばく露による健康障害を防止するため、生体 毒性評価に繋がる有効なばく露測定法及び評価法を検討する。

				○ 経皮ばく露による健康障害が懸念される産業化学物質の予測とそのばく露管理手法に関	
				する研究(令和6年度は研究2年目)	
				「産業化学物質の経皮ばく露評価法モデルの確立」と「ハザードコミュニケーション情報	
				の提供」を目指した現場応用に重きをおいた研究を展開し、産業化学物質の経皮ばく露によ	
				る健康障害を予防するに資する情報を得ることを目的とする。	
				○ 発がん等慢性疾患への関与が懸念される産業化学物質の把握と予防的アプローチに関す │	
				る取組(令和6年度は研究開始年度)	
				GHS分類における「生殖細胞変異原性」及び「発がん性」の未分類物質約2,400物質を対象	
				に、in silico、及びin vitro手法を用いて絞り込むなど、GHS未分類項目の区分決定の加速	
				を促し、化学物質の自律的な管理に参考となる情報を提供することを目的とする。	
				とにし、同う例及の目はいる日本に多ってなる情報とほどが、ることと目がこうも。	
				〇 先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤的研究(令和6年度は研究開始年度)	
				化学物質により誘発される職業性肺疾患について、1細胞解像度での空間トランスクリ	
				プトーム解析による包括的データベース (統合空間アトラス) 構築及び摂動解析による疾患	
				機序解明/バイオマーカー開発に資する研究を実施する。	
				化学物質による健康障害防止に向けた研究の一例は以下のとおり。	
				○ 労働環境中化学物質のリアルタイム計測・濃度推定および状態変化に対応した捕集・分析	
				に関する研究(令和6年度は研究2年目)	
				【研究概要】	
				事業場における化学物質の自律的管理において、対象となる物質(約2,900種)の多く	
				は、ばく露評価に必要なサンプリング・分析方法が確立されていない。本研究では、ばく	
				   露評価の実施にあたり不足している知見を提供することを目的に、リアルタイム測定を	
				   使用した検証を実施するとともに、存在状態が変化する物質、複数存在する物質の捕集・	
				分析方法の検討を行った。	
				【期待される成果】	
				本研究で得られた知見を活かし、CREATE-SIMPLEやコントロールバンディングなど、実	
				測によらない定性評価方法の精度向上に資することが期待される。研究成果は、第63回日	
				本労働衛生工学会などの学会での発表や今後、産業衛生学会雑誌等への掲載を通じて、知	
				見の普及を図っている。	
研究テーマに	プロジェクト	プロジェクト	・プロジェクト	プロジェクト研究の実施に当たっては、研究課題の立案時において厚生労働省の政策担当部門	
関しては、目指	研究の研究課	研究の実施に当	研究の実施に当	との意見交換を行った上で、研究課題・テーマを設定した。また、意見交換を踏まえ、目指すべき	
すべき成果につ	題・テーマに関	たっては、厚生	たって、厚生労	成果について具体的かつ明確な目標を設定し、ロードマップを作成するとともに、機構における内	
いて具体的かつ	しては、厚生労	労働省の政策担	働省の政策担当	部評価委員会での評価を経て、外部評価である安衛研究部会における評価を受けた上で、研究を開	
明確な目標を設	働省の政策担当	当部門との意見	部門との意見交	始した。研究の実施中(必要に応じて)や研究の実施後も、厚生労働省の政策担当部門との意見交	
定し、具体的な	部門との意見交	交換を定期的に	換を定期的に行	換を延べ17回(事前評価 7 課題、事後評価 2 課題、中間評価 8 課題)行い、ロードマップの進捗状	
ロードマップを	換を研究課題の	行い、ロードマ	い、ロードマッ	況の確認や、研究結果における政策への貢献度の検証も行っている。	
				- 56 -	

作成・公表する	立案計画時から	ップの進捗状況	プの進捗状況や		
とともに、厚生	定期的に行い、	や政策への貢献	政策への貢献度		
労働省の政策担	目指すべき成果	度の検証を行	の検証を行って		
当部門との意見	について具体的	う。	いるか。		
交換を定期的に	かつ明確な目標	また、研究終	・研究終了時に	さらに令和5年度に研究が終了したプロジェクト研究について、厚生労働省の政策担当部門よ	
行い、機構にお	を設定し、それ	了時には厚生労	は厚生労働省の	り「非常に政策効果が期待できる」又は「政策効果が期待できる」とのアンケート評価を全ての研	
いてロードマッ	に向かって、い	働省の政策担当	政策担当部門に	究で受けるとともに、内部評価委員会及び安衛研究部会を開催し、安衛研究部会では外部有識者か	
プの進捗状況や	つまでに、どの	部門により評価	よりアンケート	ら職場環境の改善に有益な研究成果も得られており、今後の研究の発展に期待するとして、平均	
政策への貢献度	ような成果を得	を受けるととも	評価を受けると	4.1点(目標3.5点以上)という研究成果の評価を受けた。	
の検証を行うこ	るのかについ	に、機構におけ	ともに、機構に		
٤.	て、具体的なロ	る内部評価委員	おける内部評価	評価の高かったものの一例は以下のとおり。	
	ードマップを作	会及び業績評価	委員会及び業績	〇 労働者のストレスの評価とメンタルヘルス不調の予防に関する研究(4.3点)	
	成し、機構のホ	委員会労働安全	評価委員会労働	【研究概要】	
	ームページ等で	衛生評価部会を	安全衛生評価部	職場環境における心理社会的ストレスへの対策である、ストレスチェック制度(とくに	
	公表するととも	開催し、研究成	会を開催し、研	セルフケア) や職場環境改善についてのエビデンスは十分ではない。本研究では、セルフ	
	に、ロードマッ	果の評価を受け	究成果の評価を	ケアや職場環境改善がメンタルヘルス不調の予防に果たす効果を、労働者を対象に縦断	
	プの進捗状況や	る。	受けているか。	的に検証する。また、これらの効果は、業種、事業所規模などの労働者が置かれている環	
	政策への貢献度			境によって大きく異なることも予想されることから、様々な業種を含む大規模な労働者	
	の検証を行う。			サンプルを対象に検証を行うことを目的とした。	
				【得られた知見】	
				セルフケアについては、日常的にストレスのセルフケアをしている者等はメンタルへ	
				ルス等の健康状態がよいことが示された。職場環境改善については、職場の対人関係や相	
				互支援の改善を経験している者ではメンタルヘルス不調のリスクが低いこと、職場環境	
				改善の効果は業種間でも異なる可能性が示された。	
				【評価コメントの一例】	
				・大規模なモニター調査を実施し、メンタルヘルス不調の予防に資する、セルフケア、	
				職場環境改善に関する有用な知見を得ている。	
				・ストレスチェック制度の効果についての重要なエビデンスと思う。	
				・マルチレベル分析等を活用したモデルが組めるように、職場単位の情報が収集できる	
				枠組みでの研究への発展を期待している。	
				・事業場規模別の職場環境改善の実施状況の分析は貴重になると思う。	
				チネーッククルトスクッシーヤッルーックススススス゚スス゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚	
				【研究成果】	
				学会発表15件、論文発表10件を行っている。また、ストレスチェック制度の枠組みにお	
				けるセルフケアや職場環境改善の推進に向けて、得られた研究成果をパンフレット等で	
				発信することを検討している。	
	また、プロジ	令和7年度に	・令和7年度に	令和7年度開始予定のプロジェクト研究については、厚生労働省の政策担当部門との意見交換	
	ェクト研究の研	開始するプロジ	開始するプロジ	を行い、具体的かつ明確な目標設定、ロードマップの作成を行うとともに機構において、内部評価	
				- 57 -	

究課題・テーマ	ェクト研究の研	ェクト研究の研	委員会及び安衛研究部会を開催し、外部有識者等の意見も踏まえ、内容を検討した。
は毎年度策定す	究課題・テーマ	究課題・テーマ	(令和7年度開始予定のプロジェクト研究課題)
る年度計画に掲	については、目	については、目	〇 次世代型クレーン等に使用されるロープ等の安全性評価
載する。	指すべき成果に	指すべき成果に	〇 福祉用具を用いた介助作業における介助者および要介助者の体格差と腰部負担の関係
なお、中期目	ついて具体的か	ついて具体的か	〇 作業環境中の気中粗大粒子状物質の測定方法及び評価方法に関する研究
標期間中に、社	つ明確な目標を	つ明確な目標を	〇 熱中症予防に効果的な機器・用品の活用に関する研究
会的要請の変化	設定し、ロード	設定し、ロード	〇 高年齢労働者における身体的負荷の評価に関する研究
等により早急に	マップを作成す	マップを作成す	
対応する必要が	るとともに、機	るとともに、機	
あると認められ	構における内部	構における内部	
るプロジェクト	評価委員会及び	評価委員会及び	
研究課題が発生	業績評価委員会	業績評価委員会	
した場合には、	労働安全衛生評	労働安全衛生評	
当該課題に対応	価部会を開催	価部会を開催	
する研究につい	し、外部有識者	し、外部有識者	
ても、機動的に	等の意見も踏ま	等の意見も踏ま	
実施する。	え、ロードマッ	え、ロードマッ	
	プの進捗状況や	プの進捗状況や	
	政策への貢献度	政策への貢献度	
	を十分検討す	を十分検討して	
	る。	いるか。	
	また、研究テ	・研究テーマに	各研究テーマに関する目標及びロードマップについては、機構のホームページで公開している。
	ーマに関する目	関する目標及び	
	標及びロードマ	ロードマップに	
	ップについて	ついては、機構	
	は、機構のホー	のホームページ	
	ムページ等で公	等で公開してい	
	開する。	るか。	
	なお、年度途	・年度途中に社	社会的要請の変化等に基づき早急に対応する必要が認められるプロジェクト研究課題は発生
	中に社会的要請	会的要請の変化	しなかった。
	の変化等によ	等により、早急	
	り、早急に対応	に対応する必要	
	する必要がある	があると認めら	
	と認められるプ	れるプロジェク	
	ロジェクト研究	ト研究課題が発	
	課題が発生した	生した場合に	
	場合には、当該	は、当該課題に	
	課題に対応する	対応する研究に	
	研究について	ついても、厚生	
	も、厚生労働省	労働省の政策担	
	の政策担当部門	当部門と調整	

イ 協働研究 研究テーマ (				
イ 協働研究 研究テーマ は、労働災害の 減少及び被災労 働者の社会復帰 の促進に結びつ くことを目的として、過労死等 の防止等に関する研究、予防限 で は、労働策を を実施するの改変、			と調整し、機動	し、機動的に実
研究テーマは、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつき、所が持つに係る変機の促進に結びつき、下が持つに係る変機を必労災病院が特の防止等に関する研究、脊髄費を指するの形の大生活支援に関する研究、脊髄費が有するとので変に変して、過労をが、機構があるもに、の方が一で、変にの変し、との音を発生のがあるが、機構があるもに、の方が一で、変にをして、変にできるが、機構があるものにのいて変にあるが、機構があるものにのいて変にして、実施すること。  第4 期中期計 歯 では、更な必異を発揮するかため、協働研究規程に基づきなため、協働での政策見の政策見の政策を見いるため、協会が、関係が持つの政策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を			的に実施する。	施しているか。
は、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究等、機構では、治療対別のでは、治療が関連のでは、治療が対し、治療が関連のでは、治療が対し、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が	イ 協働研究	イ 協働研究	イ 協働研究	
減少及び被災労働者の社会復帰 所が持つ労働災 の促進に結びつくことを目的と して、過労死等 の防止等に関する研究、脊髄損 能と労災病院が 情力・臨床発展 情と分災病院が を強まる 引無 1 「令和6年度研究、一覧」の取のの意見交換を踏まえ、別紙1「令和6年度研究の形及び 生活支援に関す は、お療就労両る研究等、機構 立支援センター が有する各族による相乗効果が間でもれる設定して実施すること。 関いすること。 期中期計 労働研究 所と労災病とどあらず、機構の 複数の施設と支 らず、機構の 複数ので変を実施 の で得による他のでので得に重点化して実施する。 で得られていることが有する各族による相乗効果が で得られてい第5期中が開きもれる設定して実施すること。 期中期計 労働研究所と労災病とどまらず、機構のの複数の極変を実施 で得合成による協働の 複数のが変を実施 で得られてい第5期中期においては、治療が発力による強による協働で変を実施 で得られてい第5期中期において強生総合病院との協働が変を実施 で得られてい第5期中期において強生総合病と労疾をどまらず、機構内の複数のが変を実施 で得の予防とが気にとする。 研究課題・テーマに、過労研究を実施 での下と労災病とどまらず、機構関係等の予防及び生活支援に関する まな は、治療などの、は、治療、対験の研究を実施 での下に、過労研究を実施 での下に、過労研究を実施 での下に、過労の下によるに対しては、治療、対験のである。 研究課題・テーマに、過労研究を実施 できな は、法を対象のである。 研究課題・テーマに、過労研究を実施 できな は、法を対象のである。 研究課題、・デーマに、過労の下によるな は、法を対象のである。 研究課題、・デーマに、過失して、対象のでは、対象には、対象のでは、	研究テーマ	第4期中期計	協働研究につ	・協働研究規程
働者の社会復帰 所が持つ労働災 ではにはいて とを目的として、過労死等 の防止に係の基 能と労災病院が の防止等に関する研究、 存替機 能との一体化に 場等の予防及び 生活支援に関する研究、 化学物質による健康障 できる が、 機構で は、 治療就 労 の 正の 研究に重点化して実施する おい、 治療就 労 両 での 連携 が 有する各施設 間での 連携 が 有する各施設 間での 直見 が 有する各施設 間でれるもこと。 が 有すると で 第一の 連携 が 前する の 連携 が 前する こと が が 前する こと が が 表 で 得られ して、 第 5 期 いては 、 治療 が 分 医 変 を 衛子の 連携 が が の 協	は、労働災害の	画では、労働安	いては、更なる	に基づき、厚生
で促進に結びつくことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損能との一体化による効果を最大傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究、機構が有する各施設間での連携による相乗があるのについて設定して実施すること。  の服進に結びつくことを目的として、過労疾病院が特別では、治療就労両の運動では、治療就労両の連携による相乗がよるものについて設定して実施すること。  の協働による協働研究を実施すること。  の協しに対して実施するのでは、治療就労両の連携による相乗効果が期待されたいることが、機構があること。  が有する各施設間での連携による相手がある。  は、治療就労両の連携による相手がある。  が有する予防との協力による協働安全衛子のより、治療にとの協働による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまらず、機構による協働できまる。  研究課題・テーマについては、過労死等の防止をいる。  研究に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	減少及び被災労	全衛生総合研究	統合効果を発揮	労働省の政策担
くことを目的として、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損能との気息を換を能との変更を換を能との一体化に傷等の予防及びと生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防値に関する研究を実施であるが、治療なシーが有する連携によっての連携によっての連携によっての連携によっての連携によっての連携によっての主にして実施すること。  は、援撃を関する研究の関する研究等各権に関する研究等各権に関する研究等各権に関する研究等を発生にして実施する。  「で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で、一で	働者の社会復帰	所が持つ労働災	するため、協働	当部門との意見
して、過労死等 の防止等に関す る研究、脊髄損 傷等の予防及び 生活支援に関す る研究、化学物 質による健康障 言の予防の及びは く露評価に関す る研究等、機構 が有する連携による 相乗効果を制 待されるも定して 実施すること。  に、過労死等 能と労災病院が 持つ臨床研究機 能との一体化に に、なる効果を最大 に、一令和16年度研 究・一覧」のⅡの 研究に重点化して 実施する。  で、一覧」のⅡの 研究に重点化して 実施する。  で、一覧」のⅡの で、究・門直の で、究のに重点化して 実施する。  で、現に重点化して で、対策を実施する。  で、場所である。  が、機構 が有する方と。 期中はしてい第5 期中はしてい第5 期中はしてい第5 期中はい第5 関では、発音の形で、との協働研究を実施する。  研究課題・テーマにして は、過労死を実施する 研究課題・テーマに、過労死を実施する 研究に重点が、機構による協働研究を実施する。  研究に重点が、機構 で、場所による協働研究を実施する。  が変の施設の形で、資数の形が上等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する	の促進に結びつ	害防止に係る基	研究規程に基づ	交換を踏まえ、
の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する研究、化学物質による強康障害の予防及びはってのでは、大力を実施してきたところであいるが、機構では、治療就労両の支援にといるが、機構では、治療が対して実施するのででは、治療が対して実施するのででは、治療が対して実施すること。 の国の研究に重点化して実施する。 の国の研究に重点化して実施する。 の国の研究に重点化して実施する。 の理点にして実施する。 の国の研究に重点にして実施する。 の理点にして実施する。 の理点にして実施する。 の理点に対しているか。 の理点に対して、対象が、機構では、治療が対して、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が、対象が	くことを目的と	礎・応用研究機	き、厚生労働省	別紙1「令和6
る研究、脊髄損 傷等の予防及び 生活支援に関す る研究、化学物 質による健康障 害の予防及びば く露評価に関す る研究等、機構 が有する各施設 間での連携によ る相乗かるものに ついて設定して 実施すること。 期中期計画において 実施すること。 知中期計画において 実施する。 第一でが表現 等もわして、第5 期中期は、労働安全衛生総合所ととあが、機構内の 複数の施設によ る協働にとどまらず、機構内の 複数の施設によ る協働のでの 防止とどま のが、機構体の での変数病院と の協働にとどま らず、機構内の 複数の施設によ る協働のでの 防止を変 を可での して との協働にとどま を可での での を対数の施設に との協働にとどま を可での での を対数の施設に との協働にとどま を可での での を対数の施設に との協働にとどま を可での ででして は、過労の等の 防止を を可での 防止等の 防止等の 防止等の 防止等の 防止等の 防止等の 防止等の 防止等	して、過労死等	能と労災病院が	の政策担当部門	年度研究一覧」
傷等の予防及び 生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究を実施してきたところであっての研究に重点化して実施する。 るが、機構では、治療就労両る研究等各施は別が有する各施と間での連携による相乗の場合にして実施すること。 間でのできるとが、と労災のは、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が、治療が	の防止等に関す	持つ臨床研究機	との意見交換を	のⅡの研究に重
生活支援に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関するが、機構では、治療就労両立支援センターが有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。 期中期計画において設定して実施すること。 期中期計画において設定して実施すること。 期中期計画においては、総合研究所と労災病院との協働にとどまらず、機構による協働のを変を実施する。 研究課題・テーマについては、過労にと関する研究・背髄損傷等の予防及び生活支援に関する	る研究、脊髄損	能との一体化に	踏まえ、別紙1	点化して実施す
る研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関するが、機構では、治療就労両立支援を予防医間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。 明中期計画においては、総働いことの協働にとよる協働にとよる協働による協働でき実施する。 研究に重点化して実施する。 研究に重点化して実施する・	傷等の予防及び	よる効果を最大	「令和6年度研	しているか。
質による健康障害の予防及びばく露評価に関するが、機構では、治療就労両立支援センターが有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。 期には、治療・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	生活支援に関す	限に発揮できる	究一覧」のⅡの	
書の予防及びばく露評価に関する研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。 期計 い 会 全衛 学 の協働 い と ど まらず、 機構 ひ で 等 5 明 と が 5 明 と が 5 明 と が 6 数 の で 後 数 の で と か が 8 を き ら が で 8 を か で 9 を か で 9 を か で 9 を か で 9 を か で 9 を か で 9 を か で 9 を か で 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9 を 9	る研究、化学物	研究を実施して	研究に重点化し	
く露評価に関する研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。 期中期計画において第5期中期計画において強力の協働にときるが、機構内の複数の働いとをする。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等の防止等での防止等での防止等での防止等での防止等での防止等での防止等で	質による健康障	きたところであ	て実施する。	
る研究等、機構が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。  「実施すること。  「実施すること。  「対象を主義を表現して、第5 期中期においては、労働安全衛生総合ので、所と労災病院との協働による協働研究を支援を表現した。のでは、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。  「研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	害の予防及びば	るが、機構で		
が有する各施設間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。  「実施すること。  「関での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。  「関・中期計画において第5 期中期計画においては、労の研究との協働にとまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。  「研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	く露評価に関す	は、治療就労両		
間での連携による相乗効果が期待されるものについて設定して実施すること。 期中期計画においては、労働安全衛生総合所ととの協働にとまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	る研究等、機構	立支援センター		
る相乗効果が期 待されるものに ついて設定して 実施すること。 期中期計画において場から、第5期中期計画においては、労働安全衛生総合研究所との協働にとどの協働にといる。 が、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	が有する各施設	が有する予防医		
待されるものに ついて設定して 実施すること。	間での連携によ	療モデル事業等		
ついて設定して 実施すること。 期中期計画においては、労働安 全衛生総合研究 所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の 複数の施設による協働研究を実 施する。 研究課題・テーマについて は、過労死等の 防止等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する	る相乗効果が期	で得られた知見		
実施すること。 期中期計画においては、労働安全衛生総合研究所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	待されるものに	等も有している		
いては、労働安全衛生総合研究所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	ついて設定して	ことから、第5		
全衛生総合研究所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する	実施すること。	期中期計画にお		
所と労災病院との協働にとどまらず、機構内の複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する		いては、労働安		
の協働にとどま らず、機構内の 複数の施設によ る協働研究を実 施する。 研究課題・テ ーマについて は、過労死等の 防止等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する		全衛生総合研究		
らず、機構内の 複数の施設によ る協働研究を実 施する。 研究課題・テ ーマについて は、過労死等の 防止等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する		所と労災病院と		
複数の施設による協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する		の協働にとどま		
る協働研究を実施する。 研究課題・テーマについては、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援に関する		らず、機構内の		
施する。     研究課題・テーマについて     は、過労死等の     防止等に関する     研究、脊髄損傷     等の予防及び生     活支援に関する		複数の施設によ		
研究課題・テ ーマについて は、過労死等の 防止等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する		る協働研究を実		
ーマについて は、過労死等の 防止等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する		施する。		
は、過労死等の 防止等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する		研究課題・テ		
防止等に関する 研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する		ーマについて		
研究、脊髄損傷 等の予防及び生 活支援に関する		は、過労死等の		
等の予防及び生活支援に関する		防止等に関する		
活支援に関する		研究、脊髄損傷		
		等の予防及び生		
研究、化学物質		活支援に関する		
		研究、化学物質		

#### イ 協働研究

令和6年度は、「協働研究規程」に則り、厚生労働省の政策担当部門との意見交換を踏まえ、過労死等の防止等に関する研究、脊髄損傷等の予防及び生活支援策に関する研究、化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究等、労働災害の減少及び被災労働者の社会復帰の促進に結びつく研究課題・テーマにつき重点化し、年度計画の「令和6年度研究一覧」のIIで定められている5課題を設定し、実施している。令和6年度の進捗状況は以下のとおり。

○ 化学物質による健康障害の予防及びばく露評価に関する研究

「有機粉じんの毒性評価のための包括的基盤構築」(令和6年度は研究最終年度) アクリル酸系ポリマーの吸入性粉じんを取り扱う工場の労働者に肺疾患が生じた事案 を受け、これまでにげっ歯類を用いた試験によりアクリル酸系ポリマーの毒性の機序と 病態の変遷を明らかにしてきた。

一方で、げっ歯類にはじん肺病変の形成が顕著であるとされる部位(呼吸細気管支及 び小葉間隔壁)が存在しないため、本研究では家畜ブタ・マイクロミニピッグを用いた 投与実験を行い、よりヒトに近い条件下での毒性評価試験を行った。

研究実施に当たっては安衛研・労災病院(医学的知見に基づく助言)・大学等外部研究機関(ブタ肺の研究開発)が連携して研究を進めた。

家畜ブタ・マイクロミニピッグを用いた投与実験により、労働者に類似した広義間質 線維病変をブタ肺でも明らかにすることに成功した。今後の有機粉じん管理を含め、幅 広く労働衛生行政に貢献できる。

- 〇 行動災害防止に関する総合的研究について
  - (ア) 「小売業と社会福祉施設における転倒防止に関する研究」(令和6年度は研究2年目)

小売業と社会福祉施設の転倒災害の発生防止を目的として、安全管理、作業者のスキル、作業環境の観点から令和5年度から研究を開始した。

令和6年度の研究の進捗は以下のとおり。

- ・すべりリスク簡易評価手法に関して、小売業と社会福祉施設で用いられるような市販靴を対象として63足を選定し、それらの靴底の3次元形状の測定を行った。
- ・社会福祉施設における転倒防止のためのノンテクニカルスキルの調査に関して、介護労働者(介護福祉士)30名を対象にインタビューを実施し、介護労働者自身の転倒防止のための工夫を抽出、分類し結果をまとめた。
- (イ) 「頭部外傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害の予防と被害軽減に関する研究」(令和6年度は研究2年目)

転倒発生後における外傷の予防策や被害軽減策を検討するため、特に頭部外 傷と脳損傷等を伴う重篤な行動災害に着目し令和5年度から研究を開始した。

T	1			7	
による健康障害			令和6年度の研究の進捗は以下のとおり。		
の予防及びばく			・各種計測センサを内蔵した人体ダミーと転倒試験装置を用いて、後方転		
露評価に関する			倒時の頭部衝撃を測定し、頭部に深刻なダメージが生じる可能性が高いこ		
研究等、労働災			とを明らかにした。		
害の減少及び被			・シミュレーション解析では、ダミー実験と同様の条件下で頭部衝撃を計		
災労働者の社会			算し、その結果がダミー実験と一致することを確認した。		
復帰の促進に結			・ダミー実験では再現が難しい脱力状態での解析も実施し、実験結果を補		
びつくものを設			完する有益な知見を得た。		
定する。					
			上記研究のほか、安衛研で「行動災害防止に関する研究体制強化のための検討会」を設立		
			し、転倒・腰痛に関する研究を行っている研究者及び関連団体等のリストの取りまとめを行う		
			とともに、各研究者が行っている研究活動について共有する機会を設けている。検討会には安		
			全課、労働衛生課の担当者もオブザーバー参加している(令和6年10月10日、令和7年3月11		
			日開催)。令和7年度開始に向けて、行政要請研究6課題、厚生労働科学研究費課題1課題に		
			ついて、厚生労働省と協議を行った(令和6年12月3日、令和7年3月14日、その他、課題毎		
			の打合せあり)。		
	また、機構内	・機構内の労災	また、令和7年度から開始予定の協働研究「先進医学解析技術を用いた職業性肺疾患の基盤		
	   の労災病院以外	  病院以外の施設	的研究」について、アスベスト疾患研究・研修センターとの協働研究を実施するための検討を		
	の施設との協働	との協働研究を	行った。		
	│ │研究を実施する	実施するための			
	ための検討を行	検討を行ってい			
	う。	るか。			
した。 なお、年1回	、 なお、年間 1	・年間1回程度、	行動災害分野及び産業中毒分野において研究者会議を開催し、安衛研の研究者及び労災病院		
程度、協働研究	回程度、協働研	協働研究協議	の研究者のほかに機構本部役職員も加わり、意見交換や研究者間の交流を図った。		
協議会等を開催	究協議会、調査	会、調査研究発			
し、協働研究に	研究発表会等を	表会等を開催	安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを		
関係する施設等	開催し、協働研	し、協働研究等	主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者(安衛研の研究		
の研究者間の交	究等に関係する	に関係する施設	者)と臨床研究者(労災病院等の医師等)との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図って		
流を図る。	施設等の基礎研	等の基礎研究者	きた。令和2年度からは、労災病院や産業保健総合支援センター(以下「産保センター」とい		
	究者と臨床研究	と臨床研究者と	う。)職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保健関係者等に対して安衛研の業務内容の		
	者間との間で活	の間で活発な意	周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待できることから、日本職業・災害医学会学術		
	発な意見交換や	見交換や意思疎	大会(以下「職災学会」という。)の中に当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知		
	意思疎通ができ	通ができるよう	を行った。内容は以下のとおり。		
	るよう交流を図	交流を図ってい			
	る。	るか。	令和6年11月23、24日に開催された第72回職災学会において、7課題の研究成果等について		
			発表を行った。プログラムについては以下のとおり。		
			① 粉体の充てん速度が貯蔵設備内の電荷蓄積および静電気放電に及ぼす影響		
			② 勤務時間外の仕事の連絡が労働者の健康に及ぼす影響:出社・在宅勤務という働き方		
	<u> </u>		● 利切所用バンは子の左型が、り割合のは水に及るを設す・円は、は石割物です。		

				に着目して
				3 現場ニーズに基づく視覚教材を用いた有効な建築作業ハザード知覚訓練の検討
				④ グレーン用鋼鉄ワイヤロープの疲労損傷評価
				・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
				関する研究 関する研究
				プ 大型動物を用いた職業性肺疾患研究の高度化
	また、電子	協働研究協議	<b>▶ 協働研究協議</b>	   令和6年度実施中の「有機粉じんの毒性評価のための包括的基盤構築」について、令和6年
	(WEB)会議シ	会等の開催や研	会等の開催や研	6月18日に安衛研及び外部協力機関の研究者と電子(WEB)会議システムを活用し、合同班会議
	ステムなども最	究の進行等に際	究の進行等に際	を実施した。
	大限活用するこ	しては、電子	しては、電子	
	とで、より高次	(WEB)会議シ	(WEB)会議シス	「行動災害防止に関する総合的研究」についても、令和6年7月18日に労災病院、安衛研及
	元の研究成果に	ステムなども最	テムなども最大	び機構本部との電子(WEB)会議システムを活用した班会議を行ったほか、令和7年2月5日に
	つなげることを	大限活用するこ	限活用すること	労災病院の医師を安衛研に招聘し、意見交換会を実施した。
	目指す。	とで、より高次	で、より高次元	
		元の研究成果に	の研究成果につ	
		つなげることを	なげることを目	
		目指す。	指しているか。	
ウ 基盤研究	ウ 基盤研究	ウ 基盤研究	・労働安全衛生	ウ 基盤研究
国内外におけ	国内外における	労働安全衛生	総合研究所にお	国内外における労働災害、職業性疾病、産業活動等の動向を踏まえ、将来生じ得る課題にも迅
る労働災害、職	労働災害、職業	総合研究所にお	いて、国内外に	速かつ的確に対応できるよう、年度計画の「令和6年度研究一覧」の皿から6課題増やし、以下
業性疾病、産業	性疾病、産業活	いて、国内外に	おける労働災	の41課題の基盤的研究を実施した。
活動等の動向を	動等の動向を踏	おける労働災	害、職業性疾病、	〇 遠隔操縦型ロボット等の安全性指標の検討(令和6年度は研究3年目)
踏まえた基盤的	まえ、将来生じ	害、職業性疾	産業活動等の動	〇 化学物質の危険性に対するリスク管理のあり方に関する調査研究(令和6年度は研究最
な研究。	得る課題にも迅	病、産業活動等	向を踏まえ、将	終年度)
	速かつ的確に対	の動向を踏ま	来生じ得る課題	〇 建物解体時に使用する足場の耐風対策に関する実験的検討(令和6年度は研究最終年
	応できるよう、	え、将来生じ得	にも迅速かつ的	度)
	基盤的な研究能	る課題にも迅速	確に対応できる	〇 建設用ゴンドラの側面開口率および開口形状が風荷重下の応答に及ぼす影響に関する研
	力を継続的に充	かつ的確に対応	よう、基盤的な	究(令和6年度は研究最終年度) 
	実・向上させる	できるよう、基	研究能力を継続	〇 ロールボックスパレットの積載重量の実態と簡便な測定手法に関する検討(令和6年度
	とともに、長期	盤的な研究能力	的に充実・向上	は研究最終年度)
	的視点から労働	を継続的に充	させるととも	〇 うち水インナーによる暑熱負担の軽減効果(令和6年度は研究最終年度)
	安全衛生上必要	実・向上させる	に、長期的視点	〇 法改正による労働時間と労災件数への因果効果の推定(令和6年度は研究最終年度)
	とされる基盤技	とともに、長期	から労働安全衛	〇 低周波音による振動感覚の知覚とその影響に関する研究(令和6年度は研究最終年度)
	術を高度化する	的視点から労働	生上必要とされ	│ ○ 作業環境中の測定のためのイオン移動度分析装置の実用化(令和6年度は研究最終年 │ ○ ○ ☆、
	ための研究及び	安全衛生上必要	る基盤技術を高	度)
	将来のプロジェ	とされる基盤技	度化するための	O 透析法による労働環境中の気中粒子からの金属成分の溶出に関する研究(令和6年度は
	クト研究の基盤	術を高度化する	研究及び将来の	研究最終年度)
	となる萌(ほう)	ための研究及び	プロジェクト研	〇 産業化学物質の生殖影響評価に関する実験的研究(令和6年度は研究最終年度)
	芽的研究等を実	将来のプロジェ	究の基盤となる	〇 勤務中身体活動が循環器系自律神経機能に及ぼす影響の検討(令和6年度は研究2年

施する。	クト研究の基盤	萌(ほう)芽的研	目)
	となる萌(ほう)	究等として別紙	〇 有機溶剤蒸気に関する作業環境測定のための異種固体捕集剤の利用の研究(令和6年度
	芽的研究等とし	1「令和6年度	は研究最終年度)
	て別紙1「令和	研究一覧」のⅢ	〇 防護服・保護具着用による WBGT 補正値の妥当性についての研究(令和6年度は研究2
	6年度研究一	のとおり基盤的	年目)
	覧」のⅢのとお	研究を実施して	〇 振動感覚閾値を援用した新たな評価指標の衝撃振動作業評価への検討(令和6年度は研
	り基盤的研究を	いるか。	究 2 年目)
	実施する。		〇 職場における暴言およびその内容が労働者に与える影響についての実験的検証(令和6
			年度は研究2年目)
			〇 粒子状物質の表面特性と毒性の関係性に関する研究(令和6年度は研究2年目)
			〇 インジウム取り扱い作業者における肺影響のコホート研究(令和6年度は研究2年目)
			〇 わが国の化学物質管理を考慮に入れた職業小〜細分類に関する検討(令和6年度は研究
			2年目)
			〇 混合有機溶剤の吸脱着と吸着材料の関係性に関する研究(令和6年度は研究2年目)
			〇 労働者における過敏性腸症候群の悪化にかかわる心理社会的要因および就労状況への影
			響(令和6年度は研究2年目)
			〇 線虫を用いた産業化学物質の有害性評価試験法確立の試み-主に神経毒性について(令和
			6年度は研究2年目) 
			〇 「職場における化学物質のリスク評価」の検討対象物質に関する考察(令和6年度は研
			究最終年度)
			〇 小型拡散サンプラーを用いた労働現場における保護器具の有効性評価手法の開発(令和
			6年度は研究2年目)
			○ 溶接ヒューム成分のリスク評価のための皮膚吸収性調査(令和6年度は研究2年目) ○ 視覚的不注意が移動時の環境適応動作に与える影響-クロスリアリティ技術を用いた検討
			○ 税見的不注息が移動時の環境過心動作に与える影音 ウロスリアリティ技術を用いた検討 - (令和6年度は研究2年目)
			〇 建設作業者の安全行動を促進する安全教育ツールの検証(令和6年度は研究開始年度) ○ 建設作業者の安全行動を促進する安全教育ツールの検証(令和6年度は研究開始年度)
			〇 「庭電災害の文献調査と統計分析およびその活用方法の検討(令和6年度は研究開始年
			度)
			○ ウェアラブルデバイスと機械学習を用いた社会福祉施設の作業実態把握システムに関す
			る基礎的検討(令和6年度は研究2年目)
			○ 自律移動ロボットの衝突防止方策の設計に関する基礎的研究(令和6年度は研究開始年
			度)
			〇 歩行支援機器の運動学的分析と安全性・使用性の評価(令和6年度は研究開始年度)
			〇 爆発圧力と静圧による容器破壊の差異(令和6年度は研究開始年度)
			〇 インハラブルエアロゾル測定法評価のための粗大粒子発生法の検討(令和6年度は研究
			開始年度)
			〇 質量分析法によるリスクアセスメント対象化合物の簡便な測定法の検討(令和6年度は
			研究開始年度)
			〇 化学防護手袋に関する透過性の簡易測定方法開発に向けた検討:経皮吸収物質含有製品
			を対象にした方法(令和6年度は研究2年目)
			〇 歩行動作の三次元計測に基づく転倒リスク推定手法の検討(令和6年度は研究開始年
			- 62 -

② (まり手の変形が、 (空間・ では、					度) 〇 転倒災害のリスクと防止に対する労働者の意識(令和6年度は研究開始年度)	
○ 半春地の少別に向ける研力と総合質の定点に関する研究 (令和6年度は研究開始を使) ○ 労働時間周期の正確さに関する研究 (令和6年度は研究開始を定) ○ 労働時間別期の正確さに関する研究 (令和6年度は研究開始を定) ○ 労働時間別期の正確さに関する研究 (令和6年度は研究開始を定) ○ 労働時間別期の正確さに関する研究 (令和6年度は研究関始を定) ○ 労働時間が (令和6年度は研究関始を)						
○ 労働物間担応の正確さに関する初期についての検討(今和6年度は対象関始年度) ○ 労働物間担応の正確さに関する初期についての検討(今和6年度は対象関始年度) ○ 労働物間担応の主義なにでいる。また。全ての対象部類について、対象計画及び対象の基準状態 ・						
□ 「「						
度						
研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記述した研究計画會を作成することにより適切に研究を変施している。また、全ての研究課題について、研究性側及び研究の連絡状況等を変換制の内部評価委員会で評価し、その結果を予算到分や研究計画の変更等に反映させた。  「						
す。						
工 行政要請研 エ 行政要請研 ス 行政要請研 ス 行政要請研 ス 行政要請研 ス					研究実施の背景、研究目的、実施スケジュール等を記載した研究計画書を作成することによ	
た。      たの表対等には      た。      た。      た。      た。      た。      た。      たの表対等には      た。      たの表対等には      た。      たの表対等は      に必ずな深急      はた・主要性の高い い臓能に関する      い臓能に関する      い臓能に関する      い臓能に関する      い臓能に関する      た。      た。      たの表対等に関する研究(令和6年度は研究      たの表の文学、      たの表の文学、      に対した。      たの表が、      たの表が表を進していいでは、は、      たの表が、人の表はしている。      ・研究を遂行していくのはは、アナットの表は、には、ア・大の表は、になる表がしたできなが、人の表は、になる表がしたできなが、人の表は、になるまのまではは研究      たの表が、人の表は、になるまでは、では、のまれに関する研究(令和6年度は研究      たの表の表は、      たの表が表をでしている。      た。      は一様を対している。      なののなに、      なが、大の表に関する。      なののなに、      なが、大の表にしているの。      なが、大の表に関する。      なが、大の表に関する。					り適切に研究を実施している。また、全ての研究課題について、研究計画及び研究の進捗状況	
工 行政要請研 元 行政要請研 元 行政要請研 元 行政要請研 元 元 行政要請研 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元					等を安衛研の内部評価委員会で評価し、その結果を予算配分や研究計画の変更等に反映させ	
度生労働省か					<i>t</i> =。	
東上労働省か						
厚生労働省か らの要請等に基	エ 行政要請研	エー行政要請研	工 行政要請研	・厚生労働省か	工 行政要請研究	
らの要請等に基 づく、行政施策 づく、行政施策 づく、行政施策 づく、行政施策 づく、行政施策 づき、行政施策 つき、行政施策 つき、行政を支配 のい課題に関する では、事業性の高 調査研究として、行政要請研 変を実施していて、行政要請研 変を実施していて、行政要請研 変を実施していて、行政の表情に行い、研究を基づしていく際は、厚生 労働省の政策担当 当部門との意見 労働者の政策担 当部門との意見 労働者の政策担 担当部門との意見 労働者の政策 担 当部門との意見 労働者の政策 担当部門との意見 労働者の政策 担 当部門との意見 党政を定じた い、研究成果が行政 政策に反映されるよう努める。 「可定成果に反映 されるよう努め されるよう努め されるよう努め されるよう努め されるよう努め されるより 対策 に反映 されるよう 対策 「行政政策」に反映 されるよう 対策 「行政政策」に反映 されるよう 対策 「行政政策」に反映 されるよう 対策 「行政政策」に反映 されるよう 対策 「不定成果の下で」に、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう 対策とした。 「原生労働者の政策担当部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう 対策 「原生労働者担当官と其体的研究自体部で、「以下の手順で密に意見で及像を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう 対策 「原生労働者担当官と其体的研究自体部で、「以下の手順で密に意見で及像との可定、「原生労働者担当官と其体的研究自体研究自体部で、「原生労働者と言見交換)」	究	究	究	らの要請等に基		
づく、行政施策 に必要な緊急 性・重要性の高 い課題に関する 機動的な研究。 調査研究を的確 に実施する。研究を進行してい 会際は、原生・ 働名の政策担当 都行の意見交 技を部に行い、研究成果が行政 政策に反映されるよう努める。 あよう努める。 が開始に反映されるよう努める。 で、行政政策に反映されるよう努める。 が開始に反映されるよう努めな発生変しと傾向の分析(令和6年度は研究2年目) 行政政策に反映されるよう努める。 で生労働名の政策担当部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意 見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 に必要に対し、要請のの古の歌に展る政策理語等をヒアリング 製造した。 原生労働名の政策理論部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意 見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 1 厚生労働名の政策理論部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意 見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 1 厚生労働名の政策理論部門とは、研究開始の変や行政施策への反映まで、以下の手順で密に意 見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 1 厚生労働名の政策に対し、要請のあった研究に係る政策課語等をヒアリング 変施の可否及び指出事所具を譲越 3 厚生労働者担当官と具体的研究内容について検討 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と套見交換)	厚生労働省か	厚生労働省か	厚生労働省か	づき、行政施策	厚生労働省から要請を受けた以下の6課題について調査研究を実施した。	
に必要な緊急   に必要な緊急   に必要な緊急   性・重要性の高   地・重要性の高   地・重要性の高   地・重要性の高   地・重要性の高   地・重要性の高   地達超に関する   調査研究と的   環路で解さらい   環路で解さらい   で、行政要請研   突を兼作しているか。   ・研究を遂行している際は、厚生   労働者の政策担   地部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政策に反映されるよう努める。   ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	らの要請等に基	らの要請等に基	らの要請等に基	に必要な緊急	【新規】	
性・重要性の高 性・重要性の高 い課題に関する 調査研究とし に課題に関する 調査研究とし に課題を開する 調査研究とし に実施する。研 究を遂行して 究を実施する。 研 究を遂行して 究を進行して 究を進行して 以係隊は、厚生労働省の政策担当 部門との意見交 換を密に行い、 對動性の政策担 担当部門との意 交換を密に行い、 研究成果が行政 政策に反映され るよう努める。	づく、行政施策	づく、行政施策	づき、行政施策	性・重要性の高	① 建設工事における重量物の支持を行う仮設物の安全対策に関する研究(令和6年度は研	
い課題に関する 調査研究を的確 調査研究として で、行政要請研 究を実施していて、行政要請研 究を連補する。研 究を連補する。研 究を連補する。研 究を連補する。研 究を連補する。 研究を運行して 以						
機動的な研究。 調査研究を的確に実施する。研究を遂行しているか。 で、子政要請研究を選行しているがは、厚生 労働者の政策担当 部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政 政策に反映されるよう努める。 およう努める。 およう努める。 る。						
に実施する。研究を遂行していく際は、厚生労働省の政策担当 でいく際は、厚生労働者の政策担当 部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政 政策に反映されるよう努める。						
究を遂行していく際は、厚生物の変に表示している際は、厚生物の変に対象に関するの政策担当を認定しているでは、原生的性がでは、原生の変に対象を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。         (多 文代制動務・夜動による発がん性等の健康影響に関する研究(令和6年度は最終年度)           ・研究成果が行政政策に反映されるよう努める。         当部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。         で成本に反映されるよう努める。         「政策に反映されるよう努める。         (6) 高年齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析(令和6年度は研究2年目)           ・おるよう努める。         「政政策に反映されるよう努める。         で、令和6年度は研究2時における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究の終了を定義を確定している。         (6) 高年齢労働者に係る死亡災害の発生要因と傾向の分析(令和6年度は研究2年目)           ・おとう努める。         「政策に反映されるよう努めないのないでは、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。         報告した。           ・おとう努める。         「厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意見を換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。         1 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング度、実施の可否及び担当研究員を調整         3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討         4 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)	機動的な研究。					
く際は、厚生労働省の政策担当部門との意見交労働省の政策担当部門との意見を対している。 第四人の意見を対している。 第四人の政策に反映されるよう努める。 第二条大学等における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究、(令和6年度は研究2年目)に、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。 第二条大学等における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究、(令和6年度は研究2年目)に、研究成果が行政政策に反映されるよう努めない。 第二条大学等における技術者育成を目的とした安全衛生教育の展開方法についての研究、(令和6年度は研究2年目)に、研究成果が行政政策に反映されるよう努めない。 第二条が関係と表示に対し、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。 1 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング2 実施の可否及び担当研究員を調整 3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 4 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)						
関省の政策担当 いく際は、厚生 労働省の政策 担当部門との意 見交換を密に行い、						
部門との意見交換を密に行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努める。						
換を密に行い、						
研究成果が行政 放策に反映され るよう努める。						
政策に反映されるよう努める。						
るよう努める。 行政政策に反映 されるよう努め る。 調査研究の終了した4課題については、成果の取りまとめが終了したものから厚生労働省に報告した。					6 高年齢労働者に係る外匸災害の発生要因と傾向の分析(令和6年度は研究2年目) 	
されるよう努め る。						
る。		るよう分める。				
厚生労働省の政策担当部門とは、研究開始から行政施策への反映まで、以下の手順で密に意見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。  1 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング  2 実施の可否及び担当研究員を調整  3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討  4 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)				しているか。		
見交換を行い、研究成果が行政政策に反映されるよう努めた。  1 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング  2 実施の可否及び担当研究員を調整  3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討  4 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)			<b>୬</b> ତ			
1 厚生労働省担当官に対し、要請のあった研究に係る政策課題等をヒアリング 2 実施の可否及び担当研究員を調整 3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 4 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)						
2 実施の可否及び担当研究員を調整 3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 4 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)						
3 厚生労働省担当官と具体的研究内容について検討 4 研究開始 (※必要に応じて厚生労働省と意見交換)						
4 研究開始(※必要に応じて厚生労働省と意見交換)						
CONTRACTOR OF THE PARTY OF THE						

				活用例は以下のとおり。 〇 「ICT技術を活用した車両系荷役運搬機械の自律制御・遠隔操作の安全対策に関する研究」	
				車両系荷役運搬機械の遠隔操作が社会実装されるに当たり、必要な安全上の措置をま とめることとしている。こうした機器を活用する場合の教育のあり方の検討を行うとと	
				もに、現在行われている安全衛生教育(実技教育)について、VR技術や遠隔操作システ	
				ム等のICT技術を用いたフォークリフトの場合の教育効果や必要な教育カリキュラムを検	
				討している。本研究の中間報告として、車両系機械の自律・遠隔運転に係わる国内外規	
				格類及び遠隔操作型小型車の安全基準・ガイドラインについて厚生労働省安全課へ資料	
				を提供した(令和6年11月12日及び12月18日)。また、引き続き研究を実施すること	
				で、今後、関係法令の改正に貢献が見込まれる。	
オ 労災疾病等	オー労災疾病等	   才 労災疾病等		才 労災疾病等研究	
研究	研究	研究			
労働災害の発		中期目標に示	・中期目標に示	労災疾病等研究については、中期目標に示された3領域の研究・開発、普及を実施した。令和	
	された3領域に	された3領域に	された3領域に	7年1月17日に業績評価委員会医学研究評価部会(以下「医学研究部会」という。)を開催し、	
	ついては、協働	ついては、協働	ついては、協働	研究・開発中の6テーマ(令和6年10月開始の2テーマを含む。)の研究開発計画の達成度及び	
	研究と連携を図	研究と連携を図	研究と連携を図	今後の研究開発計画の妥当性等に関しての中間評価を受け承認された。 	
	りつつ、次のと	りつつ、研究を	りつつ、研究を		
3領域について	おり取り組む。 	遂行し、業績評	遂行し、業績評		
は、協働研究と		価委員会医学研究証価部合にお	価委員会医学研		
連携を図りつつ、研究を行う		究評価部会にお   いて評価を受け	究評価部会にお   いて評価を受け		
ったいれを行うこと。		る。	ているか。		
		で。   研究開発の推		│ │ 協働研究「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」テーマにおいて、労災疾病等研究	
		進に当たって	進に当たって	「アスベスト」テーマの研究者等が研究に参加し連携を図っている。	
		は、大学病院等	は、大学病院等	, it is a part of the part of	
		の労災指定医療	の労災指定医療		
		  機関に所属する	機関に所属する		
		研究協力者と引	研究協力者と引		
		き続き連携体制	き続き連携体制		
		の構築を行う。	の構築を行って		
			いるか。		
		また、新たな	・新たな研究テ	令和6年8月9日に医学研究部会を開催し、新たに開始する2テーマの研究開発計画の事前評	
		研究テーマを開	ーマを開始する	価を受け承認されたため、令和6年9月2日及び9月30日に医学研究倫理審査委員会を開催し、	
		始する際は、業	際は、業績評価	倫理審査を受け承認され、令和6年10月から研究を開始した。	
		績評価委員会医	委員会医学研究		
		学研究評価部会	評価部会におい	事前評価を受け承認されたため、令和7年3月10日及び3月28日に医学研究倫理審査委員会を開	
		において事前評	て事前評価及び	催し、倫理審査を受け承認された。令和7年度研究開始予定としている。	
		価及び医学研究	医学研究倫理審		
		倫理審査委員会	査委員会におい	- 64 -	

		において倫理審	て倫理審査を受	
		査を受け、研	け、研究・開発に	
		究・開発に取り	取り組んでいる	
		組む。	か。	
職業性疾病	① 職業性疾病			① 職業性疾病等の原因、診断及び治療
Fの原因、診断	等の原因、診断			〇 「脊柱靭帯骨化症」テーマ(令和6年度は研究・開発2年目)
び治療	及び治療			「勤労者世代に多い脊柱靭帯骨化症の手術治療成績向上と動物モデル確立による新規
	被災労働者の			予防的治療法の探索」として、大阪労災病院だけでなく共同研究機関である大阪大学整
	早期の職場復帰			形外科関連施設における頸椎後縦靭帯骨化症の手術症例をデータベース化し、症例に応
	を促進するた			じた至適な術式選択基準の確立や手術成績予測モデル、合併症予測モデルの開発を目指
	め、職業性疾病			しており、令和6年度は784症例の収集を完了した。収集した臨床データと画像データか
	等の原因と診			ら統計解析やAI解析を行うこととしている。
	断・治療に関す			また、脊柱靭帯骨化症の発症メカニズムの解明や予防、治療法の開発に貢献するた
	る研究・開発に			め、脊柱靭帯骨化症の動物モデルの開発を進めている。令和6年度では、腱細胞におけ
	取り組む。			る脊柱靭帯骨化症の病態とされる内軟骨骨化を生じさせる遺伝子(RSPO2)の欠損が異所
				性骨化に影響を及ぼすことが示唆された。
				〇 「高年齢労働者の転倒災害」テーマ(令和6年度は研究・開発開始年度)
				高年齢労働者が増えている中、職場の健康・安全を守るために「働いている人の転倒
				災害対策」に焦点を絞って「高年齢労働者を対象とした転倒および転倒関連傷害ハイリ
				スク者の簡易スクリーニング法の研究開発」と「高齢者のフレイル予防の観点からの転
				倒関連傷害の新規対策法の研究開発」に取り組むこととしている。令和6年10月から研
				究を開始し、介護施設向けアンケート調査を開始した。
労働者の健	② 労働者の健			② 労働者の健康支援
₹支援	康支援			〇 「勤労女性の妊娠時の食・生活習慣」テーマ(令和6年度は研究・開発2年目)
	職業生活の長			働きながらの妊娠・分娩、さらに産後のスムーズな社会復帰のため、周産期における
	期化に伴い基礎			生活習慣、特に食習慣について、食のタイミングを考える時間栄養学的に調査すること
	疾患を有する労			で、妊婦の健康や体重管理、さらには出生児の体重との関連について検討することとし
	働者が増加する			ている。令和6年度は中国労災病院の106症例のうち34症例について中間解析を行った。
	中で、労働能力			また、共同研究機関である広島大学において実施している妊娠期鉄欠乏モデルマウス
	や疾病増悪リス			を使った基礎研究では効果的な鉄接種タイミングの検討を進めた。
	ク、復職を視野			
	においた支援や			〇 「高血圧性心疾患」テーマ(令和6年度は研究・開発開始年度)
	治療方針の選択			「左室駆出率が低下した心不全を呈する高血圧性心疾患に関連するバイオマーカーの
	等労働者の健康			同定と早期診断・治療戦略の開発」として、心不全を発症した高血圧患者において特定
	支援のための研			の遺伝子が心機能低下に関与するのか、横浜労災病院において症例収集を行い共同研究
	究・開発に取り			機関である東京科学大学においてゲノム解析とエピゲノム解析を行うこととしている。
	組む。			令和6年10月から研究開始し、横浜労災病院において症例リクルートを開始した。

③ 労災保険給	③ 労災保険給		
付に係る決定等	付に係る決定等		
の迅速・適正化	の迅速・適正化		
なお、労災疾	被災労働者の		
病等に係る研究	迅速・適正な労		
開発の推進に当	災保険給付に資		
たっては、症例	する研究・開発		
蓄積が重要であ	に取り組む。		
ることから、労			
災病院のネット			
ワークの活用の			
みならず、労災			
保険指定医療機			
関等からも症例			
データを収集で			
きるような連携			
体制の構築を引			
き続き行うこ			
٤.			
カー過労死等に	カー過労死等に	カー過労死等に	
関する調査研究	関する調査研究	関する調査研究	
等	等	等	
「過労死等の	過労死等防止	過労死等防止	▪ 過労死等防止
防止のための対	調査研究センタ	調査研究センタ	調査研究センタ
策に関する大	ーでは、社会科	一では、社会科	一では、社会科
綱」(令和3年7	学系の他の研究	学系の他の研究	学系の他の研究
月 30 日閣議決	機関との連携を	機関との連携を	機関との連携を
定)を踏まえ、労	図りつつ、「過	図りつつ、「過	図りつつ、「過
働安全衛生総合	労死等の防止の	労死等の防止の	労死等の防止の
研究所内に設置	ための対策に関	ための対策に関	ための対策に関
した過労死等防	する大綱」(令	する大綱」(令	する大綱」(令

- ③ 労災保険給付に係る決定等の迅速・適正化
  - 〇 「アスベスト」テーマ(令和6年度は研究・開発2年目)

良性石綿胸水は早期胸膜中皮腫との鑑別のため胸膜生検される疾病であるが、中皮腫でなかったことから診断後の経過観察が十分に行われず、びまん性胸膜肥厚化して著しい呼吸機能障害を来しても労災認定されない例が多々あるため、診療情報や過去の研究データを用い、どのような症例がびまん性胸膜肥厚化するのか、臓側胸膜の線維化要因を検討することとしており、令和6年度は21症例を収集した。

また、平成30年度から令和3年度に実施した研究で開発した良性石綿胸水の診断基準が妥当であるかどうか、本研究では新たに良性石綿胸水と診断された症例について前向きの検討を行うこととし、令和6年度は7症例を収集した。

#### 〇 「じん肺」テーマ(令和6年度は研究・開発2年目)

じん肺における胸部画像の診断については、熟練した診断医の眼で行われているのが現状であるが、より客観的な判断方法が求められており、じん肺と診断された患者の胸部画像について深層学習をはじめとするAI技術を用いて解析し、作成したプログラムが診断等に有効であるか検証することとしている。令和6年度は収集した10,071症例についてニューラルネットワークに学習させたところ「異常はあるがじん肺ではない症例」を「じん肺典型症例」に読み違えられているものがあり、1,000症例程度を追加学習させることとしている。

また、平成30年度から令和3年度に実施した間質性肺炎・間質性肺病変の合併率調査から5年が経ち、長期の予後観察が可能となったことから、再度間質性肺炎・間質性肺病変を合併したじん肺の予後について検討することとしており、令和6年度では100症例中、誘因のない急性増悪は1例であることを確認した。

労災疾病等研究・開発については、労災病院ネットワークの活用はもとより、大阪大学、 広島大学、神戸大学、川崎医科大学、北海道大学、東京科学大学、岩手医科大学、滋賀医科 大学、産業医科大学、青山学院大学等の大学に加え、JCHO大阪病院、豊岡中央病院等の労災 指定医療機関の研究者との連携体制も構築しており、症例データの収集及び基礎的・臨床的 研究を協力して行った。

## カ 過労死等に関する調査研究等

過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定、令和6年8月2日変更)の第3の2に掲げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研究」の実施主体として安衛研が指定され、独立行政法人労働政策研究・研修機構(以下「JILPT」という。)等と連携し、過労死等防止調査研究センターで当該研究を行っている。

令和6年度は、以下について実施した。

## 〇 過労死等事案の解析

①~⑨の課題を実施している:①調査復命書等のデータベース構築と経年変化の解析、 ②業種・職種別ファクトシートの作成、③過労死等としての脳・心臓疾患に係る病態解

ᆔᄱᄞᄉ	/ の脚旦刷九寸	/ 이뻐료에지국	<u> </u>	- 67 -	
	キ 放射線に関する調査研究等	キ 放射線に関する調査研究等		キ 放射線に関する調査研究等	
				施策に貢献した。	
				死等の実態の多角的な把握とその防止対策について報告書を提出することにより、総務省の行政 ************************************	
		める。	めているか。	務外事案(204件)のデータベースを作成し、公務の遂行状況に注目した事案分析を行い、過労	
		映されるよう努	映されるよう努	和4年度に公務上と判断された66件を加えて解析するとともに、令和2年度から令和3年度の公	
		が行政施策に反	が行政施策に反	る調査研究」に取り組み、既に解析を行った平成22~令和3年度(12年間)の公務上事案に、令	
		行い、研究成果	行い、研究成果	さらに、総務省からの委託研究である「地方公務員の過労死等に係る公務災害認定事案に関す	
		て、連絡を密に	て、連絡を密に		
		状況等につい	状況等につい	な連携を図るため、令和6年度は計11回の会議等を実施した。	
		局と研究の進捗	局と研究の進捗	過労死等に関する調査研究については、厚生労働省の担当部局と研究の進捗状況等について密	
		労働省の担当部	労働省の担当部		
		とともに、厚生	とともに、厚生	等、厳格に取り扱っている。	
		に十分留意する	に十分留意する	査復命書は、研究関係者以外は閲覧できないようにセキュリティ管理された保管庫で管理する	
		人情報の保護等	人情報の保護等	報は漏らさないとした誓約書を厚生労働大臣宛て提出しているほか、研究に活用している労災調	
		当たっては、個		令、関係規程及び指針等に基づく取扱いを行うことはもとより、いかなる場合においても個人情	
		本調査研究に	・本調査研究に	過労死等に関する調査研究において、当該研究関係者については、個人情報保護法等の関係法	
				月例編集会議を踏まえ更新等対応している。	
				〇 専用ポータルサイト	
				は元 とのフィングルフィットホス・グングルフィットホスと 健康との民産を調べるための追 跡調査を実施している。	
				託先でのフィジカルフィットネス・メンタルフィットネスと健康との関連を調べるための追	
			13.0	超重分割による心血目形に関する明光では、同節目を対象にした動物中の心血目形質担の     軽減策を検討するための実験の準備を行った。また、体力科学について、所内での実験と委	
	<b>大ルビナ つ</b> 。	<del>人</del> ルビナ る。	か。	安殿切え     過重労働による心血管系に関する研究では、高齢者を対象にした勤務中の心血管系負担の	
	の開光を催失に	の開発を確美に   実施する。	実施している	〇 実験研究	
すること。	対策支援ツールの開発を確実に	対策支援ツールの開発を確実に	対策支援ソール	/ 一ヶ守で収付した。	
	び過労死等防止	び過労死等防止	び過労死等防止     対策支援ツール	げ・運搬の重量値と腰痛との関係を探るため、建設業労働者のコミュニケーション改善調査 データ等を取得した。	
	う、調査研究及	う、調査研究及	う、調査研究及	労働の特徴を探るための介入調査により得られたデータの分析を実施している。また、持上 ば、客機の素量は 5 四度 k の関係を探るため、建設業労働者のコミュニケーション・改善調査	
	に貢献できるよ	に貢献できるよ	に貢献できるよ	現場介入研究について、既存データの論文化、トラックドライバーの精神障害事案、過重	
	災害の防止対策	災害の防止対策	災害の防止対策	報告を第35回日本疫学会学術総会(令和7年2月14日)にて発表した。	
献できるよう、	康障害及び労働	康障害及び労働	康障害及び労働	コホート研究について、ストレスチェックの高ストレス判定に着目した前向き関連の研究	
	務負担による健	務負担による健	務負担による健	〇 疫学研究	
	死等の過重な業	死等の過重な業	死等の過重な業		
	を実施し、過労	を実施し、過労	を実施し、過労	の様相)。	
	れた調査研究等	れた調査研究等	れた調査研究等	おける労働時間以外の負荷要因の研究、労災保険給付不支給決定原処分に対する法的判断	
施する研究。	3の2に掲げら	3の2に掲げら	3の2に掲げら	データベースによるトラック運行パターン、⑨労働法学・社会学的分析(労災認定事案に	
ターにおいて実	閣議決定)の第	閣議決定)の第	閣議決定)の第	イバーの精神障害事案、⑦トラックドライバーの過重労働の特徴、⑧デジタルタコグラフ	

東京電力福島		東京電力福島	・東京電力福島	東京電力福島第一原子力発電所の事故収束に当たった緊急作業従事者約27	- · · · <u>-</u> · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	第一原子力発電	第一原子力発電	第一原子力発電	射線による健康影響の有無などについての疫学研究及び長期的健康管理事業が	が国の施策として平
-	所の事故収束に	所の事故収束に	所の事故収束に	成26年度から行われている。	
	当たった緊急作	当たった緊急作	当たった緊急作		
	業従事者につい	業従事者につい	業従事者につい	令和6年度から5年間実施される労災疾病臨床研究事業費補助金研究に応募	鼻し、厚生労働省か │ │
	て、現況を調査	て、現況を調査	て、現況を調査	ら採択され、安衛研において研究を実施している。	
し、国のデータ	し、国のデータ	し、国のデータ	し、国のデータ		
ベースも活用し	ベースも活用し	ベースも活用し	ベースも活用し	当該研究は、緊急作業従事者を生涯(数十年以上)にわたって追跡し、健康	東状態を調査する研
ながら健康相談	ながら健康相談	ながら健康相談	ながら健康相談	究である。このため、統括研究機関を安衛研とし、共同研究機関として公益則	<b>财団法人放射線影響</b>
や保健指導等を	や保健指導等を	や保健指導等を	や保健指導等を	研究所、大学、放射線医学総合研究所等の他の研究機関と専門分野に応じた役	<b>殳割分担を行い、必</b>
行うとともに、	行うとともに、	行うとともに、	行うとともに、	要な連絡調整を行いながら、研究を実施している。	
放射線被ばくに	放射線被ばくに	放射線被ばくに	放射線被ばくに		
よる健康影響を	よる健康影響を	よる健康影響を	よる健康影響を	なお、平成26年度から平成30年度まで当該研究は公益財団法人放射線影響研	研究所で行われてい
明らかにするた	明らかにするた	明らかにするた	明らかにするた	たことから、当該研究データ等の引き渡しを受け、それらを活用して研究を行	<b>すっている</b> 。
めの疫学研究を	めの疫学研究を	めの疫学研究を	めの疫学研究を	令和6年度に実施した主な取組は以下のとおり。	
実施すること。	実施する。	実施する。	実施している	・多項目健診(診察、身体測定、生理学検査、腫瘍マーカー、甲状腺機能	能検査等を含む血
			か。	液検査、尿検査、検便、また胸部X線検査、腹部超音波検査・胃がん検査	等の画像検査)を
				1,492名に実施した。令和6年度からは基本健診が多項目健診に内包され	<i>t</i> =.
				・検査項目によっては高齢者の中にわずかながら異常値を示す個別項目だ	があり、それにつ
				いては保健指導などの対策の必要性が示された。	
				・令和7年3月の研究班会議において、不同意を示したものを除く全緊急	急作業従事者のが
				ん罹患情報の利用のための手続確認と文書作成を進めていること、また、	予備調査の結
				果、10年間で収集した保存試料が今後のゲノム・遺伝子解析に利用可能で	であることを報告
				した。	
				・緊急作業従事者を対象に健康管理等に役立てていただくため、医師、保	
				る電話やメール、対面等による相談窓口を設けており、令和6年度は879	
				け、そのうち、事務的な照会448件を除いた健康管理に関する相談431件の	の内訳は以下のと
				おりである。	- W
					9件
					8件
					6件
				d. その他 20	8件
	上記ア〜キの	上記ア〜キの	・必要に応じて	・協働研究は本部研究と位置付け、機構本部主導で外部の研究機関との過	<b>車</b> 終調敕を行って
	実施に当たって	実施に当たって		いる。例えば協働研究「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」に	
	大心に ヨたり に   は、必要に応じ	大心にヨたって	機関との役割分	大学の准教授と共同でマイクロミニピッグを用いて有機粉じんを気管支尿	
	は、必女に心し				
	て大学わ他の理	て大学わ価の皿	Ⅰ坩を行いつつ巡Ⅰ		また 当該研究を
	て大学や他の研究機関との役割	て大学や他の研 究機関との役割	担を行いつつ必     要な連絡調整を	ど、必要に応じて外部機関と役割分担しながら研究に取り組んでいる。 a 発展させ、外部資金も活用しながら、疾患特異的な細胞集団を探索する。	

	分担を行いつつ	分担を行いつつ	行うとともに、		
	必要な連絡調整	  必要な連絡調整	外部資金の活用		
	を行うととも	を行うととも	も図りつつ、中		
	に、外部資金の	に、外部資金の	長期的視点か		
	活用も図りつ	活用も図りつ	ら、未知の健康		
	つ、中長期的視	つ、中長期的視	障害の解明、新		
	点から、未知の	点から、未知の	たな安全衛生機		
	健康障害の解	健康障害の解	器の開発など最		
	明、新たな安全	明、新たな安全	先端研究やチャ		
	衛生機器の開発	衛生機器の開発	レンジングな研		
	など最先端研究	など最先端研究	究の実施に配慮		
	やチャレンジン	やチャレンジン	しているか。		
	グな研究の実施	グな研究の実施			
	に配慮する。	に配慮する。			
		なお、研究を	・研究を通じて	・開発した機器等は、特許の取得、JISやISO/IECへの標準化の働きかけを通じて、広く普及さ	
		通じて開発した	開発した機器等	れるよう努めている。保有登録特許件数は令和6年度末時点で16件である。	
		機器等について	については、特	安衛研で開発し特許を取得した機器の例は以下のとおり。	
		は、特許の取得	許の取得はもと	〇 特許を取得した機器の例	
		はもとより、	より、JIS や	電気特性測定装置	
		JISやISO/IECへ	ISO/IEC への標		
		の標準化の働き	準化の働きかけ		
		かけ等を行うと	等を行うととも		
		ともに、作業現	に、作業現場へ		
		場への導入等広	の導入等広く普		
		く普及されるよ	及されるよう努		
		う努める。	めているか。		
(2)研究の実	(2)研究の実	(2)研究の実		(2)研究の実施体制等の強化	
	施体制等の強化	施体制等の強化			
アー人材の世代		ア 労働安全衛	・労働安全衛生	研究試験を統括する理事を中心として、以下の事項を行うなど機構における労働安全衛生	
交代も視野に入	生分野における	生分野における	分野における調	に係る研究・試験事業が機動的かつ機能的に実施できるよう、研究試験企画調整部が総合的	
れ、大学や他の	調査研究及び試	調査研究及び試	査研究及び試験	な企画調整を行った。	
研究機関との連	験の中核拠点と	験の中核拠点と	の中核拠点とし	・厚生労働省から要請のあった研究について、政策担当者から行政ニーズ等を確認し、	
絡調整や若手研	しての機能を維	しての機能を維	ての機能を維持	研究員と厚生労働省との調整を図りながら行政要請研究(6課題)を実施した。	
究者の指導育成	持強化するた	持強化するた	強化するため、	・プロジェクト研究、協働研究、行政要請研究については、研究員と厚生労働省の政策	
を担うことがで	め、若手研究者	め、以下のとお	以下のとおり取	担当部門との調整を図り、意見交換を22回実施した。	
きる人材の確保	の確保はもとよ	り取り組む。	り組んでいる		
に努めること。	り、人材の世代		か。		
	交代も視野に入	① 諸大学との	・諸大学との連	諸大学との連携先について、東京電機大学及び東邦大学と連携大学院協定を締結し、安衛	
	れ、大学や他の	連携大学院協定	携大学院協定の	研の研究員を連携准教授、客員教授等として協定先大学院に延べ5人の講師を派遣し、指導	
	研究機関との連	の締結更新のほ	締結更新のほか	等を行った。	

	- 数調敷み茎チェ	か他機関と広く	他機関と広く研		
	絡調整や若手研     究者の指導育成	か他機関と広く 研究協力を行	他機関と広く研     究協力を行い、	過光成準に関する調本研究等の中族に坐むっては、III DT に演権して研究を行い、光風改築	
				過労死等に関する調査研究等の実施に当たっては、JILPTと連携して研究を行い、労働政策 研究に係る党策な済について進めている。	
	の担い手となる	い、学術交流を	学術交流を進め	研究に係る学術交流について進めている。	
	中堅層を担うこ	進める。	ているか。	艺术研究老体系在代码字片十八七块, 古言无义士尚 四次士尚 古言士尚 古言四利士	
	とができる人材	② 研究員を大	・研究員を大学	若手研究者等の育成に寄与するため、東京女子大学、明治大学、東京大学、東京理科大学、東京の大学、東京理科大学、東京の大学、東京理科大学、東京大学、東京大学、東京理科大学、東京大学、東京理科大学、東京大学、東京大学、東京理科大学、東京大学、東京大学、東京連邦、東京大学、東京大学、東京大学、東京大学、東京大学、東京大学、東京大学、東京大学	
	を確保する。	学の客員教授、	の客員教授、非	学、早稲田大学に非常勤講師として5名を派遣した。	
		非常勤講師とし	常勤講師として		
		て派遣し、若手   研究者等の育成	派遣し、若手研		
			究者等の育成に		
		に寄与する。	寄与している		
		③ 国内外より	か。     ・国内外より研	国内外の研究生の受入れとして、東京理科大学、東京電機大学、東京大学、東京都市大	
		研修生、連携大	修生、連携大学	学、横浜国立大学、東邦大学、職業能力開発総合大学校から研修生 25人を受け入れている。	
		学院生、日本学	陰主、建張八手     院生、日本学術	子、慎洪国立八子、宋邦八子、職未能力開光心百八子仅がら明修工 23八を支げ八和でいる。	
			版里、日本手術     振興会特別研究		
		究員等の受入れ	損等の受入れを		
		たらう。	行っているか。		
		4 国内外の諸	・国内外の諸機	国内外の諸機関の要請に応じた協力・支援として「化学物質の自律的管理のための適切な	
		機関の要請に応	関の要請に応じ	測定方法等検討委員会」、「電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検	
		じて研究員によ	て研究員による	討会」に委員として参加するとともに、第20回日EU シンポジウム準備会合において研究員が	
		る適切な協力・	適切な協力・支	機械安全分野におけるデジタル技術の活用に係るプレゼンテーションを実施するなど、国内	
		支援を行う。	援を行っている	外の機関の要請に応じた協力・支援を行っている。	
			か。		
イ 国内外の労	イ 国内外の労	   イ 国内外の労		国内外の労働安全衛生調査研究機関等との連携及び交流として、ベトナム国立環境・衛生	
	   働安全衛生研究	働安全衛生研究 動安全衛生研究		研究所(NIOEH)との国際研究協力協定締結及び共催セミナー(NIOEH-JNIOSH collaboration	
に係る最新の知	に係る最新の知	に係る最新の知		seminars on measurement and management of occuPational noise)を開催した(令和6年	
見及び動向を把	見及び動向を把	見及び動向を把		9月25日~26日、ハノイ、ベトナム)。	
握し、研究の高	握し、研究の高	握し、研究の高			
度化及び効率化	度化及び効率化	度化及び効率化			
を図るため、国	を図るため、国	を図るため、下			
内外の大学や労	内外の大学や労	記のとおり、国			
働安全衛生調査	働安全衛生調査	内外の大学や労			
研究機関との連	研究機関との連	働安全衛生調査			
携及び交流を一	携及び交流の一	研究機関との連			
層促進するこ	層の促進に努め	携及び交流の一			
٤.	る。具体的に	層の促進に努め			
	は、行政や社会	る。			
	のニーズがある	① フェロー研	・フェロー研究	他の研究機関の第一線で活躍している研究者、あるいは労働安全衛生において著名な実績	
	多様な研究テー	究員・客員研究	員・客員研究員	を持つ有識者を安衛研のフェロー研究員(31人)として任命し、これらの人脈を活用した相	
	マに対応できる	員制度等を有効	制度等を有効に	互交流、共同研究を行っている。	
	よう、引き続き	に活用し、他の	活用し、他の法	〇 研究協力協定等に基づく国外の研究機関との交流	

		法人、大学等と	人、大学等との		 年度末時点の締結状況は下表のとおり。	
	ェロー研究員の	の連携、研究交	連携、研究交	17.14.0	1 Section Annual Manager 1 Section 200 NO	
	活用を進めると	流、共同研究を	流、共同研究を	• 欧米及	びアジア諸国の主要な労働安全衛生機関と	の研究協力協定締結状況
	ともに、労働安	一層促進すると	一層促進すると	国	研究機関	締結(改定)年月
	全衛生施策の企	ともに、欧米及	ともに、欧米及	アメリカ	************************************	平成13年6月(令和6年9月)
	画・立案におい	びアジア諸国の	びアジア諸国の	7 7 7 7 7	(NIOSH)	一十成13年6月(市和6年9月)
	て海外の制度や	   主要な労働安全	主要な労働安全	イギリス	英国安全衛生研究所(HSL)	平成13年11月(平成16年11月)
	その運用状況を	衛生機関との間	衛生機関との間	カナダ	ローベル・ソウベ労働安全衛生研究所	平成21年2月(令和3年10月)
	把握するニーズ	で研究協力協定	で研究協力協定	マレーシア	マレーシア国立労働安全衛生研究所	平成28年3月(令和6年11月)
	が高まっている	を締結し、国内	を締結し、国内	韓国		
	ことを踏まえ、	   外の労働安全衛	外の労働安全衛	料画	国立釜慶大学校	平成13年8月(令和7年年2月)
	研究者等の海外	生関係研究機関	生関係研究機関		韓国産業安全衛生公団労働安全衛生研	平成13年11月(令和6年4月)
	からの招へい	との研究協力の	との研究協力の		究院 	平成20年3月(令和6年12月)
	や、研究員の海	ための機構職員	ための機構職員		韓国安全学会	平成20年3月(令和6年12月)
	外派遣を引き続	の派遣及び他機	の派遣及び他機			
	き実施する等に	関研究員の受入	関研究員の受入	15 7 32	国立ソウル科学技術大学校	平成14年9月(令和4年9月)
	より、諸外国の	れの促進に努め	れの促進に努め	ドイツ	ドイツ ヴュルツブルク・シュヴァイ	令和元年9月(令和4年8月)
	研究動向の把握	る。	ているか。	~ 1 + 1	ンフルト応用科学大学	ATIC T 0 P
	や連携体制の構			ベトナム	ベトナム国立環境・衛生研究所	令和6年8月
	築を推進する。				(NIOEH)	
				TITE COS		左京 - 大小
		② 研究員の資	・研究員の資質・		遣については、在外研究員派遣制度令和 6:	年度においては「名の研究員を派遣
		質・能力の向上	能力の向上等を	した。	7 年度には坐鉄派楽制度に甘べま1夕の耳	<b>売品な派害する圣字しかっている</b>
		等を図るため外	図るため外国の	<i>ራ</i> ይ、ጉጢ	7年度には当該派遣制度に基づき1名の研	<b>光貝を派追する</b> アルとなっている。
		国の大学・研究機関において調	大学・研究機関			
		機関において調査・研究を実施	において調査・ 研究を実施する			
		する在外研究員	研究を美施する     在外研究員派遣			
		% る住外所先員 派遣制度に基づ	日本外研究員派遣 制度に基づき研			
		き研究員を派遣	究員を派遣して			
		する。	いるか。			
   ウ 白然科学A	   ウ 過労死等に	│ ^。 │ ウ 過労死等に	・過労死等に関	過労死等に	関する調査研究において、JILPTの研究員が	ぶる できょう でんしゅ いんしゅう いんしゅう いんしゅう でんしょ いんしゅう でんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう しゅうしゅう はんしゅう しゅうしゅう しゅう
	関する研究をは	関する研究をは	する研究をはじ		会学的側面に着目した解析を行うなど安衛	
		1,547 0 19170 0 100				を対象にした共同研究「指輪型生体デ
		じめとした、自	めとした、自然│	<b>しいる。また</b>		_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	じめとした、自	じめとした、自 然科学的な側面	めとした、自然     科学的な側面と			果の検討」を行っている。
者を考慮しなか	が じめとした、自然科学的な側面	然科学的な側面	めとした、自然 科学的な側面と 社会科学的な側		によるトラックドライバーへの睡眠介入効:	果の検討」を行っている。
者を考慮しなか ら研究を進めた	じめとした、自		科学的な側面と			果の検討」を行っている。
者を考慮しなから研究を進めた ければ十分な成	が じめとした、自 然科学的な側面 と社会科学的な	然科学的な側面 と社会科学的な	科学的な側面と 社会科学的な側			果の検討」を行っている。

	T	1			
いては、社会科	いては、社会科	いては、独立行	ては、独立行政		
学系の研究に強	学系の研究に強	政法人労働政策	法人労働政策研		
みを有する他の	みを有する他の	研究・研修機構	究・研修機構等		
機関との連携の	研究機関との連	等の社会科学系	の社会科学系の		
強化を図ること	携等の強化を図	の他の研究機関	他の研究機関と		
により労働分野	る。あわせて、	との連携等の強	の連携等の強化		
の総合的な研究	関係業界団体等	化を図る。あわ	を図っている		
を推進するこ	と連携した共同	せて、関係業界	か。		
٤.	研究も積極的に	団体等と連携し	・関係業界団体		
	推進する。	た、共同研究も	等と連携した、		
		積極的に推進す	共同研究も積極		
		る。	的に推進してい		
			るか。		
		また、「社会	•「社会労働衛生	「社会労働衛生研究グループ」において、国が定めた「過労死等の防止のための対策に関する	
		労働衛生研究グ	研究グループ」	大綱」で求められている過労死等に関する労働・社会分野の調査研究を過労死等防止調査研究セ	
		ループ」におい	において、過労	ンターと共同で実施し、研究成果は、過労死等の概要や政府が過労死等の防止のために講じた施	
		て、過労死等の	死等の労働・社	策の状況を国会に毎年報告を行う年次報告書として過労死等防止対策白書に反映されている。	
		労働・社会分野	会分野の調査・		
		の調査・分析を	分析を行い、従		
		行い、従来にも	来にも増して社		
		増して社会科学	会科学系の研究		
		系の研究に強み	に強みを有する		
		を有する他の機	他の機関等との		
		関等との連携を	連携を強化して		
		強化する。	いるか。		
エー化学物質の	エー中期目標に	エー中期目標に	・中期目標に掲	「化学物質情報管理研究センター」において、中期目標に掲げられた化学物質対策を確実	
危険性及び有害	掲げられた化学	掲げられた化学	げられた化学物	に履行するため、化学物質及び粉じんに関する取扱い情報、国内外の規制、危険有害性情報	
性に関する情報	物質対策を確実	物質対策を確実	質対策を確実に	等の収集及び分析、化学物質等に関する労働災害の分析、並びに研究成果の普及を一元的に	
収集、化学物質	に履行するた	に履行するた	履行するため、	実施できるよう体制整備に取り組んでいる。当該センターを中核として化学物質関連の労働	
による疾病の調	め、化学物質に	め、労働安全衛	労働安全衛生総	安全衛生研究を実施しているほか、行政政策の企画立案に貢献できるよう厚生労働省安全衛	
査や予防のため	よる疾病の調査	生総合研究所に	合研究所に設置	生部と密に連携していくため、月1回を目安に安衛研、機構本部及び厚生労働省安全衛生部	
の研究及び試	や予防のための	設置した化学物	した化学物質情	との打ち合わせを実施した。	
験、化学物質の	研究及び試験、	質情報管理研究	報管理研究セン		
危険性、有害性	化学物質の危険	センター(以下	ター(以下「化学		
及び予防対策に	性、有害性及び	「化学物質セン	物質センター」		
係る対外的な情	予防対策に係る	ター」とい	という。) におい		
報発信等を効率	対外的な情報発	う。) におい	て、化学物質及		
的かつ総合的に	信等を一元的に	て、化学物質及	び粉じんに関す		
実施すること。	実施する。	び粉じんに関す	る取扱い情報、		
		る取扱い情報、	国内外の規制、		

			4 吟 + 古 44 桂 +12		
		国内外の規制、	危険有害性情報		
		危険有害性情報	等の収集及び分		
		等の収集及び分	析、化学物質等		
		析、化学物質等	に関する労働災		
		に関する労働災	害の分析、並び		
		害の分析、並び	に研究成果の普		
		に研究成果の普	及を推進してい		
		及を推進する。	るか。		
		また、改正さ	・改正された化	化学物質の自律的な管理に向けて必要な体制の整備、濃度基準値の制定に係る根拠資料の	
		れた化学物質の	学物質の自律的	検討及び、危険有害性情報の掲示に係る検討を行い、専門的知見による検討結果などの行政	
		自律的管理に係	管理に係る法令	施策を技術的側面から支える情報を提供した。	
		る法令の施行に	の施行に向け		
		向けて、事業者	て、事業者に対		
		に対する情報発	する情報発信、		
		信、GHS 分類・	GHS 分類・モデ		
		モデルSDS作成	ル SDS 作成等の		
		等の技術的側面	技術的側面から		
		からの支援を実	の支援を実施し		
		施する。	ているか。		
オー予防医療、	才 予防医療、	オー予防医療、	▪予防医療、病	システム更新を経て令和5年3月に稼働した予防医療データベースについては、令和6年	
病職歴及び両立	病職歴及び両立	病職歴及び両立	職歴及び両立支	度も引き続きデータ集積を行った。	
支援データベー	支援データベー	支援データベー	援データベース		
スの整備、活用	スの整備を行う	スについては、	については、デ	令和元年度に構築した両立支援データベースについては、令和2年4月からデータ集積を	
等に取り組むこ	とともに、勤労	データベースの	ータベースの項	開始し、令和6年度は新たに569件登録を行った。	
٤.	者に係る生活習	項目精査や精度	目精査や精度管		
	慣病等の予防医	管理を行うとと	理を行うととも	病職歴データベースに集積したデータ等について、外部有識者による「入院患者病職歴調	
	療対策や両立支	もに、勤労者に	に、勤労者に係	査統計処理専門委員会」を開催し、基本解析について検討した。また、当該委員会の活動結	
	援等に関する研	係る生活習慣病	る生活習慣病等	果を「入院患者病職歴調査基礎解析」として取りまとめ、「労災疾病等医学研究普及サイ	
	究、開発などの	等の予防医療対	の予防医療対策	ト」に掲載した。	
	活用に取り組	策や両立支援等	や両立支援等に		
	<b>む</b> 。	に関する研究、	関する研究、開		
		開発などの活用	発などの活用に		
		に取り組む。	取り組んでいる		
			か。		
(3)国際貢献、		(3)国際貢		(3)国際貢献、海外への発信	
海外への発信	献、海外への発	献、海外への発			
労働安全衛生に		信			
係る国際的な研		労働安全衛生			
究分野に関し、	その運用状況	に係る国際的な			
国際機関やその	が、国内の労働	研究分野に関			

他国際的な枠組		1 国際機則人			
他国際的な枠組みにおいて、引		し、国際機関や その他国際的な			
き続き重要な役	正画・立条に及 ぼす影響を踏ま	その他国際的な 枠組みにおい			
割を果たすこ	は9 <del>影音</del> を踏ま えながら、労働	性祖のにあい て、引き続き重			
一と。	安全衛生に係る	要な役割を果た			
	国際的な研究分	女な役割を未たすため、以下の			
	野に関し、国際	とおり取り組			
	機関やその他国	さ。			
	際的な枠組みに	<b>9</b> °			
	おいて、引き続				
	き重要な役割を				
	果たす。				
	このため、労働				
	安全衛生分野に				
	おける研究の中				
	心的機関とし				
	て、労働安全衛				
	生に関する国内				
	外の技術、制度				
	等に関する資料				
	を収集、整理す				
	るとともに、そ				
	の知見を国内外				
	に提供する。				
		アー効率的かつ	・効率的かつ質	効率的かつ質の高い研究を実施する環境を整備するための主な取組は以下のとおり。	
		質の高い研究を	の高い研究を実	• NIOEH-JNIOSH collaboration seminars on measurement and management of	
		実施する環境を	施する環境を整	occuPational noiseを共催した(令和6年9月25~26日、ハノイ、ベトナム)。	
		整備するため	備するために、		
		に、研究協力協	研究協力協定を	・第20回日EUシンポジウム (日本とEUとの雇用・労働分野における定期意見交換会)準備会	
		定を締結した海	締結した海外の	合への出席、発表及び出席者間の討議への参加(ベルギー(ブリュッセル)及びスペイン(ビ	
		外の研究機関と	研究機関との情	ルバオ)、令和6年10月1日~6日)。	
		の情報交換等を	報交換等を通じ		
		通じて、国内外	て、国内外の最	・化学物質管理に係る専門家検討会に参加した(令和6年5月7日、6月10日、6月24日、	
		の最先端の研究	先端の研究情報	8月5日、9月30日、11月11日、12月23日、令和7年1月21日、2月10日)。	
		情報を収集す	を収集している		
		る。	か。	・国内外から収集した労働安全衛生に関する国内外の技術、研究動向、制度等に関する資	
		また、労働安	・労働安全衛生	料等については、安衛研内の研究推進・国際センターにおいて整理し、その知見について	
		全衛生に関する	に関する国内外	は大学等の講義や海外での講演等に活用することで、国内外に提供している。	
		国内外の技術、	の技術、研究動		
		研究動向、制度	向、制度等に関	海外の技術、制度等に関する情報提供は以下のとおり。	

	<b>佐1-88-1-7 海</b> 地	十刀次加工山		
	等に関する資料	する資料を収	• Sheffield Group Meeting2024(Warsaw, Poland)へ参加し、欧米諸国の安全研究機関長	
	を収集、整理す	集、整理すると	との意見交換を行った(令和6年9月8日~11日)。	
	るとともに、その知見た国内は	ともに、その知		
	の知見を国内外	見を国内外に提	・KOSHA(Korean OccuPational Safety and Health Agency、韓国産業安全衛生公団)、	
	に提供する。	供しているか。	OSHRI(OccuPational Safety and Health Research Institute、韓国産業安全保健研究院)	
			へ訪問し、意見交換を行った(令和6年9月24日~25日)。	
	イー最先端の研	・最先端の研究	国際学術誌「Industrial Health」を6回発行し、国内外の大学・研究機関等に配布した。	
	究情報の収集と	情報の収集と発	和大学练手「坐铁内人练出现中,大人同型公上,同中不上学,现中级眼练行到大工人	
	発信を目的とし	信を目的として	和文学術誌「労働安全衛生研究」を2回刊行し、国内の大学・研究機関等に配布した。	
	て「Industrial	「Industrial		
	Health」誌を年	Health」誌を年		
	6回、「労働安	6回、「労働安		
	全衛生研究」誌	全衛生研究」誌		
	を年2回以上、	を年2回以上、		
	それぞれ定期的	それぞれ定期的		
	に発行し、国内	に発行し、国内		
	外の関係機関に	外の関係機関に		
	配布する。 	配布している		
** WB/0		か。		
また、世界保	ウ 世界保健機	・世界保健機関	令和5年7月26日にWHO労働衛生協力センターとして再指定された(指定期間は4年間)。	
健機関(WHO)	関(WHO)が指 ウナス労働を生	(WHO)が指定	今期の委託事項は次の2テーマであり、安衛研の研究員がそれぞれ担当している。	
が指定する労働	定する労働衛生	する労働衛生協	① 医療従事者の労働安全衛生プログラムの開発と実施のためのWHOの取り組み能力構築	
衛生協力センタ	協力センターと	カセンターとし	支援	
ーとしての活動	しての活動を引	ての活動を推進	② 顧みられない騒音の問題と騒音測定方法に関するWHO活動への情報提供	
を引き続き推進	き続き推進す	しているか。	明はして以下の活動を行っている	
する。	る。		関連して以下の活動を行っている。	
			<ul><li>第13回労働衛生に関するWHO協力センター国際ネットワーク会議(GNWCCOH)に参加し</li><li>た(エロッコ・フラケシュー 今和6年4月29日か5月4日)</li></ul>	
			た(モロッコ・マラケシュ、令和6年4月28日~5月4日)。 ・日韓蒙のWHO協力センターとモンゴル呼吸器学会による「職業性肺疾患:アスベスト関	
			・ 日韓家のMINIのカセンダーとモンコル呼吸器子芸による「職業性前疾患:アスペスト質」 連疾患国際会議」 に参加するとともに、職場環境改善のためのチェックリストの使い方	
			のレクチャーを実施した(オンラインワークショップ、令和6年7月1日)。	
			のレファド で天地した(オンプリンプ ノンヨフン、TMUサノガーロ/。	
	さらに、アス	・アスベスト等	独立行政法人国際協力機構(以下「JICA」という。)からの依頼を受け、インドネシア、	
	ベスト等につい	について、諸外	ヨルダン、トルコ、カザフスタン、ブータン行政官等の中央労働災害防止協会への研修協力	
	て、諸外国から	国からの要請に	として見学を受け入れた。	
	の要請に基づく	基づく独立行政		
	ひ女師に盛り、   独立行政法人国	法人国際協力機		
	協立日政仏八昌   際協力機構等か	構等からの協力		
	らの協力依頼に	依頼により機構		
	より機構が有す	が有する診断技		
	0. 1 WH40			

		る診断技術等の	術等の諸外国へ					
		諸外国への普	の普及、情報提					
		及、情報提供等	供等に努めてい					
		に努める。	るか。					
(4) 研究評価	(4)研究評価	(4)研究評価	・研究評価の厳	(4)研究評価の厳正な実施と評価結果の公表				
の厳正な実施と	の厳正な実施と	の厳正な実施と	正な実施と評価					
評価結果の公表	評価結果の公表	評価結果の公表	結果の公表					
研究業務を適切	研究業務を適	研究業務を適	研究業務を適	研究評価については「国の研究開発評価に関する大綱的指針」(平成28年12月21日内閣総				
かつ効率的に推	切かつ効率的に	切かつ効率的に	切かつ効率的に	理大臣決定)に基づき、評価対象となる研究に精通した第三者による評価を安衛研究部会で				
進する観点か	推進する観点か	推進する観点か	推進する観点か	厳格に実施した。また、令和6年度の評価結果は、研究業務に反映させるとともに、令和5				
ら、「国の研究開	ら、「国の研究	ら、「国の研究	ら、「国の研究開	年度の評価結果及びその研究業務への反映内容は報告書として取りまとめ、ホームページに				
発評価に関する	開発評価に関す	開発評価に関す	発評価に関する	公表した。				
大綱的指針」(平	る大綱的指針」	る大綱的指針」	大綱的指針」(平	研究者が自身の研究に対する評価に納得感が得られるよう、安衛研究部会における評価の				
成 28 年 12 月 21	(平成28年12月	(平成28年12月	成 28 年 12 月 21	結果や評価委員のコメントを研究者にフィードバックすることで今後の研究活動に資するよ				
日内閣総理大臣	21日内閣総理大	21日内閣総理大	日内閣総理大臣	う促すとともに、優秀な研究については、理事長表彰(令和6年9月3日実施)を行ってい				
決定)に基づき、	臣決定)に基づ	臣決定)に基づ	決定)に基づき、	<b>ర</b> ం				
研究課題につい	き、研究課題に	き、研究課題に	研究課題につい	また、研究者の裁量で研究計画が立案でき、将来のプロジェクト研究の基盤となる萌芽的				
て第三者による		ついて第三者に	て第三者による	研究の位置づけである基盤的研究という枠組みで意欲的に挑戦できる機会の提供を行ってい				
評価を厳正に実		よる評価を厳格	評価を厳格に実	るほか、研究者の希望に応じて機構内他施設の研究者等との協働を機構本部が仲介する等、				
施し、評価結果		に実施し、評価	施し、評価結果	新たなチャンスを提供できるようにしている。				
を研究業務に反		結果を研究業務 	を研究業務に反	令和6年度は、プロジェクト研究(7課題)、協働研究(3課題)、行政要請研究(2課				
映するととも		に反映するとと	映するととも	題)の事前及び事後評価を実施した。また、協働研究(1課題)の中間評価を実施した。				
に、評価結果及		もに、評価結果	に、評価結果及					
	及びその研究業		びその研究業務					
		務への反映内容	への反映内容を					
公表すること。	を公表する。	を公表する。 	公表している					
			か。					
(5)研究成果		(5)研究成果		(5)研究成果の積極的な普及・活用				
の積極的な普		の積極的な普						
及・活用	及・活用	及・活用						
労働者の安全		労働者の健康						
及び健康に対す		及び安全に対す						
	る研究成果やモ							
デル医療法、モ		デル医療法、モ						
デル予防法等の		デル予防法等の						
成果の普及・活		成果の普及・活						
	用を一層図る観							
点から、次の事		点から、次の事						
項に取り組むこ	垻に拟り組む。	項に取り組む。						
ے .								
				- 76 -				
- 76 -								

ア 調査及び研	ア 労働安全衛	ア 労働安全衛		ア 労働安全衛生関係法令、国内基準、国際基準の制改定等への科学技術的貢献
究で得られた科	生関係法令、国	生関係法令、国		行
学的知見を活用	内基準、国際基	内基準、国際基		
し、労働安全衛	準の制改定等へ	準の制改定等へ		
生関係法令、関	の科学技術的貢	の科学技術的貢		
連通知及び国内	献	献		
外の労働安全衛	行政機関、公	行政機関、公	• 行政機関、公的	政機関、公的機関、国際機関等の要請に応じ、厚生労働省労働基準局等の検討会に委員として
生に関する基準	的機関、国際機	的機関、国際機	機関、国際機関	の参加や、資料提供等に対応した。
の制定、改正等	関等から、専門	関等から、専門	等から、専門家	主な内容は以下のとおり。
に積極的に貢献	家としての知見	家としての知見	としての知見や	・過労死等の防止のための対策に関する大綱(令和3年7月30日閣議決定)の第3の2に掲
すること。	や研究成果等の	や研究成果等の	研究成果等の提	げられた調査研究として「過労死等の実態解明と防止対策に関する総合的な労働安全衛生研
	提供要請があっ	提供要請があっ	供要請があった	究」の実施主体として安衛研が指定され、JILPT 等と連携し、過労死等防止調査研究センタ
	た場合には、調	た場合には、調	場合には、調査	一で当該研究を行っており、過労死等事案の解析結果等が過労死等防止対策白書に掲載され
	査及び研究で得	査及び研究で得	及び研究で得ら	た。
	られた科学的知	られた科学的知	れた科学的知見	
	見を活用して検	見を活用して検	を活用して検討	労働安全衛生に関する基準の制定及び改正等実績は13件(目標値 10件、達成度 130.0%)で
	討会等への参加	討会等への参加	会等への参加や	あった。主な内容は以下のとおり。
	や資料提供など	や資料提供など	資料提供などに	〇 制定、改正等を行った法令、通達等
	に積極的に対応	に積極的に対応	積極的に対応	・「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに関する
	し、中期目標期	し、労働安全衛	し、労働安全衛	問答について」(令和6年4月5日付け事務連絡)
	間中に50件以上	生関係法令、関	生関係法令、関	・「労働安全衛生規則第577条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚
	の労働安全衛生	連通知及び国内	連通知及び国内	生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件」(令和6年厚生労働省告示第196
	関係法令、関連	外の労働安全衛	外の労働安全衛	号)
	通知及び国内外	生に関する基準	生に関する基準	・「化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の
	の労働安全衛生	の制定、改正等	の制定、改正等	一部を改正する件」(令和6年5月8日付け技術上の指針公示第26号)
	に関する基準の	に貢献する。	に貢献している	・労働安全衛生規則第36条の一部の改正(令和6年6月12日付け基発0612第22号)
	制定、改正等に		か。	・「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一
	貢献する。			部を改正する法律」の一部の施行等(医師の働き方改革関係)における運用上の留意事
				項について(令和6年4月1日付け事務連絡)の参考資料として提供された。
				・長時間労働医師に対する面接指導に関する研修の実施について(令和6年7月29日付
				け事務連絡)に成果が活用された。
				・「新型コロナウイルス感染症COVID-19 診療の手引き 別冊罹患後症状のマネジメント
				(第3.1版)」の周知について(令和7年2月26日付け事務連絡)
イ 調査及び研	イ 学会発表等	イ 学会発表等	・国内外の学	イー学会発表等の促進
究の成果並びに	の促進	の促進	会、研究会、事	労災疾病等研究の成果については、国内外の各種学会での発表、論文投稿等を行った。(学会
モデル医療法、	① 国内外の	① 国内外の学	業者団体におけ	発表:国内 15件、国外 1件、論文:国内 6件、国外 4件)
モデル予防法等	学会、研究会、	会、研究会、事	る講演会等での	
の成果について	事業者団体にお	業者団体におけ	発表、原著論文	国内外の学会、研究会、事業者団体における講演会等での発表(WEBを含む。)、原著論文等
は、原則として	ける講演会等で	る講演会等での	等の論文発表を	の論文発表件数について、研究員ごとに目標を設定する等により積極的に推進し、令和6年度は
ホームページに	の発表、原著論	発表、原著論文	積極的に推進し	口頭発表251件、論文発表183件、学会等における受賞32件であった。
掲載し、労働者	文等の論文発表	等の論文発表を	ているか。	受賞例は以下のとおり。

の安全及び健康	を積極的に推進	積極的に推進す		〇 「粉体貯蔵設備で発生する静電気危険性の新たな評価手法と複数の接地金属棒による	
に関する調査及	する。	る。		充てん粉体の除電効果についての検討」(令和 6 年度消防防災科学技術賞消防防災科学	
び研究の成果に				論文賞優秀賞)等	
ついては、安全				消防防災機器等の開発・改良、消防防災科学に関する論文及び原因調査に関する事例報	
衛生技術講演会				告の分野において、優れた業績をあげた等の個人又は団体を消防庁長官が表彰する制度。	
等で広く周知す				受賞対象となった論文は、粉体貯蔵設備内に取り付けた複数の接地金属細棒が高エネル	
ること。				ギー放電の発生を抑制することを明らかにしたもので、実規模サイロを用いた実験及び数	
				値計算によりその有効性を明らかにした点が高く評価された。	
				令和5年度に研究が終了したプロジェクト研究2課題について、広く関係労働安全衛生機関及	
				び産業界へ研究成果を広報することを目的として、特別研究報告(SRR)を発行し、共同研究を行	
				っている大学、業界団体等に送付した。	
	② プロジェク	② プロジェク	・プロジェクト	また、プロジェクト研究をはじめとする研究の成果を安衛研ホームページで公開し、併せて安	
	ト研究をはじめ	ト研究をはじめ	研究をはじめと	衛研メールマガジンにおいて厚生労働省、事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技	
	とする研究の成	とする研究の成	する研究の成果	術者等に発信することで積極的な広報を行った。	
	果は、特別研究	果は、特別研究	は、特別研究報		
	報告(SRR)等	報告(SRR)等	告 (SRR) 等と		
	としてとりまと	としてとりまと	してとりまと		
	め、広く関係労	め、広く関係労	め、広く関係労		
	働安全衛生機関	働安全衛生機関	働安全衛生機関		
	及び産業界へ研	及び産業界へ研	及び産業界へ研		
	究成果の広報を	究成果の広報を	究成果の広報を		
	図る。	図る。	図っているか。		
ウ 研究の成果	ウ 調査及び研	ウ 調査及び研		ウ 調査及び研究成果情報の発信	
については、特	究成果情報の発	究成果情報の発			
許権等の知的財	信	信			
産権の取得に努	① 労働者の安	① 調査及び研	・調査及び研究	労災疾病等研究の成果については、調査及び研究の成果等を公開している「労災疾病等医学研	
めること。また、	全及び健康に関	究の成果につい	の成果について	究普及サイト」について、前年度までに研究等が終了し、普及活動を行った2テーマについて研	
機構が保有する	する調査及び研	ては、原則とし	は、原則とし	究成果報告書を掲載した。また、産保センターのメールマガジン(産業医、事業場労務担当者等	
特許権のうち実	究の成果やモデ	て、ホームペー	て、ホームペー	が対象)、安衛研メールマガジン(事業者団体、大学等の研究者、民間企業の研究者、技術者等	
施予定のないも	ル医療法、モデ	ジにおいて公開	ジにおいて公開	が対象)において「労災疾病等医学研究普及サイト」の広報を実施し、企業、個人等からの当機	
のについては、	ル予防法等の成	する。その際、	する。その際、	構ホームページの記事引用依頼、研究内容の問い合わせ等に対応した。	
当該特許権の実		研究成果等がよ	研究成果等がよ		
施を促進するた		り国民に理解し	り国民に理解し	以下の調査及び研究の成果を安衛研ホームページに掲載するとともに、その際は国民に理解し	
め、その全数に		やすく、かつ、	やすく、かつ、	やすく活用しやすいものになるよう努めたほか、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて	
ついて、積極的	する。	活用しやすいも	活用しやすいも	日本語及び英語による要約を併せて公開した。	
な公表を行い、		のとなるように	のとなるように	・安衛研が刊行する国際学術誌「Industrial Health」(年6回発行)	
知的財産の活用		努める。	努めているか。	・和文学術誌「労働安全衛生研究」(年2回発行)	
を促進するこ		なお、労働安	・労働安全衛生	・特別研究報告等の掲載論文	
٤.		全衛生総合研究	総合研究所にお	・技術資料 等	

			1	
		所においては、	いては、	
		「Industrial	ΓIndustrial	「Industrial Health」と「労働安全衛生研究」に掲載している論文全文を安衛研ホームペー
		Health」誌及び	Health」誌及び	ジ及びJ - STAGE (化学技術情報発信・流通統合システム/独立行政法人科学技術振興機構) で公
		「労働安全衛生	「労働安全衛生	開した。
		研究」誌につい	研究」誌につい	
		ては、その掲載	ては、その掲載	YouTubeのJNIOSHチャンネルにて実験動画等を55本公開した。
		論文全文を研究	論文全文を研究	
		所のホームペー	所のホームペー	研究所一般公開及び安全衛生技術講習会等のイベントは開催告知のみならず、終了後の結果
		ジ及びJ-	ジ及びJ-	報告についても速やかに安衛研ホームページに掲載した(なお、イベントの開催は参加しやす
		stage(独立行政	stage(独立行政	さ等を考慮しオンラインでも開催した。)。
		法人科学技術振	法人科学技術振	
		興機構が運営す	興機構が運営す	
		る研究者向け情	る研究者向け情	
		報発信支援シス	報発信支援シス	
		テム)に公開す	テム)に公開し	
		る。	ているか。	
	② メールマガ	② 令和5年度	・令和5年度労	令和5年度労働安全衛生総合研究所年報を令和6年12月19日に発行した。
	ジンを毎月1回	労働安全衛生総	働安全衛生総合	
j	発行し、労働安	合研究所年報を	研究所年報を発	メールマガジン(安衛研ニュース)は毎月1回配信し、労働安全衛生研究の動向、安衛研主
	全衛生総合研究	発行するととも	行するとともに	催行事、刊行物等の情報提供を行っている。
	所の諸行事や、	にメールマガジ	メールマガジン	
	研究成果等の情	ンを毎月1回発	を毎月1回発行	
	報を定期的に広	行し、労働安全	し、労働安全衛	
	報する。	衛生総合研究所	生総合研究所の	
		の諸行事や、研	諸行事や、研究	
		究成果等の情報	成果等の情報を	
		を定期的に広報	定期的に広報し	
		する。	ているか。	
		③ 事業場にお	<ul><li>事業場におけ</li></ul>	「令和5年度過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究調査報告書」、
	ナる労働安全衛	ける労働安全衛	る労働安全衛生	「建築物の解体工事における外壁倒壊の防止対策」を取りまとめ、安衛研ホームページでも公
	生水準の向上に	生水準の向上に	水準の向上に資	表した。
	資するため、研	資するため、研	するため、研究	
	究成果を活用し	究成果を活用し	成果を活用した	一般誌等に110件の論文、記事を寄稿し、研究成果の普及を図った。
	た事業場向け技	た事業場向け技	事業場向け技術	主な論文、記事は以下のとおり。
	析ガイドライン	術ガイドライン	ガイドライン等	・「事故におけるヒューマンエラーの分類とその対策」(SE RePort、総合安全工学研究
	等を適宜発行す	等を適宜発行す	を適宜発行する	所)
	るとともに、研	るとともに、研	とともに、研究	・「破面解析と機械学習の融合研究」(ボイラ研究、一般社団法人ボイラ協会)
	究成果の一般誌	究成果の一般誌	成果の一般誌等	・「Power BIを用いた労働災害データ可視化事例」(安全衛生コンサルタント、一般社団
	等への寄稿を積	等への寄稿を積	への寄稿を積極	法人日本労働安全衛生コンサルタント会)
March   Marc	<b>極的に行う。</b>	極的に行う。	的に行っている	・「SDSを学ぼう」(安全衛生のひろば、中央労働災害防止協会)

		か。	・「過労死等研究の今後の方向性」(医学のあゆみ、医歯薬出版株式会社)	
			・国内テレビ局等からの取材20件に協力した。	
			主な取材は以下のとおり。	
			・物流ウィークリー「どうしてなくならないのかフォークリフトの労働災害」(令和6	
			年10月10日)	
			・働く現場の熱中症最多 命守る取り組みは(NHKテレビ ニュース7・ニュース9、NHK	
			News WEB)	
			・「つながらない権利」について(読売新聞)	
			・事故直後の作業員健康影響調査(朝日新聞)	
<ul><li>④ 職場におけ</li></ul>	エ 講演会等の		エ 講演会等の開催	
る労働安全衛生	開催			
関係者を含めた	① 職場におけ	• 職場における	令和6年度の安全衛生技術講演会を令和6年9月26日に開催した(参加しやすさ等を考慮し	
幅広い領域の	る労働安全衛生	労働安全衛生関	オンライン開催)。講演終了後にアンケートによる有意義度調査を実施し、平均点は2.5点で	
人々に機構の主	関係者を含めた	係者を含めた幅	あり、目標値(平均点2.0点以上)を上回った。	
要な調査及び研	幅広い領域の	広い領域の人々		
究成果を紹介す	人々に機構の主	に機構の主要な		
る安全衛生技術	要な調査及び研	調査及び研究成		
講演会を開催	究成果を紹介す	果を紹介する安		
し、中期目標期	る安全衛生技術	全衛生技術講演		
間中、安全衛生	講演会を開催す	会を開催してい		
技術講演会有意	る。	るか。		
義度調査におい	さらに、労働	・労働災害防止	中央労働災害防止協会主催の「第83回全国産業安全衛生大会」(令和6年11月14日~15日)	
て、平均点2.0	災害防止団体の	団体の主催する	にて発表を行った。	
点以上の評価を	主催する大会等	大会等に積極的		
得る。	に積極的に参加	に参加し講演す		
	し講演する機会	る機会を設けて		
	を設ける。	いるか。		
⑤ 労働安全衛	② 労働安全衛	・労働安全衛生	令和6年度の安衛研の一般公開は、4月17日に清瀬地区(対面式)、2月27日に登戸地区	
生総合研究所の	生総合研究所の	総合研究所の一	(対面式、2月3日~3月7日オンライン)で開催し、清瀬地区138名、登戸地区42名(対面	
一般公開を実施	一般公開を実施	般公開を実施	式)、994名(オンライン)の参加があった。	
し、調査及び研	し、調査及び研	し、調査及び研		
究成果の紹介並	究成果の紹介並	究成果の紹介並		
びに研究施設の	びに研究施設の	びに研究施設の		
公開を行う。	公開を行う。	公開を行ってい		
また、国内外	また、国内外	るか。		
の労働安全衛生	の労働安全衛生	・国内外の労働	東京労働局、労働基準局インターンシップ、安全衛生部若手職員、JICA研修、建災防など国	
関連機関及び団	関連機関及び団	安全衛生関連機	内外の労働安全衛生関連機関及び団体からの研究施設の見学希望に対応した。	
体等の見学希望	体等の見学希望	関及び団体等の		
者に対しても、	者に対しても、	見学希望者に対		
			- 80 -	

	その専門分野、	その専門分野、	しても、その専		
	要望に応じ柔軟	要望に応じ柔軟	門分野、要望に		
	に対応する。	に対応する。	応じ柔軟に対応		
			しているか。		
	エの知財産の	オ 知的財産の		オー知的財産の活用促進	
	活用促進	活用促進			
	研究の成果に	研究の成果に	・研究の成果に	研究の成果は、知的財産権の取得を進めるため、特許申請を行っており、令和6年度末時点で	
	伴う特許権等の	伴う特許権等の	伴う特許権等の	は、保有登録特許件数は16件、特許出願中は8件となっている。令和6年度中に開放特許情報デ	
	知的財産権の取	知的財産権の取	知的財産権の取	<ul><li>一タベースに登録したものはないが、今後の活用促進を図るため、当該データベースの登録を検</li></ul>	
	得を進めるとと	得を進めるとと	得を進めるとと	討していく。なお、安衛研が取得している特許権等は安衛研ホームページでの広報等により、そ	
	もに、自ら実施	もに、自ら実施	もに、自ら実施	の活用促進を図っている。	
	予定のないもの	予定のないもの	予定のないもの		
	は、開放特許情	は、開放特許情	は、開放特許情		
	報データベース	報データベース	報データベース		
	への登録、ホー	への登録、ホー	への登録、ホー		
	ムページでの広	ムページでの広	ムページでの広		
	報等により、そ	報等により、そ	報等により、そ		
	の活用促進を図	の活用促進を図	の活用促進を図		
	る。	る。	っているか。		
(6)労働災害	(6)労働災害	(6)労働災害		(6)労働災害の情報分析機能の強化及び分析結果の効果的な周知	
の情報分析機能	の情報分析機能	の情報分析機能			
の強化及び分析	の強化及び分析	の強化及び分析			
結果の効果的な	結果の効果的な	結果の効果的な			
周知	周知	周知			
労働者死傷病報	労働者死傷病	労働者死傷病	• 労働者死傷病	労働災害調査分析センターにおいて引き続き災害情報のデータベース化を行った。構築した	
告のデータを労	報告のデータを	報告のデータを	報告のデータを	当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の	
働安全衛生総合	労働安全衛生総	労働安全衛生総	労働安全衛生総	提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行うため、分析結果を厚生労働省に報告し	
研究所において	合研究所におい	合研究所におい	合研究所におい	<i>t</i> =。	
効率よく統計処	て効率よく統計	て効率よく統計	て効率よく統計		
理し、災害原因	処理し、災害原	処理し、災害原	処理し、災害原	労働災害事例10件、ヒヤリハット事例10件、化学物質による労働災害事例20件を作成した。	
等の要因解析を	因等の要因解析	因等の要因解析	因等の要因解析	労働災害事例は厚生労働省の依頼により農業関連での事例を追加した。	
行うこと。	を行う。	を行う。	を行っている		
安全衛生の取組		安全衛生の取	か。	「職場のあんぜんサイト」において、労働災害発生状況を分かりやすく伝え、労働災害統計	
の効果につい	組の効果につい	組の効果につい	・安全衛生の取	データの利用促進を図ることを目的に、令和4年労働者死傷病報告オープンデータのグラフ表	
	て、事業者の納	て、厚生労働省	組の効果につい	示ページを公開した。	
得性を高めるた	得性を高めるた	と協議しつつ、	て、厚生労働省		
め、科学的根拠	め、科学的根拠	事業者の納得性	と協議しつつ、		
に基づき労働災	に基づき労働災	を高めるため、	事業者の納得性		
害防止対策の有	害防止対策の有	科学的根拠に基	を高めるため、		
効性を証明する	効性を証明する	づき労働災害防	科学的根拠に基		

信について、「職場のあんぜんサ		関する研究成果 等の情報発信に			
場のあんぜんサ	「職場のあんぜ	等の情報発信に	関する研究成果		
	んサイト」を活	ついて、「職場			
	用するなどによ	のあんぜんサイ	ついて、「職場		
化すること。	り強化する。	ト」を活用する	のあんぜんサイ		
		などにより強化	ト」を活用する		
		する。	などにより強化		
			しているか。		
(7)化学物質	(7)化学物質	(7)化学物質		(7)化学物質の自律的管理への支援	
の自律的管理へ	の自律的管理へ	の自律的管理へ			
の支援	の支援	の支援			
労働安全衛生	労働安全衛生	化学物質セン	・化学物質セン	「職場のあんぜんサイト」において、GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報と濃度基準等の	
総合研究所化学	総合研究所化学	ターにおいて、	ターにおいて、	更新、皮膚等障害化学物質とがん原性物質の公開、安衛法名称公表化学物質を掲載した。	
物質情報管理研	物質情報管理研	GHS(化学品の	GHS(化学品の分		
究センターにお	究センターにお	分類及び表示に	類及び表示に関	基盤的研究「化学防護手袋に関する透過性の簡易測定方法開発に向けた検討:経皮吸収物質	
いて、GHS(化学	いて、GHS (化	関する世界調和	する世界調和シ	含有製品を対象にした方法」として手袋透過性を評価するため、シンナーに含まれる物質につ	
品の分類及び表	学品の分類及び	システム)分	ステム) 分類、モ	いて簡易測定法及びJIS法で使用される耐透過性試験セルを用いての検討を進めている。	
示に関する世界	表示に関する世	類、モデルSDS	デル SDS (モデル		
調和システム)	界調和システ	(モデル安全デ	安全データシー	地方公共団体に対して、化学物質管理法令改正に係る啓発(広報誌への掲載等)を行うとと	
分類、モデル SDS	ム)分類、モデ	ータシート) の	ト)の作成、化学	もに、安衛研ホームページのポータルサイト「ケミサポ」のリニューアルを行い、初心者向け	
(モデル安全デ	ルSDS(モデル	作成、化学物質	物質による労働	のデジタルブック「働く人の化学物質管理ABC」第2~5巻を新たにリリースするなど、事業	
ータシート) の	安全データシー	による労働災害	災害の分析及び	場における化学物質管理の支援を行った。	
作成、化学物質	ト)の作成、化	の分析及び皮膚	皮膚等障害防止		
による労働災害	学物質による労	等障害防止のた	のための保護具		
の分析及び皮膚	働災害の分析及	めの保護具の性	の性能評価方		
等障害防止のた	び皮膚等障害防	能評価方法・選	法・選択手法の		
めの保護具の性	止のための保護	択手法の調査、	調査、さらに、そ		
能評価方法・選	具の性能評価方	さらに、それら	れらの情報をイ		
択手法の調査、	法・選択手法の	の情報をインタ	ンターネットを		
さらに、それら	調査、さらに、	ーネットを通じ	通じて発信する		
の情報をインタ	それらの情報を	て発信すること	ことにより、事		
ーネットを通じ	インターネット	により、事業場	業場における化		
て発信すること	を通じて発信す	における化学物	学物質管理の支		
により、事業場	ることにより、	質管理の支援を	援を行っている		
における化学物	事業場における	行う。	か。		
質管理の支援を	化学物質管理の				
			i		•

|--|

# 4. その他参考情報

特になし

# 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1 — 5	労働災害調査事業									
業務に関連する政策・	Ⅲ−3−2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 3 号							
施策	Ⅲ一3一2	(個別法条文など)	労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号							
当該項目の重要度、困		関連する政策評価・行政事	行政事業レビュー							
難度		業レビュー	予算事業 ID:002454、018824							

2. 主要な経年	データ												
①主要なアウ	フトプット(ア	ウトカム)情報	ŧ			②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標	達成目標	基準値(前中 期目標期間平 均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
依頼元の評 価 (計画値)	2.0 点以上	_	2.0点					予算額(千円)	88, 743				
依頼元の評 価 (実績値)	_	2.8点 (前中期目標期 間平均値)						決算額(千円)	78, 089				
達成度	_	_	145. 0%					経常費用 (千円)	78, 824				
								経常利益 (千円)	△3, 345				
								行政コスト(千円)	78, 851				
								従事人員数 (人)	3				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年度の第	長務 に係る日標、	<b>計</b>	平及評価に徐る	自己評価及び主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
5 労働災害の	5 労働災害の	5 労働災害の	<主な定量的指	5 労働災害の原因調査の実施	<評定と根拠>	評定 A
原因調査の実施	原因調査の実施	原因調査の実施	標>		評定:A	
			• 災害調査報告			<評定に至った理由>
			及び鑑定結果報		主な定量的指標	定量的な評価指標の達成状況
			告について、厚		である、依頼元の	ついて、災害調査報告及び鑑別
			生労働省等依頼		評価は、厚生労働	果報告にかかる依頼元からの記
			元への評価調査		省等からの依頼に	において平均 2.0 点以上の評価
			等を実施し、下		基づき、迅速かつ	得ることを目標としていたとこ
			記の基準によ		適切に労働災害の	ろ、平均で 2.9 点の評価を得る
			り、平均点 2.0 点		原因調査等を行	り、達成度は145%であった。
			以上の評価を得		い、調査結果を報	れは、行政機関等からの要請し
			ること(3点(大		告できていること	づき、迅速かつ適切に研究員で
			変役に立った)、		により、所期の目	地に派遣して調査が行われ、高
			2点(役に立っ		標を上回る成果が	な実証実験やデータ解析等の質
			た)、1点(あま		得られている。	により調査結果・報告がなされ
			り役に立たなか		なお、質的な成	いる結果であると考えられ、高
			った)、0点(役		果として、災害調	評価できる。
			に立たなかっ		査結果を体系的に	また、災害情報のデータベ-
			た))。		整理したデータベ	化と当該データベースを用いた
					ースの分析を基	害情報の整理及び分析を行い、
					に、再発防止対策	発防止対策の提言や災害防止の
					の提言及び災害防	めの研究への活用等を行ってし
					止のための研究へ	ほか、「職場のあんぜんサイト
					の活用等を行って	や安衛研ホームページ等を通し
					いる。	災害情報について広く一般に原
					以上、中期計画	を行っていることも高く評価で
					における所期の目	る。
					標を上回る成果が	以上の点を踏まえ、中期目標
					得られていること	おける所期の目標を上回る成場
					を踏まえ、Aと評	得られていると認められるこ
					価する。	ら、評定をAとした。
					<課題と対応>	   <指摘事項、業務運営上の課題
					_	び改善方策>
						(有識者からの意見)
						・データベースの公表方法にな
						│ │ て、生成AIの活用を含め <sup>-</sup>

	くその他の指標	タへのアクセスのしやすさが「
	>	上すれば、これまでの蓄積が空
	なし	かせると考える。【加藤構成員
		・リサーチするだけではなく、そ
	<評価の視点>	れをどう周知していくかという
   労働安全衛生 労働災害の原		ことにも、力を入れていただ。
法(昭和47年法 因の調査につい		たい。【安井構成員】
律第57号。以下 ては、労働安全		
「安衛法」とい 衛生法 (昭和 47		<その他事項>
う。) 第96条の2 年法律第 57 号		特になし。
の規定に基づくし。以下「安衛法」		
災害調査等の実 という。) に定め		
施について、迅しられた機構の重し		
速かつ適切に労 要業務であり、		
働災害の原因調 高度な専門的知		
査等を行うとと 見に基づく災害		
もに、調査結果 要因の究明を行		
等について、高い、これらの調		
度な実験や解析   査 結 果 に つ い		
等により時間を一て、厚生労働省		
要するものを除しの立案する再発し		
き、速やかに厚 防止対策への活		
生労働省に報告 用を図る必要が		
を行うこと。 あることから以		
また、厚生労働 下のとおり取り		
省が行った調査 組む。		
も含め災害調査		
等の結果につい		
て体系的に整理		
及び分析を行		
い、これを踏ま		
えた再発防止対		
策の提言や災害		
防止のための研		
究への活用及び		
反映を行うこ		
٤.		
さらに、調査実		
施後、調査内容		
については、厚		
生労働省におけ		

	1	1			
る捜査状況及び					
企業の秘密や個					
人情報の保護に					
留意しつつ、そ					
の公表を積極的					
に行い、同種災					
害の再発防止対					
策の普及等に努					
めること。					
	(1)厚生労働	(1)厚生労働	・厚生労働省か	災害調査(10件)、鑑定・捜査事項照会等(以下「鑑定等」という。)(9件)のほか、行政機	
	省からの要請に	省からの要請に	らの要請に基づ	関等からの意見照会等(2件)について実施し、依頼元である行政機関に報告した。なお、災害	
	基づき、又は災	基づき、又は災	き、又は災害原	調査等に当たっては、高度な実験や解析を必要とするため時間を要するもの等を除き、速やかに 報告している。	
	害原因究明のた	害原因究明のた	因究明のため必	TALL CONTO	
	め必要があると	め必要があると	要があると判断	〇 災害調査	
	判断するとき	判断するときは	するときは、労	厚生労働省からの依頼に基づく災害調査で、令和6年度内に報告が終了したものは8件で	
	は、労働基準監	、労働基準監督	働基準監督機関	あった。また、令和6年度末時点で実施中の災害調査は8件である。	
	督機関等の協力	機関等の協力を	等の協力を得	O 鑑定等	
	を得て、高度な	得て、高度な専	て、高度な専門	労働基準監督署や警察署等からの依頼に基づく鑑定等で、令和6年度内に回答が終了した	
	専門的知見を有	門的知見を有す	的知見を有する	ものは3件であった。また、令和6年度末時点で実施中の鑑定等は7件である。	
	する研究員の現	る研究員の現地	研究員の現地派		
	地派遣などによ	派遣などにより	遣などにより、	〇 行政機関等からの意見照会等	
	り、迅速かつ適	、迅速かつ適切	迅速かつ適切に	令和6年度に新たに着手した行政からの意見照会等は2件であった。なお、令和6年度末 時点で実施中の意見照会等はない。	
	切に労働災害の	に労働災害の原	労働災害の原因	AT M. COME TO DESCRIZE OF THE STATE OF THE S	
	原因調査等を行	因調査等を行い	調査等を行い、	〇 災害分析等	
	い、調査結果等	、調査結果等は、	調査結果等は、	令和6年度に厚生労働省から受け取った計958件(紙資料19件を含む。)の災害調査復命書	
	は、高度な実験	高度な実験や解	高度な実験や解	をデータベースに登録するとともに、紙資料についてはPDF化した上でサーバー内のフォル	
	や解析等により	析等により時間	析等により時間	ダに格納し、データベースとのリンク作業を行った。さらに、令和6年度と過年度受取分の 復命書(平成16年から令和5年の計6,226件)について分析を行い、その結果を令和7年1	
	時間を要するも	を要するものを	を要するものを	月に安全課へ報告した。	
	のを除き、速や	除き、速やかに	除き、速やかに		
	かに厚生労働省	厚生労働省に報	厚生労働省に報	〇 災害調査等のアンケート調査	
	に報告する。	告する。	告しているか。	災害調査、鑑定等の結果を報告した13件のうち行政機関等からの意見照会を除く11件について、それぞれの調査の依頼元を対象にアンケート調査を実施した。アンケート回答数8件の平均点は2.9点となり、目標を大きく上回る評価を得た。 厚生労働省等依頼元からは、「科学的見解や根拠がわかり、当該災害の理解が深まった」、「日常生活の中の潜在的な危険性について知見を深めることができ、今後、事業場等への指導を行う際の参考となる貴重な機会となった」等の回答を得た。	
	(2)災害調査	(2)災害調査	・災害調査等を	災害調査等に関しては、労働災害調査分析センターを中心とし行政からの要請に迅速に対応	
	等を迅速に実施	等を迅速に実施	迅速に実施でき	できるよう体制を維持している。	
	できるよう、第	できるよう、前	るよう、前中期	また、あらゆる事案に対応できるよう、建設分野、機械分野及び化学分野等の複数の専門家	
	4期中期目標期	中期目標期間に	目標期間におい	によるチームを組み、安衛研がもつ高度な科学的知見が活かされる災害調査等を実施してい	
	間において整備	おいて整備した	て整備した緊急	る。	
	•	•	- 1	- 87 -	

した緊急時も含 緊急時も3	めた 時も含めた連絡		
めた連絡体制を 連絡体制	引き 体制を引き続き		
引き続き維持す   続き維持す	る。 維持している		
る。	か。		
(3)厚生労働 (3)厚生	労働・厚生労働省が	労働災害調査分析センターにおいて引き続き災害情報のデータベース化を行った。構築した	
省が行った調査 省が行った	調査 行った調査も含	当該データベースを使用して、体系的に整理及び分析を行い、これを踏まえた再発防止対策の	
も含め災害調査 も含め災害	調査 め災害調査等の	提言や災害防止のための研究への活用及び反映を行った。	
等の結果につい 等の結果	体系 結果を体系的に	報告書等は行政機関等により、同種災害の再発防止や刑事事件の捜査・公判の資料として活	
て体系的に整理して体系的に整理し	び分 整理及び分析を	用されている。	
及び分析を行し析を行い、	これ 行い、これを踏	令和6年度に実施した「岐阜県多治見市内の山岳トンネル建設工事現場で発生した肌落ち災	
い、これを踏ましを踏まえた	再発 まえた再発防止	害」の調査に関連して多治見労働基準監督署長が主催するトンネル工事災害防止講習会におい	
えた再発防止対 防止対策の	提言 対策の提言や災	て、当研究所研究員が説明を行った(令和6年9月18日)。	
策の提言や災害 や災害防」	のた 害防止のための	「岐阜県中津川市内のトンネル工事現場で発生した落盤災害」(令和3年度調査を実施)につ	
防止のための研しめの研究へ	の活 研究への活用及	いて、本災害は、山岳工法によるトンネル建設工事において、機材運搬用のずい道の掘削作業	
究への活用及び   用及び反眼	を行 び反映を行って	中に切羽上部の土砂が崩落し、作業員2名が死傷した。現地調査等の結果、ロックボルト(発	
反映を行う。  う。	いるか。	破等で緩んだ岩塊を緩んでいない地山に固定し、落下を防止する。)が打設されていなかったこ	
		とが判明。また、採取した試料が亀裂を多く有していたことから、肌落ち箇所及び周辺の岩盤	
		は発破によるダメージを受けていたと推察された。本災害は、遅れることなく適切にロックボ	
		ルトを打設できるような計画となっていなかったこと、ロックボルトが打設されていない切羽	
		に立ち入ったことにより災害が発生したと考えられた。施行者は毎回の施行サイクルの中で、	
		補助ベンチの有無に関わらず、遅れることなく適切にロックボルトを打設できるよう環境(適	
		切な断面形状、ドリル・ジャンボ、ガイドシェルの選定等を含む。)を整備することの重要性を	
		報告した。その災害調査報告書の内容が、令和6年3月に「山岳トンネル工事の切羽における	
		肌落ち災害防止対策に係るガイドラインに反映されるとともに、令和6年6月に厚生労働省の	
		災害防止の具体的な措置が記載されたパンフレット「山岳トンネル工事における肌落ち災害を	
		防止しましょう」にも活用された。	
また、3	害原・災害原因等の	令和5年度から厚生労働省「職場のあんぜんサイト」の運営を移管された。令和6年度	
因等の要問	解析 要因解析をより	には労働災害発生状況を分かりやすく伝え、労働災害統計データの利用促進をはかること	
をより深化	させ 深化させるため	を目的に、令和4年労働者死傷病報告オープンデータのグラフ表示ページを公開した。グ	
るためのた	策を の方策を検討し	ラフ化にはMicrosoft Power BIを使用している。また、労働災害事例に関する情報発信に	
検討する。	ているか。	ついては、死亡災害データベース並びに労働災害(死傷)データベースの利活用促進のた	
		め、災害発生状況データの頻出語を可視化するページを公開した。可視化にはMicrosoft	
		Power BIを使用している。	
(4)調査結果 (4)調査	結果・調査結果のう	災害調査報告書から以下の4件を同種災害の再発防止対策の観点から、個人情報保護等にも	
のうち、同種災のうち、「	種災 ち、同種災害の	留意の上編集し、要約版として安衛研ホームページで公開した。	
害の再発防止対常の再発院	止対 再発防止対策	① 「強風による移動式クレーンの転倒災害」	
策の普及に資す 策の普及	資す の普及に資す	本災害は荷(コンクリート片飛散防止用のシャッター)が移動式クレーン前方側から	
る情報についる情報につい	いてる情報につい	の向かい風 (最大瞬間風速14m/s) にあおられて、移動式クレーンの前方アウトリガーが	

て、厚生労働省 、厚生労働省に「て、厚生労働省 浮き、移動式クレーンが転倒した。アウトリガーは最大限張り出すこと、荷をつったま ま運転席から離れないこと、強風のためクレーンに係る作業の実施について危険が予想 における捜査状│おける捜査状況│における捜査 況及び企業の秘│及び企業の秘密│状況及び企業 される場合は作業を中止すること等の再発防止対策を報告した。 密や個人情報の┃や個人情報の保┃の秘密や個人 保護の観点に留|護の観点に留意|情報の保護の ② 「トンネル工事における型枠支保工の崩壊災害」 意しながら公表│しながら労働安│観点に留意し 本災害はトンネル工事において、流動化処理土を打設中に型わくが崩壊したことによ り型わく下部から流動化処理土が流出し、型わく近くに設置されていたわく組足場が倒 等を行う。 全衛生総合研究|ながら労働安 壊した。当日、現場において計画変更があり、計画変更後に適切な型わくの強度計算が 所のホームペー │全衛生総合研 ジ等で公表等を | 究所のホーム されず、当初計画よりも斜材等の設置数が少なかったこと、斜材の強度不足により斜材 行う。 ページ等で公 が変形したことでわく組足場が倒壊したと考えられる。計画変更した場合は、適切な型 表等を行って わくの強度計算を行うこと、斜材が座屈等の変形をしないようにすることの必要性を報 いるか。 告した。 ③ 「溶接中に発生した作業場火災の災害」 本災害はクランプによって溶接機の溶接電流が母材以外(ビニル被覆金属製可とう電 線管等)にも一定時間連続して流れ続けた結果、電線管のビニル被覆等から断熱材(硬 質ウレタンフォーム)に着火し、火災に至った。溶接機の母材側配線(帰線)は原則と して直接電流で接続すること、プラスチック系発泡断熱材を使用した既存の施設で工事 を行う場合は、全ての労働者に可燃性の断熱材の存在と危険性を認識させておくこと等 の必要性を報告した。 ④ 「有機染料工場で発生した急性メトヘモグロビン血症に関する災害」 本災害は染料である黒色有機染料アニリンブラックを製造する工場において、被災作 業者が電動グラインダーを用いて廃棄木材を切断した後、体調を崩し、救急搬送先の病 院にてアニリン中毒及び急性メトヘモグロビン血症と診断された。現地調査等の結果、 アニリンブラックが大量に付着しているL型軽量鉄骨及び廃棄木材を手持ち電動グライン ダーで切断したことにより、摩擦熱で砥石表面の温度が上昇(180度以上)した結果、ガス 状のアニリン(メトヘモグロビン血症発生の原因物質の一つ)が発生した。また、被災 者は防毒マスクではなく、防じんマスクを着用していたため、アニリン等の化学物質に

## 4. その他参考情報

特になし

ばく露した可能性が高いと考えられた。部材の切削作業を行う場合には、被切削物の材

質及び作業に適した工具・保護具を選定・使用することの重要性を報告した。

# 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報											
1 – 6	化学物質等の有害性調査事業											
業務に関連する政策・施	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第4号									
策		別法条文など)	労働者災害補償保険法第29条第1項第3号									
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー									
度		レビュー	予算事業 ID:002454、018824									

# 2. 主要な経年データ

_	①主要なアウ		ウトカム)情	<del></del> 報			②主要なインプット情報	 報(財務情報及	び人員に関す	 る情報)					
	指標	達成目標	基準値(前 中期目標期 間平均値 等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年 度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
										予算額(千円)	1, 037, 739				
										決算額(千円)	789, 428				
										経常費用 (千円)	610, 842				
										経常利益 (千円)	77, 310				
										行政コスト(千円)	670, 038				
										従事人員数 (人)	26				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事	業年度の業	務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
中	期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
6 1	と学物質の	6 化学物質の	6 化学物質の	<主な定量的指	6 化学物質の有害性調査の実施	<評定と根拠>	評定 B
有害性	生調査の実	有害性調査の実	有害性調査の実	標>		評定: B	<評定に至った理由>
施		施	施	なし			定量的な指標は設定されていな
				くその他の指標		本評価項目につ	いところ、定性的な指標である
				>		いて、定量的指標	OECD ガイドライン等に基づく試
				・OECD ガイドラ		は設定されていな	験の実施については、令和7年度
				イン等に基づき		いが、主な定性的	当初からの短期吸入試験・経皮試
				試験を円滑に実		指標のうち、OECD	験の本試験の実施に向けて、厚生
				施すること。		ガイドライン基づ	労働省と協議しつつ、被験物質の
						く試験の実施は、	選定のほか、試験の体制整備、試
				・試験の迅速化・		令和7年度から開	行試験等がおこなわれており、目
				効率化等を図る			標の水準を満たしていると認めら
				ための調査及び		験・経皮試験の実	れる。
				研究を行い、論		施に向け、OECD ガ	また、同じく定性的な指標であ
				文等として公表		イドラインに基づ	る試験の迅速化・効率化等を図る
				すること。		いて試験の体制整	ための調査及び研究の実施と公表
				<評価の視点>		備及び試行試験等	については、発がん性等の In
化学	学物質に係	化学物質に係	化学物質に係	・化学物質に係	令和7年度当初からの短期吸入試験・経皮試験の本試験の実施に向けて、厚生労働省と協議しつ	を進めており、目	silico 及び In vitro 手法を用い
る危険	食性・有害	る危険性・有害	る危険性・有害	る危険性・有害	つ、被験物質の選定のほか、試験の体制整備、試行試験等を行った。	標の水準を満たし	た GHS 未分類項目の区分決定の加
性の情	青報伝達と	性の情報伝達と	性の情報伝達と	性の情報伝達と	また、短期毒性試験(吸入)及び短期毒性試験(経皮)の標準操作手順書の作成、工程間の標準操		速化を促すためのスクリーニング
リスク	フアセスメ	リスクアセスメ	リスクアセスメ	リスクアセスメ	作手順書の整合性の検討及び修正を実施した。	の迅速化・効率化	方法の検討やマイクロミニピッグ
ントの	の実施に資	ントの実施に資	ントの実施に資	ントの実施に資		を図るための調査	等を用いた新たな試験法の開発の
するた	こめ、労働	するため、労働	するため、厚生	するため、厚生		•	検討が進められており、目標の水
安全衛	新生総合研	安全衛生総合研	労働省と協議し	労働省と協議し		文等として公表す	準を満たしていると言える。
究所に	こおいて有	究所において有	つつ、令和6年	つつ、令和6年		ることは、発がん	NATURE OF THE PROPERTY OF THE
害性調	周査を実施	害性調査を実施	度から新たに労	度から新たに労			の「B」との評価結果が妥当であ
			働安全衛生総合	働安全衛生総合			ると確認できたことから評定をB
するこ	<u>-</u> と。	を整備する。		研究所に設置す		を用いた GHS 未分	とした。
				る有害性試験研		類項目の区分決定	
				究領域の業務の		の加速化を促すた	<指摘事項、業務運営上の課題及
				詳細について検		めのスクリーニン	び改善方策>
				討を進め、有害		グ方法の検討やマ	特になし。
				性調査を実施す		イクロミニピッグ	
				るための体制を		等を用いた新たな	<その他事項>
			整備する。	整備している		試験法の開発の検	特になし。
				か。		討を進めており、	
	明の吸入試	短期の吸入試			「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」(令和3年7月厚生労働省)	目標の水準を満た	
験及び	び経皮試験	験及び経皮試験	験及び経皮試験	験及び経皮試験	を踏まえて厚生労働省と協議し、今後は発がん性に着目した長期吸入試験は行わず、GHS(化学品	している。	

を中心に、国際	を中心に、国際	を中心に、国際	を中心に、国際	
的な基準である	的な基準である	的な基準である	的な基準である	
0ECDガイドライ	OECD ガイドライ	OECD ガイドライ	OECD ガイドライ	
ン等に基づき、	ン等に基づき、	ン等に基づき、	ン等に基づき、	
有害性調査を実	有害性調査を実	有害性調査を実	有害性調査を実	
施するなど、安	施するなど、安	施するなど、労	施するなど、労	
衛法第58条に規	衛法第58条に規	働 安全衛生法	働 安 全 衛 生 法	
定する化学物質	定する化学物質	(昭和 47 年法律	(昭和 47 年法律	
の有害性の調査	の有害性の調査	第 57 号。) 第 58	第 57 号。) 第 58	
を計画的に実施	を、動物愛護に	条に規定する化	条に規定する化	
すること。	も留意しつつ計	学物質の有害性	学物質の有害性	
	画的に実施す	の調査を、動物	の調査を、動物	
	る。	愛護にも留意し	愛護にも留意し	
		つつ計画的に実	つつ計画的に実	
		施できるように	施できるように	
		準備を進める。	準備を進めてい	
			るか。	
また、試験の	また、試験の	また、試験の	・試験の実施に	
実施に当たって	実施に当たって	実施に当たって	当たっては、試	
は、試験の質を	は、試験の質を	は、試験の質を	験の質を維持す	
維持するための	維持するための	維持するための	るための取組や	
取組や試験手法	取組や試験手法	取組や試験手法	試験手法の的確	
の的確な選定を	の的確な選定を	の的確な選定を	な選定を行って	
行うこと。加え	行う。加えて、短	行う。加えて、短	いるか。	
て、短期ばく露	期ばく露試験法	期ばく露試験法	・短期ばく露試	
試験法をはじめ	をはじめとした	をはじめとした	験法をはじめと	
とした試験の迅	試験の迅速化・	試験の迅速化・	した試験の迅速	
速化・効率化等	効率化を図るた	効率化を図るた	化・効率化を図	
を図るための調	めの調査及び研	めの調査及び研	るための調査及	
査及び研究に取	究に取り組む。	究に取り組む体	び研究に取り組	
り組むこと。		制を整備する。	む体制を整備し	
			ているか。	
さらに、有害	化学物質の有	化学物質の有	・化学物質の有	
性調査の成果の	害性調査の成果	害性調査の成果	害性調査の成果	
普及について	は、ホームペー	は、ホームペー	は、ホームペー	
は、積極的に論	ジへの掲載、学	ジへの掲載、学	ジへの掲載、学	

の分類および表示に関する世界調和システム)分類に当たり不足する有害性情報の調査を行うた め、OECD ガイドラインなどに基づき、動物愛護にも留意しつつ計画的に短期間での吸入試験や労 準を満たしている 働現場における情報の蓄積が少ない経皮試験を中心に実施することで準備を進めた。

以上、目標の水 ことを踏まえ、B と評価する。

<課題と対応>

試験の迅速化・効率化に向けた試験法等について検討した。 主な取組は以下のとおり。

- ・動物実験は行わず、発がん性等の In silico 及び In vitro 手法を用いた GHS 未分類項目の 区分決定の加速化を促すためのスクリーニング方法を検討した。
- ・協働研究や外部競争的研究において、大型動物を用いた職業性肺疾患に関する疾患機序/疾 患微小環境について分子生物学的解析を実施することで、疾患特異的な細胞の探索から新た な試験法の開発を検討した。
- 〇 協働研究

「有機粉じん毒性評価のための包括的基盤構築」では、新たに肺の解剖学的な弱点を克 服したブタ(大型動物)を用いた呼吸器毒性の評価系開発のため、有機化合物を用いて検 討した結果、ラットでは見出せなかったヒトに類似した広義間質線維化病変を「ブタ肺」 で明らかにすることに成功した。

#### 〇 文科省科研費研究

「1細胞解像度で紐解くじん肺アトラスの創出(基盤研究B)」「粉塵誘発性肺疾患のILA 概念による再定義無機粉(基盤研究 A)」では無機粉じんを用いて検討した。

「ブタとシングルセル解析で挑む MWCNT 肺疾患の病態解明(基盤研究 B)」では多層カ ーボンナノチューブを用いて検討した。

#### 〇 労災疾病臨床研究

「石綿関連疾患の治療法開発に貢献する新規疾患モデル開発についての研究」ではア スベストを用いて検討した。

- ・発がん性試験等の結果については、学会発表等を行い、成果の普及を図っている。
- ・哺乳類における呼吸細気管支と小葉構造の比較解剖学の研究が「Journal of Toxicologic Pathology 49 (8) 令和6年1月」に掲載された。
- ・メタクリル酸ブチル発がん性論文 (J. Toxicol. Sci. 2023. 48(5):P. 227-241.) 及び JBRC

文等として公表	会発表等により	会発表等により	会発表等により	報告書の内容について、WHO 国際がん研究機関「IARC Monographs on the Identification of
するとともに、	積極的に論文と	積極的に論文と	積極的に論文と	Carcinogenic Hazards to Humans Volume 133」における発がん性分類 (2B) の根拠として使
海外の研究機関	して公表しその	して公表しその	して公表しその	用され、令和6年7月にオンライン掲載された。
(IARC(国際が	普及を図るとと	普及を図るとと	普及を図るとと	・アントラセン発がん論文(Environmental Toxicology. 2023 38, 709-721)及び JBRC 報告書
ん研究機関)	もに、特に、国内	もに、特に、国内	もに、特に、国内	の内容について、WHO 国際がん研究機関「 IARC Monographs on the Identification of
等)への情報発	外の化学物質の	外の化学物質の	外の化学物質の	Carcinogenic Hazards to Humans Volume 133」における発がん性分類 (2B) の根拠として使
信に努めるこ	有害性評価の進	有害性評価の進	有害性評価の進	用され、令和6年7月にオンライン掲載された。
٤.	展に資する観点	展に資する観点	展に資する観点	・2-ブロモプロパン発がん性論文 (Journal of Occupational Health. 2023 65(1),
	から、海外の研	から、海外の研	から、海外の研	Scientific Reports. 2023 13, 1782) 及び JBRC 報告書の内容について、WHO 国際がん研究機関
	究機関(IARC(国	究機関(IARC(国	究機関(IARC(国	「IARC Monographs on the Identification of Carcinogenic Hazards to Humans Volume
	際がん研究機	際がん研究機	際がん研究機	133」における発がん性分類 (2A) の根拠として使用され、令和6年7月にオンライン掲載さ
	関)等)への情報	関)等)への情報	関)等)への情報	れた。
	発信に努める。	発信に努める。	発信に努めてい	
			るか。	

# 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関	する基本情報											
1 — 7	<b>全業保健活動総合支援事業</b>											
業務に関連する政策・		当該事業実施に係る根拠	労働安全衛生法第 19 条の 3									
施策	Ⅲ一3一2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	(個別法条文など)	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第2号									
			労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号									
当該項目の重要度、困	【重要度:高】	関連する政策評価・行政事	行政事業レビュー									
難度	中小事業場に対するメンタルヘルス対策支援の強化、化学物質の自律的な管理に係る支援のほか、今まで産業保健活動総合支援事業の対象としていなかった個人事業者への対応など、専門性の深化や対象範囲の拡大が進展しており、当該事業の実施状況が、今後の国の施策に影響を及ぼすため。 【困難度:高】 小規模事業者を含む地域の事業者ニーズを的確に把握し、多様な働き方をする全ての労働者の心身の健康が確保されるよう、産業保健活動総合支援事業の充実・強化等の見直しを行うことが必要であり、また、その際、当該事業を推進する上で不可欠である地域の医師会等関係機関からの必要な協力が得られるように連携を強化していくことも求められており、困難度が高い。また、疾病等を有する労働者に係る治療と仕事の両立支援については、社会における取組への理解が不十分であることに加え、病院等の医療機関の主治医、医療ソーシャルワーカー、産業保健スタッフ、人事労務担当者、労働者本人等の多くの関係者間の連携が必要となり、困難度が高い。		予算事業 ID: 002454、018825									

2. 主要な経年	<b>データ</b>												
①主要なアワ	<b>ウトプット(ア</b> ワ	ウトカム)情報						②主要なインプット	情報(財務情報	服及び人員に関	する情報)		
指標	達成目標	基準値(前中 期目標期間平 均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
専門的研修等 実施回数 (計画値)	5, 300 回以上	_	5, 300 回					予算額(千円)	6, 540, 365				
専門的研修等 実施回数 (実績値)	_	5,043回 (前中期目標期間(R2を除く。) 平均値)	5, 790 回					決算額(千円)	5, 997, 197				
達成度	_	_	109. 2%					経常費用 (千円)	5, 910, 455				
相談対応件数(計画値)	130,000 件以上 (産業保健総合 支援センター及 び地域産業保健 センター)	_	130, 000 件					経常利益(千円)	27, 127				
相談対応件数(実績値)	-	133, 115 件 (前中期目標平 均値)	140, 164 件					行政コスト(千円)	5, 911, 321				
達成度	_	_	107.8%					従事人員数 (人)	120				
個別訪問支援 件数	3,000 件 以上(産業保健 総合支援センタ 一)	_	3,000件										
個別訪問支援		3, 359 件	3, 985 件										
件数		(R5 実績)											

/ <del>-                                   </del>								1		
(実績値)			100.00:	-						
達成度	_	_	132. 8%							
研修利用者の 有益度 (計画値)	90%以上(平 均)	_	90%							
研修利用者の 有益度 (実績値)	-	94.3% (前中期目標期間平均値)	93. 8%							
達成度	_	_	104. 2%							
相談利用者の 有益度 (計画値)	90%以上(平均)	_	90%							
相談利用者の 有益度 (実績値)	I	96.0% (前中期目標平 均値)	96. 4%							
達成度	_	_	107. 1%							
具体的な改善 割合 (計画値)	80%以上(研修、相談又は指導を行った産業保健関係者、事業者等からの評価平均)	_	80%							
具体的な改善 割合 (実績値)	-	82.9% (前中期目標期 間平均値)	84. 3%							
達成度	_	_	105. 4%							

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

各事業年度の業	<b>『務に係る目標、</b>	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
7 事業場にお	7 事業場にお	7 事業場にお	<主な定量的指	7 事業場における産業保健活動への積極的な支援と充実したサービスの提供	<評定と根拠>	評定 A
ける産業保健活	ける産業保健活	ける産業保健活	標>		評定:A	<評定に至った理由>
動への積極的な	動への積極的な	動への積極的な	・専門的研修等			定量的な評価指標の達成状
支援と充実した	支援と充実した	支援と充実した	を年間 5,300 回		主な定量的指標	確認すると、1点目の事業場
サービスの提供	サービスの提供	サービスの提供	以上実施するこ		である、専門的研	ける産業保健活動の促進及び
			٤.		修等実施回数、相	保健関係者育成のための、メ
					談対応件数、個別	ルヘルス、過重労働等の労働
			• 産業保健総合		訪問支援件数、研	防止計画の重点事項をテーマ
			支援センター及		修利用者の有益	た専門的研修について、5,30
			び地域産業保健		度、相談利用者の	以上開催することを目標とし
			センターにおけ		有益度及び具体的	たところ、令和6年度中に5
			る相談対応件数		な改善割合は、そ	回開催し、達成度は 109.2%
			は、年間で計 13		れぞれ所期の目標	標を達成している。また、本
			万件以上とする		を達成している。	の受講者に対する有益度調査
			こと。		なお、中期目標	いて、受講者の 90%以上から
					で【困難度:高】の	益である旨の評価を得ること
			・産業保健総合		根拠とされている	標としていたところ、実績は
			支援センターに		小規模事業場を含	者の 93.8%から有益であった
			おけるメンタル		む地域の事業者ニ	の評価を受け、達成度は104
			ヘルス対策に係		ーズを的確に把握	であった。研修の実施に当た
			る個別訪問支援		し、多様な働き方	て、国の重要施策に関する研
			件数は、年間で		をする全ての労働	ほか、アンケート結果を踏ま
			計 3,000 件以上		者の心身の健康が	域ごとの特性に応じた研修デ
			とすること。		確保されるよう、	の設定を行っていることが高
					産業保健活動総合	益度につながっていると考え
			・研修又は相談		支援事業の充実・	れ、取組について評価できる
			の利用者から、		強化等の見直しを	産業保健総合支援センター
			産業保健に関す		行うことに対して	下、「産保センター」という。
			る職務及び労働		は、利用者の利便	│   び地域産業保健センター(以
			者の健康管理に		性向上のため、電	「地産保」という。)における
			関する職務を行		子(WEB)会議シス	│ │業者、産業保健関係者及び小
			う上で有益であ		テムを積極的に活	   事業場の労働者等からの専門
			った旨の評価を		用した専門的研	談については、年間 130,000
			90%以上確保す			│ │上の対応件数とすることを目
			ること。			していたところ、実績は 140
						回で達成度は 107. 8%であっ
			・研修、相談又は			また、本相談利用者に対する
			指導を行った産			度調査では、利用者の 90%以

働き方改革の 着実な推進を支 | 着実な推進を支 | 支援センターに | 支援センターに 援する観点か 域で労働者の健|能の強化や治療|画」(平成29年3|の推進に寄与で 康管理に関する 業務に携わる者│援について、事 に研修、情報提 | 業場や地域で労 | 定) や第 14 次労 | との連携の下、 供及びその他の 援助を行う中核 に関する業務に 的な機関とし て、引き続き機|修、情報提供及|める労働者の健|ら、地域におけ 能の充実及び強|びその他の援助|康確保対策の推|る産業保健サー 化を図ること。

き続き機能の充|関係機関等との|主的な産業保健 実及び強化を図|連携の下、産業|活動の促進を支 特に、産業保 特に、産業保|のニーズの把握|に、産業保健機 健総合支援セン│健総合支援セン│に努めながら、 ターにおいて ターにおいて は、「働き方改革」は、「働き方改革」業保健サービス」か。 実行計画」(平成 | 実行計画」(平成 | の提供、事業場 29年3月28日働 | 29年3月28日働 における自主的 き方改革実現会|き方改革実現会|な産業保健活動 議決定) や第14 | 議決定) や第 14 | の促進を支援す 次労働災害防止 次労働災害防止 るとともに、産

働き方改革の

援する観点か

業保健関係者、 事業者等に対し てアウトカム調 査を実施し、有 効回答のうち 80%以上につき 具体的な改善事 項が見られるよ うにすること。

くその他の指標

なし

<評価の視点>

産業保健総合一・産業保健総合 │おいては、「働き│おいて、労働者 ら、事業場や地 | ら、産業保健機 | 方 改 革 実 行 計 | の健康確保対策 と仕事の両立支 | 月28日働き方改 | きるよう医師会 |革 実 現 会 議 決|等の関係機関等 |働者の健康管理|働災害防止計画|産業保健に携わ (令和5年3月 る者のニーズの 携 わ る 者 に 研 | 27 日公示) に定 | 把握に努めなが を行う中核的な | 進に寄与できる | ビスの提供、事 機関として、引一よう医師会等の一業場における自 保健に携わる者 | 援 す る と と も 能の充実及び強 │地域における産│化を図っている

長時間労働による健康障害への対応、メンタルヘルス対策及びストレスチェック制度の円滑| な実施のための対応、事業場における治療と仕事の両立支援等、事業場のニーズを踏まえた研修│え、病院等の医療│載等の周知の実施により、産保セ テーマの設定や専門相談に対応できる相談員の体制整備を行うとともに、積極的に電子(WEB) 会議システムを活用することで利用者の利便性向上を図り、事業場における産業保健活動の支|療ソーシャルワー 援に努め、労働者の健康の確保に関する社会的要請に応えた。

厚生労働省、日本医師会、当機構、産業医学振興財団が主催となり、産業保健活動推進全国会│担当者及び労働者│る。 議を開催した。

機構から、理事長及び産業保健担当理事が出席したほか、産業保健総合活動支援事業に関する|者間の連携が必要|行った産業保健関係者、事業者等 活動事例報告においては、 産保センターのメンタルヘルスの取組、 産業医の産業保健活動のレベーな ことに対して へのアンケートにおける事業場へ ルアップの取組、地域産業保健センター(地産保)の活動状況について報告を行った。また、「産 業保健総合支援センターにおける産業医向け研修について」をテーマとして、シンポジウムを行│ディネーター基礎│る回答割合については、目標が った。

施に当たっては、 係機関からの必要 強化に努めてい 有する労働者に係し 立支援について、 タッフ、人事労務 本人等多くの関係 は、両立支援コー

価する。

している。

ができている。なしから有益である旨の評価を得るこ お、当該事業の実しとを目標としていたところ、実績 は利用者の 96.4%から有益であ 地域の医師会等関│った旨の評価を得ており、達成度 は 107.1%であった。件数及び有 な協力が得られる│益度の目標についていずれも達成 よう絶えず連携のしていることから評価できる。

定量的指標のメンタルヘルス対 る。また、疾病等を|策に係る戸別訪問支援件数につい ては、3,000件の実施を目標とし る治療と仕事の両していたところ、3,985件の支援が 実施されており、達成度は 社会における取組 132.8%である。産保センターや への理解が不十分│地産保を紹介する動画の配信や、 であることに加|新聞の朝刊(全国版)への広告掲 機関の主治医、医|ンター等の認知度向上及び産業保 | 健サービスの利用促進を推進した カー、産業保健ストことが目標を上回る件数に繋がっ ていると考えられ、高く評価でき

5点目の研修、相談又は指導を │の具体的な改善事項があったとす 研修修了者のため | 80%であったところ、実績は の事例検討会を計 84.3%で達成度は105.4%であっ 65 回、両立支援コトた。本指標は、産業保健関係者及 ーディネーターが「び事業者等に対して、どれだけ効 情報共有・交流を | 果的な支援が行われているかを把 図る場としての交 | 握するものであり、それが目標を 流会を計39回開催 | 上回る水準となったことについて 評価できる。

以上、中期計画 その他、本部に産業保健ディレ における所期の目 | クター(2名)を配置し、さらに 標を達成している アドバイザー産業医 (9名) の委 こと及び困難度 | 嘱等を本部が行うことにより、各 「高」であること「産保センター、地産保の活動につ を踏まえ、Aと評しいて、本部が支援できる体制を整 備していることが認められた。

計画に定める労	計画(令和5年	業保健機能の充	
働者の健康確保	3月27日公示)	実及び強化を図	
対策の推進に寄	に定める労働者	る。	
与できるよう医	の健康確保対策		
師会等の関係機	の推進に寄与で		
関等との連携の	きるよう医師会		
下、産業保健に	等の関係機関等		
携わる者のニー	との連携の下、		
ズの把握に努め	産業保健に携わ		
ながら、地域に	る者のニーズの		
おける産業保健	把握に努めなが		
サービスの提供	ら、地域におけ		
及び事業場にお	る産業保健サー		
ける自主的な産	ビスの提供及び		
業保健活動の促	事業場における		
進を支援するこ	自主的な産業保		
٤.	健活動の促進を		
	支援する。		
/	/ 4 \ <del>*           </del>	/	
(1)産業医及			
び産業保健関係	び産業保健関係	び産業保健関係	
び産業保健関係者への支援	び産業保健関係 者への支援	び産業保健関係 者への支援	
び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資	
び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための	
び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施	。产类促体级合
び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施 産業医が、産	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施 産業医が、産	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施 産業医が、産	・産業保健総合
び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施 産業医が、産 業保健の専門家	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施 産業医が、産 業保健の専門家	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上のための 研修の実施 産業医が、産 業保健の専門家	支援センターに
び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上の大きの 研修の実施 産業保健の専門を として として として として として として として として として として	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 向上のための 研修の実施 産業保健の専門を として実験的な	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 向上のための で業として を業ので では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	支援センターに おける産業医研
び産業ででである。 産のののののののでは、 できない できない できない できない できない できない できない できない	び産業保健関係 保健関係 アの支業医の 産業医の のの での での での での での での での での で	び産業保護 ア 質の 研を業 医の 産の 大変 実 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	支援センターに
び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 質向上の大きの 研修の実施 産業保健の専門を として として として として として として として として として として	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 向上のための 研修の実施 産業保健の専門を として実験的な	び産業保健関係 者への支援 ア 産業医の資 向上のための で業として を業ので では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	支援センターに おける産業医研 修について、実
び者 ア質研 業と知力産業の産上の業健の実医の実との実の実び得いまでの実践指でのののののののののののののののののののののでは、明の導きでは、明の導きののののののののののののののののののののののののののののののでは、	び者 ア質研 業と知力を業の産上の業医の実にの実にの実の実びみる はいまで はいましょう はいましょう はいましょう はいましょう かいがい はいい はい は	び者ア質研産業とやと業の産上の業健の産生の実医の、者実医の、者実のの、者実がのののののののののののののののののののののののののののののの	支援センターに おける産業医研 修について、実 践力を高めるた
び者ア質研 業と知力よ業の産上の業健で及習の産上の業健て及習、性が専践指で業の実び得産の実び得産のよう。	び者 ア質研 業と知力よ業の産上の業健で及習の産上の業健て及習、性が専践指で業の実び得産の実び得産のよびのよう。	び者ア質研 業とやと知業保護を介育のの産品の業健て働るというでは、 するとの は もまび 専事が践指 のめ を できる ののののののののののののののののののののののののののののののののののの	支援センターに おける産業医研 修について、実 践力を高めるた めの実地研修に
び者ア質研 業と知力よの産の産上の業健て及習、一保護の実医の実び得産ズ健援医た施が専践指で業を関係が専践指で業を関係のめ、門的導き現路	び者ア質研 業と知力よの産の産上の業健て及習、一保援医た施が専践指で業を関係が専践指で業を関係のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	び者ア質研善業とやと知力産の産上の業健て働る及習保援医た施が専事が践指で関係の、者実び得関がのめ、門業必的導きのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	支援センターに おける産業医研 修について、実 践力を高めるた めの実地研修に 加え、カリキュ
び者ア質研 業と知力よのえ産へ 向修産保し識をうニ、業の産上の業健て及習、一産健援医た施が専践指で業を保関のめ、門的導き現踏健係 資の産家な能る場ま総	び者ア質研 業と知力よのえ産へ 向修産保し識をうニ、業の産上の業健て及習、一産健援医た施が専践指で業を保関のめ、門的導き現踏健係、資の産家な能る場ま総	び者ア質研善業とやと知力よ産へ「向修産保し労す識をう業の産上の業健て働る及習、健援医た施が専事が践指で業関のめ、、門業必的導き保係、資の産家者要な能る健	支援センターに おける産業医研 修につい高めるた めの実地のまた かの実地のよう かった かった かった かった かった かった かった かった かった かった
び者ア質研善業と知力よのえ合産へ向修産保し識をうニ、支業の産上の業健て及習、一産援保支業の実医の実び得産ズ業セ健援医た施が専践指で業を保ン関のめ、門的導き現踏健タ係、資の産家な能る場ま総一	び者ア質研善業と知力よのえ合産へ「向修産保し識をうニ、支業の産上の業健て及習、一産援保援医た施が専践指で業を保ン関」のめ、門的導き現踏健タ係、資の産家な能る場ま総一	び者ア質研善業とやと知力よ総産へ「向修産保し労す識をう合業の産上の業健て働る及習、支健援医た施が専事が践指で業セ関、のめ、門業必的導き保ン係、資の産家者要な能る健タ	支援センターに ターを と を は り り り り り り り り り り り り り り り り り り
び者ア質研善業と知力よのえ合に産へ「向修産保し識をうニ、支お業の産上の業健て及習、一産援け保支業の実医の実び得産ズ業セる健援医た施が専践指で業を保ン産関のめ、門的導き現踏健タ業係、資の産家な能る場ま総一医	び者ア質研善業と知力よのえ合に産へ「向修産保し識をうニ、支お業の産上の業健て及習、一産援け保援医た施が専践指で業を保ン産関のめ、門的導き現踏健タ業係、資の産家な能る場ま総一医	び者ア質研善業とやと知力よ総一産へ「向修産保し労す識をう合に業の産上の業健て働る及習、支お保援とた施が専事が践指で業セる関のめ、門業必的導き保ン産係、資の産家者要な能る健タ業	支援センターに ターを と を は り り り り り り り り り り り り り り り り り り

# (1) 産業医・産業保健関係者への支援

#### ア 産業医の資質向上のための研修の実施

研修に加え、カ

リキュラム及び

実施体制の充実

産保センターで実施する産業医研修について、集合研修においては産業医の能力向上や事業 場における登録産業医による産業保健活動の適切な実施を図るため、机上の研修に加え職場巡視 などをテーマに事業場で現場を見ながら行う実地研修を取り入れるとともに、利用者の利便性を 向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子(WEB)会議システム を活用した研修を積極的に実施した。

また、引き続き本部に産業保健ディレクター(常勤医師)を配置し、本事業のアウトカム調査、 調査研究選考、各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、本部で実施する種々の事業に 対して、医師の見地から的確な助言が得られる体制を整備したことにより、より適切な各産保セ ンターへの指示や情報提供が可能となっている。このことから事業の質的向上が図られ、受講者 から前年度と同じく高評価(受講者からの有益であった旨の評価93.8%)を受けた。

# <課題と対応>

産業保健活動総合支援事業につ いては、

- ・多様な働き方をする全ての労働 者の心身の健康が確保されるよ う、小規模事業者を含む地域の 事業者ニーズを的確に把握し、 産業保健活動総合支援事業の充 実・強化等のため、地域の医師 会等関係機関との連携を強化す ること
- ・疾病等を有する労働者に係る治 療と仕事の両立支援について、 社会における取組への理解の推 進と、それに向けた病院等の医 療機関の主治医、医療ソーシャ ルワーカー、産業保健スタッ フ、人事労務担当者、労働者本 人等の連携を強化すること について困難度が高いことから、 目標策定時において【困難度: 高】としていた。

この点、関係者との連携強化に 向け、各業界のニーズ調査を踏ま え、労働局、労働基準監督署と連 携した事業主への産保センター及 び地産保の活用の呼びかけ、イン ターネット、新聞広告、ラジオ広 告、メールマガジン等の各媒体を 通じた情報発信により、新規利用 者の活用促進に努めている。さら に、産業医、産業看護職や事業主 を対象とする各種の研修や相談対 応に当たっては、電子(WEB)会 議システムを積極的に活用し、利 用者のニーズを踏まえた産業保健 サービスの提供に努めていること が認められる。

以上の点を踏まえ、指標に対す る達成度は120%を下回っている が、定量的指標の目標値の達成度

		を図る。	
その際、現場	その際、現場	その際、現場	・現場のニーズ
のニーズを収集	のニーズを収集	のニーズを収集	を収集するため
するための受講	するための受講	するための受講	の受講者アンケ
者アンケート等	者アンケート等	者アンケート等	一ト等を実施
を実施し、その	を実施し、その	を実施し、その	し、その結果の
結果の検討を通	結果の検討を通	結果の検討をす	検討をすること
じ、地域ごとの	じ、地域ごとの	ることにより、	により、地域ご
特性も含めた研	特性も含めた研	地域ごとの特性	との特性も含め
修テーマの設定	修テーマの設定	も含めた研修テ	た研修テーマの
等に活用するこ	等に活用する。	ーマの設定等に	設定等に活用し
٤.		活用する。	ているか。
	なお、嘱託産	なお、受講者	・受講者の利便
	業医に対する研	の利便性等を鑑	性等を鑑み、オ
	修については、	み、オンデマン	ンデマンド配信
	研修テーマの設	ド配信を含む電	を含む電子
	定やカリキュラ	子(WEB)会議シ	(WEB)会議シス
	ムの作成に当た	ステム等を活用	テム等を活用し
	り、主として嘱	した研修を積極	た研修を積極的
	託産業医の実践	的に実施する。	に実施している
	力を高めるため		か。
	の実地研修が行		
	えるよう配意す		
	る。		
イ 産業保健関	イ 産業保健関	イ 産業保健関	・産業現場のニ
係者の資質向上	係者の資質向上	係者の資質向上	ーズを踏まえ、
のための研修の	のための研修の	のための研修の	産業保健総合支
実施	実施	実施	援センターにお
産業保健関係	産業保健関係	産業保健関係	ける研修を実施
者が、それぞれ	者が、それぞれ	者が、それぞれ	しているか。
の専門において	の専門において	の専門において	・現場のニーズ
実践的な知識及	実践的な知識及	実践的な知識及	を収集するため
び指導能力を習	び指導能力を習	び指導能力を習	の受講者アンケ
得できるよう、	得できるよう、	得できるよう、	一ト等を実施
産業現場のニー	産業現場のニー	産業現場のニー	し、その結果の
ズを踏まえ、産	ズを踏まえ、産	ズを踏まえ、産	検討を通じ、地
業保健総合支援	業保健総合支援	業保健総合支援	域ごとの特性も
センターにおけ	センターにおけ	センターにおけ	含めた研修テー
る研修を実施す	る研修を実施す	る研修を実施す	マの設定等に活
ること。	る。	る。	用しているか。

なお、併せて受講者にアンケート調査を行っており、その結果を踏まえ地域ごとの特性に応じた研修テーマの設定等に活用した。

- アンケート結果等で受講者から要望が多かったテーマ
  - ・常に需要が多いテーマ :メンタルヘルス関連
  - ・社会状況により関心が高いテーマ:治療と仕事の両立支援
  - ・法令改正により関心が高いテーマ:化学物質管理
- 要望を元に設定した研修テーマ
  - ・長時間労働者、高ストレス者の面接指導の方法と意見書作成
  - ・治療と仕事の両立支援と法
  - ・労働安全衛生法の新たな化学物質規制と対応

## イ 産業保健関係者の資質向上のための研修の実施

産保センターでは、産業医の他にも、産業看護職や衛生管理者等の産業保健関係者を対象とした研修を実施している。当該研修においても、実践的な研修を取り入れるとともに、利用者の利便性を向上させるため動画配信サービス等を用いたオンデマンド研修を含む電子(WEB)会議システムを活用した研修を積極的に実施した。

また、引き続き本部に産業保健ディレクター(常勤医師)を配置し、本事業のアウトカム調査、調査研究選考、各産保センターで受けた相談内容の取りまとめ等、本部で実施する種々の事業に対して、医師の見地から的確な助言が得られる体制を整備したことにより、より適切な各産保センターへの指示や情報提供が可能となっている。このことから事業の質的向上が図られ、受講者から前年度と同じく高評価(受講者からの有益であった旨の評価93.8%)を受けた。(再掲)

- 研修テーマ例は以下のとおり。
  - ・産業看護で活かせる動機付け面接~基礎編~
  - ・衛生管理者・衛生推進者のスキルアップ研修会&交流会
  - ・労働衛生担当者における労働衛生の推進

が全て 100%以上であり、困難度 「高」に設定されている主旨を鑑 みた取組も適切に実施されている こと、その他評価できる取組が実 施されていることから、評定を 1 段階引き上げAとした。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

特になし。

<その他事項> 特になし。

その際、現場	その際、現場	その際、現場	
のニーズを収集	のニーズを収集	のニーズを収集	
するための受講	するための受講	するための受講	
者アンケート等	者アンケート等	者アンケート等	
を実施し、その	を実施し、その	を実施し、その	
結果の検討を通	結果の検討を通	結果の検討を通	
じ、地域ごとの	じ、地域ごとの	じ、地域ごとの	
特性も含めた研	特性も含めた研	特性も含めた研	
修テーマの設定	修テーマの設定	修テーマの設定	
等に活用するこ	等に活用する。	等に活用する。	
٤.			
ウ アドバイザ	ウ アドバイザ	ウ アドバイザ	
一産業医による	一産業医による	一産業医による	
サポート体制の	サポート体制の	サポート体制の	
整備	整備	整備	
産業保健総合	産業保健総合	産業保健総合	• 産業保健総合
支援センター及	支援センター及	支援センター及	支援センター及
び地域産業保健	び地域産業保健	び地域産業保健	び地域産業保健
センターにおい	センターにおい	センターにおい	センターにおい
て、対応に苦慮	て、対応に苦慮	て、対応に苦慮	て、対応に苦慮
する事案等に接	する事案等に接	する事案等に接	する事案等に接
した際に、アド	した際に、アド	した際に、アド	した際に、アド
バイザー産業医	バイザー産業医	バイザー産業医	バイザー産業医
が専門的な相談	が専門的な相談	が専門的な相談	が専門的な相談
に応じられるよ	に応じられるよ	に応じられるよ	に応じられるよ
う体制を整備し	う体制を整備し	う体制を整備し	う体制を整備し
た上で、効果的	た上で、効果的	た上で、効果的	た上で、効果的
に運用するこ	に運用する。	に運用する。	に運用している
٤.			か。
	また、地域の	また、地域の	・地域の産業医
	産業医のネット	産業医のネット	のネットワーク
	ワークを構築す	ワークを構築す	を構築するため
	るためのモデル	るためのモデル	のモデル事業を
	事業を実施し、	事業を実施し、	実施し、特に経
	特に経験の浅い	特に経験の浅い	験の浅い嘱託産
	嘱託産業医が意	嘱託産業医が意	業医が意見交換
	見交換や悩みの	見交換や悩みの	や悩みの相談が
	相談ができる体	相談ができる体	できる体制の構
	制の構築などに	制の構築などに	築などについて
	I		

## ウ アドバイザー産業医によるサポート体制の整備

本部に産業保健ディレクター(常勤医師)を2名配置し、医師の見地から本部で実施する事業への助言が得られる体制を整備した。

また、引き続き登録産業医及び登録保健師が事案の対応に苦慮した際に専門的な相談に応じられるよう、アドバイザー産業医(計9人)を本部で委嘱し、全産保センターから問い合わせが可能な相談体制(月10~15 日程度、2~3時間程度)を構築した。相談対応については、電話相談のみならずメール相談にも対応できる形とし、効果的に運用した。

アドバイザー産業医活用の具体例は以下のとおり。

#### Q (産業医)

メンタルヘルス不調に係る面談を行ったが、その後の経過が気になるケースがある。経過報告や再面接等を要求すべきか。

### A(アドバイザー産業医)

メンタルヘルス不調の場合、経過が重要となるため、是非要求すること。

産保センター5施設(新潟、石川、静岡、広島、福岡)において、産業医の資質向上、連携強化、産業医活動の活性化を目的に、地域の産業医のネットワークを構築するためのモデル事業について、以下のとおり取組を行った。

## 〇 新潟産業保健総合支援センター

新潟県上越地区6郡市医師会に対し、医師会の協力の下、情報交換会の実施や産業医活動の内容、産保センターに関するニーズ等を内容としたアンケート調査を実施した。また、「新潟県産業医検索システム」を開設し、産業医名簿を公表した。

### 〇 石川産業保健総合支援センター

産業医研修用テキストの作成、ドローンで撮影した動画を教材として使用した産業医職

	ついて検討す	ついて検討す	検討している	場巡視研修会等を実施した。また、産業医の産業保健活動のレベルアップを目指し、「職場	
	る。	る。	か。	のポジティブメンタルヘルス:ワーク・エンゲイジメントに注目して」をテーマとした特別	
				研修会を開催した。	
				〇 静岡産業保健総合支援センター	
				地域の事業所の協力の下、職場巡視研修会(実地)、「知っておきたい産業医の活用の仕方」	
				をテーマとした事業所向け研修会等を実施した。また、嘱託産業医との契約を希望する事業	
				場と産業医のマッチングを行った。	
				〇 広島産業保健総合支援センター	
				産業医活動を行いたい産業医と産業医を求める事業場との円滑なマッチングを図るた	
				め、「事業場と産業医をつなぐマッチングサイト」を継続して運用し、双方からのコンタク	
				トの場を提供した。また、産業医同士の連携を図る機会を設けるため、同サイト内の「産業」	
				医コミュニティ広場」を産業医と事業場が直接コンタクトできるよう改修した。	
				〇 福岡産業保健総合支援センター	
				本事業専用の「福岡産業医ネットワーク」ホームページを継続して運用し、メーリングリ	
				スト登録受付、過去の研修会の動画配信等を実施した。また、「治療と仕事の両立支援事例	
				検討会」を開催し、嘱託産業医が両立支援の演習を行った。	
(2)事業場に	(2)事業場に	(2)事業場に		(2)事業場における産業保健活動の支援	
おける産業保健	おける産業保健	おける産業保健			
活動の支援	活動の支援	活動の支援			
ア ニーズを踏	ア ニーズを踏	ア ニーズを踏		ア ニーズを踏まえた研修テーマの設定と計画的な実施	
まえた研修テー	まえた研修テー	まえた研修テー			
マの設定と計画	マの設定と計画	マの設定と計画			
的な実施	的な実施	的な実施			
事業者、産業	産業保健総合	事業者、産業	・国の施策や地	事業者、産業医等を対象とした研修の実施に当たり各産保センターで実施する運営協議会で	
医等を対象とし	支援センターに	医等を対象とし	域のニーズを踏	の議論等を踏まえつつ、国の施策である「化学物質の自律的管理」、「働く女性の健康支援」、「行	
た研修の実施に	おける事業者、	た研修の実施に	まえた研修テー	動災害の予防対策」や、常にニーズが高いメンタルヘルス対策に関する研修テーマを引き続き設	
当たっては、産	産業医等を対象	当たっては、運	マを設定すると	定するとともに、令和6年度当初に研修実施計画を策定し計画的に実施した。	
業保健総合支援	とした研修の実	営協議会での議	ともに、研修実		
	施に当たって			働き方改革実行計画において、治療と仕事の両立支援の取組の強化が求められるなか、平成 28	
	は、運営協議会			年2月に策定された「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等の普及・	
	(都道府県医師		しているか。	啓発を目的として、事業者・産業保健スタッフ等を対象とする研修(計 260 回、セミナー(計	
	会、事業者団体、			216 回)、意識啓発教育(計 190 回)を実施した。なお、研修・セミナーについては、利便性の	
	都道府県労働局			向上を図るため電子(WEB)会議システムも活用した。	
	等で構成。以下				
	同じ。)での議論				
	等を踏まえつ				
施すること。	つ、産業保健総	施する。			

	合支援センター				
	等において国の				
	施策や地域のニ				
	一ズを踏まえた				
	研修テーマを設				
	定するととも				
	に、研修実施計				
	画を策定して計				
	画を保足して計画的に実施す				
	る。				
特に、メンタ		   特に、労働者	・労働者の健康	両立支援やメンタルヘルス等の事業場で問題となる事例を取り上げ、問題解決に向けグルー	
				プで討議・検討する事例検討会(計 207 回)を実施した。	
	研修の拡充によ		ヘルス対策にお		
		策における復職		このうち、労災病院や両立支援センターとも連携の上、両立支援コーディネーター養成のため	
		支援・治療と仕		の応用研修に代わる両立支援コーディネーター基礎研修修了者のための事例検討会を開催(計	
	シー向上を図る		立支援・女性の	65 回)するとともに、両立支援コーディネーター基礎研修修了者が忌憚なく自らの経験を語り	
とともに、働く	とともに、働く	女性の健康支	健康支援・化学	合う等の情報共有・交流を図る場を設けることにより、両立支援コーディネーター間の連携強化	
女性の健康支援	女性の健康支援	援・化学物質に	物質による健康	及び地域のネットワークの構築を図ることを目的とする交流会も積極的に開催(計 39 回) した。	
に関する研修を	に関する研修を	よる健康障害防	障害防止等の労		
拡充し、女性特	拡充し、女性特	止等の労働衛生	働衛生行政上重		
有の健康課題に	有の健康課題に	行政上重要なテ	要なテーマや社		
係る理解と事業	係る理解と事業	ーマや社会的関	会的関心の高い		
場における対応	場における対応	心の高いテーマ	テーマを積極的		
の促進を図るほ	の促進を図るほ	を積極的に取り	に取り上げてい		
か、新たに事業	か、新たに事業	上げる。	るか。		
者等向けに化学	者等向けに化学	両立支援コー	・両立支援コー	なお、本部から各産保センターに対し、精神疾患にり患した労働者の治療と仕事の両立支援に	
物質管理に係る	物質管理に係る	ディネーターの	ディネーターの	係るモデル事例を送付し、事例検討会で活用した。	
研修を実施する	研修を実施す	能力向上や地域	能力向上や地域		
こと。	る。	のネットワーク	のネットワーク	効率的に多数の事業者・労働者等へ実施できるよう事業者団体、商工団体等と共催する等によ	
	また、研修の	作りを目的に両	作りを目的に両	り、職場における労働者の健康管理等に関して事業者、労働者等の理解と自主的な取組を促すた	
	実施に当たって	立支援に係る事	立支援に係る事	めの啓発セミナーを電子 (WEB) 会議システム等も活用し実施した (計 1,237 回)。セミナーにつ	
	は、地域ごとに	例検討会や交流	例検討会や交流	いては、労働衛生週間準備月間における他団体との共催セミナーにする等、効率的に実施した。	
	研修内容等が大	会を、電子(WEB)	会を、電子(WEB)		
	きく異なること	会議システム等	会議システム等	〇 啓発セミナーのテーマ	
	のないように配	も活用し、産業	も活用し、産業	・だれもが働きやすい職場づくり~LGBTQ・性の多様性をテーマに~	
	慮する。このほ	保健総合支援セ	保健総合支援セ	・化学物質の自律的管理のための安全データシートの見方と活用方法	
	か、他団体との	ンターにおいて	ンターにおいて	・化学物質管理における法改正のポイント	
	共催、必要なセ	実施する。事例	実施する。事例	・働く女性の健康管理について~施策~	
	ミナー等を実施	検討会において	検討会において	・高齢者の転倒・腰痛防止対策	
	する。		は精神疾患事例	・身体機能から考える行動災害の予防対策	
		についても取り	についても取り		

また、メ対策、るで実施では、大力が策、というでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他のでは、他の				
ルペッ質によとを発施する。ないでは、他を対したを実施する。ないでは、他とのないのは、他というでは、他というでは、他といるでは、他というでは、他には、他をいうでは、他には、他をいうないが、とないないが、とないないが、は、他には、他には、他をいうないが、は、他というでは、他には、他をいうないが、は、他には、他には、他には、他には、他には、他には、他には、ないの、は、ないの、は、は、ないの、は、は、ないの、は、は、ないの、は、は、は、ないの、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は			扱う。	扱っているか。
世界のでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな			また、メンタ	・メンタルヘル
健康では、			ルヘルス対策、	ス対策、化学物
題材にしたを実施である。 なお、に当けたを実施である。 なお、をしまりたのででである。 なお、をしまりないのででである。 なお、をしまりないのででである。 なお、をといるででである。 なが、というででである。 なが、というででである。 なが、というででである。 なが、というででである。 なが、というででである。 なが、というででである。 なが、というででである。 なが、といいででである。 なが、というででである。 なが、というでである。 なが、というでである。 を、そののののでである。 で、ののののでである。 で、のののののでである。 で、のののののののののでは、というである。 で、ののののののののののでは、というでは、ないないが、は、ないののでは、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが			化学物質による	質による健康障
セミナーを実施する。 なお、に当たいのは、他とすが、に当たいのでは、他とすない。 なお、に当れての共体をといる実施では、他とすないのでででは、ないでは、他とないのででででは、ないでは、他とないでは、他とないでは、他とないでは、他とないでは、他とないでは、他とないでは、他とないでは、他とないでは、他とないでは、ないでは、他とないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、			健康障害防止を	害防止を題材に
する。 なお、セミナーののは、地位との大きに、他とりない。 なお、セミナーのの大性を向ない。 なら、他にもは、共分の図の・支援を関係を図る。 なら、一支援を関係を変した。 ないの実施 を変して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対			題材にした啓発	した啓発セミナ
本お、セミナーの実施に当たいの実施に当たいの実施に当たいの実施に当たいの大体との大体との大体との大体との大体との大体との大体との大体との大体との大体と			セミナーを実施	ーを実施する。
一の実施に当た と で で で で で で で で で で で で で で で で で で			する。	
マでは、他団体との共催とする。 は、他団は、他団は、他団は、の共催とする。			なお、セミナ	・セミナーの実
大 産業保健総合支援センター及び地域産業保健総合支援センター及び地域産業保健とする専門的相談の実施産業保健総合支援センターにおける専門的相談の実施産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健総合力を実施の実施産業保健総合力を実施の実施産業保健総合力を支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健総合力を実施の実施産業保健総合力を実施の実施産業保健総合力を実施の実施産業保健総合力を実施の実施産業保健総合力を実施の実施産業保健総合力を対して、事業者、産業医等の産業保健総合力を対して、事業者、産業医等の産業保健とのである。を対して、事業者、産業医等の産業保健とのである。を対して、事業者、産業医等の産業保健とのである。を対して、事業者、産業医等の産業保健との対して、事業者、産業医等の産業保健との対して、事業者、産業医等の産業保健との対して、おいて、事業者、産業医等の産業保健との対して、おいて、事業者、産業と関係者等が対して、おいて、事業の対して、方によるの対し、有対なの対応で、有対なの対応で、対して、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、			一の実施に当た	施に当たって
## (本)			っては、他団体	は、他団体との
本産業保健総			との共催とする	共催とする等、
イ 産業保健総 合支援センター 及び地域産業保 健センターにおける専門的相談 の実施 産業保健総合 支援センターにおける専門的相談 の実施 産業保健総合 支援センターにおいて、事業者、産業保健総合 支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が 抱えるメンタルへルス不調や疾病を有する労働 者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門 的相談にの確に応じること。			等、効率的な実	効率的な実施を
合支援センター 及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施 産業保健総合 支援センターにおいて、事業者、産業保健総合 支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルへルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に応じること。  「おいて、事業を特殊を対した。」を対して、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルへルス不調が疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。 「また、令和4年5月の労働安全衛生規則等のと変強生規則等のと変強生規則等のと変強生規則での発力を対している。」 「また、令和4年5月の労働安全衛生規則での発力を対して、事業を対した。」を対している。 「また、令和4年5月の労働安全衛生規則での会域と対して、を対している。」を対している。 「また、令和4年5月の労働安全衛生規則での会域と対している。」を対している。 「また、令和4年5月の労働安全衛生規則での会域生規則等のと変強性対している。」を対している。 「また、令和4年5月の労働安全衛生規則での会域性を対している。」を対している。 「また、令和4年5月の労働安全衛生規則での会域性が対している。」を対している。 「支援・カート・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			施を図る。	図っているか。
及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおける専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルへルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談にの確に応じること。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の 全衛生規則(昭和設定の対応を行う。また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の 全衛生規則(昭和設定の対応を行う。また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭和設定の対応を行う。また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭和設定の対応を行う。また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭和設定の対応を行う。また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭和設定の対応を行う。また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭本ンターにおいる・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	イ 産業保健総	イ 産業保健総	イ 産業保健総	・産業保健総合
健センターにおける専門的相談の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者、産業医等の産業保健関係者等が抱えるメンタルへルス不調や疾病を有する労働者への対応であると、事業を関係を表して、事業を関係を表して、事業を関係を表して、事業を関係を表して、事業を関係を表して、事業を関係を表して、事業をの産業に関係を表して、事業を、産業の産業に関係を表して、事業を、産業の産業に関係を表して、事業を、産業の産業に関係を表して、事業を、産業の産業に関係を表して、事業を、の労働の等のが、力が、力が、力が、力が、力が、力が、力が、力が、力が、力が、力が、力が、力が	合支援センター	合支援センター	合支援センター	支援センターに
ける専門的相談 の実施 産業保健総合 支援センターに おいて、事業者、産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル ヘルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治療と仕事の両立 支援等様々な課 題に関する専門 的相談に的確に 応じること。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の 全衛生規則(昭 を行う。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭 を行う。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭 を行う。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭 を行う。 を得生規則(昭 を衛生規則(昭 を行う。 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を行う。 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を行う。 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を行う。 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を	及び地域産業保	及び地域産業保	及び地域産業保	おいて、様々な
の実施 産業保健総合 支援センターに おいて、事業者、 産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル ヘルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治療と仕事の両立 支援等様々な課題に関する専門 的相談に的確に 応じること。  の実施 産業保健総合 支援センターに おいて、事業者、 産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル ヘルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治療と仕事の両立 支援等様々な課題に関する専門 的相談に的確に 応じること。  また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の を業保健総合 支援センターに おいて、事業者、 産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル ヘルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治療と仕事の両立 支援等様々な課題に関する専門 的相談に的確に応じる。  また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の を着生規則(昭をを行つか。 を表別の実施 産業保健総合 支援センターにおいて、事業者、の労働安・会衛生規則(昭を表別の対応、持力を対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対象と対	健センターにお	健センターにお	健センターにお	課題に対する専
産業保健総合 支援センターに おいて、事業者、 産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル ヘルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治療と仕事の両立 支援等様々な課題に関する専門 的相談に的確に 応じること。  産業保健総合 支援センターに おいて、事業者、 産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル ヘルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治療と仕事の両立 支援等様々な課題に関する専門 的相談に的確に 応じること。  また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の を業生規則(昭和・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・一般・	ける専門的相談	ける専門的相談	ける専門的相談	門的相談への対
支援センターに おいて、事業者、 産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル ねえるメンタル へルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治 療と仕事の両立 支援等様々な課 題に関する専門 的相談に的確に 応じること。 また、令和4 年5月の労働安 全衛生規則等の を衛生規則等の を衛生規則(昭和 を衛生規則等の を衛生規則(昭和 を衛生規則等の を衛生規則(昭和 を衛生規則等の を衛生規則(昭和 を 1 の の 対応 を 1 の の 対応 を 1 の 対応 を 2 を 1 の 対応 を 2 を 1 の 対応 を 2 を 1 を 1	の実施	の実施	の実施	応を行っている
おいて、事業者、	産業保健総合	産業保健総合	産業保健総合	か。
産業医等の産業 保健関係者等が 抱えるメンタル わえるメンタル わえるメンタル わえるメンタル ねえるメンタル れルス不調や疾 病を有する労働 者への対応や治 療と仕事の両立 支援等様々な課 題に関する専門 的相談に的確に 応じること。 おた、令和4年5月の労働安 全衛生規則等の 全衛生規則(昭和 変	支援センターに	支援センターに	支援センターに	•令和4年5月
保健関係者等が 抱えるメンタル ヘルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の とは関係者等が抱えるメンタル へルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の 保健関係者等が抱えるメンタル へルス不調や疾病を有する労働者への対応、治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じる。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則(昭を衛生規則(昭を衛生規則)の	おいて、事業者、	おいて、事業者、	おいて、事業者、	の労働安全衛生
抱えるメンタル へルス不調や疾病を有する労働	産業医等の産業	産業医等の産業	産業医等の産業	規則(昭和 47 年
ペルス不調や疾病を有する労働者への対応や治療と仕事の両立支援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の を有生効則等の を衛生規則等の を衛生規則(昭 を備と知り) を	保健関係者等が	保健関係者等が	保健関係者等が	労働省令第 32
病を有する労働 病を有する労働 者への対応、治 有する化 療と仕事の両立 支援等様々な課 支援等様々な課 題に関する専門 的相談に的確に 応じること。	抱えるメンタル	抱えるメンタル	抱えるメンタル	号)等の改正に
者への対応や治療と仕事の両立衰援等様々な課題に関する専門的相談に的確に応じること。 また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の を衛生規則等の を衛生規則等の を衛生規則等の を育生規則(昭 を行う) また、令和4年5月の労働安全衛生規則等の を衛生規則(昭 を衛生規則(昭 を衛生規則)等の を衛生規則(昭 を	ヘルス不調や疾	ヘルス不調や疾	ヘルス不調や疾	よる、全ての危
療と仕事の両立 支援等様々な課 題に関する専門 的相談に的確に 応じること。	病を有する労働	病を有する労働	病を有する労働	険性・有害性を
支援等様々な課 支援等様々な課 支援、化学物質 たな化学 題に関する専門 的相談に的確に 応じること。 応じる。	者への対応や治	者への対応や治	者への対応、治	有する化学物質
題に関する専門 的相談に的確に 応じること。 応じる。 おいて相談にの対応 を また、令和4 年5月の労働安 全衛生規則等の を 全衛生規則(昭 を すり) を はいて相談にの を ないでもの を ないでもの を ないでもの を ない を もの の から ない でもの から はい でもの から から はい でもの から はい でもの から はい いっと から いっと いっと から いっと いっと から いっと から いっと いっと から いっと から いっと から いっと から いっと いっと から いっと いっと いっと から いっと から いっと から いっと いっと から いっと いっと から いっと	療と仕事の両立	療と仕事の両立	療と仕事の両立	を対象とする新
的相談に的確に 応じること。	支援等様々な課	支援等様々な課	支援、化学物質	たな化学物質規
応じること。 応じる。 予防等様々な課 健康診断 題に対する専門 相談につ 産業保健 を行う。 援センター また、令和4 また、令和4 また、令和4 おいて相 年5月の労働安 全衛生規則等の 全衛生規則(昭 全衛生規則(昭 整備して	題に関する専門	題に関する専門	による健康障害	制やリスクアセ
題に対する専門 相談につ 産業保健 を行う。 援センター また、令和4 また、令和4 また、令和4 おいて相 年5月の労働安 年5月の労働安 全衛生規則等の 全衛生規則(昭 を備して	的相談に的確に	的相談に的確に	防止、腰痛・転倒	スメント対象物
的相談への対応 産業保健を行う。 接センター また、令和4 また、令和4 また、令和4 また、令和4 おいて相対 年5月の労働安 年5月の労働安 全衛生規則等の 全衛生規則(昭 全衛生規則(昭 整備して	応じること。	応じる。	予防等様々な課	健康診断に係る
また、令和4 また、令和4 また、令和4 おいて相 年5月の労働安 年5月の労働安 年5月の労働安 全衛生規則等の 全衛生規則(昭 全衛生規則(昭 整備して			題に対する専門	相談について、
また、令和4 また、令和4 また、令和4 おいて相 年5月の労働安 年5月の労働安 年5月の労働安 じられる 全衛生規則等の 全衛生規則(昭 全衛生規則(昭 整備して			的相談への対応	産業保健総合支
年 5 月の労働安 年 5 月の労働安 年 5 月の労働安 じられる 全衛生規則等の 全衛生規則(昭 全衛生規則(昭 整備して			を行う。	援センター等に
全衛生規則等の全衛生規則(昭全衛生規則(昭整備して	また、令和4	また、令和4	また、令和4	おいて相談に応
	年5月の労働安	年5月の労働安	年5月の労働安	じられる体制を
改正による 全   和 47 年労働省会   和 47 年労働省会   か	全衛生規則等の	全衛生規則(昭	全衛生規則(昭	整備している
	改正による、全	和 47 年労働省令	和 47 年労働省令	か。

- O ストレスチェック制度については、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き続き実施するとともに、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改善等を支援した。
  - ストレスチェック制度に関する研修 129 回(延べ 4, 371 人受講)
  - ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 37 回 (延べ 1,134 人受 講)
  - ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 980 回
  - ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 779回

#### (参考:令和5年度)

- ・ストレスチェック制度に関する研修 72 回(延べ 2, 124 人受講)
- ・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 45 回 (延べ 1,389 人受 講)
- ・管理監督者向けメンタルヘルス教育 895 回
- ・若年労働者向けメンタルヘルス教育 670 回

#### イ 産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターにおける専門的相談の実施

メンタルヘルスを始めとする産業保健に関する各分野の専門家を産業保健相談員等として委嘱 するとともに、効率的・効果的な相談を実施するため、以下の取組を行った。

- ・産保センターにおいて、電話、メール及び FAX での相談受付を継続するとともに、全国共通の電話番号で所在地の産保センターに着信することができる全国統一ダイヤルを引き続き運用し、相談しやすい環境づくりを行うなど相談の利用勧奨に努めた。(産保センター相談件数: 27,269件)
- ・令和6年能登半島地震をはじめとする災害救助法が適用となった災害により被災された住民の方(事業者、労働者及びその家族等)からのメンタルヘルスに関する相談及び健康に関する相談に応じるため、発生から速やかに「心と健康の相談ダイヤル」を設置し、計23件の相談に対応した。令和6年能登半島地震の影響により、東日本大震災や熊本地震により被災した方からもメンタルヘルスに関する相談があり、産業保健スタッフが適切に対応した。
- ・事業場における化学物質による健康障害防止、仕事中の腰痛予防・転倒予防等、事業場の具体的な状況に応じた助言の要望に応じて、産業保健相談員による専門的実地相談に積極的に対応した。(専門的実地相談件数:1,036件)

## 〇 相談体制の整備

メンタルヘルス対策や長時間労働による健康障害等への対応、治療と仕事の両立支援への対応、法改正への的確な対応等を支援するため、1,252人の産業保健相談員を委嘱し、事業場から専門的な相談に対応する体制の整備に努めた。

また、リスクアセスメント対象物健康診断に係る相談に対応できるよう、令和6年3月に、 産業保健相談員等を対象に研修を実施するなど、相談に応じられる体制を整備している。

加えて、メンタルヘルス不調に関する対応困難な事案について助言・指導を受けられるよう、令和6年度から全ての産保センターにメンタルヘルス対策支援アドバイザーを配置している。

ての危険性・有|第 32 号)等の改|第 32 号)等の改|・メンタルヘル 害性を有する化 | 正による、全て | 正による、全て | ス対策・両立支 学物質を対象と│の危険性・有害│の危険性・有害│援促進員数を拡 する新たな化学 | 性を有する化学 | 性を有する化学 | 充するほか、新 物質規制につい 物質を対象とす 物質を対象とす たにメンタルへ て、産業保健総 | る新たな化学物 | る新たな化学物 | ルス対策支援ア 合支援センター │質 規 制 に つ い │ 質規制やリスク │ ドバイザーを配 の産業保健相談 | て、産業保健総 | アセスメント対 | 置し、促進員等 員として委嘱し│合支援センター│象物健康診断に│に対し助言・指 た労働衛生コン | の産業保健相談 | 係る相談につい | 導を行っている サルタント等が「員として委嘱し」て、産業保健総「か。 相談に応じられ | た労働衛生コン | 合支援センター | ・地域産業保健 る体制を整備し「サルタント等が」等において相談「センターは産業」 た上で、効果的 |相談に応じられ |に応じられる体 |保健総合支援セ に運用するこ│る体制を整備し│制を整備する。 ンターと連携 ہ ع た上で、効果的 メンタルヘルし、地域の小規 に運用する。 │ス対策において │模事業場からの あわせて、登録 は、メンタルへ 労働者の健康管 産業医等に対し│ルス対策・両立│理に関する相談 「リスクアセス | 支援促進員数を | について、利用 メント対象物健│拡充するほか、│者の利便性を図 康診断に関する | 新たにメンタル | り、きめ細かな ガイドライン」|ヘルス対策支援|サービスを提供 に係る研修を実しアドバイザーをしているか。 施し、産業保健|配置し、促進員 総合支援センター等に対し助言・ 一及び地域産業|指導を行う。 保健センターに おいて相談に応 じられる体制を 整備する。 地域産業保健 地域産業保健 地域産業保健 センターにおい「センターにおい」センターは産業 ては、産業保健│ては、産業保健│保健総合支援セ 総合支援センター総合支援センターン ターと 連携 一と連携し、地 │ 一と連携し、地 │ し、地域の小規 域の小規模事業│域の小規模事業│模事業場からの 場からの労働者|場からの労働者|労働者の健康管 の健康管理に関しの健康管理に関し理に関する相談 する相談にワン する相談にワン について、ワン ストップサービーストップサービーストップサービ

○ ストレスチェック制度の円滑な実施のための対応

ストレスチェック制度導入及び実施に係る支援策として、専用の電話相談窓口(ストレスチェック制度サポートダイヤル)を開設するとともに、メール相談にも対応するなど、全国の事業場からの様々な相談に対応(相談件数 1, 457 件)した。

また、心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入、職場復帰支援プログラムの策定等の事業場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルス対策に係る個別訪問支援(3.985件)を実施した。

#### 〇 機会を捉えた相談窓口の設置

労働局・労働基準監督署が主催の労働衛生週間に係る説明会や各種研修の終了後に別途相談コーナーを設け、当該研修テーマ等に関連した質問、又はそれ以外の幅広い相談に応じることにより、利用者の利便性の向上及び相談件数の増を図った。

両立支援に係る相談については、以下のとおり対応した。

〇 両立支援相談窓口

産保センター(47 か所)が両立支援センター(9 か所)、労災病院(29 か所)と連携する形で、がん等の患者(労働者)のみならず、事業者、産業保健スタッフ等からの相談に対応(相談件数3,434 件)した。

〇 両立支援(出張)相談窓口

産保センターのほか、労災病院以外の医療機関(がん診療連携拠点病院等中心、令和6年度373 医療機関)で、相談に対応(相談件数4,685件)しており、世間からのニーズが非常に高いと考えられる両立支援の相談に適切に対応した。

• 両立支援個別訪問支援: 2,588 件

· 両立支援個別調整支援:534 件

登録産業医による健康診断実施後の意見陳述や登録産業医・登録保健師等による地域の小規模事業場からの労働者の健康管理に関する相談、長時間労働者や高ストレス労働者に対する面接指導等の実施などに適切に対応し、また、利用者の利便性、きめ細やかなサービスを実施するため以下の取組を実施した。

〇 ワンストップサービス機能の発揮

小規模事業場等の利用者の利便性を向上するため、相談内容に応じて産保センターと地 産保が密接に連携して、利用者に対して迅速・的確に総合的な対応をした。

ワンストップサービスの具体的事例は以下のとおり。

・労働基準監督署から職場の作業管理や作業環境管理に係る指導を受けた事業場から 相談を受けた地産保が、産保センターに対応を依頼して実施した。

		<b>,</b>	<u>,                                      </u>	
スとして一体的	ス機能を発揮し	ス機能を発揮し		・事業場からメンタルヘルス不調の労働者に関する相談申込み受けた産保センターが、
に対応する等、	て一体的に対応	て一体的に対応		地産保に対応を依頼して実施した。
利用者の利便性	する等、利用者	する等、利用者		・事業場から医師の意見聴取の申込みを受けた地産保が、事業場の利便性を図るため、
を図り、きめ細	の利便性を図	の利便性を図		当該事業場の所在地に近い地産保に対応を依頼して実施した。
かなサービスを	り、きめ細かな	り、きめ細かな		
提供すること。	サービスを提供	サービスを提供		〇 積極的な周知・勧奨
	する。	する。		労働基準監督署をはじめとする地域の関係団体が開催するセミナー等を活用して、積極
	なお、各地域			的な周知・利用勧奨に努めた。
	における相談内			
	容や対応結果に			〇 産業保健総合支援センターとの情報共有
	ついては、機構			各センターにおいて実施された相談内容等においては、本部において集計を行い、毎月各
	本部において取			産保センターに情報提供し業務の改善に活用している。
	りまとめと分析			
	を行い、産業保			
	健総合支援セン			
	ターと情報共有			
	して業務の改善			
	等に活用する。			
	上 1. +p +# += **	上 1. +p += +*		
ウル規模事業	ウ 小規模事業	ワー小規関事業		ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実
切 小規模事業 場に対する支援	プ 小規模事業 場に対する支援			ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 
				ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 
場に対する支援	場に対する支援	場に対する支援 体制の充実	・支援すべき事	ウ 小規模事業場に対する支援体制の充実 「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日 付
場に対する支援 体制の充実 真に支援を必	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必	場に対する支援 体制の充実		
場に対する支援 体制の充実 真に支援を必	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必	項について優先	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付
場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模	項について優先 順位を付ける	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模
場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を 優先するため、	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を	項について優先 順位を付ける 等、取組の重点	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を 優先するため、	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を 優先するため、 企業内の事業場	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を 優先するため、	項について優先 順 位 を 付 け る 等、取組の重点 化及び効率化を	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を 優先するため、 企業内の事業場	場に対する 支援 体制の充実 真に支援を必要とまるの支援を 要とよりの支援を のを業場のの を業場のの を業別の を の を の を の を の を の を の を の を の を の	場に対する支援 体制の充実 真に支援を必 要とする小規模 事業場の支援を 優先するため、 企業内の事業場	項について優先 順位を付ける 等、取組の重点 化及び効率化を 進めているか。	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場に対する支援体制の充実 真に支援を必要とする小規模事業場の支援を 優先するため、 企業内の事業場 の産業保健活動 について総括的	場に対する を支援を表現を表現を表現である。 を支援を見ばいませる。 でするのでは、 でするのでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	場に対する 支援 体制の充実 真に支援を必要とまるの支援 事業場のを を 発力の表 の を 発力の を の を の を は の た を り の た り の た り の た り の た り の り の り の り の	項について優先 順位を付ける 等、取組の重点 化及び効率化を 進めているか。 ・、支援ニーズに	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場に対する支援 体制の充実 真にする支援を必要業をのかりでするので支援を 要業場のでは、 を業するののでは、 の産業では、 の産業では、 の産いででは、 においるでは、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 に	場はは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きなのでは、大きなのでは、大きなのでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	場に対する を支援を表現を表現を表現である。 を支援を規模を のでするのでは、 を対して、 を対して、 を対して、 ののののののののののののののののののののののののののは、 のののののののののの	項について優先 順位を付ける 等、取組の重点 化及び効率化を 進めているか。 ・、支援ニーズに 対応するため、	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場に対する支援体制の充実 真に対する支援を必要を選をがある。 要と業がのでするののでは、 要のでは、 を業ののでは、 を業には、 を発生が、 を発生が、 を発生が、 を発生が、 を発生が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	場体を要事優企のにに業がす充するのるの保でを規援が業活括う小を規模を、場動的産規	場はは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きなのでは、大きなのでは、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな	項につかて優先 順位を付け重 の を が の を 組の を と が る が る か る 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場に対する支援体制の充実 真に対する支援を必要を選をがある。 要と業がのでするののでは、 要のでは、 を業ののでは、 を業には、 を発生が、 を発生が、 を発生が、 を発生が、 を発生が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	場体を業先業産つ指医事対充支るのるの保てをい場が大きを規援め業活括う小支を事健総行るは、場がはなり、場が、場が、場が、場が、場ののは、は、場動的産規援が、場動的産規援が、場動の産規援が、場動の産規援が、	場体を要事優企のにに業がすたするのるの保でを規援が業活活うい場ができた事健総行るののの保でをいいますが、場動的産規	項に位を組のでは、対のでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで、は、では、では、では、では、では、では、では、ののでは、では、いいでは、いい	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場にがある。大きでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	場体を要事優企のにに業模対対のにす場す内業い導が業にすまでのるの保でをい場った事健総行るは含ま、援い技を規援め業活括う小支め接、必模を、場動的産規援な	場体を業先業産つ指医事対充支るのるの保てをい場が大きを規援め業活括う小支を事健総行るは、場がはなり、場がはのではない。	項に位を組のでは、対のでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないで、は、では、では、では、では、では、では、では、ののでは、では、いいでは、いい	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場にする実を選をがある。大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、大きでは、	場体を要事優企のにに業模対いにがあれてす場す内業い導が業に支援小支た事健総行るは含なまた事健総行るは含めまたのようが、場合は、場動的産規援のでは、場動的産規援のでは、場動的産規援のでは、場動の産規援の	場体を要事優企のにに業模対対のにす場す内業い導が業にす場す内業い導が業に支援小支た事健総行るは含すた事健総行るは含め、場がはない。	項順等化進・対事問健行のを組効でで援す場よ導象をしたる点をしたののる・録をのるが、ないこのののででである。ののののののののののののののののののののののののののののののの	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	場体を業先業産つ指医事象に制真と業先業産つ指医事象にするするすのるの保てをい場に、する実援小支た事健総行るは含いません。は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	場体を要事優企のにに業模対いる実践小支た業産つ指医事象を規援め業活括う小支め支援の模を、場動的産規援な	項順等化進・対事問健行につを取びて援す場よ導登いて援す場よ導登いに付の率る一た個産支産、優け重化。ズめ別業援業地先る点をに、訪保を医域	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	場体のでは、、、は、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	場体を業先業産つ指医事象のには、大きのにす場す内業い導が業に、大きを規援のまの保てをい場合、大きを規援の業活括う小支の、は、、は、のでは、、は、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、ので	項順等化進・対事問健行にのに位、及め支応業に指うつ医い付の率る一た個産支産、の優け重化。ズめ別業援業地協先る点をに、訪保を医域力	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場体のにに業模対こで対のにす場す内業の得でを明確を表現ではいいでは、大きを規様が、大きを規様が、大きを規様が、大きな、はのでは、大きな、場動の産規を、場動の産規を、はのでは、大きな、場動の産規様が、	場体のこに業模対いで大中に制真と業先業産つ指医事象。ま予で対のにす場す内業い導が業に、と算効す充支るのるの保てをい場合、と率を規援め業活括う小支め、ら員に技を規援め業活括う小支め、ら員に接いを模を、場動的産規援ないれの事	場体のでは、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	項順等化進・対事問健行にのをに位、及め支応業に指うつ医得い付の率る一た個産支産、のら優け重化かズめ別業援業地協拡先る点をに、訪保を医域力充	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規
場体のこに業模対ことでで対のにす場す内業い導が業に。た算効す充支るのるの保てをい場合、と事うでを規援め業活括う小支なら員にとった事はがない。の場の限の場合にある。の場の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場合の場	場体のでは、業模対いで、大中業に制真と業先業産つ指医事象。ま予でを対のにす場す内業い導が業に、と率進す充支るのるの保てをい場に、と率進支を規援め業活括う小支めら員にき接い校を、場動的産規援ないれの事る	場体のこに業模対いで大中に制真と業先業産つ指医事象。ま予で対のにす場す内業い導が業に、と算効す充支るのるの保てをい場合、と率を規援め業活括う小支め、ら員に技を規援め業活括う小支め、ら員に援いを模を、場動的産規援ないれの事	項順等化進・対事問健行にのをしに位、及め支応業に指うつ医得ていを組効い二るのる・録て会がるでけの率る一た個産支産、のらかるがあいがないがあいに、訪保を医域力充	「地域産業保健センター事業の支援対象に関する取扱いについて」(平成30年3月29日付け基安労発0329号第1号)に基づき、地産保事業の支援対象には総括産業医が在籍する小規模事業場は含めないこととし、また、運営協議会等での議論を踏まえ、小規模事業場の中でも新規

き事項について 保健センターの 保健センターの 見のある登録保 優先順位を付け 運営協議会での 運営協議会での 健師の拡充にも

7 th the second at 1	= + = A + D+ + -	=====================================	En 11 40 / 71 2
		議論を踏まえ、	取り組んでいる しょうしょ しょくしょ しょしょ しょくしょ しょくしょ しょくしょ しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょくしょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょく しょくしょくしょく しょくしょく しょくしょくしょくしょくしょくしょくしょくしょくしょくしょくしょくしょくしょくし
		支援すべき事項	$  $ $^{\circ}$
	について優先順		
		位を付ける等、	
	取組の重点化及		
		び効率化を進め	
	る。	る。	
	なお、支援ニ	なお、支援ニ	│
	ーズに対応する		師の拡充にも取り組んでいる。
	ため、事業場の		
	個別訪問による		・登録産業医、登録保健師の推移
		産業保健指導・	区分 令和5年度 令和6年度
	支援を行う登録		登録産業医 8,339人 8,054人
	産業医につい		登録保健師 361 人 383 人
	て、地域の医師		
	会の協力を得な		
		がら拡充する。	
	あわせて、産業		
[ [	保健に知見のあ	保健に知見のあ	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	る登録保健師の	る登録保健師の	
打	拡充にも取り組	拡充にも取り組	
t	む。	む。	
│ │エ 個人事業者│⊐	エ 個人事業者	エ 個人事業者	エ 個人事業者等に対する支援体制の充実
等に対する支援	等に対する支援	等に対する支援	
体制の充実	体制の充実	体制の充実	
産業保健総合	産業保健総合	産業保健総合	・産業保健総合 労災保険に特別加入している個人事業者等についても、セミナーの受講対象者とすることや、地
支援センターで   支	支援センターで	支援センターで	   支援センターで   産保が実施する相談対応の対象者としている。
行う健康管理に「行	行う健康管理に	行う健康管理に	行う健康管理に
関する研修の対し関	関する研修の対	関する研修の対	関する研修の対
象に、労災保険の	象に、労災保険	象に、労災保険	象に、労災保険
に特別加入してに			
いる個人事業者し			
等も加え、必要	等も加え、必要	等も加え、必要	等も加え、必要
な研修や情報発した			
信を行うこと。	信を行う。	信を行う。	信を行っている
また、地域産	また、地域産	また、地域産	r
業保健センター 業			
で行う各種支援して	で行う各種支援	で行う各種支援	
	について、労災		
リューママ しゃ カメニト			

している個人事	している個人事	している個人事			
	業者等も加え				
こと。	る。	る。			
		する 事業主団体		オー事業主団体等の取組支援	
	等の取組支援	等の取組支援		中小企業や労災保険の特別加入者を支援する団体等が、傘下の中小企業等に対し、産業医、保健	
商工会、商工	商工会、商工			師等の専門職の他、産業保健サービスを提供する事業者と契約し、産業保健サービスを提供した	
		会議所、事業協		際、その費用の一部を助成する「団体経由産業保健活動推進助成金」による支援を行った。	
		同組合等のほ			
		か、労災保険の			
	特別加入団体と				
		連携し、事業主			
		団体等における			
1		産業保健活動に			
		対する助成等の			
支援を行うこ		支援を行う。			
ے ا					
		カ 助成金の充		カー助成金の充実及び活用促進	
		実及び活用促進			
		中小企業の産	• 「団体経由産業	「団体経由産業保健活動推進助成金」については、商工会議所をはじめとした事業主団体等に周	
		業保健活動を支	保健活動推進助	知等を行うとともに、手引きに基づき、適切に審査から支給までの手続を行っており、令和6年度	
		援する「団体経	成金」を、適切に	は 40 件の支給を行った。	
		由産業保健活動	審査から支給ま		
		推進助成金」を、	での手続を行っ		
		引き続き、適切	ているか。		
		に審査から支給			
		までの手続を行			
		う。			
		キ 東京電力福		キ 東京電力福島第一原子力発電所における健康管理の体制整備の支援	
		島第一原子力発			
		電所における健			
		康管理の体制整			
		備の支援			
		事業者、廃炉	•事業者、廃炉作	事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康管理体制の向上に資するテーマを内容と	
		作業員、安全衛	業員、安全衛生	した研修会を福島第一原子力発電所内で実施した。	
		生推進者等を対	推進者等を対象	・事業者、安全衛生推進者等対象研修実施回数 4回(WEB開催2回)	
		象として利用者	として利用者か	テーマ 「健康行動を阻害する要因:認知バイアスについて」等	
		からの要望の高	らの要望の高い	・廃炉作業員対象研修実施回数 9回	
		いテーマを内容	テーマを内容と	テーマ 「生活習慣病とその重症化予防について」等	
		とした研修会を	した研修会を開		
		開催する。	催しているか。		
		なお、電子	·電子 (WEB)		

	T	1	-		,
		(WEB) 会議シス	会議システム等		
		テム等を活用し	を活用した研修		
		た研修会も開催	会も開催するこ		
		することとし、	ととし、健康管		
		健康管理体制の	理体制の向上に		
		向上に資する情	資する情報の提		
		報の提供に努め	供に努めている		
		る。	か。		
		また、事業者、	•事業者、廃炉作	事業者、廃炉作業員、安全衛生推進者などを対象に健康支援相談窓口を福島第一原子力発電所内	
		廃炉作業員、安	業員、安全衛生	に開設し、健康支援相談を実施した。	
		全衛生推進者等	推進者等を対象	・健康支援相談窓口開設回数 71 回(うち WEB 開催 6 回)	
		を対象とした健	とした健康支援	・健康支援相談件数 227件	
		康支援相談窓口	相談窓口につい		
		については、電	ては、電子(WEB)		
		子(WEB)会議シ	会議システム等		
		ステム等を活用	を活用した相談		
		した相談対応も	対応も実施する		
		実施することと	こととし、利用		
		し、利用者への	者への健康支援		
		健康支援サービ	サービスの継続		
		スの継続に努め	に努めている		
		る。	か。		
(a) J.A.	(2) 33.50	(2) 11.50		(2)よいなリスリス対策の推進	
	(3)メンタル			(3)メンタルヘルス対策の推進	
	ヘルス対策の推				
進事業提におけ	連	進	<ul><li>事業場におけ</li></ul>	日本产类市内、万二、协会、日本公司心理研协会、公司心理研究会、日本等产心理工会、日本	
事業場におけるメンタルのル			・争耒場におりるメンタルヘル	日本産業カウンセラー協会、日本公認心理師協会、公認心理師の会、日本臨床心理士会、日本 関業保健師協会、日本産業保健師会、日本産業看護学会、日本産業衛生学会産業保健看護部に対	
		ス対策(メンタ		開業保健師協会、日本産業保健師会、日本産業看護学会、日本産業衛生学会産業保健看護部に対し、メンタルヘルス対策・両立支援促進員等の候補者の推薦を依頼し、委嘱するなど、メンタル	
			ス対策(メンダ   ルヘルス不調者	し、メンダルベルス対策・両立支援促進員等の候補者の推薦を依頼し、姿鳴するなど、メンダル ヘルス対策の支援体制を整備している(令和6年度のメンタルヘルス対策・両立支援促進員	
		ルベルス 不調白 への復職支援の		ベルス対東の支援体制を登開している(p和6年度のメンダルベルス対東・両立支援促進員662人)。	
			強化を含む。)を		
		はり一層進める		心の健康づくり計画の策定、ストレスチェック制度の導入、職場復帰支援プログラムの策定等	
		より一層進める		の事業場におけるメンタルヘルス対策を支援するため、メンタルヘルス対策に係る個別訪問支	
		へルス対応の専		援(3,985 件)を実施した。(再掲)	
			門的な知識・経	1友(0, 900 IT)で大心した。(世間)	
		験を有する産業			
		駅で有りの産業   医、心理職、保健			
		医、心理碱、保健   師をメンタルへ			
		ルス対策・両立			
ロメ版セノグー	ロス版センダー	メ阪ル进貝守と	支援促進員等と		

 こおけるメンタ	におけるメンタ	して委嘱するこ	して委嘱するこ	
ルヘルス対策に	ルヘルス対策に	とで支援体制を	とで支援体制を	
係る支援体制を	係る支援体制を	整備する。	整備している	
整備すること。	整備する。		か。	
また、事業場	また、事業場	また、ストレ	• 産業保健関係	電子(WEB)会議システムを活用し、ストレスチェック結果の集団分析を活用した職場環境改
におけるメンタ	におけるメンタ	スチェック結果	者等を対象とし	善の実践及び実践例の普及に向け、産業保健関係者等を対象とした研修等を実施した。
ルヘルス対策を	ルヘルス対策を	の集団分析を活	た研修を実施す	また、各産保センター単位でもメンタルヘルス対策・両立支援促進員会議を開催し、事業場に
推進する上で、	推進する上で、	用した職場環境	るほか、メンタ	おけるメンタルヘルス対策支援体制の質的向上に努めた。
ストレスチェッ	ストレスチェッ	改善の実践及び	ルヘルス対策に	ストレスチェック制度については、ストレスチェック制度に関する研修及びセミナーを引き
ク結果の集団分	ク結果の集団分	実践例の普及に	おける復職支援	続き実施するとともに、事業場訪問等によるストレスチェック実施結果を踏まえた職場環境改
析を活用した職	析を活用した職	向けて産業保健	に関する研修に	善等を支援した。(再掲)
場環境改善の実	場環境改善の実	関係者等を対象	ついても実施し	・ストレスチェック制度に関する研修 129 回(延べ 4, 371 人受講)
施が効果的であ	施が効果的であ	とした研修を実	ているか。	・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 37 回 (延べ 1,134 人受
るので、産業保	るので、産業保	施するほか、メ		講)
健総合支援セン	健総合支援セン	ンタルヘルス対		・管理監督者向けメンタルヘルス教育 980 回
ター等における	ター等における	策における復職		・若年労働者向けメンタルヘルス教育 779 回
メンタルヘルス	メンタルヘルス	支援に関する研		
対策に係る支援	対策に係る支援	修についても実		(参考:令和5年度)
の実施に当たっ	の実施に当たっ	施する。		・ストレスチェック制度に関する研修 72 回 (延べ 2, 124 人受講)
ては、この点に	ては、この点に			・長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導についての研修 45 回 (延べ 1,389 人受
配意すること。	配意する。			講)
さらに、産業	さらに、産業			・管理監督者向けメンタルヘルス教育 895 回
医等の産業保健	医等の産業保健			・若年労働者向けメンタルヘルス教育 670 回
	関係者を対象と			
	して、メンタル			
ヘルス対策に係	ヘルス対策に係			
	る専門的研修を			
	強化する等、支			
	援の充実を図			
こと。	る。			
(4)産業保健	(1) 产業促煙	(4)産業保健		   (4)産業保健活動総合支援事業の利用促進
	活動総合支援事			(マ/ 圧不か成/13)物目入版学不ソ***
業の利用促進	業の利用促進	本動脈 日文版事     業の利用促進		
	ア産業保健活			アー産業保健活動総合支援事業に対する市場ニーズ調査の実施等
	動総合支援事業			, 在不你成归为他日人派于不1-27 V IP 物一
	に対する市場ニ			
		一ズ調査の実施		
キ スミュー	等	等		
マ これまでに利			・従来行ってき	
			1 "	

を把握するた | センターの利用 | センターの利用 | れまでに利用実 め、機構本部等 | を促進するた | を促進するた | 績のない事業者 は、地域の事業 | め、従来行って | め、従来行って | 等のニーズを把 者団体や労働組│きた利用者アン│きた利用者アン│握するため、機 合等に対するヒーケートに加え、 ケートに加え、 構本部等は、地 アリングやアン | これまでに利用 | これまでに利用 | 域の事業者団体 ケート調査等を | 実績のない事業 | 実績のない事業 | や労働組合等に 実施し、その結 | 者等のニーズを | 者等のニーズを | 対するヒアリン 果を踏まえた利し把握するため、 把握するため、 |グやアンケート 用促進策を検討|機構本部等は、|機構本部等は、|調 査 等 を 実 施 し、広報等に活|地域の事業者団|地域の事業者団|し、その結果を 用すること。 体や労働組合等 | 体や労働組合等 | 踏まえた利用促 に対するヒアリ│に対するヒアリ│進策を検討し、 ングやアンケートングやアンケート広報に活用して ト調査等を実施しト調査等を実施しいるか。 し、その結果をし、その結果を 踏まえた利用促 | 踏まえた利用促 進策を検討し、 進策を検討し、 広報等に活用す | 広報に活用す また、労働基 また、労働基 また、労働基 ・労働基準監 準監督署と連携 | 準監督署と連携 | 準監督署と連携 | 督 署 と 連 携 し して、地域産業 | して、地域産業 | して、地域産業 | て、地域産業保 保健センターに|保健センターに|保健センターに|健センターに配 配置されている | 配置されている | 配置されている | 置されているコ コーディネータ|コーディネータ|コーディネータ|ーディネーター 一を中心に域内 │ 一を中心に域内 │ 一を中心に域内 │ を中心に域内に における新規利しにおける新規利しにおける新規利しおける新規利用 用者の活用促進|用者の活用促進|用者の活用促進|者の活用促進に に取り組むこしに取り組む。 に取り組む。 取り組んでいる ہ ع イ インターネーイ インターネーイ インターネー・産業保健関係 ットの利用等に┃ットの利用等に┃ットの利用等に┃者に対し、情報 よる情報発信 よる情報発信 |誌、ホームペー よる情報発信 インターネッ 産業保健に関 産業保健関係│ジ、メールマガ トその他の方法 する情報、治療 者に対し、情報 ジン等により産 により、産業保 | 就労両立支援事 | 誌、ホームペー | 業保健に関する 健に関する情 | 業の成果、労働 | ジ、メールマガ | 情報、治療就労 報、治療就労両|安全衛生総合研|ジン等により産|両立支援事業の 立支援事業の成|究所等を含む機|業保健に関する|成果、労働安全

業者等のニーズ│び地域産業保健│び地域産業保健│一トに加え、こ

また、「木材・木製品・家具・装備品関連」、「食料品・飲食・飼料・たばこ関連」、「医療・理容・衛生・介護関連」、「建設関連」、「機械・器具関連」、「窯業・土石関連」、「化学工業関連」の7団体に対し、ヒアリング調査を実施した。

各産保センターの利用促進が図られるよう、これらの調査結果を各産保センターにも説明し、 広報活動への活用やサービスの改善(各業界のニーズに応じた支援の実施、必要とする情報の提供等)に努めている。

また、労働局、労働基準監督署から産保センター及び地産保の積極的な活用の呼び掛けに係る 発信文書を管内の事業場に送付いただくなど労働局・労働基準監督署と連携し、地産保のコーディネーターが中心となって新規利用者の活用促進に努めている。

#### イ インターネットの利用等による情報発信

当機構の研究成果等を紹介している産業保健情報誌「産業保健 21 」の発行に加え、産業保健 に係る最新情報のホームページ掲載、産保センターを利用している事業場等に対する治療と仕 事の両立支援、メンタルヘルス対策関連などの最新情報や専門的研修等の事業案内を掲載した メールマガジンの配信などを積極的に行っている。

なお、「産業保健 21」では、産業保健情報誌編集委員会を開催し、掲載内容について専門家の意見を反映しながら「ウェルビーイングと産業保健」、「健康管理における ICT 技術・機器の活用」、「腰痛予防への取り組み」、「産業保健スタッフの育成」を特集し、産業保健関係者に対して時宜を得た情報提供に努めた。

		T		
			衛生総合研究所	
			等を含む機構の	企業及び医療機関における治療と仕事の両立支援の取組の普及促進を効果的に図り、両立支
			研究成果等に関	援の内容、その重要性を周知するため、治療と仕事の両立支援に係る情報を集約した両立支援ポ
			する情報につい	ータルサイトの充実を図るとともに、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドラ
			て情報発信に努し	イン」、「職場における心の健康づくり」等、産業保健にかかるパンフレットを作成し、がん診療
めること。		研究成果等に関		連携拠点病院などの医療機関等に約 100, 000 部配布するとともに、機構ホームページ上に公開
			労働者に対する	して周知を図った。
			効果的な情報提	
		めるとともに、		
	上に努める。		門家の助言を得し	
			る等して積極的	
			に取り組んでい	
		門家の助言を得		
		る等して積極的		
		に取り組む。		
	また、事業者			動画及び広告コンテンツに視聴者に親しみやすく安心感のある芸能人(皆藤愛子氏)を起用
			る産業保健に係	し、特設サイト「さんぽセンターWEB ひろば」にて、産保センター等について分かりやすく解説
			る国の施策の広	する動画を掲載している。加えて、特設サイトとの相乗効果を図るべく皆藤氏を起用したポスタ
			報、啓発等につ	一及びリーフレットを作成し、関係機関に配付した。
			いても情報提供	また、産保センター及び地産保の認知を向上させ、産業保健関係者に産業保健サービスの利用
	ともに、労働者	報提供を行う。	を行っている	を促し、更なる産業保健活動の支援を図ることを目的に、機構本部において読売新聞の朝刊(全
	に対する効果的		か。	国版)に広告を実施するほか、各産保センターで、ラジオ広告、バスラッピング広告等を実施し
	な情報提供につ			た。
	いて専門家の助			
	言を得るなどし			令和6年3月からは、漫画キャラクターブラックジャックを起用し、治療と仕事の両立支援に
	て積極的に取り			係る周知動画及び漫画を作成し、機構及び各産保センターのホームページに公開している。
	組む。 			
				こうした積極的な広報により、専門研修等の活動が地元テレビや地元新聞等に取り上げられ
				ている。
				〇 主な広報実績事案
				・熊本日日新聞、労働新聞社:「労働者の心の健康対策支援連携協定」と題し、協会けん
				ぽ熊本支部との連携協定について紹介された。
				・インフォメーションネットワーク郡上八幡:「働きやすい職場づくりセミナー」が9日
				間にわたって放送された。
				・労働新聞社:「社内研修の進め方〜ラインケア〜」と題し、新卒者が相談しやすい職場
				作りの必要性について紹介された。
				・日本海新聞:「ヒューマンエラーを防ぐ」と題し、職場で起こり得る人為的なミスを防
				ぐための研修会の案内が掲載された。
				・中日新聞:「心理的安全性の高い職場づくり」と題し、職場の働きやすさの必要性につ
				いて紹介された。
				・RCC ラジオ:「健康や体力に応じた職場づくり」をテーマに「転倒・腰痛ゼロ災害防止

無料出張サービス事業」の内容が紹介された。	
また、事業者に対する産業保健に係る国の施策の広報、啓発等についても積極的にホームペー	
ジへの掲載やメールマガジンの配信等により情報提供を行った。	
事業者に対する国の施策の広報、啓発の具体例は以下のとおり。	
・令和6年度における建設業の安全衛生対策の推進について(令和6年3月29日 基安安	
発 0329 第 6 号、基安労発 0329 第 3 号、基安化発 0329 第 3 号)	
・令和6年度における林業の安全対策の推進について(令和6年3月28日 基安安発0328	
第3号)	
・令和6年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について(令和6年4月 12 日 発基安	
0412 第 12 号)	
発基安 0730 第 1 号)	
・職場における熱中症予防対策の徹底について(令和6年8月8日 基安労発 0808 第2	
号)	
・「職場の健康診断実施強化月間」の実施に関する協力依頼(令和6年8月 23 日 基安発	
0823 第2号)	
・令和6年度化学物質管理強調月間の実施に伴う協力依頼(令和6年 11 月 29 日 発基安	
1129 第5号)	
・令和7年度「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について(令和7年2月	
28 日 基安発 0228 第 4 号)	

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報									
1-8	未払賃金立替払事業									
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠(個	賃金の支払の確保等に関する法律第7条							
策	Ⅲ−3−2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	別法条文など)	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 6 号							
			労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 3 号							
当該項目の重要度、困難	【重要度:高】	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー							
度	この事業は、労働者とその家族の生活の安定を図るためのセーフティネットとして重要であるため。	レビュー	予算事業 ID:002454、018828							

①主要なアウ	トプット(アウ	トカム)情報					②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標	達成目標	基準値(前中 期目標期間平 均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年 度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
請求書の受付 日から支払日 までの期間 (計画値)	20 日以内(不備 事案を除いた平 均)	_	20.0日						予算額(千円)	11, 382, 323				
請求書の受付 日から支払日 までの期間 (実績値)	_	16.0日 (前中期目標 期間平均値)	19.3日						決算額(千円)	12, 559, 123				
達成度	_	_	103. 5%						経常費用(千円)	10, 085, 686				
									経常利益 (千円)	8, 881				
									行政コスト (千円)	10, 085, 686				
									従事人員数(人)	8				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

3. 各事業年	度の業務に	に係る目標、語	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務	大臣による評価	<u> </u>				
中期目	中期目標中期計画年度計画		年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣に		臣による評価
							業務実績		自己評価		
8 未払賃	賃金の 8	未払賃金の	8 未払賃金の	<主な定量的指	8 未払賃金の立替	<b>替払業務の着実な</b>	実施		<評定と根拠>	評定	Α
立替払業剤	務の着 立	替払業務の着	立替払業務の着	標>					評定:A	<評定に至っ	 た理由>
実な実施	実	な実施	実な実施	・請求書の受付						定量的な評	価指標の達成状況を
				日から支払日ま					主な定量的指標	確認すると、	請求書の受付から支
				での期間につい					である、請求書の	払日までの期	間について 20 日以
				て、不備事案を							を目標としていたと
				除き、平均で 20					までの期間は、当	ころ、実績は	19.3日となり、達
				日以内とするこ					制度の運営に協力	成度は 103.59	%と目標を達成して
				٤.					が欠かせない司法	いる。この実	
(1)迅道	速かつ (	1)迅速かつ	(1)迅速かつ		(1)迅速かつ適コ	Eな立替払の実施	及び立替払金のオ	<b>┆償</b>	関係者への制度の	・未払賃金立	替払制度の運営に協
適正な立	替払の 適	正な立替払の	適正な立替払の	くその他の指標					周知のための各弁	力が欠かせ	ない司法関係者への
実施及び国	立替払 実	施及び立替払	実施及び立替払	>					護士会等との研修	制度の周知	のための各弁護士会
金の求償	金	の求償	金の求償	なし					会の実施や地方裁	等との研修	会の実施
	ア	迅速かつ適		<評価の視点>	ア 迅速かつ適コ	Eな立替払の実施			判所に赴いての協	・地方裁判所	に赴いての協力依頼
	正	な立替払の実	正な立替払の実						力依頼を行ったほ	・大型請求事	案について事前調整
	施	į	施						か、大型請求事案	の実施	
審査を追	適正に	未払賃金立替	迅速かつ適正	・迅速かつ適正				こ賃金が支払われないまま退職した労働者とそ	について事前調整	等の取組が成	果に繋がったと認め
行うとと	もに、 払	制度は、企業	な立替払を実施	な立替払を実施				しての役割を有していることから、最大限迅速 引の業務打合会(年 11 回)による情報共有と審	を行ったことによ	られ、評価で	きる。
効率化を図	図るほ 倒	産における労	するため、次の	するため、次の				朝の業務打占会(平 11 回)による情報共有と番集築等に引き続き取り組んだ。	り、所期の目標を		
か、代位耳	取得し 働	者のセーフテ	措置を講ずる。	措置を講じてい				までの期間は、倒産件数増加に伴い、請求件数も	達成している。	本事業につ	いては、制度の性質
た賃金債権	権につって	ネットとして		るか。	増加となったか	、、効率的、迅速な	な立替払の実施、	また他課の人員を本来業務に影響のない範囲で	なお、令和3年	上、企業の倒	産件数等の社会情勢
いて適切な	な債権 重	要な役割を果				- 充てる等、処理(	体制の強化を図る	ることにより目標 20 日以内を達成することがで	度以降、倒産件数	に影響を受け	るところ、令和6年
		していること			きた。 さらには、会	₹和5年度から会	和6年度にかけ	立替払件数が増加(24,300件→30,591件)し	が増加しているこ	度は10年ぶり	りに3万件を超える
		ら、迅速かつ						19.3日) することができた。	とに伴い、支払件		
からの配当		正な立替払を					. — .,,		数も増加を続け、	加したことに	よる量的な困難度が
		施するため、			• 支払期間				令和6年度は10年	高かったこと	が認められる。
収を行うこ		求件数の約7			区分	令和5年度	令和6年度		ぶりに3万件を超	また、事前	調整を要する大型請
		の証明を行っ			-1-1	10.0-	10.0-		える状況となって	求事案も増加	(R5:13 件、R6:23
		いる破産管財			支払日数	19.9日	19.3日		いる。	件) したこと	により、一層の手続
		等への研修会							本事業は、労働	きの効率化が	求められ、質的にも
		実施及び裁判							者とその家族の生	困難度が高か	ったものと考えられ
		への協力要請							活の安定を図るた	る。そうした	状況に対して、機構
		行うととも							めのセーフティネ	内部での人員	の運用により処理体
		、請求者向け							ットとして迅速な	制の強化を図	った結果、請求書の
		ーフレットの							支払が求められる	受付から支払	日までの期間を短縮
		訂等情報提供							性格であることを	していること	は高く評価できる。
		強化を図り、							踏まえ、先述した		
	原	則週1回払い									

を堅持する。				積極な大型請求事	以上の点を踏まえ、指標に対す
と生1寸りの。	(1) 医则语 · □	・原則週1回の	原則男1同の立株サ (在門 50 同) を強促し t-	て	
	① 原則週1回	立替払を堅持し	原則週1回の立替払(年間 50 回)を確保した。		が、定量的指標の目標値の達成度
	の単質払を堅持しする。	ているか。			が、足量的指標の目標値の建成及が 100%以上であり、目標策定の
	9 る。   ② 請求者向け		裁判所・関係機関向けに未払賃金の立替払制度の概要や請求書の提出先、相談コーナーの案内等		時点では困難度を設定していなか
	_	加えて、裁判所・	をまとめたリーフレットを作成し、裁判所等に配付することで制度の周知、積極的な情報提供を図		ったものの、評価の時点におい
		関係機関向けり	った。		て、目標・計画の達成及び進捗状
		一フレットの作	また、当機構ホームページに、チャット方式で質問に答える「未払賃金立替払事業のチャットボ		況の把握の結果、困難度が高いも
		成等情報提供の	ット」を設定し、請求者等からの質問に24時間対応している。		のと認められるため、評定を1段
		強化を図ってい			階引き上げAとした。
	る。	るか。		かわらず、支払日	יייייייייייייייייייייייייייייייייייייי
	③。   ③ 日本弁護士		当制度の円滑な運営への協力を得るため、「日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会」との未払		
	_	合会倒産法制等	賃金立替払制度に関する定期協議(令和6年11月開催)にて、制度の現況や問題となっている事		│ │<指摘事項、業務運営上の課題及
	等検討委員会と	検討委員会との	項、各弁護士会等との未払賃金立替払制度に関する研修会(平成22年度から開催)の開催状況を報	   本事業は中期目標	び改善方策>
		定期協議を実施	告するとともに、開催方法、周知方法について協議を行い、本制度への一層の理解を促した。また、	において困難度が	   (有識者からの意見)
		し、制度の概況	当制度の運営に協力が欠かせない司法関係者の多くは必ずしも制度を十分に理解しているとは言 えないため、制度の概要や未払賃金額等の証明時の留意点等を周知するために各弁護士会等との	「高」とされてい	│ │・倒産件数が想定していないほど
		等の説明や破産	未払賃金立替払制度に関する研修会(平成22年度から開催)を4回実施した。	ないが、令和6年	   高くなったことから、困難度が
		管財人に選任さ	(令和6年度の年度の出席者:弁護士125人。平成22年度からの出席者累計:計132回、弁護士等	度の支払件数の増	高かったものとして評価をAと
		れる弁護士等へ	9, 256人)	加の程度は 10 年ぶ	したということについて、未払
	への研修会を実	の研修会を実施		りのもので、中期	賃金立替払事業はセーフティネ
	施するため、開	するため、開催		目標策定の時点で	ットとして非常に重要な役割を
	催方法を含めた	方法を含めた制		は想定していなか	果たしていると考えており、こ
	制度の周知方法	度の周知方法に		った規模のもので	ちらの評価が高いことには同意
	についての協議	ついての協議を		あり、通常の取組	する。【荒谷構成員】
	を行う。	行っているか。		では所期の目標を	
	地方裁判所に	・地方裁判所に	また、各地方裁判所(4地裁)に赴き、当制度の運営状況について説明を行うとともに、未払賃	達成することは困	
	はパンフレット	パンフレット等	金立替払制度の円滑な運営への協力要請を行った。	難な状況であった	<その他事項>
	等の配付・訪問	の配付・訪問等	(訪問先:4地裁、裁判官2人、書記官13人。平成22年度の訪問開始からの累計:最高裁延べ2回、	ことから、評価時	
	等を通じて協力	を通じて協力要	裁判官2人含む計5人、地裁延べ117回、裁判官218人含む計862人)	点において、目標・	
	要請を行う。	請を行っている		計画の達成の困難	
		か。		度は高いものと認	
				められる。	
	4 破産管財業	│ • 破産管財業務 │ │	不正受給の防止及び審査の迅速化を推進するために、破産管財業務に精通し、かつ、立替払制度	以上、中期計画	
	務に精通し、か	に精通し、かつ、	にも造詣と理解が深い弁護士に委員を委嘱して未払賃金立替払事業に係る業務運営推進委員会を	における所期の目	
	つ、立替払制度	立替払制度にも	令和6年11月に開催した。破産管財人等が未払賃金の証明等の業務に際し留意すべき事項、日頃審	標を達成している	
	にも造詣と理解	造詣と理解が深	査を行う上で苦慮している疑問点及び未払賃金立替払制度に関する研修会の内容について広く意	こと及び困難度	
	が深い弁護士に	い弁護士に委員	見交換を行った。	「高」であること	
	委員を委嘱して	を委嘱して未払		を踏まえ、Aと評	
	未払賃金立替払	賃金立替払事業		価する。	
	事業に係る業務	に係る業務運営			
		1		<u> </u>	

運営推進委員会|推進委員会を開 を開催し、未払「催し、未払賃金 賃金の証明等の│の証明等の業務 業務において留しにおいて留意す 意すべき事項や「べき事項や事業 事業の円滑な運│の円滑な運営に 営に関すること | 関することにつ について広く助 いて広く助言を 言を得ることに│得ることによっ よって、不正受して、不正受給の 給の防止、審査|防止、審査の迅 の迅速化を推進|速化を推進して する。 いるか。 ⑤ 大型請求事 · 大型請求事案 案に対し、積極│に対し、積極的 的に破産管財人|に破産管財人等 等との打合せや│との打合せや事 事前調整を行前調整を行い、

い、効率的な審|効率的な審査を

か。

実施している

イ 立替払金のイ 立替払金の求償求償

立替払の実施 立替払の実施│・立替払の実施 に際し、立替払しに際し、立替払しに際し、立替払 後の求償につい 後の求償につい 後の求償につい て事業主等に対して事業主等に対して事業主等に対 して周知徹底をして周知徹底をして周知徹底を 図るとともに、図るとともに、図るとともに、 破産事案におけ一破産事案におけ一破産事案におけ る確実な債権のる確実な債権のる確実な債権の 保全、再建型倒 | 保全、再建型倒 | 保全、再建型倒 産事案における│産事案における│産事案における 弁済の履行督励│弁済の履行督励│弁済の履行督励 及び事実上の倒|及び事実上の倒|及び事実上の倒 産事案における│産事案における│産事案における 適時適切な求償|適時適切な求償|適時適切な求償 を行うことによしを行うことによしを行うことによ り、弁済可能な「り、弁済可能な」り、弁済可能な ものについて確しものについて確しものについて確 実な回収を図 実な回収を図 実な回収を図っ

査を実施する。

大型請求事案については、事前調整を行うよう研修会等で周知し、大型請求事案23件について、 未払賃金立替払請求手続に関する適正な処理を図るための事前調整を行った。これにより、請求書 類が的確に作成され、手続の迅速化や審査業務の効率化が図られた。

東京都のA社:請求者1,399人について平均13.3日で支払 大阪府のB社:請求者532人について平均14.9日で支払 等

#### イ 立替払金の求償

破産事案において立替払い時に既に破産廃止になっている場合や、事実上の倒産事案において事業主の所在が不明である場合を除き、立替払の実施に当たっては、関係する破産管財人又は 事業主の全てに立替払通知を送付し、立替払後の求償権を適切に行使した。

なお、事実上の倒産事案において立替払通知が宛所不明で未送達となったものについては、事業所を管轄する労働基準監督署に協力を要請し、事業主の所在の把握に努めた。

#### • 求償通知送付状況(事業所数)

区分	令和5年度	令和6年度	
破産事案	1, 291 件	1,569件	
再建型倒産事案	1件	1件	
事実上の倒産事案	989 件	1, 239 件	
その他(特別清算等)	0件	0件	
全事案計	2, 281 件	2,809件	

立替払の実施に際し、以下のとおり求償権を適切に行使することにより、弁済可能な債権の確実な回収を図った。

(参考:制度発足から令和6年度末までの累積回収率 25.64%)

	る。	る。	ているか。	が認められる場合に 出書を提出し、裁判 ・債権届出(名記 区分 破産事案 (イ)再建型倒産事案に 再建型倒産事案に	には、破産管財人 に未届であれば信 川所の破産手続に 変更を含む。) 令和5年度 294件 こおける求償権の おけるは、書が おおいてし画書が提	情権届出書を、既 おいて確実に債 状況(事業所数) 令和6年度 277件 277件 分付使 主(再生債務者) 出されない場合	から提出された弁済計画書を確認し確実 又は当該弁済計画が履行されない場合は、		
				• 弁済督促等状況	記(延べ回数)				
				区分	令和5年度	令和6年度			
				督促事業所数	40 回	35 回			
				弁済事業所数	147 回	129 回	]		
					ミにおいては、立 計画書が提出さ	替払後に事業主だ	いら弁済計画書を徴し、確実な債権回収に 当該弁済計画が履行されない場合は、定期		
				区分	令和5年度	令和6年度			
				督促事業所数	1, 637 回	1,668 回			
				弁済事業所数	603 回	613 🗉			
				し、回収可能な債権 た。 ・差押命令申立り	であると認めら	れた場合には、管	、労働基準監督署及び第三債務者に照会で轄する地方裁判所に差押命令申立を行っ		
				区分	令和5年度	令和6年度			
				申立事業所数	0件				
				回収事業所数	3 件	2件			
	(2)情報開示 の充実 年度ごとの立替 払額やその回収	の充実 年度ごとの立	・年度ごとの立替払額やその回				書及びホームページにおいて情報を公開 ・未払賃金立替払事業の実施状況を公開し		

収金額の情報を	金額の情報を業	収金額の情報を	収金額の情報を	ており、当機構ホームページにもリンクさせている。なお、支払件数等の速報値もホームページ	
			公表している		
等において明ら					
かにすること。	かにする。	らかにする。			
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	また、支払件		・支払件数等の	· 立替払状況	
	数等の速報値を		速報値を随時ホ		
			ームページで公		
	ジで公表する。	ジで公表する。	表しているか。	支給者数 24,300 人 30,591 人	
				立替払額 8,621 百万円 11,046 百万円	
				回収金額 2,141百万円 1,731百万円	
(3)未払賃金	(3)未払賃金	(3)未払賃金		□   □	
		立替払請求等の		(3)不仏真並立自仏師不守のノス)公化	
システム化	システム化	システム化			
	オンライン化		・オンライン化	   令和6年度は電子申請化等を可能とする未払賃金立替払システム改修にかかる要件定義及び	
メントの実現に			に向けて未払賃		
		金立替払システ	金立替払システ		
		ムの抜本的な改	しては木めたみ		
めている未払賃	修を令和7年度	  修を令和7年度	修を令和7年度		
金立替払の請求	末までに行う。	末までに実施す	末までに実施す		
について、「規制		べく、必要な作			
改革実施計画」		業を遂行する。	業を遂行してい		
(令和2年7月			るか。		
17日閣議決定)					
を踏まえ、2025					
(令和7)年度					
末までにオンラ					
イン化に向けて					
調整するととも					
に、「デジタル社					
会の実現に向け					
た重点計画」(令					
和5年6月9日					
閣議決定)を踏					
まえ、労働基準監督署が把握・					
保有する立替払					
額の情報につい					
て、機構が保有					
する未払賃金立					
替払システムと					
日四ノハノムし					

情報連携ができ		
るよう、可能な		
限り令和7年度		
末までにシステ		
ム改修を行い、		
利用者の利便性		
向上を図るこ		
٤.		

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1 – 9	納骨堂の運営事業									
業務に関連する政策・施		当該事業実施に係る根拠(個	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 7、9							
策	Ⅲ-3-2 被災労働者等の社会復帰促進・援護等を図ること	別法条文など)	号							
			労働者災害補償保険法第 29 条第 1 項第 2 号							
当該項目の重要度、困難	【重要度:高】	関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー							
度	我が国の経済社会の発展と豊かさは、様々な産業で働いてきた方々のたゆみない尽力により築かれた	レビュー	予算事業 ID: 002454、018829							
	ものであり、この発展と豊かさの陰に、労働災害によって失われた尊い生命が数多くあることは忘れて									
	はならない。高尾みころも霊堂は、合祀慰霊式の開催も含め、労働災害により尊い生命を失われた方々									
	の慰霊の場であるとともに、合祀慰霊式において労働災害の根絶に向けた取組を誓う場であることか									
	ら、霊堂の適切な管理・運営は非常に重要な事業である。									

①主要なアウ	トプット(アウ	トカム)情報				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
指標	達成目標	基準値(前中 期目標期間 平均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年 度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
来堂者、遺族等 の満足度 (計画値)	3.0 点以上(平均)	_	3.0点						予算額(千円)	92, 639				
来堂者、遺族等 の満足度 (実績値)	_	(新規指標)	3.7点						決算額(千円)	111, 121				
達成度	_	_	123. 3%						経常費用(千円)	91, 665				
									経常利益 (千円)	8, 258				
									行政コスト (千円)	91, 665				
									従事人員数(人)	1				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

各事業年度の業	務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
9 納骨堂の運	9 納骨堂の運	9 納骨堂の運	<主な定量的指	9 納骨堂の運営業務	<評定と根拠>	評定 A
営業務	営業務	営業務	標>		評定:A	<評定に至った理由>
			・来堂者、遺族等			│ │ 定量的な評価指標の達成状況
			の満足度調査		主な定量的指標	│ │確認すると、産業殉職者合祀慰
			で、平均点 3.0 点		である、来堂者、遺	│ │式に参列した御遺族及び日々の
			以上を得るこ		族等の満足度は、	│ │堂者に対する満足度調査にお
			٤.		所期の目標を上回	│ │て、平均 3.0 点を取ることを目
					る成果が得られて	   としていたところ、平均 3.7 点
			くその他の指標		いる。	│ │評価を得ており、達成度
			>		なお、質的な成	123.3%である。これは、
			なし		果として、産業殉	│ │・高尾みころも霊堂の施設運営
			<評価の視点>		職者合祀慰霊式当	係る検討会を4回開催し、日
高尾みころも	高尾みころも	高尾みころも	・高尾みころも	(1)産業殉職者合祀慰霊式に係る取組	日は、近隣施設の	の来堂者からの要望を踏まえ
霊堂が、労働災	霊堂が、労働災	霊堂が、労働災	霊堂が、労働災	令和 6 年 10 月 23 日に高尾みころも霊堂において、53 回目となる産業殉職者合祀慰霊式を開	協力を得て歩行が	遇、環境整備等の改善に努め
害で亡くなられ	害で亡くなられ	害で亡くなられ	害で亡くなられ	催した。産業殉職者の御遺族をはじめ、厚生労働大臣(代理)、日本労働組合総連合会、日本経	困難な御遺族等の	こと、
た方々の慰霊の	た方々の慰霊の	た方々の慰霊の	た方々の慰霊の	済団体連合会、日本商工会議所、中央労働災害防止協会等の各界を代表する来賓等 507 人の参列	来場をサポートす	  ・霊堂職員に対する「接遇マナ
場としてふさわ	場としてふさわ	場としてふさわ	場としてふさわ	の下、新たに 2,494 人の産業殉職者の御霊(みたま)を奉安するとともに、安全な職場環境の実	るための駐車場を	マニュアル」をもとにしたト
しい環境になる	しい環境になる	しい環境になる	しい環境になる	現と労働災害の根絶に向けて努力することを御霊の前で誓った。	特設したほか、時	   ーニングによる接遇の改善に
よう、適切な管	よう、適切な管	よう、適切な管	よう、適切な管		折雨の降る天候の	り組んだこと、
理・運営を行う	理・運営を行う。	理・運営を行う。	理・運営を行っ		中で参列者に対し	│   ・産業殉職者合祀慰霊式当日に
こと。			ているか。		て傘の貸出を行う	│ │ いて、近隣施設の協力を得て
	また、毎年、遺	また、遺族及	・遺族及び関係	また、慰霊式に参列できない御遺族等の気持ちに寄り添い、参列した気持ちになっていただけ	ことなどにより、	行が困難な御遺族等の来場を
	族及び関係団体	び関係団体代表	団体代表者等を	るようインターネット(YouTube)によるライブ配信を行うとともに、労働局、監督署、労災病	慰霊の場としてふ	ポートするための駐車場の特
	代表者等を招い	者等を招いて産	招いて産業殉職	院等関係機関に同日同時刻に黙とうの協力依頼をし、産業殉職者合祀慰霊式開催後には、参列で	さわしい環境を整	や、時折雨の降る天候の中で
	て産業殉職者合	業殉職者合祀慰	者合祀慰霊式を	きなかった御遺族のために式典の模様をホームページや X(旧 Twitter)で掲載するとともに、	備できている。	   列者に対して傘の貸出を行う
	祀慰霊式を開催	霊式を開催し、	開催し、新たな	式典の模様が伝わるよう写真を多用したパンフレットを作成し御遺族に送付した。	以上、中期計画	│ │等の取組が高い満足度につなか
	し、新たな産業	新たな産業殉職	産業殉職者の御	このほかにも、次のような取組をもって参列者に配慮した慰霊式を実施した。	における所期の目	│ │たものと思われ、高く評価でき
	殉職者の御霊を	者の御霊を奉安	霊を奉安する。	・歩行が困難な御遺族等の来場をサポートするため、近隣施設の協力を得て、歩行困難者用	標を上回る成果が	その他、慰霊式に参列できな
	奉安する。	する。慰霊式当	慰霊式当日に参	駐車場を特設	得られていること	│ │御遺族等のため、インターネッ
		日に参列できな	列できない御遺	・高尾駅と霊堂との間で送迎バスを運行	を踏まえ、Aと評	(YouTube) によるライブ配信 <sup>人</sup>
		い御遺族等に配	族等に配慮し、	・敷地内の坂道でゴルフカートを運行	価する。	   開催後に式典の模様をホームペ
		慮し、慰霊式の	慰霊式の模様を	・仮設トイレの設置		ジや X (旧 Twitter) に掲載した
		模様をライブ配	ライブ配信して	・子ども連れの遺族に対して、建物内におむつ交換所、ライブ配信用大型モニターを設置	<課題と対応>	と、高尾みころも霊堂に来訪で
		信する。	いるか。	・遺族以外でも参列できるよう受付手続きを整備	_	なくとも参拝者の視点で納骨堂
				・寒さ対策としてブランケットの貸与		訪問と参拝を疑似体験できる (
				なお、慰霊式当日は、時折雨の降る天候ではあったが、参列者に対して傘の貸出等を行い、式		度動画の制作および機構の公
				次第のとおり滞りなく式典を挙行することができた。		Youtube チャンネルでの公開

				高尾みころも霊堂の施設運営に係る検討会を4回開催し、日々の来堂者からの要望を踏まえ接遇、環境整備等の改善に努めた。(環境整備の一例:参列者から霊堂に向かう順路の側溝が危険との意見を踏まえて側溝に蓋をはめて安全に配慮した。)  高尾みころも霊堂緑地内のナラ枯れ対策として危険樹木等の剪定、伐採、撤去等を行い高尾みころも霊堂の環境整備と維持管理に努めた。また、日々の来堂者を接遇する霊堂職員に対して、高尾みころも霊堂の目的や歴史、御遺族等への心のこもったサービスのあり方等慰霊の場にふさわしいもてなしに必要な事項について「接遇マナーマニュアル」をもとにトレーニング(OJT)を行った。  (3)遺族等に対する満足度調査産業別職者合祀慰霊式の遺族及び日々の来堂者に対して、満足度調査を実施しており、上記(1)及び(2)の取組の結果、3.7点の高評価を得た。 ※全体的な評価が「満足」だった場合の点数(3点)を目標値とする(アンケート指標「非常に満足」4点、「満足」3点、「不満足」2点、「非常に不満足」1点)。
IT技術を活用	さらに、IT 技	さらに、IT 技	・IT 技術を活用	(4)IT 技術の活用について
することによ	術を活用するこ	術を活用するこ	することによ	高尾みころも霊堂に来訪できなくとも参拝者の視点で納骨堂の訪問と参拝を疑似体験できる
り、来堂できな	とにより、来堂	とにより、来堂	り、来堂できな	よう 360 度動画を制作した。
くても疑似体験	できなくても疑	できなくとも疑	くとも疑似体験	また、360 度動画は当機構の公式 Youtube チャンネルの「高尾みころも霊堂 VR 参拝」にて公
できるような新	似体験できるよ	似体験できるよ	できるような	開するとともに当機構のホームページでもリンクを貼り掲載した。
たなシステムを	うな新たなシス	うな 360 度動画	360 度動画をホ	
構築すること。	テムを構築す	をホームページ	ームページに掲	
	る。	に掲載する。	載しているか。	
	加えて、産業	加えて、産業	• 産業殉職者慰	(5) 産業殉職者慰霊事業の周知
	殉職者慰霊事業	殉職者慰霊事業	霊事業につい	機構ホームページやX(旧 Twitter)を通じて、産業殉職者合祀慰霊式の動画、霊堂の改修工
	について、ホー	について、ホー	て、ホームペー	事や開館状況等の情報を発信することで産業殉職者慰霊事業の周知に努めるとともに、新たに
	ムページやパン	ムページやパン	ジやパンフレッ	高尾みころも霊堂のポスターを製作して、厚生労働省関係部局、機構関連施設を通じて、施設内
	フレットのほか	フレットのほか	トのほか様々な	のポスター掲示等を依頼した。
	様々な手段を用	様々な手段を用	手段を用いて周	〇 厚生労働省
	いて周知に努め	いて周知に努め	知に努めている	各都道府県労働局
	る。	る。	か。	〇 機構関連施設
				各労災病院、各労災看護専門学校、各産保センター、安衛研
				   さらに、昨年度に引き続き「緑十字展」(中央労働災害防止協会主催、令和6年は 11 月 13 日
				~15 日広島県立広島産業会館)に「公益財団法人 産業殉職者霊堂奉賛会」と共同出展して、
				ブースを設置し、パンフレット、うちわの配布やパネル展示により産業殉職者慰霊事業の PR を
				実施した。
				327 の労働基準監督署、機構関連施設の各産保センター等に合計 10, 270 部を送付し、産業殉職
				者慰霊事業についての周知を要請するとともに、産業殉職された方の御遺族に 6,290 部送付し
	<u>I</u>	<u>I</u>	1	- 122 -

(2)日々の来堂者に対する取組

ど、IT技術を活用した来堂者以外も対象となる取組が行われており、高く評価できる。

以上の点を踏まえ、中期目標における所期の目標を上回る成果が得られていると認められることから、評定をAとした。

<指摘事項、業務運営上の課題及 び改善方策>

特になし。

<その他事項> 特になし。

		た。	

## 様式1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)

1. 当事務及び事業に関	1. 当事務及び事業に関する基本情報										
1 – 1 0	特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支払業務										
業務に関連する政策・施 策	Ⅲ-3-1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石 綿被害建設業務労働者等に対する給付金の支給を行うこと	別法条文など)	独立行政法人労働者健康安全機構法第 12 条第 1 項第 8 号 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に 関する法律(令和 3 年法律第 74 号)								
当該項目の重要度、困難	_	関連する政策評価・行政事業									
度		レビュー	予算事業 ID: 003085								

①主要なアウ	①主要なアウトプット(アウトカム)情報									報(財務情報及	なび人員に関す	る情報)		
指標	達成目標	基準値(前中 期目標期間 平均値等)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年 度			令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度
									予算額(千円)	44, 716, 767				
									決算額(千円)	17, 325, 846				
									経常費用(千円)	17, 326, 015				
									経常利益(千円)	_				
									行政コスト(千円)	17, 326, 015				
									従事人員数 (人)	3				

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣に	よる評価
				業務実績	自己評価		
10 特定石綿被	10 特定石綿被	10 特定石綿被	<主な定量的指	10 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支払等業務として取り組むべき事項	<評定と根拠>	評定	В
害建設業務労働	害建設業務労働	害建設業務労働	標>		評定: B	<評定に至った理	 !由>
者等に対する給	者等に対する給	者等に対する給	なし			特定石綿被害建	
付金等の支払等	付金等の支払等	付金等の支払等	くその他の指標		本評価項目につ	に対する給付金の	
業務として取り	業務として取り	業務として取り	>		いて、定量的指標	て、法律に基づく	
組むべき事項	組むべき事項	組むべき事項	なし		は設定されていな	に当たっては、厚	[生労働大
			<評価の視点>		いが、中期目標で	定を受けた 1,521	
特定石綿被害	特定石綿被害	特定石綿被害	特定石綿被害	1 特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の適切かつ迅速な支払の実施	評価に当たり勘案	について認定の決	
建設業務労働者	建設業務労働者	建設業務労働者	建設業務労働者	│ │ 特定石綿被害建設業務労働者等認定審査会の審査の結果に基づき、厚生労働大臣の認定を受け	するとしている事	翌月月末までに支	払うこと
等に対する給付	等に対する給付	等に対する給付	等に対する給付	   た 1,521 件の案件について支払情報受領後、認定決定通知書において示された期限内(認定の決	項のうち、支払件	ており、目標の水	
金等の支給に関	金等の支給に関	金等の支給に関	金等の支給に関	   定があった日の翌月月末まで)に速やかに支払を実施した。	数及び支払に要し	ると確認できる。	
する法律(令和	する法律(令和	する法律(令和	する法律(令和	│ │ なお、支払事務を行うに当たっては、支払事務マニュアルに基づき個人情報の取扱いに特に配	た期間は、厚生労	の取扱いに関する	
3 年法律第74	3 年法律第 74	3 年法律第 74	3 年法律第 74	慮した。	働大臣の認定を受	況は、個人情報の	
号)に基づく給	号)に基づく給	号)に基づく給	号)に基づく給	また、基金については、特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運営要領(令和	けた 1,521 件の案		
付金等の支払に	付金等の支払に	付金等の支払に	付金等の支払に	3年12月20日基発1220第2号)及び特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金管理運	件すべてについて	して業務に当たっ	
当たっては、個	当たっては、個	当たっては、個	当たっては、個	営規程に基づき、適切な管理に努めた。	認定の決定があっ	水準を満たしてい	
人情報の取扱い	人情報の取扱い	人情報の取扱い	人情報の取扱い		た日の翌月月末ま	る。	
に特に配慮する	に特に配慮する	に特に配慮する	に特に配慮する	区分 令和5年度 令和6年度	でに支払うことが	以上の点を踏ま	え、自己
とともに、事務	とともに、事務	とともに、事務	とともに、事務		できており、目標	の「B」との評価	i結果が妥
費や基金残高の	費や基金残高の	費や基金残高の	費や基金残高の	支払件数   3,317 件   1,521 件	の水準を満たして	ると確認できたこ	とから評
管理等を含め、	管理等を含め、	管理等を含め、	管理等を含め、		いる。また、個人情	とした。	
国と密接な連携	国と密接な連携	国と密接な連携	国と密接な連携		報の取扱いに関す		
の上、業務の適	の上、業務の適	の上、業務の適	の上、業務の適		る規程等の整備状	<指摘事項、業務	孫運営上の
切かつ迅速な実	切かつ迅速な実	切かつ迅速な実	切かつ迅速な実		況は、個人情報の	び改善方策>	
施に努めるこ	施に努める。	施に努める。	施に努めている		取扱いに特に配慮	特になし。	
٤.			か。		した支払事務マニ		
評価に当たっ					ュアルを整備して	<その他事項>	
ては、支払件数、					業務に当たってお	特になし。	
支払に要した期					り、目標の水準を		
間及び個人情報					満たしている。		
の取扱いに関す					以上、目標の水		
る規程等の整備					準を満たしている		
状況を勘案し評					ことを踏まえ、B		
価を実施する。					と評価する。		
					   <課題と対応>		

4.	その	)他参	老	<b>唐報</b>
<b>T</b> .	( )	/ III ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~		

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関	する基本情報		
2 – 1	業務運営の効率化に関する事項		
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー
度	<del>_</del>	レビュー	予算事業 ID:002454、002472

2. 主要な経年データ 評価対象となる指標	達成目標	(参考) 令和5年度予算	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (計画値)	中期目標期間最終年度 39,487千円	46, 455 千円	45,061 千円					
一般管理費(実績値)	年度計画値の 100%	_	45,013 千円					
上記削減率	中期目標期間全体の最終年度 値を対前中期目標期間最終年 度予算額(46,455 千円)から 15%程度削減	_	3. 1%					
達成度	年度計画の削減率に対する実 績削減率	_	103. 4%					
事業費(計画値)	中期目標期間最終年度 211,962 千円	223, 118 千円	220, 887 千円					
事業費(実績値)	年度計画値の 100%	_	220,839 千円					
上記削減率	中期目標期間全体の最終年度 予算額(223,118千円)から5% 程度削減	_	1.0%					
達成度	年度計画の削減率に対する実 績削減率	_	102. 2%					

<sup>※</sup>削減対象となる一般管理費及び事業費は、新規業務追加部分、人件費、公租公課等の所要の計上を必要とする経費を除く金額である。

なお、削減対象となる事業費については、さらに、専門センター事業、研究及び試験事業、労働災害調査事業並びに化学物質の有害性調査事業を除いた金額である。

3.	各事業年度の業	務に係る目標、	計画、業務実績	、年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	第4 業務運営	第2 業務運営	第2 業務運営	<主な定量的指標	第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	<評定と根拠>	評定 B
	の効率化に関す	の効率化に関す	の効率化に関す	>		評定:B	<評定に至った理由>
	る事項	る目標を達成す	る目標を達成す	・運営費交付金を			定量的な評価指標の達成状況と
		るためにとるべ	るためにとるべ	充当して行う事業		主な定量的指標	して、運営費交付金を充当して行
		き措置	き措置	については、新規		である、中期目標	う事業の一般管理費にかかる対令
				業務追加部分、人		期間中の一般管理	和5年度予算削減割合及び中期目
				件費、公租公課等		費の対令和5年度	標期間中の事業費の対令和5年度
				の所要の計上を必		予算削減割合及び	予算削減割合は、いずれも目標を
				要とする経費を除		中期目標期間中の	達成している。
				き、第5期中期目		事業費の対令和5	また、業務の効率化について、
				標期間の最終年度		年度予算削減割合	長時間労働削減の取組、医師事務
				において、令和5		は、それぞれ所期	作業補助者の積極的な活用等によ
				年度予算に比し		の目標を達成して	る医師の業務負担軽減の推進が行
				て、一般管理費に		いる。	われていると認められる。
				ついては 15%程		業務の合理化・	以上の点を踏まえ、自己評価書
				度を、事業費(専		効率化における質	の「B」との評価結果が妥当であ
				門センター事業、		的な成果として	ると確認できたことから評定をB
				研究及び試験事		は、繰り返し長時	とした。
				業、労働災害調査		間労働を行ってい	
				事業並びに化学物		る部門・職員に対	<指摘事項、業務運営上の課題及
				質の有害性調査事		して所属長等を通	び改善方策>
				業を除く。)につい		じてヒアリング等	特になし。
				ては5%程度を、		を行うことにより	
				それぞれ中期計画		長時間労働の原因	<その他事項>
				予算において削減		究明と抑制が図ら	特になし。
				する。		れていること、各	
						種会議・研修等の	
	通則法第29条			<その他の指標>		場における指示等	
	第2項第3号の					により年次有給休	
	業務運営の効率					暇の取得率の向上	
	化に関する事項					が図られているこ	
	は、次のとおり					と、診断書作成補	
	とする。					助やカルテ代行入	
	1 業務の合理	1 業務の合理	1 業務の合理		1 業務の合理化・効率化	力等を行う医師事	
	化・効率化	化・効率化	化・効率化	<評価の視点>		務作業補助者の積	
	機構における	業務の効率化	長時間労働の	・的確な労働時間	労働時間については、IC カード及び出退勤管理システム等により適正な労働時間を把握すると	極的な活用等によ	
	働き方改革の取	等に向けた取組	抑制に向けて、	の状況把握に努	ともに、繰り返し長時間労働を行っている部門・職員に対しては、所属長等を通じてヒアリング等	り医師の業務負担	

組を推進するた	を実施し、職員	的確な労働時間	め、年次有給休暇	を行い、長時間労働の原因究明、抑制に努めた。	軽減の推進が図ら	
め、業務の効率	の長時間労働の	の状況の把握に	の取得促進を図		れていること、長	
化等に向けた取	抑制や年次有給	努め、年次有給	り、医師事務作業	年次有給休暇については、各種会議・研修等の場において、所属長による定期的な管理や職員へ	時間労働医師に対	
組を実施し、職	休暇の取得促進	休暇の取得促進	補助者の活用によ	の意識付けに係る指示等を行うとともに、半日単位又は時間単位の年次有給休暇制度の活用等、年	する面接指導体制	
員の長時間労働	等を図り、機構	を図る。	る医師の業務負担	次有給休暇が取得しやすい職場環境の醸成を図り、引き続き取得率の向上に努めた。	の整備により医師	
の抑制や年次有	における働き方		軽減等を進めてい		の健康確保がそれ	
給休暇の取得促	改革の取組を推		るか。		ぞれ図られている	
進等を図るこ	進する。				ことが掲げられ	
٤.					る。	
また、良質か	また、令和6	特に医師につ		医師の働き方改革については、平日時間内での患者説明の実施等による業務効率化の取組に加	また、機動的か	
つ適切な医療を	年4月から医師	いては、医師事		え、診断書作成補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助者の積極的な活用等により、医師	つ効率的な業務運	
効率的に提供す	の時間外・休日	務作業補助者の		の業務負担軽減の推進を図るとともに、医療法に基づく面接指導実施医師の選任及び当該医師に	営における質的な	
る体制の確保を	労働上限規制が	活用等による労		よる面接指導の実施等、長時間労働医師に対する面接指導体制を整備することにより、医師の健康	成果としては、「調	
推進するための	適用されること	働時間短縮に向		確保に努めた。	達等合理化計画」	
医療法等の一部	を踏まえ、医師	けた取組を着実			に基づいた更なる	
を改正する法律	の労働時間短縮	に実施するとと			競争性の確保及び	
(令和3年法律	に向けた取組を	もに、長時間労			仕様の見直し等に	
第49号)に基づ	着実に実施す	働医師に対する			より経費節減が図	
く医師の働き方	る。	面接指導体制等			られていることが	
改革への取組を		を整備して医師			掲げられる。	
着実に実施する		の健康確保措置			以上、中期計画	
こと。		を講ずる。			における所期の目	
					標を達成している	
	さらに、WEB	さらに、WEB会	・WEB 会議を継続	業務効率化を目的として、積極的に電子(WEB)会議システムを活用した会議等を実施した。	ことを踏まえ、B	
	会議を継続的に	議を継続的に実	的に実施するとと	機構本部における電子決裁システムの運用により、決裁の迅速化を図るとともに、作成した文書	と評価する。	
	実施するととも	施するとともに	もに、電子決裁利	のファイリング及び検索が容易に行える機能並びに既存の文書を参照引用して新規文書を起案す		
	に、電子決裁利	、電子決裁利用	用の徹底を進める	る機能の活用により、業務効率化を推進している。	<課題と対応>	
	用の徹底を進め	の徹底を進める	ことにより、更な	機構本部会議等におけるペーパーレス会議システムにより、会議の資料準備にかかる業務省力	-	
	ることにより、	ことにより、更	る業務の効率化を	化及び紙使用量の削減による経費節減を図っている。		
	更なる業務の効	なる業務の効率	図っているか。			
	率化を図る。	化を図る。				
2 機動的かつ	2 機動的かつ	2 機動的かつ		2 機動的かつ効率的な業務運営		
効率的な業務運	効率的な業務運	効率的な業務運				
営	営	営				
理事長の強い	理事長の強い	理事長の強い	・事務内容、予算	予算配分及び診療機能に基づいた人員配置等については、理事長の下で決定し、機動的・効果的		
指導力の下で、	指導力の下で、	指導力の下で、	配分、人員配置等	な業務運営を行った。		
事務内容、予算						
配分、人員配置	配分、人員配置	配分、人員配置	よう機動的かつ効			
等を弾力的に行	等を弾力的に行	等を弾力的に行	率的な業務運営体			
えるよう機動的	えるよう機動的	えるよう機動的	制を確立し、内部			
かつ効率的な業	かつ効率的な業	かつ効率的な業	統制について更に			
				190		

務運営体制を確	務運営体制を確	務運営体制を確	充実・強化を図っ		
立し、内部統制					
について更に充	について更に充	について更に充			
実・強化を図る	実・強化を図る。	実・強化を図る。			
こと。	また、機構内	また、機構内	・機構内の複数の	安衛研と労災病院等、機構内の複数の施設が協働し、さらなる相乗効果を発揮するため、効率	
	の複数の施設が	の複数の施設が	施設が有する機能	的・効果的な業務運営に向けて、「協働研究規程」を整備している。	
	有する機能等を	有する機能等を	等を連携して行う		
	連携して行う協	連携して行う協	協働研究の相乗効		
	働研究の相乗効	働研究の相乗効	果を最大限発揮す		
	果を最大限発揮	果を最大限発揮	るため、引き続き		
	するため、引き	するため、引き	効率的・効果的な		
	続き効率的・効	続き効率的・効	業務運営に取り組		
	果的な業務運営	果的な業務運営	んでいるか。		
	に取り組む。	に取り組む。			
3 業務運営の	3 業務運営の	3 業務運営の		3 業務運営の効率化に伴う経費節減等	
効率化に伴う経	効率化に伴う経	効率化に伴う経			
費節減等	費節減等	費節減等			
(1)業務運営	(1)業務運営	(1)業務運営		(1)業務運営の効率化に伴う経費節減等	
の効率化に伴う	の効率化に伴う	の効率化に伴う			
経費節減等	経費節減等	経費節減等			
		アー般管理		ア 一般管理費、事業費の削減	
		費、事業費の削			
		減			
運営費交付金	運営費交付金を	運営費交付金	・運営費交付金を	運営費交付金を充当して行う事業については、「調達等合理化計画」に基づき更なる業務運営	
を充当して行う	充当して行う事	を充当して行う	充当して行う事業	の効率化を図り、以下の取組を行った。	
事業について	業については、	事業について	については、「調達		
は、機構におい	機構において策	は、機構におい	等合理化計画」に	・一般管理費については、令和5年度予算46百万円に比して、一般競争入札の推進等契約努力 による印刷製本費、旅費の削減等の取組を行い、45百万円と約1百万円節減(対令和5年度比	
て策定した「調	定した「調達等	て策定した「調	基づき更なる業務	Cよる印刷級本質、派質の削減等の取組を刊い、40日ガロと約「日ガロ即減(対す相5年度比	
達等合理化計	合理化計画」に	達等合理化計	運営の効率化を図		
画」に基づき更			っているか。	・事業費(研究及び試験事業、労働災害調査事業、化学物質等の有害性調査事業並びに専門セ	
なる業務運営の		なる業務運営の		ンター事業を除く。)については、令和5年度予算223百万円に比して、電子(WEB)会議シス	
	を図る。	効率化を図る。		テム活用の推進による旅費の削減等の取組を行い、221百万円と約2百万円節減(対令和5年 度比△1.0%)した。	
特に、一般管		特に、一般管		1,2,55-1,0,70,0,100	
理費について					
は、従前にも増					
して経費節減の					
余地がないか自					
己評価を厳格に					
行った上で、適					
切に対応するこ	切に対応する。	切に対応する。			
٤.					

また、医療リ	また、医療リ	イ 専門センタ	・医療リハビリテ
ハビリテーショ	ハビリテーショ	一事業の運営	ーションセンター
ンセンター及び	ンセンター及び	医療リハビリ	及び総合せき損セ
総合せき損セン	総合せき損セン	テーションセン	ンターについて
ターの運営業務	ターの運営費交	ター及び総合せ	は、診療収入をは
については、費	付金割合につい	き損センターに	じめとする自己収
用節減に努め、	ては、業務運営	ついては、診療	入の確保、契約努
その費用に占め	の徹底した効率	収入をはじめと	力による物品調達
る運営費交付金	化を図ること等	する自己収入の	コストの縮減、在
の割合は、第4	により第4期中	確保、契約努力	庫管理の徹底、業
期中期目標期間	期目標期間の実	による物品調達	務委託及び保守契
の実績(特殊要	績(特殊要因を	コストの縮減、	約の見直し等によ
因を除く。)の平	除く。)の平均を	在庫管理の徹	り、運営費交付金
均を超えないも	超えないものと	底、業務委託及	の割合について、
のとすること。	しつつ、医療水	び保守契約の見	第4期中期目標期
	準の向上を図	直し等により、	間の実績(特殊要
	る。	運営費交付金の	因を除く。)の平均
		割合について、	を超えないものと
		第4期中期目標	しつつ、医療水準
		期間の実績(特	の向上を図ってい
		殊要因を除く。)	るか。
		の平均を超えな	
		いものとしつ	
		つ、医療水準の	
		向上を図る。	
(2)適正な給	(2)適正な給	(2)適正な給	
与水準の検証・	与水準の検証・	与水準の検証・	
公表	公表	公表	
機構の給与水	機構の給与水	令和5年度に	・令和5年度にお
準については、	準については、	おける状況につ	ける状況につい
国家公務員の給	医師等の給与水	いて、以下の観	て、検証を行い、
与等、民間企業	準及び確保状況	点を踏まえ検証	その検証結果及び
の従業員の給与	を明らかにした	を行い、その検	適正化に向けた取
等、業務の実績	上で、国家公務	証結果及び適正	組状況を公表して
並びに職員の職	員の給与等、民	化に向けた取組	いるか。
務の特性及び雇	間企業の従業員	状況を公表す	
用形態その他の	の給与等、業務	る。	
事情を考慮し、	の実績並びに職	ア 類似の業務	・類似の業務を行
国民の理解と納	員の職務の特性	を行っている民	っている民間事業
得が得られるよ	及び雇用形態そ	間事業者及び国	者及び国家公務員
う、手当を含め	の他の事情を考	家公務員の給与	の給与水準等に照

#### イ 専門センター事業の運営

収入においては、令和5年度実績に対して患者数及び診療単価の増により入院収入は増となったものの、外来診療単価の減による外来収入の減の影響等により、事業収入全体としては減となった。一方、支出においては、賞与支給月数の減及び退職者数の減によって人件費が減、収入の減に伴って医療諸費が減となったことのほか、契約努力による物品調達コストの縮減、在庫管理の徹底、業務委託及び保守契約の見直し等支出構造の見直しを図り経営改善に努めたことにより対前年度で減となった。その結果、令和6年度の運営費交付金割合については8.8%となり、前中期目標期間の実績9.4%を0.6ポイント下回った。

なお、経営改善に向けた最優先課題である医師確保については、引き続き大学医局等へ積極的 に働きかけることに加え、支出構造の見直しについても継続して取り組み、医療水準の維持・向 上を図ることとしている。

#### (2) 適正な給与水準の検証・公表

当機構の令和5年度の給与水準の検証・公表については、総務省から示されている「独立行政 法人の役員の報酬及び職員の給与の公表方法等について (ガイドライン)」に基づき検証内容を 掲載した資料「独立行政法人労働者健康安全機構の役職員の報酬・給与等について」を作成の 上、令和6年6月にホームページに公表した。

令和6年度給与水準について、職種別対国家公務員指数を踏まえ、以下のとおりチェックを行った。

#### (ア)病院医師(対国家公務員指数 95.7)

病院医師の対国家公務員指数は、対令和5年度比較で4.3減となり、国家公務を下回っている。医師の確保は、医療の提供に不可欠であることから、今後、医師の確保状況等を

Т	1	1	1		
			らし、現状の給与	踏まえた上で、引き続き適切な給与水準について検討していきたい。	
正な在り方につ	解と納得が得ら	し、現状の給与	水準が適切なもの	(イ)病院看護師(対国家公務員指数 98.0)   病院看護師の対国家公務員指数は、対令和5年度比較で2.4減となり、国家公務員を下	
いて厳しく検証	れるよう、手当	水準が適切なも	となっているか。	回っている。労災病院の運営に当たっては、医療の質の向上、安全の確保について十分配	
した上で、その	を含め役職員給	のとなっている		慮する必要があり、そのため、医師と同様に、看護師の確保が大きな課題となっている。	
検証結果や措置	与の適正な在り	か。		看護師の給与水準については、看護師の確保状況を考慮しつつ、引き続き適切な給与水準	
状況を公表する	方について厳し	イ 給与水準に	・給与水準につい	の確保に努めたい。	
こと。	く検証した上	ついての説明が	ての説明が十分に	(ウ)事務・技術職員(対国家公務員指数87.9)	
	で、その検証結	十分に国民の理	国民の理解が得ら	事務・技術職員の対国家公務員指数は、対令和5年度比較で4.0減となり、国家公務員 を大幅に下回っている。労災病院を含む機構の運営を支える優秀な事務職員の確保が喫	
	果や措置状況を	解が得られるも	れるものとなって		
	公表する。	のとなっている	いるか。	l'o	
		か。			
(3)契約の適	(3)契約の適	(3)契約の適		(3)契約の適正化	
正化	正化	正化			
契約について		契約について	・契約について	契約については、平成27年5月25日総務大臣決定の「独立行政法人における調達等合理化の取	
は、原則として		は、公正かつ透	は、公正かつ透明	組の推進について」に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明	
一般競争入札等		明な調達手続に	な調達手続による	性を確保しつつ、自立的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、「令和6年度調達等合理	
を行うことと		よる適切で、迅	適切で、迅速かつ	化計画」を策定し、一般競争入札等を原則とした適切な調達手続の実現に取り組んだ。	
し、以下の取組		速かつ効果的な	効果的な調達を実		
により、契約 の		調達を実現する	現する観点から、		
適正化を推進す		観点から、機構	機構において策定		
ること。		において策定し	した「調達等合理		
		た「調達等合理	化計画」に基づき、		
		化計画」に基づ	一般競争入札等を		
		き、一般競争入	原則として、以下		
		札等を原則とし	の取組を計画水準		
		て、以下の取組	の達成に向け推進		
		を計画水準の達	しているか。		
		成に向け推進し	・入札に当たって		
		ていく。	は、病院等の提供		
		なお、入札に	するサービスにお		
		当たっては、病	ける質の維持向上		
			に配慮しつつ、経		
			費節減に努めてい		
		る質の維持向上			
		に配慮しつつ、			
		経費節減に努め			
		る。			
アー公正かつ透り	アー公正かつ透	ア 「調達等合		ア 「調達等合理化計画」に基づく取組	
,		i	I		
明性が確保され	明性が確保され	理化計画」に基		(1)調達の現状と要因の分析	

適切、迅速かつ	適切、迅速かつ	「調達等合理化	•「調達等合理化	_
効果的な調達を	効果的な調達を	計画」に基づく	計画」に基づく取	
実現する観点か	実現する観点か	取組を着実に実	組を着実に実施す	
ら、「調達等合理	ら、「調達等合理	施するととも	るとともに、その	
化計画」に基づ	化計画」に基づ	に、その実施状	実施状況をホーム	
く取組を着実に	く取組を着実に	況をホームペー	ページにて公表し	
実施すること。	実施する。	ジにて公表す	ているか。	
		る。		

金額は1,021.3億円である。また、競争性のある契約は2,646件(88.6%)、990.1億円(96.9%)、 競争性のない随意契約は340件(11.4%)、31.3億円(3.1%)である。

前年度と比較して、競争性のない随意契約が件数では△6件(△1.7%)とほぼ横ばい、金額 では $\triangle$ 15.4億円( $\triangle$ 33.0%)と減少している。金額が減少した主な要因は、日本バイオアッセイ センターの移転先施設の賃貸借契約について、令和5年度に複数年契約を締結したことから、令 和6年度においては契約締結しなかったこと等によるものである。

表 1 令和 6 年度の労働者健康安全機構の調達全体像

(単位:件、億円)

	令和 5	5年度	令和 6	6年度	比較均	曽△減
	件数	金額	件数金額		件数	金額
競争入札	(84. 4%) 2, 528	(91. 8%) 733. 2	(83. 3%) 2, 488	(94. 9%) 969. 4	(△1.6%) △40	(32. 2%) 236. 2
企画競争 ・公募	(4. 1%) 123	(2. 4%) 19. 2	(5. 3%) 158	(2. 0%) 20. 7	(28. 5%) 35	(7. 9%) 1. 5
競争性の ある契約 (小計)	(88. 5%) 2, 651	(94. 2%) 752. 4	(88. 6%) 2, 646	(96. 9%) 990. 1	(Δ0. 2%) Δ5	(31. 6%) 237. 7
競争性の ない随意 契約	(11.5%) 346	(5. 8%) 46. 6	(11. 4%) 340	(3. 1%) 31. 3	(Δ1.7%) Δ6	(△33.0%) △15.4
合計	(100%) 2, 997	(100%) 799. 0	(100%) 2, 986	(100%) 1, 021. 3	(Δ0.4%) Δ11	(27. 8%) 222. 3

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2)「競争入札等」には、不落・不調随意契約分が含まれる。
- (注3) 比較増△減の( )書きは、令和6年度の対令和5年度伸率である。

機構における令和6年度の一者応札・応募の状況は、表2のようになっており、1者の契約件 数は1,304件(49.3%)、契約金額は621.5億円(62.8%)である。

前年度と比較して、件数では△6件(△0.5%)とほぼ横ばい、金額では281.6億円(82.8%) と増加している。金額が増加した主な要因は、業務委託(SPD管理業務等)、病院情報システムの 整備等に係る契約が増加したことによるものである。

#### 表2 令和6年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位:件、億円)

		令和5年度	令和6年度	比較増△減
2者	件数	1, 341 ( 50. 6%)	1, 342 ( 50. 7%)	1 ( 0.1%)
以上	金額	412.5 ( 54.8%)	368. 6 ( 37. 2%)	△43.8 ( △10.6%)

	件数	1, 310 ( 49. 4%)	1, 304 ( 49. 3%)	Δ6 (Δ0.5%)	
1	金額	339.9 ( 45.2%)	621. 5 ( 62. 8%)	281.6 ( 82.8%)	
合	件数	2, 651 ( 100%)	2, 646 ( 100%)	Δ5 ( Δ0.2%)	
計	金額	752.4 ( 100%)	990.1 ( 100%)	237. 7 ( 31. 6%)	
(注2)	「1者」に	それぞれ四捨五入している には、不落・不調随意契約: 減の( ) 書きは、令和6	分が含まれる。		
ー 相 告期 様書 ら履行 結類 が、そ におい	間の延長(2)(業務内容が行までの十分である。 でまでの十分では、その主な要にた、労災病院のは、	募の改善努力を継続するた 20営業日以上)、②資格要が具体的に記載されている 分な期間の確保、の5点の 1者の応札は、前年度との 因は、上記(1)のとおり 完等で共通的に調達されて	件(過度な要件となっていか等)の見直し、④合理的 の改善策を講じることとして 比較で件数ではほぼ横ばい である。 いる医療機器等の購入及び にフィードバックすること	合理化計画においては、①公 いないか等)の見直し、③付 りな統合・分割等、⑤入札か た。 いし、金額では増加となった びレンタル等について、本部 とにより情報共有を図り、遊	±
調 意契約 「随意 合性 <sup>4</sup>	達に関する: 約を除く)に 意契約審査:	こついては、事前に当機構 会」において、会計規程等 争性のある調達手続の実施	内に設置されている経理担 における「随意契約による	することとなる案件 (少額隊 3当理事を総括責任者とする ることができる事由」との整 を行うこととしており、令和	<b>交</b>
(4) 推注	<b>佳</b> 体制等				

#### (4)推進体制等

調達等合理化計画の策定及び推進に当たっては、各事項を着実に実施するため、経理担当理事 を総括責任者とする「調達等合理化検討会」において、調達合理化を推進した。

また、監事及び外部有識者で構成する「契約監視委員会」を令和6年度は3回開催し、個々の 契約案件の事後点検を行い、その審議概要について随時ホームページに公表した。

さらに、「契約監視委員会」における指摘事項等については、開催後速やかに各施設に通知し たほか、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」(令和6年9月3日)及び「会計業務 打合会」(令和6年9月5日)において内容の徹底を周知した。

イ 一般競争入 | イ 一般競争入 | イ 競争性、公 | ・一般競争入札等 | イ 競争性、公平性の確保 札等により契約│札等により契約│平性の確保 により契約を行う 一般競争入札 場合は、早期の入 を行う場合は、 を行う場合は、

一般競争入札等により契約を行う場合は、競争性、公平性の確保の観点から、「契約監視委員会」 において随意契約及び一者応札・応募の改善状況について、随意契約理由、公告期間や履行期間の

			札公告を実施する	十分な確保、資格要件が過度の負担となっていないか、仕様書の見直し等の点検を受け、その指摘	
	性が十分確保さ			事項を開催の都度、各施設に通知した。また、本部主催の「全国労災病院会計・用度課長会議」に	
れる方法により	れる方法により	期の入札公告を	な理由なく特定の	おいても、契約監視委員会による指摘事項や契約業務の適正化内容を周知し、競争性、公平性の確	
実施すること。	実施する。	実施するととも	業者以外の参入を	保に努めた。	
		に、合理的な理	妨げる仕様としな		
		由なく特定の業	い等、競争性、公		
		者以外の参入を	平性の確保を図っ		
		妨げる仕様とし	ているか。		
		ない等、競争性、	・一者応札・一者		
		公平性の確保を	応募の改善につい		
		図る。	ては、「調達等合理		
		なお、一者応	化計画」に基づく		
		札・一者応募の	取組を着実に実施		
		改善について	するとともに、契		
		は、「調達等合理	約監視委員会にお		
		化計画」に基づ	いて、その取組状		
		く取組を着実に	況を点検している		
		実施するととも	か。		
		に、契約監視委			
		員会において、			
		その取組状況を			
		点検する。			
		また、企画競	・企画競争や総合	企画競争及び総合評価落札方式の調達においては、入札参加者に対して評価基準書を事前に配	
		争や総合評価方	評価方式を採用し	付し、評価基準の明確化を図った。	
		式を採用して、	て、業者を選考す		
		業者を選考する	る場合において		
		場合において	も、競争性、透明		
		も、競争性、透	性が十分確保され		
		明性が十分確保	るよう複数の部署		
		されるよう複数	から選出した委員		
		の部署から選出	による評価委員会		
		した委員による	を設置して審査す		
		評価委員会を設	るとともに、入札		
		置して審査する	参加者に対する評		
		とともに、入札	価基準書を事前に		
		参加者に対する	配付し、評価基準		
		評価基準書を事	を明確にしている		
		前に配付し、評	か。		
		価基準を明確に			
		する。			
ウ 監事及び会	ウ 監事及び会	ウ 契約監視委	・監事及び会計監	ウ 契約監視委員会の審議等	

計監査人による	計監査人による	員会の審議等	査人による監査並	入札・契約の適正な実施につ	ついては、監事及び会計監査人による監査のほか、契約監視委員会を				
監査並びに契約	監査並びに契約	監事及び会計	びに契約監視委員	3回開催し、個々の契約が適う	3回開催し、個々の契約が適正に実施されたかについて徹底的なチェックを受けた。契約監視委員				
監視委員会を通	監視委員会を通	監査人による監	会の審議におい	会においては、機構全体の随	意契約及び一者応札・応募の割合、随意契約によることとした理由の				
じて、入札・契約	じて、入札・契	査並びに契約監	て、徹底的なチェ	妥当性、一般競争入札におい	て競争性が十分確保されているか等について確認及び審議が行われ、				
の適正な実施に	約の適正な実施	視委員会の審議	ックを受けている	その審議結果を今後の調達手	続に反映するよう各施設に周知を図った。				
ついて徹底的な	について徹底的	において、徹底	か。						
チェックを受け	なチェックを受	的なチェックを		(参考) 令和6年度契約監視	委員会における主な指摘事項				
ること。	ける。	受ける。		契約名称	主な指摘事項				
				心血管撮影装置X線管球	機器の故障により病院運営上の支障を来すおそれがあった				
				交換業務	ことから、緊急の必要により随意契約を行ったことはやむを				
					得なかったと思料する。				
					ただし、機器の老朽化等の状況を勘案して、安定的な機器稼				
					働に係る方策の検討が求められる。				
				自動採血管準備装置	今後は、入札準備から契約履行までの期間を十分に確保し、				
					他者参入機会を拡大することで、競争性の確保に努めること				
					が求められる。				
				顕微ラマン分光装置一式	本調達物件は技術仕様の高い機器であったことは理解でき				
					る一方で、競争性を確保する観点からは、同等機種を扱う業者				
					が入札に複数参加しやすい仕様書とする必要があった。				
					そのためには、入札に参加しなかった業者がどの性能要件				
					┃ ┃を満たせなかったのか調査を行った上で、真に必要とする最┃ ┃				
					低限の仕様に絞り込むよう、調達担当部署から要求部署に対				
					┃				
					また、より適切な予定価格を設定するために、他研究機関等				
					   における調達価格の情報収集を行う等の取組も求められる。				
エ スケールメ	エ スケールメ	エ 共同調達の	・構内の共通的な	   エ 共同調達の検討・促進					
リットを生かし	リットを生かし	検討·促進	調達に際して、経	機構内の共通的な調達に際	して、共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び				
て、機構内にお	て、機構内にお	機構内の共通	済的かつ合理的な	当該契約業務の本部への集約	化による事務手続の軽減等を図った。				
ける新たな共同	ける新たな共同	的な調達に際し	観点から調査等を	令和6年度実績は以下のと	おり。				
調達に向けた検	調達に向けた検	て、経済的かつ	行った上で、共同	・医薬品の共同購入(国)	立病院機構及び国立高度専門医療研究センター)について、令和6年				
討等も含め、一	討等も含め、一	合理的な観点か	調達に向けた検討	7月、12月及び令和7年	F 1 月に共同入札を実施(9, 248 品目)。				
層の業務の効率	層の業務の効率	ら調査等を行っ	等を行い、業務の	・高額医療機器の共同購	入(国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社)について、				
化を図ること。	化を図る。	た上で、共同調	効率化を進めてい	令和6年9月及び12月1	に共同入札を実施 (CT、血管連続撮影装置等 9 機種 23 台 削減効果				
		達に向けた検討		589 百万円)					
		等を行い、業務							
		の効率化を進め							
l		る。							
		<b>つ</b> 。							
4 情報システ	4 情報システ			│ │ 4        情報システムの整備及び管	理				
4 情報システムの整備及び管		4 情報システ		4 情報システムの整備及び管	理				
4 情報システ ムの整備及び管 理				4 情報システムの整備及び管	理				

については、デ については、デ については、デ ついては、デジタ 管財システム、事業統計システム)の更新、構築作業をはじめ、未払賃金立替払制度のオンライン ジタル庁が策定 ジタル庁が策定 ジタル庁が策定 ル庁が策定 した 申請 (マイナンバーカード対応)、石綿被害給付金支払管理システムの構築等、積極的に助言、サ した「情報シス した「情報シス した「情報シス 「情報システムの ポートを行い、情報システムの適切な整備及び管理を行った。 テムの整備及び テムの整備及び テムの整備及び 整備及び 整備及び を備及び では、デジタ に充実させるため、情報統括部の新設に向けた検討PT
した「情報シス」した「情報シス」した「情報システムの」が一トを行い、情報システムの適切な整備及び管理を行った。
ー テムの整備及び「テムの整備及び「テムの整備及び」整備及び管理の基」 また、ITガバナンス強化及びPMO機能を更に充実させるため、情報統括部の新設に向けた検討PT
管理の基本的な 管理の基本的な 管理の基本的方 本的方針」(令和3 を立ち上げて検討を重ね、情報企画課を中心にIT関連業務と情報セキュリティを専門とする新た
方針」(令和3年 方針」(令和3年 針)(令和3年 年12月24日デジ な部門として、令和7年4月より情報統括部を設置することとした。
12月24日デジタ   12月24日デジ   12月24日デジ   タル大臣決定) に
ル大臣決定)に「タル大臣決定)」タル大臣決定)」のっとり、情報シ
のっとり、情報   にのっとり、情   にのっとり、情   ステムの適切な整
システムの適切 報システムの適 報システムの適 備及び管理を行っ
な整備及び管理 切な整備及び管 切な整備及び管 ているか。
を行うこと。  理を行う。    理を行う。

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

100.7%

年度値)

達成度

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3 — 1	財務内容の改善に関する事項								
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー						
度		レビュー	予算事業 ID: 002454、002472						

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考)前中期目 標期間最終年度値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
病床利用率 (計画値)	各年度全国平均以上 (労災病院平均)	_	76. 5%					
病床利用率 (実績値)	_	77.2% (前中期目標期間最終	77. 0%					

3.	各事業年度の業	務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己	記評価及び主務大臣による評価				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標			法人の業務実績・自己評価		主務大日	Eによる評価
							業務実績	自己評価		
	第5 財務内容	第3 予算、収	第3 予算、収	<主な定量的指	第3	3 予算、収支計画及び資金計画		<評定と根拠>	評定	В
	の改善に関する	支計画及び資金	支計画及び資金	標>				評定 : B	<評定に至った	:理由>
	事項	計画	計画	・労災病院の病					定量的な評価	西指標の達成状況を
				床利用率を各年				主な定量的指標	確認すると、タ	病院収入の確保に向
				度全国平均以上				である病床利用率	けた病床利用	率について 76.5%
				とすること。				については、紹介	を目標としてし	いたところ、利用率
								患者及び救急患者	実績は 77.0%	で達成度は 100.7%
								等の受入について	となった。これ	れは、紹介患者及び
								積極的に取り組ん	救急患者等の	受入について積極的
								だことにより、新	に取り組んだ約	結果、新規入院患者
								入院患者が増加	が増加したこと	とにより目標を達成
								し、所期の目標を	したものであり	り、取組について評
								達成している。	価できる。	
								国立病院機構との	その他、労争	災病院における支出
								連携等における質	を削減する取組	組として、国立病院
								的な成果として	機構と連携を行	<b>亍い、医薬品及び高</b>
								は、医薬品及び高	額医療機器の	共同購入を行うこと
								額医療機器の共同	により、スケ-	ールメリットによる
								購入が掲げられ	支出削減が行ね	つれたほか、機構本
								る。医業収入の安	部と病院での情	協議を踏まえた病床
								定的な確保におけ	機能の変更や組	<b>病床削減、地域にお</b>
								る質的な成果とし	ける役割や地域	域医療構想等を踏ま
								ては、主に経営状	えた、より効率	<b>率的な医療の提供を</b>
								況が悪化している	行うための運営	営計画の策定等の取
								病院に対する個別	組が行われてい	いる。
								業務指導・支援(行	また、収入の	の確保に向けた取組
								動計画の作成・フ	として、医業未	:収金の適切な回収、
								オローアップ、病	研究の促進のが	とめの厚生労働科学
								院長等へのヒアリ	研究費補助金等	等の競争的研究資金
								ング、収入増加・支	の獲得、労災物	病院の機能強化のた
								出削減対策の指導	めのクラウド	ファンディングの活
								等)の実施が掲げ	用、特許権の領	実施許諾及び成果物
								られる。また、全て	の有償頒布化	こよる自己収入の拡
								の労災病院内に設	大等の取組が行	<b>うわれた</b> 。
								置している未収金	以上の点を置	沓まえ、自己評価書
								対策チームの活動	の「B」との語	評価結果が妥当であ
								を強化し、未収金	ると確認できた	たことから評定をB

					& 生性 ↓ フ = − フ	L1 t-
					発生防止マニュア	C U/20
					ルに基づく取組に	
						<指摘事項、業務運営上の課題及
					新規発生防止及び	
					法的手段の実施等	特になし。 
					状況に応じた回収	
					を図ったことが掲	
					げられる。外部資	特になし。
					金の活用における	
					質的な成果として	
通則法第29条			<その他の指標		は、研究の促進の	
第2項第4号の			>		ための厚生労働科	
財務内容に関す			なし		学研究費補助金等	
る事項は、次の					の競争的研究資金	
とおりとする。					の獲得、労災病院	
1 労災病院の	1 労災病院の	1 労災病院の		1 労災病院の経営改善	の機能強化のため	
	経営改善	経営改善			のクラウドファン	
(1)地域の医	(1)地域の医	(1)地域の医	<評価の視点>	(1)地域の医療ニーズを踏まえた病院機能の見直し・合理化	ディングの活用、	
療ニーズを踏ま	療ニーズを踏ま	療ニーズを踏ま	・各労災病院に	労災病院が所在する地域の医療需要、近隣病院の診療機能等を把握し、最適な病床機能区分を	特許権の実施許諾	
えた病院機能の	えた病院機能の	えた病院機能の	おいて、支出の	選択する観点から、病床機能の変更が必要と判断した病院と本部で協議を行い、病院の方針や地	及び成果物の有償	
見直し・合理化	見直し・合理化	見直し・合理化	抑制及び収益の	域情勢を考慮した上で、病床機能区分の見直しを行い、合理化を図った。	頒布化による自己	
各労災病院に	支出の抑制及	各労災病院に	確保を図りつ		収入の拡大が掲げ	
ついて、支出の	び収益の確保を	おいて、支出の	つ、今後の地域		られる。保有資産	
抑制及び収益の	図りつつ、地域	抑制及び収益の	における人口・		の見直しにおける	
確保を図ること	における人口・	確保を図りつ	疾病構造の変化		質的な成果として	
はもとより、今	疾病構造の変化	つ、今後の地域	等を踏まえて、		は、保有資産利用	
後の地域におけ	等を踏まえて、	における人口・	地域の医療ニー		実態調査結果に基	
る人口・疾病構	地域の医療ニー	疾病構造の変化	ズにより適合し		づき処分可能な資	
造の変化等を踏	ズにより適合し	等を踏まえて、	た病院となるよ		産の測量、登記等	
まえ、地域の医	た病院となるよ	地域の医療ニー	う、各病院の実		を実施し資産を売	
療ニーズにより	う、各労災病院	ズにより適合し	情に応じて病院		却したことが掲げ	
適合した病院と	の実情に応じて	た病院となるよ	機能の見直し、		られる。	
なるよう、診療	病院機能の見直	う、各病院の実	合理化を図って		以上、中期計画	
体制や病床数な	し、合理化を図	情に応じて病院	いるか。		における所期の目	
ど病院機能の見	る。	機能の見直し、			標を達成している	
直し、合理化を		合理化を図る。			ことを踏まえ、B	
図ること。					と評価する。	
(2)独立行政	(2)独立行政	(2)独立行政		(2)独立行政法人国立病院機構等との連携		
法人国立病院機	法人国立病院機	法人国立病院機			<課題と対応>	
構等との連携	構等との連携	構等との連携			_	
全ての労災病	全ての労災病	ア 医薬品、高	・医薬品、高額医	医薬品及び高額医療機器等の共同購入を継続実施し、スケールメリットによる支出削減及び		

院においてコス	院においてコス	額医療機器等の	療機器等の共同	
トの削減を図る	トの削減を図る	共同購入を推進	購入を推進する	
ため、独立行政	ため、独立行政	することにより	ことにより支出	
法人国立病院機	法人国立病院機	支出削減に努め	削減に努めてい	
構(以下「国病	構 (以下「国病機	る。	るか。	
機構」とい	構」という。)等			
う。)等との医	との医薬品、高			
薬品、高額医療	額医療機器等の			
機器等の共同購	共同購入を実施	イ 医薬品、高	• 医薬品、高額医	
入を実施するな	するなど、公的	額医療機器等の	療機器等の共同	
ど、公的な医療	な医療機関等と	共同購入に当た	購入に当たって	
機関等と連携を	連携を行うこと	っては、独立行	は、独立行政法	
行うことで、労	で、労災病院の	政法人国立病院	人国立病院機構	
災病院の経営改	経営改善を図	機構(以下「国病	(以下「国病機	
善を図ること。	る。	機構」という。)	構」という。)等	
		等の公的な医療	の公的な医療機	
		機関等と連携を	関等と連携を行	
		行うことで、労	うことで、労災	
		災病院の経営改	病院の経営改善	
		善を図る。	を図っている	
			か。	
(3)個別病院	(3)個別病院	(3)個別病院		
単位の財務関係	単位の財務関係	単位の財務関係		
書類の作成等	書類の作成等	書類の作成等		
労災病院ごと	労災病院ごと	労災病院ごと	・労災病院ごと	
の財務状態及び	の財務状態及び	の財務状態及び	の財務状態及び	
運営状況を体系	運営状況を体系	運営状況を体系	運営状況を体系	
的かつ統一的に	的かつ統一的に	的かつ統一的に	的かつ統一的に	
捉えるため、個	捉え、ガバナン	捉えるため、個	捉えるため、個	
別病院単位の財	ス機能の向上を	別病院単位の財	別病院単位の財	
務関係書類を公	図るため、個別	務関係書類を公	務関係書類を公	
表し、ガバナン	病院単位の財務	表し、ガバナン	表し、ガバナン	
ス機能の向上を	関係書類を作成	ス機能の向上を	ス機能の向上を	
図ること。	し、公表する。	図る。	図っているか。	
(4) 医柴巾3	(4)医業収入	(4)医業収入		
(4)医業収入		( ) = 20 20 20		
の安定的な確保	の安定的な確保	の安定的な確保		
			・安定的な病院	
の安定的な確保	の安定的な確保	の安定的な確保	・安定的な病院 運 営 を 図 る た	
の安定的な確保 安定的な病院	の安定的な確保 安定的な病院	の安定的な確保 安定的な病院		
の安定的な確保 安定的な病院 運営を図るた	の安定的な確保 安定的な病院 運営を図るた	の安定的な確保 安定的な病院 運営を図るた	運営を図るた	
の安定的な確保 安定的な病院 運営を図るた め、医療サービ	の安定的な確保 安定的な病院 運営を図るた め、医療サービ	の安定的な確保 安定的な病院 運営を図るた め、医療サービ	運営を図るため、医療サービ	

当該契約業務の本部への集約化による事務手続の軽減等を図った。

令和6年度実績は以下のとおり。

- ・医薬品の共同購入(国立病院機構及び国立高度専門医療センター)について、令和6年7月、 12月及び令和7年1月に共同入札を実施(9,248品目)。
- ・高額医療機器の共同購入(国立病院機構、地域医療機能推進機構、日本赤十字社)について、 令和6年9月及び12月に共同入札を実施(CT、血管連続撮影装置等9機種23台 削減効果 589百万円)

医薬品の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構及び国立高度専門 医療センターとの連携の下で行った。

また、高額医療機器の共同購入の実施に当たっては、公的医療機関である国立病院機構、地域医療機能推進機構及び日本赤十字社との連携の下で行った。

### (3) 個別病院単位の財務関係書類の作成等

労災病院ごとの財務状態及び運営状況を体系的・統一的に捉えるため、個別病院単位の財務関係書類を作成、公表し、ガバナンス機能の向上を図った。

なお、令和5年度分については、独立行政法人通則法に基づく厚生労働大臣の財務諸表の承認 後、速やかにホームページにおいて公表を行った。

#### (4) 医業収入の安定的な確保

- ア 病院の効率的な稼働 (病院経営改善に向けた取組)
  - 本部において取り組んだ事例は以下のとおり。
  - ・主に経営状況が悪化している病院(経営改善病院等)に対する業務指導・支援(行動計画の作成・フォローアップ、病院長等へのヒアリング、収入増加・支出削減対策の指導、等)を行った。

こし、例既他改	に、地域已行り	に、地域已行う	「こ、地域已行り」
を効率的に稼働	アシステムの構	アシステムの構	アシステムの構
させ、病院収入	築における各労	築における各労	築における各労
の安定的な確保	災病院の取組を	災病院の取組を	災病院の取組を
に努めること。	推進して新入院	推進し、新入院	推進し、新入院
	患者確保に努め	患者確保に努め	患者確保に努め
	ることにより、	ることにより、	ることにより、
	病院施設を効率	病院施設を効率	病院施設を効率
	的に稼働させ、	的に稼働させ、	的に稼働させ、
	医療法施行令	病院収入の安定	病院収入の安定
	(昭和23年政令	的な確保に努め	的な確保に努め
	第 326 号) 第 4	る。	ているか。
	条の8の規定に	そのため、全	・全病院平均で
	よる「病院報告」	病院平均で一般	一般病床の病床
	に基づく一般病	病床の病床利用	利用率につい
	床の病床利用率	率について、全	て、全国平均以
	の実績を全国平	国平均以上を確	上を確保してい
	均以上とするな	保する。	るか。
	ど、繰越欠損金		
	が生じないよう		
	病院収入の安定		
	的な確保に努め		
	る。		
医業未収金に	また、医業未	医業未収金の	・医業未収金の
ついて、発生防	収金について、	新規発生防止に	新規発生防止に
止及び回収に引	発生防止及び回	ついて、必要に	ついて、必要に
き続き努めるこ	収に引き続き努	応じた院内体制	応じた院内体制
٤.	める。	の整備等により	の整備等により
		一層の推進を図	一層の推進を図
		る。	っているか。
		また、医業未	・医業未収金の

の地域医療構成地域医療構成地域医療構

また、医療圏ご |想、人口動態等|想、人口動態等|想、人口動態等

との実情を踏ま │を踏まえた適正 │を踏まえた適正 │を踏まえた適正

え、客観的な指 | な診療機能の検 | な診療機能の検 | な診療機能の検

標を設定するこ | 討を行うととも | 討を行うととも | 討を行うととも

とで、病院施設│に、地域包括ケ│に、地域包括ケ│に、地域包括ケ

行うこと。

本部と病院が共同で取り組んだ事例は以下のとおり。

- ・病床利用率の安定的確保が厳しい病院においては、病床機能の変更又は病床数削減を行い、併せて、病床機能及び病床数に見合った施設基準の取得を行った。
- ・施設別病院協議において、地域における勤労者医療の中核的な役割や地域医療構想等を踏まえた今後の病院機能の維持・向上に向けた病院の中長期的な運営体制等について、本部と病院が協議を行い、各病院の運営計画を決定し、より効率的な医療の提供に努めた。

#### イ 病院収入の安定的な確保

紹介患者及び救急搬送患者等の受入について積極的に取り組んだ結果、新入院患者数は前年 度より増加し、病床利用率は目標値76.5%を上回っている。

#### • 病床利用率

区分	令和5年度	令和6年度	
病床利用率	77. 2%	77. 0%	

※令和5年度については、コロナ病床を除く。

併せて、新入院患者数の増及び新規施設基準の取得等により診療単価も増となり、入外収入は 前年度を大きく上回っている。

上記の結果、新型コロナウイルス感染症に係る補助金収入の減等により経常収益は、令和5年度と比較して11億円の減少となったものの、入院収入については、39億円の増加となった。

#### 労災病院の経常収益

区分	①令和5年度	②令和6年度	増△減(②一①)
経常収益	3, 138 億円	3, 127 億円	△11 億円

#### (5) 医療材料費等の価格削減の取組

ベンチマークシステムを活用した診療材料の購入価格交渉及び安価な同種同効品への集約化 を推進し、支出削減を図った。

• 実施病院 29/29 病院

患者用ベッド、生体情報モニターの購入数量を集約し、スケールメリットを活かした価格交渉 による支出削減を図った。

・実施病院 患者用ベッド:10病院 生体情報モニター:7病院

#### (6) 医業未収金の適切な回収

医業未収金については、請求先が支払機関等(社会保険診療報酬支払基金、国民健康保険団体連合会等)と個人に分けられるが、個人未収金については、全ての労災病院に設置している未収金対策チームにおいて、未収金発生防止マニュアルに基づく新規発生防止への取組により法的手段の実施等状況に応じた回収に努めるとともに、専門的な知識を有する法律事務所と連携して督促、回収に努めた。結果として、医業未収金比率(医療事業収入に対する個人未収金の割合)は0.58%と前中期目標期間の実績平均0.810.62%に比較し0.230.04ポイントの改善となった。※令和6年度末の医業未収金約498億円のうち約480億円については、支払機関等に係るもの

		から推進してき	進してきた機構
		た機構職員によ	職員による定期
		る定期的な督	的な督促、滞納
		促、滞納者から	者からの承認書
		の承認書の徴取	の徴取等に加
		等に加え、督促、	え、督促、回収に
		回収において専	おいて専門的な
		門的な知識を有	知識を有する法
		する法律事務所	律事務所との選
		との連携によ	携により、適切
		り、適切に回収	に回収を行って
		を行う。	いるか。
2 外部資金の	2 外部資金の		
活用等 	活用等 	活用等 	
外部資金につ			・機構の目的に
いては、機動的		沿い、かつ、社会	
	的ニーズの高い		
ため、機構の目 	分野における機	分野における機	分野における機
的に沿い、か	動的な研究の促	動的な研究の促	動的な研究の伽
つ、社会的ニー	進のため必要な	進のため必要な	進のため必要な
ズの高い分野に	場合には、既存	場合には、既存	場合には、既存
	ᄼᄪᅲᄝᄷᆝᄼ	の印売を答しる	の研究予算との
重点を置き、獲	の研究予算との	の研究予算との	W M 元 J <del>并</del> C V.
重点を置き、獲得を図ること。	使途目的を整理	使途目的を整理	使途目的を整理
	使途目的を整理	使途目的を整理	 使途目的を整理
	使途目的を整理 した上で、外部	使途目的を整理 した上で、外部	使途目的を整理 した上で、外部
	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図
	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図
得を図ること。	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図 る。	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図 る。	使途目的を整理した上で、外部 資金の獲得を図っているか。
得を図ること。 また、研究施	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図 る。 また、研究施	使途目的を整理 した上で、外部 資金の獲得を図 る。 また、研究施	使途目的を整 した上で、外 資金の獲得を っているか。 ・研究施設・設

で、請求後1~2か月後には支払われるものである。

#### 【参考】

収金の回収に当 回収に当たって

たっては、従来は、従来から推

• 年度別個人未収金内訳表

(単位:百万円)

		個 人 未 収 金					
区分	支払機 関等	一般債権	貸倒懸念債 権及び破産 更生債権等	小計	医業未収金比率(%)	合計	医療事業 収入
令和元年度	44, 027	1, 137	920	2, 057	0. 70	46, 084	295, 063
令和2年度	45, 444	1, 193	853	2, 046	0. 72	47, 490	285, 075
令和3年度	43, 779	1, 033	685	1, 718	0. 59	45, 490	293, 499
令和4年度	49, 436	990	692	1, 682	0. 56	51, 118	302, 513
令和5年度	47, 779	1, 060	732	1, 792	0. 58	49, 571	311, 369
②前中期目標:	期間の実績	平均			0. 62		
① 令和6年度	47, 980	1, 053	783	1, 836	0. 58	49, 816	314, 240
差 (①-②)					△0.04		

#### 2 外部資金の活用等

競争的研究資金等の外部研究資金の獲得について、公募情報の共有・提供や若手研究員に対する 申請支援等の組織的な取組を行い、厚生労働科学研究費補助金等の競争的研究資金を 47 件獲得した。

主な外部研究資金は以下のとおり。

- ・諸外国における外国人労働者への安全衛生教育の実施手法及び我が国での実行可能性に関する研究(厚生労働省 厚生労働科学研究費補助金)
- ・爪の試料を利用した慢性ストレス指標の確立:メンタルヘルス不調との関連の検証(日本学術振興会 科学研究費助成事業)
- ・石綿関連疾患の治療法開発に貢献する新規疾患モデル開発についての研究(厚生労働省 令 和6年度労災疾病臨床研究事業費補助金)

ホームページに貸与可能研究施設、施設リストを掲載し、周知をした結果、1件の申請があった。

	1	l	l		
により自己収入		により自己収入			
の拡大を図るこ	の拡大を図る。	の拡大を図る。	図っているか。		
٤.					
	3 経費の節減			3 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	
	を見込んだ予算				
による業務運営	による業務運営				
の実施	の実施	の実施			
運営費交付金	運営費交付金		・運営費交付金	運営費交付金を充当して行う事業については、「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成す	
を充当して行う		を充当して行う		るためにとるべき措置」で定めた事項に配慮した予算を作成し、当該予算による運営を行った。	
	事業について				
	は、「第2 業務				
運営の効率化に	運営の効率化に	運営の効率化に	運営の効率化に		
関する事項」で	関する目標を達	関する目標を達	関する目標を達		
定めた事項に配	成するためにと	成するためにと	成するためにと		
慮した中期計画	るべき措置」で	るべき措置」で	るべき措置」で		
の予算を作成	定めた事項に配	定めた事項に配	定めた事項に配		
し、当該予算に	慮した中期計画	慮した予算を作	慮した予算を作		
よる運営を行う	の予算を作成	成し、当該予算	成し、当該予算		
こと。	し、当該予算に	による運営を行	による運営を行		
	よる運営を行	う。	っているか。		
	う。				
また、独立行	また、独立行	また、独立行	・独立行政法人	また、独立行政法人会計基準を踏まえ、運営費交付金の会計処理に当たっては、原則として業務	
政法人会計基準	政法人会計基準	政法人会計基準	会計基準を踏ま	達成基準による収益化を採用し、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理を行った。	
を踏まえ、収益	を踏まえ、収益	を踏まえ、運営	え、業務達成基		
化単位の業務ご	化単位の業務ご	費交付金の会計	準による収益化		
とに予算と実績	とに予算と実績	処理に当たって	を採用し、収益		
を管理するこ	を管理する。	は、原則として	化単位の業務ご		
٤.		業務達成基準に	とに予算と実績		
		よる収益化を採	を管理している		
		用し、収益化単	か。		
		位の業務ごとに			
		予算と実績を管			
		理する。			
4 保有資産の	4 保有資産の	4 保有資産の		4 保有資産の見直し	
見直し	見直し	見直し			
(1)保有資産	(1)保有資産	(1)保有資産	・機構が保有す	(1)保有資産	
引き続き、保	機構が保有す	機構が保有す	る資産について	保有資産の更なる有効活用に資するため、保有資産利用実態調査を実施し、調査に基づき随時	
有資産につい	る資産について	る資産について	は、引き続き、利	検討するとともに、保有資産検討会議において選定した資産を含め、処分予定の土地及び建物に	
て、利用度のほ	は、引き続き、利	は、引き続き、利	用度のほか、本	ついては、順次、測量・登記・不動産鑑定評価・売却に係る入札を実施し、売却作業を進めた。	
か、本来業務に	用度のほか、本	用度のほか、本	来業務に支障の		
支障のない範囲	来業務に支障の	来業務に支障の	ない範囲での有		

での有効利用可	ない範囲での有	ない範囲での有	効利用可能性、		
能性、効果的な		効利用可能性、	効果的な処分、		
処分、経済合理		効果的な処分、	経済合理性とい		
	経済合理性とい		った観点に沿っ		
	った観点に沿っ				
	て、その保有の				
	必要性について				
	検証し、不断の				
行うこと。	   見直しを行 <b>う</b> 。	   見直しを行う。	いるか。		
	また、労災病	また、労災病	・保有資産のう	また、労災病院の保有資産のうち、不要財産以外の重要な財産の処分として、旭労災病院職員	
	院の保有資産の	院の保有資産の	ち、不要財産以	宿舎(小幡宿舎)の売却を実施し、売却により生じた収入を労災病院の増改築基金に充当した。	
	うち、独立行政	うち、独立行政	外の重要な財産		
	法人労働者健康	法人労働者健康	(独立行政法人		
	安全機構の業務	安全機構の業務	通則法第 48 条)		
	運営、財務及び	運営、財務及び	の処分により生		
	会計並びに人事	会計並びに人事	じた収入につい		
	管理に関する省	管理に関する省	て、労災病院の		
	令(平成 16 年厚	令 (平成 16 年厚	増改築費用等へ		
	生労働省令第 56	生労働省令第 56	の有効活用に努		
	号) 第16条に定	号) 第16条に定	めているか。		
	める不要財産以	める不要財産以			
	外の重要な財産	外の重要な財産			
	の処分により生				
		じた収入につい			
		ては、医療の提			
		供を確実に実施			
		するため、労災			
		病院の増改築費			
		用等へ有効活用			
( o ) 4+=+4 <del>-</del>	する。	する。		(a) ##=##	
(2)特許権	(2)特許権	(2)特許権	サキキャーへい	(2)特許権	
特許権を保有		特許権は、開		特許権等の取得が可能と見込まれるものについては、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を勘案して取るのでは、必要性及び費用対効果等を制象して取るのでは、必要性及び費用対効果等を制象して取るのでは、必要性及び費用対効果等を制象して取るのでは、必要性及び費用対効果等を制象して取るのでは、必要性及び費用対効果等を制象して取るのでは、必要性及び費用が必要性を必要して取るのでは、必要性及び費用が必要性を必要して取るのでは、必要性及び費用が必要性を必要して必要性を必要して必要性を必要性を必要性を必要性を必要性を必要性を必要性を必要性を必要性を必要性を	
			て、開放特許情	得の是非を判断している。 知的財産の活用促進を図るため、特許様について、実際研究のナーノページにその名称、概要	
	タベースへの登 録、ホームペー			知的財産の活用促進を図るため、特許権について、安衛研等のホームページにその名称、概要   等を報告した。	
	球、ホームペー   ジでの広報等に			サを報告した。 特許権の実施許諾、成果物の有償頒布化による特許収入の拡大を図った。	
	より、その実施			なお、令和6年度の特許収入額については、約1,029千円であった。	
	を促進し、特許				
	収入の拡大を図		0.00		
こと。	る。	<b>収入の加入を図</b>   る。			
。	· <b>o</b> o	· <b>o</b> o			

	T	<b>I</b>		
	また、登録か	・特許権につい	機構内の会議等において、特許権維持の是非について検討を行った結果、令和6年度は満了に	
	ら一定の年月が	て、実施許諾の	よる消滅が2件あり、その他は現状維持とした。	
	経過し、実施許	見込み等が小さ		
	諾の見込み等が	いと判断される		
	小さいと判断さ	ものは、当該特		
	れるものは、当	許権の維持の是		
	該特許権の維持	非を検討し、登		
	の是非を検討	録及び保有コス		
	し、登録及び保	トの削減を図っ		
	有コストの削減	ているか。		
	を図る。			
5 予算(人件	5 予算(人件			
	費の見積もりを			
む。)	含む。)			
別紙2のとお				
Ŋ	9			
6 収支計画	6 収支計画			
別紙3のとお				
Ŋ	Ŋ			
7 資金計画	7 資金計画			
別紙4のとお	別紙4のとお			
Ŋ	Ŋ			
第4 短期借入	第4 短期借入		第4 短期借入金の限度額	
金の限度額	金の限度額			
1 限度額	1 限度額			
3,900 百万円	3,900 百万円		短期借入の実績はない。	
2 想定される	2 想定される			
理由	理由			
運営費交付金	運営費交付金			
	の受入の遅延に			
よる資金不足等	よる資金不足等			
<u></u>				
	第5 不要財産		第5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関す	
	又は不要財産と		る計画	
	なることが見込		なし	
	まれる財産があ			
	る場合には、当			
該財産の処分に				
関する計画	関する計画			
なし	なし			

# C # E I = H	<b>** ○ ** F   - +</b> B		第5   第5   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
	第6 第5に規		第6 第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画   	
	定する財産以外の重要な財産を			
	の里安な別座を			
	碌版し、又は担			
	休に供しょうと			
計画				
	計画	. 古期到面に担	○ 北海道中市党《疾院	
中期目標期間			〇 北海道中央労災病院 出見沢末立総合病院トの合和 8 年 4 日 左日 2 トレナ 経営統合、合和10年刊の新病院問	
	げる不要財産以		岩見沢市立総合病院との令和8年4月を目途とした経営統合、令和10年秋の新病院開	
		外の重要な財産	院に向けて岩見沢市と協議を進めた。	
		の処分に当た	〇 新潟労災病院職員宿舎 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
		り、評価額の見	一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業	
	資産については		者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。	
		不動産媒介業者	〇 旭労災病院職員宿舎 	
災病院職員宿		を活用する等、	桜ケ丘宿舎Aについては最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行	
		売却等手続を進	ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業	
職員宿舎、和歌		めているか。 	者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。また、小幡宿舎については一般競争入	
	引き続き売却等		札を行い、令和6年12月16日に売却を完了した。	
	手続を進める。 		〇 和歌山労災病院移転後跡地の一部	
香川労災病院職			最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者がなかった	
員宿舎、九州労			ため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施す	
災病院門司メデ			るも応札者がなかった。	
ィカルセンター			〇 九州労災病院門司メディカルセンター職員宿舎	
職員宿舎			最低売却価格の見直しを行った上、再度、一般競争入札を行ったが応札者が無かった 	
			トめ、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施す 	
			るも応札者がなかった。	
			・香川労災病院職員宿舎(令和6年3月)	
第7 剰余金の	第7 剰余金の		第7 剰余金の使途	
使途	使途			
本中期目標期	労災病院にお	・労災病院にお	本中期目標期間中に剰余金は発生していない。	
間中に生じた剰	いては施設・設	ける施設・設備		
余金について	備の整備、その	の整備、その他		
は、労災病院に	他の業務におい	の業務につい		
おいては施設・	ては労働者の健	て、労働者の健		
設備の整備、そ	康の保持増進に	康の保持増進に		
の他の業務にお	関する業務や調	関する業務や調		
いては労働者の	査及び研究並び	査及び研究並び		

健康の保持増進	にその成果の普	にその成果の普		
に関する業務や	及の充実に充当	及の充実に充当		
調査及び研究並	する。	しているか。		
びにその成果の				
普及の充実に充				
当する。				
第8 その他主	第8 その他主		第8 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
務省令で定める	務省令で定める			
業務運営に関す	業務運営に関す			
る事項	る事項			
1 人事に関す	1 人事に関す		1 人事に関する計画	
る計画	る計画			
運営費交付金	運営費交付金	・運営費交付金	機構職員が担う各事業に係る所掌事務を勘案した常勤職員数の適正化を図った。	
を充当して行う	を充当して行う	を充当して行う		
業務に係る常勤	業務に係る常勤	業務に係る常勤		
職員について	職員については	職員について、		
は、業務の効率	、業務の効率化	職員数の適正化		
化及び体制の強	及び体制の強化	を図っている		
化の両面からそ	の両面からその	か。		
の職員数の適正	職員数の適正化			
化を図る。	を図る。			
2 施設・設備	2 施設・設備		2 施設・設備に関する計画	
に関する計画	に関する計画			
(1)労災病院	(1)労災病院		(1)労災病院に係る計画	
に係る計画	に係る計画			
中期目標期間	労災病院の施	・労災病院の施	〇 引き続き整備を進める施設	
中に整備する労	設及び医療機器	設及び医療機器	山陰労災病院(令和7年7月完了予定)	
災病院の施設・	等の整備を行う	等の整備を行っ		
設備について	0	ているか。	〇 施設整備の検討を行った施設	
は、別紙5のと			福島労災病院、横浜労災病院	
おりとする。				
(2)労災病院			(2)労災病院以外の施設に係る計画	
以外の施設に係	以外の施設に係			
る計画	る計画			
労災病院以外	労災病院以外		労災病院以外の施設について、令和6年度には施設整備費補助金により次のとおり施設整	
の施設につい			備を実施している。	
て、施設整備費	、施設整備費補			
補助金により施	助金により施設			
設整備を図る。	整備を図る。			
アー予定額	アー予定額		アー予定額	

9,553 百万円	総額1,413百	総額 1,413 百万	当初予定額1,413百万円に令和5年度からの繰越額48百万円を含めた1,461百万円(特殊営繕	
(特殊営繕及び	万円(特殊営繕、	円以内で執行し	費、機器等整備費含む)に対し、1,788百万円を執行した。	
機器等整備を含	機器等整備を含	ているか。		
む。)	む。)		変更交付及び予算繰越については、必要に応じて関係機関と協議を実施した。	
			令和6年度は、安衛研の新棟新築工事において、構造体や建設設備に係る原材料費及び人件	
			費など工事価格の高騰により工事契約が不落札となり、費用の圧縮を図るため再度設計業務を	
			見直したことに伴い当初計画よりも契約が遅滞し繰越しが発生したが令和7年度内には完了す	
			る見通しである。	
イ 上記の計画	イ 上記の計画	・施設整備を追		
については、業	については、業	加又は予定額を		
務実施状況、予	務実施状況、予	変更する場合		
見しがたい事情	見しがたい事情	は、業務実施状		
等を勘案し、施	等を勘案し、施	況、予見しがた		
設整備を追加又	設整備を追加又	い事情等を勘案		
は予定額を変更	は予定額を変更	しているか。		
することがあり	することがあり			
得る。	得る。			
3 中期目標期	3 中期目標期		3 中期目標期間を超える債務負担	
間を超える債務	間を超える債務			
負担	負担			
中期目標期間	中期目標期間	・中期目標期間	債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、中期目標期間を超える債務負担を実	
を超える債務負	を超える債務負	を超える債務負	施した。	
当該債務負担行	当該債務負担行	の必要性及び資		
為の必要性及び	為の必要性及び	金計画への影響		
資金計画への影	資金計画への影	を勘案したうえ		
響を勘案し、合	響を勘案し、合	で、行われてい		
理的と判断され	理的と判断され	るか。		
るものについて				
行う。	行う。			
4 積立金の処			4 積立金の処分に関する事項	
分に関する事項	分に関する事項			
積立金は、厚		・積立金は、将来	積立金は、将来の資金決済の生じない費用に充当した。	
生労働大臣の承		の資金決済の生		
	生じない費用及	じない費用及び		
	び自己収入財源	自己収入財源で		
		行う将来の投資		
い費用及び自己		(病院建物の整		
収入財源で行う	整備・修繕、医	備▪修繕、医療機		
	療機器等の購入	器等の購入)に		I I

院建物の整備・	)に充てる。	充てているか。
修繕、医療機器		
等の購入)に充		
てる。		

# 4. その他参考情報

## 〔目的積立金等の状況〕

(単位:百万円、%)

	令和6年度末 (初年度)	令和7年度末	令和8年度末	令和9年度末	令和 10 年度末 (最終年度)
前期中(長)期目標期間繰越積立金	50,177	_	_	_	_
目的積立金	_	_	_	_	_
積立金	_	_	_	_	_
うち経営努力認定相当額	_	_	_	_	_
その他の積立金等	_	_	_	_	_
運営費交付金債務	528	_	_	_	_
当期の運営費交付金交付額(a)	12,180	_	_	_	_
うち年度末残高(b)	895	_	_	_	_
当期運営費交付金残存率 (b÷a)	7.3	_	_	_	_

様式1-1-4-2 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
4 — 1	その他業務運営に関する重要事項							
当該項目の重要度、困難		関連する政策評価・行政事業	行政事業レビュー					
度		レビュー	予算事業 ID: 002454、018830					

機構本部主催の職員 (計画値)     85%以上(全研修平均)     -     85.0%       機構本部主催の職員 研修の有益度 (実績値)     -     93.2%       達成度     -     109.6%       看護師国家試験合格 率(計画値)     全国平均以上(労災看護専門 学校平均)     -     90.1%       看護師国家試験合格 率(実績値)     -     98.9% (前中期目標期間最 終年度値)     99.7%       達成度     -     110.7%	評価対象となる指標	達成目標	(参考)前中期目 標期間最終年度値	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情
研修の有益度 (実績値)     一     (前中期目標期間最終年度値)     93.2%       達成度     一     一     109.6%       看護師国家試験合格率(計画値)     全国平均以上(労災看護専門学校平均)     一     90.1%       看護師国家試験合格率(実績値)     一     98.9% (前中期目標期間最終年度値)     99.7%	研修の有益度	85%以上(全研修平均)	_	85. 0%					
看護師国家試験合格 全国平均以上(労災看護専門 ー 90.1%	研修の有益度	_	(前中期目標期間最	93. 2%					
率(計画値)     学校平均)     90.1%       看護師国家試験合格 率(実績値)     -     (前中期目標期間最終年度値)     99.7%	達成度	-	_	109.6%					
看護師国家試験合格     —     (前中期目標期間最終年度値)     99.7%			_	90.1%					
達成度 110.7%		-	(前中期目標期間最	99. 7%					
	達成度	_	_	110. 7%					

3. 各事業年度の	業務に係る目標、	計画、業務実績、	年度評価に係る	自己評価及び主務大臣による評価			
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	Б
				業務実績	自己評価		
第6 その他業	第9 その他業	第9 その他業	<主な定量的指	第9 その他業務運営に関する重要事項	<評定と根拠>	評定 B	
務運営に関する	務運営に関する	務運営に関する	標>		評定:B	<評定に至った理由>	
重要事項	重要事項	重要事項	・機構本部主催			   定量的な評価指標の達成∜	伏況を
			の職員研修の有		主な定量的指標	  確認すると、機構本部主催の	の職員
			益度調査におい		のうち、機構本部	  研修の有益度について、全領	研修平
			て全研修平均で		主催の職員研修の	   均で 85%以上の有益度を得っ	るこ
			85%以上の有益		有益度は、心身の	   とを目標としていたところ、	、実績
			度を得ること。		疲労感への配慮、	   は 93. 2%から有益であると(	の評
			• 看護師国家試		研修用機器や視聴	   価を得ており、達成度は 109	9.6%
			験合格率を全国		場所の確保及び通	│ │となった。研修の実施に当 <i>†</i>	たって
			平均以上とする		信環境の整備、ICT	   は、前年度以前のアンケー	ト結果
			こと。		の活用によるグル	│ │を踏まえた、途中休憩等の導	<b>尊入、</b>
通則法第29条			くその他の指標		ープ間の議論が活	│ │研修用機器や視聴場所の確係	保及ひ
第2項第5号の			>		発するような仕組	│ │通信環境の整備の促進、ICT	「の活
その他業務運営			なし		みづくりにより、	│ │用によるグループ間の議論が	が活発
の効率化に関す					所期の目標を達成	│ │化するような仕組みづくりる	を行っ
る重要事項は、					している。また、看	│ │ていることが認められ、評値	西でき
次のとおりとす					護師国家試験合格	る。	
る。					率は、労災看護専	   2点目の労災看護専門学校	校にお
1 人事に関す	1 人事に関す	1 人事に関す		1 人事に関する事項	門学校に国家試験	   ける看護師国家試験合格率に	こつい
る事項	る事項	る事項			担当教員を配置	て、全国平均以上とすること	とを目
(1)能動的な	(1)能動的な	(1)能動的な	<評価の視点>	(1)能動的な人事管理	し、学習方法のア	標としていたところ、R6の	全国
人事管理	人事管理	人事管理			ドバイスや必要に	平均が 90.1%だったのに対	L.
機構の業務運	機構の業務運	機構の業務運	・機構の業務運	病院経営に係る知識や能力分析を備えた事務職員を育成し事務部門の病院経営に係る機能を	応じ模擬試験結果	   労災看護専門学校における台	合格率
営に見合った人	営に見合った人	営に見合った人	営に見合った人	強化するため、医事業務に精通した事務職員の育成制度を設けており、対象となる職員の採用に	のフォローを行う	が 99.7%となり、達成度は	
材の採用に努め	材の採用に努め	材の採用に努め	材の採用に努め	努めた。また、組織のマネジメント経験を有した即戦力となる人材を確保するため、管理職候補	などの学習支援サ	   110.7%であった。機構の取	組と
ること。	る。	る。	ているか。	者採用を行い、令和6年度は4人採用した。	ポートを充実する	して、国家試験担当教員の暦	配置に
また、適切な	また、採用し	また、採用し	・適切な能力開	適切な能力開発を実施するとともに職員の勤務成績が考慮された人事・給与となるよう、引き	ことにより、所期	よる学生への学習支援サポー	$ \vdash \sigma$
能力開発を実施	た職員の専門性	た職員の専門性	発を実施すると	続き取り組んでいく。	の目標を達成して	実施、学生の模擬試験結果の	の継続
するとともに、	を高めるため、	を高めるため、	ともに、職員の	研究員の業績評価として、以下の取組を行った。	いる。	的な把握と状況に応じた指導	尊の実
職員の勤務成績	適切な能力開発	適切な能力開発	勤務成績が考慮	・部長等管理職について、着目した評価項目による評価の実施。	障害者雇用にお	施、図書室等の学習環境の整	整備が
が考慮された人	を実施するとと	を実施するとと	された人事・給	・研究員について、所属部長等、領域長及び所長により、①研究業績、②対外貢献、③所内 貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)、④総合評価(①~③及びそれ以外の業績)の観点	ける質的な成果と	行われ、その結果、高い合材	洛率を
事及び給与とな	もに、職員の勤	もに、職員の勤	与となるよう、	からの個人業績評価を行う。	しては、本部に理	達成していることから評価で	でき
るよう、業績評	務成績が考慮さ	務成績が考慮さ	業績評価を反映	評価結果については、人事管理等に適切に反映させるとともに、評価結果に基づく総合業績優	事長直轄の障害者	る。	
価を反映する取	れた人事及び給	れた人事・給与	する取組を実施	秀研究員、研究業績優秀研究員及び若手総合業績優秀研究員を表彰している。	雇用専門職及び障	その他、障害者雇用の着乳	実な実
組を実施し、職	与となるよう、	となるよう、業	しているか。		害者雇用専門員を	│ │施、非違行為発生の防止に向	句けた
員の意欲の向上	業績評価を反映	績評価を反映す			配置し、本部と施	   コンプライアンスチェックも	やハラ
を図ること。	する取組を実施	る取組を実施			設、障害者の就労		

	し、職員の意欲	し、職員の意欲			を支援する機関と	スメントに関する研修の実施、研
	の向上を図る。	の向上を図る。			が連携して実習か	究不正の防止のための研修の整
(2)優秀な研	(2)優秀な研	(2)優秀な研		(2)優秀な研究員の確保・育成	ら採用、就職後の	備、情報セキュリティ対策の推
究員の確保・育	究員の確保・育	究員の確保・育			支援までを行うこ	進、機構 HP の改修等によるアク
成	成	成			とにより、障害者	セス性の向上の取組が認められ
研究員の採用	ア 研究員は、	ア 研究員は、	<ul><li>ア 研究員は、</li></ul>	アー研究員の採用	の確実な採用、定	る。
については、引	公募による任期	公募による任期	公募による任期	新規研究員の採用に際しては、産業安全と労働衛生の研究を担う資質の高い研究員を採用す	着に繋げ、法定雇	以上の点を踏まえ、自己評価語
き続き、任期制	付採用を原則と	付採用を原則と	付採用を原則と	るため、研究者人材データベース(JREC-IN)への登録、学会誌への公募掲載等により全て公募	用率を上回る状況	の「B」との評価結果が妥当でる
を原則とするこ	し、任期中に研	し、任期中に研	し、任期中に研	を行っている。	を継続しているこ	ると確認できたことから評定を
٤.	究員としての能	究員としての能	究員としての能		とが掲げられる。	とした。
また、任期の定	力が確認された	力が確認された	力が確認された	新規研究員は、原則、3年間の任期付研究員として採用している。	内部統制の充実・	
めのない研究員	者から、研究業	者から、研究業	者から、研究業		強化等の質的な成	<指摘事項、業務運営上の課題)
の採用に当たっ	績や将来性を踏	績や将来性を踏	績や将来性を踏	採用後は、それまでの研究成果や業績評価により、任期を付さない研究員として登用してい	果としては、個人	び改善方策>
ては、研究経験	まえて、任期を	まえて、任期を	まえて、任期を	<b>る</b> 。	情報漏えい事案及	特になし。
を重視し、研究	付さない研究員	付さない研究員	付さない研究員		びハラスメント事	
員としての能力	として登用す	として登用す	として登用され	令和6年度は2人の研究員について任期を付さない研究員として登用した。また、令和7年度	案等の非違行為に	<その他事項>
が確認された者	る。	る。	ているか。	に向けて、2人の任期付研究員に係る研究業績評価を実施し、雇用を継続した。	ついて発生状況を	特になし。
を採用するこ					把握する体制を構	
٤.	イ ただし、ア	イ ただし、ア	<ul><li>上記によらず、</li></ul>	イ 任期の定めのない研究員の確保	築しており、事案	
研究員の能力	によらず、研究	によらず、研究	研究経験及び研	任期を付さない研究員を採用する場合は、研究実績・経験等を踏まえ、慎重に採用決定するこ	の内容・発生原因・	
開発を図り、労	所に必要な専門	所に必要な専門	究員としての能	ととしている(令和6年度の採用実績はない。)。	再発防止対策等に	
働者の安全及び	性を有し、研究	性を有し、研究	力が優れている		ついては、事案ご	
健康に関する幅	経験及び研究員	経験及び研究員	者を採用する場		とに都度検証して	
広い知識、関心	としての能力が	としての能力が	合は、任期の定		いるほか、定期的	
等を養うため、	優れている者を	優れている者を	めのない研究員		に実施しているコ	
例えば、労災病	採用する場合	採用する場合	として採用して		ンプライアンスチ	
院の臨床研究の	は、任期の定め	は、任期の定め	いるか。		ェックリストの結	
場も含めた交流	のない研究員と	のない研究員と			果や、ハラスメン	
の場等への参加	して採用するこ	して採用するこ			トに関する研修の	
を促すことで、	ととする。	ととする。			実施状況等につい	
研究スキルの向	ウ 女性や障害	ウ 次世代育成	・育児休業等の	ウ 研究環境の整備	て、内部統制委員	
上に配慮し、キ	者がその能力を	支援対策推進法	各種制度を活用	フレックスタイム制に関する協定に基づき、柔軟な勤務時間体系の運用を図ること、専門型裁	会に諮り、承認を	
ャリアアップを	発揮できる研究	(平成 15 年 7 月	し、育児・介護等	量労働制により、一定の研究員に対し労働時間の自己管理を図り、調査研究成果の一層の向上を	得た発生防止対策	
戦略的に実施す	環境の整備に努	16 日法律第 120	と研究の両立を	期待するとともに、育児・介護休業制度等を活用し、研究と両立ができるような環境整備に努め	に取り組むこと	
ること。	める。	号)に基づく一	図るための環境	た。	で、非違行為発生	
		般事業主行動計	整備に努めてい		の防止を図ってい	
		画における、育	るか。		ることが掲げられ	
		児休業、フレッ	・障害のある研	障害のある研究員の採用に当たっては、個々の事情に応じた勤務時間等に配慮するとともに、	る。公正で適切な	
		クスタイム等の	究員がその能力	勤務がしやすいように職場のレイアウトを工夫するなど、その能力を十分に発揮できる研究環	業務運営に向けた	
		各種制度を活用	を十分に発揮で	境の整備に努めた。	取組における質的	
		して、育児・介護	きる研究環境の		な成果としては、	

	T	T	1		I
			整備に努めてい		研究不正の防止の
		を図るための環	るか。		ために、研究に携
		境整備に努める			わる職員が高い倫
		とともに、障害			理観をもって活動
		のある研究員が			できるよう、利益
		その能力を十分			相反行為、研究内
		に発揮できる研			容に関する不正行
		究環境の整備に			為の防止対策、研
		努める。			究費の不正防止対
		エ 研究ニーズ		エ 研究員の研究業績評価に基づく柔軟な人事配置等	策の実施等の内容
		や研究員の研究		研究員については、安衛研での研究ニーズや研究員の実績、経験、将来性等を考慮し、①研究	を盛り込んだ e ラ
	実績、経験、将来	実績、経験、将来	績評価に基づく	業績、②対外貢献、③所内貢献(研究業務以外の業務を含む貢献)等の多面的な業績評価に基づ	
	性等を考慮し	性等を考慮し	柔軟な人事配置	き、安衛研における調査研究業務を効率的かつ効果的に実施するため、研究グループに捉われな	講する環境を整備
		た、多面的な業		い柔軟な配置を行った。	していることが掲
		績評価に基づく	か。		げられる。情報セ
		柔軟な人事配置			キュリティ対策の
	の徹底等を行	の徹底等を行			推進の質的な成果
	う。	う。			としては、第三者
	オ 若手研究員	オ 若手研究員	・若手研究員に	オー研究員の海外派遣制度の活用等	による訪問監査、
	による外部資金	による外部資金	よる外部資金の	新たに採用した若手研究員については、研究員をチューターとして研究活動を支援し、外部資	外部ペネトレーシ
	の獲得の促進	の獲得の促進	獲得や、在外研	金の獲得方法等を指導した。	ョン(疑似侵入)テ
	や、在外研究員	や、在外研究員	究員派遣制度の	研究員の派遣については、令和6年度は1名の研究員を派遣した。なお、令和7年度には当該	ストを実施し、そ
	派遣制度の活用	派遣制度の活用	活用を促進して	派遣制度に基づき1名の研究員を派遣する予定となっている。	の結果を踏まえて
	促進を図る。	促進を図る。	いるか。		各施設に情報セキ
	カ 労働者の安	カ 労働者の安	・労災病院の臨	カ 研究職員のスキル向上の取組等	ュリティ指導事項
	全及び健康に関	全及び健康に関	床研究の場も含	各種学会への積極的な参加や発表を行い、知識の習得を勧奨した。	改善報告書を作成
	する幅広い知	する幅広い知	めた交流の場等	安衛研と労災病院がこれまで取り組んできた研究内容等について、相互理解を深めることを	させることで PDCA
	識、関心等を養	識、関心等を養	への参加を促す	主な目的として、平成29年度から毎年調査研究発表会を開催し、基礎研究者(安衛研の研究者)	サイクルによる情
	うため、労災病	うため、労災病	など、研究スキ	と臨床研究者(労災病院等の医師等)との間で活発な意見交換を行い、意思疎通を図ってきた。	報セキュリティ対
	院の臨床研究の	院の臨床研究の	ルの向上に配慮	令和2年度からは、労災病院や産保センター職員をはじめとする勤労者医療関係者や産業保	策の改善を図って
	場も含めた交流	場も含めた交流	したキャリアア	健関係者等に対して安衛研の業務内容の周知を図り、研究者間の更なる交流の促進も期待でき	いることが掲げら
	の場等への参加	の場等への参加	ップを戦略的に	ることから、職災学会のなかに当該発表会に相当するシンポジウムを行う形で周知を行った。	れる。広報に関す
	を促すなど、研	を促すなど、研	実施している		る事項の質的な成
	究スキルの向上	究スキルの向上	か。		果としては、機構
	に配慮したキャ	に配慮したキャ			ホームページ上に
	リアアップを戦	リアアップを戦			掲載している各情
	略的に実施す	略的に実施す			報へのアクセス性
	る。	る。			を高める観点か
(3)医療従事	(3)医療従事	(3)医療従事		(3) 医療従事者の確保	ら、利用者の視点
者の確保	者の確保	者の確保			に立ったトップ画
ア 労災病院に	ア優秀な医師	ア 優秀な医師		アー優秀な医師の育成等	面の改修作業を行
	•	•		- 154 -	· '

おいて、質の高	の育成等	の育成等	
い医療の提供及	勤労者医療に	勤労者医療に	・勤労者医療に
び安定した運営	関する研修内容	関する研修内容	関する研修内容
基盤の構築のた	を盛り込んだ臨	を盛り込んだ機	を盛り込んだ機
め、医師等の確	床研修指導医・	構独自の臨床研	構独自の臨床研
保及び定着につ	研修医を対象と	修指導医講習会	修指導医講習会
いて強化を図る	した機構独自の	及び初期臨床研	及び初期臨床研
こと。	講習会等を通じ	修医を対象とし	修医を対象とし
また、チーム	て、勤労者医療、	た研修を集合開	た研修を集合開
医療を推進する	他職種との協働	催とし、受講者	催とし、受講者
ため、特定行為	等を実践できる	同士のコミュニ	同士のコミュニ
を行う看護師	医師の育成に積	ケーション及び	ケーション及び
等、高度な専門	極的に取り組む	コネクションに	コネクションに
性の下に多職種	ことにより、優	よって連帯感を	よって連帯感を
による連携及び	秀な医師を育成	持つことを促	持つことを促
協働ができる専	し、確保する。	し、優秀な医師	し、優秀な医師
門職種の育成及		の育成、確保に	の育成、確保に
び研修を実施す		努める。	努めているか。
ること。		また、臨床研	• 臨床研修指導
さらに、機構		修指導医講習会	医講習会に医師
内の人材交流の		においては、継	以外の職種も参
みならず、他法		続して医師以外	加しているか。
人の事例を参考		の職種も参加さ	・多職種との連
にしながら、よ		せ、多職種との	携及び協働を実
り一層の質の高		連携及び協働を	践できる初期臨
い医療を提供す		実践できる研修	床研修医研修プ
るため、国病機		プログラムを策	ログラムを策定
構との人材交流		定する。	しているか。
も計画的に実施			
すること。			
イー労災看護専			
門学校において			
は、労災病院に			
おける勤労者医	<b>7</b> 防亡环族医	7 防亡环族医	
療の推進に必要	イ 臨床研修医	イ 臨床研修医	
な専門性を有す	及び専攻医の確	及び専攻医の確 保	
る看護師を養成	│保 │ │ 若手医師の確	体 若手医師の確	▪病院見学▪実習
すること。	日本子医師の唯 日実な確保を図る	右 子 医 師 の 唯 実 な 確 保 を 図 る	の積極的な受
, <del>, , , , , , , , , , , , , , , , , , </del>	夫な唯体を凶る ため、病院見学・	夫な唯体を凶るため、病院見学・	の傾極的な気
ウ 医師確保が	実習の積極的な	実習の積極的な	人、オフライン による募集イベ
	大日の領極的な	大日の傾極的な	による券未1~

「全国労災病院臨床研修指導医講習会」については、令和6年度は前年度に引き続き集合研修 \ れる。 とし、1回目を6月に、2回目を1月に開催した。医師57名、各病院で初期臨床研修医の評価を 担う看護師20名、医療職17名が受講した。

研修内容としては、治療と仕事の両立支援を始めとする労災疾病研究などの勤労者医療につ│標を達成している いてのプログラムを実施することで、勤労者医療に理解を深めた指導医の育成に努めた。また、 より魅力あるプログラムとするため、講習会の世話人である労災病院の医師27名と議論し、グル | と評価する。 ープワークに多職種チームとして問題解決策を導いていく手法を取り入れることで、優秀な指 導医の育成に努めた。

「初期臨床研修医研修」については、労働者健康安全機構・労災病院に関する理解及び当機構 の理念である勤労者医療の理解を深めることを目的に集合研修にて11月に開催し、初期臨床研 修医94名が受講した。

#### 受講者数推移

• 臨床研修指導医講習会(年2回開催)

区分	令和5年度	令和6年度
医師	60 名	57 名
医師以外	34 名	37 名

#### •初期臨床研修医研修(年1回開催)

区分	令和5年度	令和6年度
初期臨床研 修医	93 名	94 名

### ○ 受講者の理解度推移(アンケート結果より)

· 臨床研修指導医講習会(年2回開催)

区分	令和5年度	令和6年度
理解度	96.6%	97. 7%

#### ·初期臨床研修医研修(年1回開催)

区分	令和5年度	令和6年度
理解度	92. 9%	97. 4%

#### イ 臨床研修医及び専攻医の確保

将来の優秀な医師の確保を目的として、初期臨床研修医を確保すべく病院見学はもとより病 院実習を積極的に受け入れるとともに、電子(WEB)会議システムを活用した説明会の開催や独 自に作成した臨床研修プログラムの紹介動画を自院ホームページに掲載する等、各労災病院 個々の特色等について広報を行い、優秀な研修医及び専攻医の確保に努めた。

ったことが掲げら

以上、中期計画 における所期の目 ことを踏まえ、B

特に困難な状況	受入れ及び「臨	受入れ、オンラ	ント及び「臨床		上記取組の結果、14	6人(令和7年4月	1日現在) の医学生を労災病院の初期臨床研修医とし	,	
にある労災病院	床研修指定病院	インによる募集	研修指定病院合	て	採用するに至った。				
に対しては、労	合同説明会」等	イベント及び	同就職説明会」						
災病院グループ	の機会を利用し	「臨床研修指定	等の機会を利用		• 初期臨床研修採用	者数(各年度4月1	1日)		
の連携を強化し	て、各労災病院	病院合同就職説	して、臨床研修		令和6年度	令和7年度	]		
て医師不足の病	の特色等の PR を	明会」等の機会	医及び専攻医		(令和5年10月	(令和6年10月			
院への支援に努	行い、臨床研修	を利用して、各	(後期研修医)		マッチング率)	マッチング率)			
めること。	医及び専攻医	労災病院の特色	を確保に努めて		157 人	146 人	]		
	(後期研修医)	等の PR を行い、	いるか。		(95. 1%)	(86.6%)			
	の確保に努め	臨床研修医及び				•	_		
	る。	専攻医(後期研			令和6年度末で初期	臨床研修を修了した	た労災病院の研修医のうち、令和7年4月以降も引き	<u> </u>	
		修医)の確保に		続	き自院に勤務した医	師は21人となった。			
		努める。			新専門医制度への対	応については、各症	<b>病院において、基幹施設になるか、連携施設になるか</b>		
				大	学との協力体制の構	築、研修プログラ <i>』</i>	ムの作成などを検討した結果、10領域で15施設が基幹	<del>}</del>	
				施	設になるなど、専攻	:医確保に努め、63人	人の専攻医を確保することができた。		
	ウ 医師等の働	ウ 医師等の働		ゥー	医師等の働きやすい	環境の整備			
	きやすい環境の	きやすい環境の							
	整備	整備							
	医師等の人材	院内保育体制	• 院内保育体制		医師の多様で柔軟な	働き方を推進するた	とめ、育児を行っている医師が希望する勤務時間(週2	0	
	確保、定着、モチ	の充実や医師等	の充実や医師等	時	間以上)での就労をす	可能とするなど、より	り柔軟な働き方を選択できる医師等短時間勤務制度を	<u> </u>	
	ベーションの向	短時間勤務制度	短時間勤務制度	設	けている。令和6年	度は14人(令和5年	F度28人)の医師が当該制度を利用した。		
	上等の観点か	の弾力的な運用	の弾力的な運用		また、現場からの要	望等を踏まえ、令和	4年度から当該制度の対象を薬剤師に拡大し、令和6	5	
	ら、院内保育体	等により医師等	等により医師等	年	度は6人の薬剤師が	利用した。			
	制の充実等とい	の働きやすい環	の働きやすい環						
	った医師等の働	境の整備に努め	境の整備に努め		医師の業務負担軽減	のため、診断書作成	<b>戍補助やカルテ代行入力等を行う医師事務作業補助</b> 者	Ä	
	きやすい環境の	る。	ているか。	のi	配置を推進するとと	もに、積極的な活用	目を行った。		
	整備に努める。				【参考】				
					院内保育所 22施	設(令和6年度)			
	ェ 人材交流の	ェ 人材交流の		Ι.	人材交流の推進等				
	推進等	推進等							
	機構内の人材	人材の有効活	• 派遣交流制度	:	柔軟な人事交流のた	め、労災病院間の	派遣交流制度及び転任推進制度により管理職以外の		
	の有効活用と職	用と職員の能力	を活用し、施設	看	護師や医療職を中心	に人事交流を行い、	職員の能力及び病院機能の向上を図った。令和6年度	Ę	
	員の能力向上を	向上を図るた	間の人事交流を	は	派遣交流制度により	12人、転任推進制度	ほにより52人の人事交流が行われた。		
	図るため、施設	め、派遣交流制	推進している						
	間の人事交流を	度の活用に努	か。						
	推進するととも	め、施設間の人							
	に、国病機構と	事交流を推進す							
	の人材交流等に	る。							
	ついて計画的に	また、国病機	・国病機構との		国立病院機構との相	互研修においても電	電子(WEB)会議システムを活用して実施し、当機構の		

		別局の相立多加	U	明阿巴巴亚州的	150 TT 10 - 5 0 T 7 (		//3   JUL   JX	TT ~ 7 / P)	- — IX III I	)_U/\\\\ \D \\\\\\	0120
	の一環として、	を実施している									
	研修の相互参加	か。		・研修数、受講	者数推移						
	を実施し、両法			機構名	令和 5	5年度	令和(	6年度			
	人間で研修の効			(派遣元→派遣先)	研修数	受講者数	研修数	受講者数			
	果的活用に取り			労安 (国→労)	4 研修	117人	3 研修	54 人			
	組む。			国病(労→国)	10 研修	126 人	7 研修	26 人			
オ 専門看護	オ 専門看護		オ	専門看護師・認	定看護師及び	特定行為を	行う看護的	師等の育成			
師・認定看護師	師・認定看護師										
及び特定行為を	及び特定行為を										
行う看護師等の	行う看護師等の										
育成	育成										
看護師につい	チーム医療の	・より高度かつ		医療の高度化・	複雑化に伴い	、チーム圏	医療におい	て高い専門	印識や技術が	が求められて	いるた
ては、患者・家族	推進や、医療の	専門的なスキル	め	、特定分野の知	識及び技術を	深め、水準の	の高い看護	ケアを効率	よく提供する	る役割を持つ	専門看
に良質で効率的	質の確保等のた	を有する専門看	護	師や熟練した看	護技術と知識	を用いてオ	×準の高い	看護実践が	できる認定を	看護師の計画	i的な育
な医療を提供す	め、より高度か	護師及び認定看	成	に努めた。その紀	結果、専門看護	舊師9分野3	0名、認定都	f護師A課種	₹19分野及ひ	ドB課程13分野	野で370
るチーム医療の	つ専門的なスキ	護師等の計画的	人	の有資格者を確	保した。						
中心的な役割を	ルを有する専門	な育成に努めて									
果たすととも	看護師及び認定	いるか。		• 有資格者数							
に、医療の質の	看護師等の計画			区分	令和5年度	令和64	年度				
確保及び地域と	的な育成に努め			専門看護師	29 人	. 3	30 人				
の切れ目のない	る。			認定看護師	371 人	. 37	70 人				
ケアの推進に向			L	※令和5年度は	 令和6年4月	_ <del></del> 1日時点、	 令和6年原	度は令和7年	F4月1日時	寺点	
け活動する必要											
があることか											
ら、専門看護師・											
認定看護師等の											
育成に努める。											
加えて、特定	加えて、特定	・治療と生活の		また、当機構が	「看護師特定征	行為研修の	指定研修機	関」として	実施する特!	定行為研修に	ついて
行為研修の実施	行為研修の実施	両面から患者を	は	、計26施設が研	<b>修を実施し、</b> 流	台療と生活の	の両面から	患者を支援	できる特定	行為を行う看	護師の
により、高度な	により、治療と	支援できる特定	育	成に努めた。							
専門性の下に他	生活の両面から	行為を行う看護		その結果、新たり	こ延べ51人の	持定行為研	修修了者を	育成し、そ	の他外部機	関での研修修	汀者と
職種と連携及び	患者を支援でき	師の育成に努め	併	せ、329人の特定	<b>定行為研修修</b> 了	了者(診療 <sup>療</sup>	看護師含む	。)を確保し	,t:。		
協働しながら、	る特定行為を行	ているか。									
治療と生活の両	う看護師の育成			・特定行為研修	修了延べ人数	(各年度)					
面から患者を支	に努める。		Γ	区分	令和5年度	令和 6:	年度				
援できる特定行			-	当機構主催	53 人		51 人				
為を行う看護師			}	外部機関主催	12 人		3人				
の育成に努め			L			-					
る。											

3研修に国立病院機構から54人が参加、国立病院機構の7研修に当機構から26人が参加した。

構との人材交流|研修の相互参加

実施する。

カ 各職種の研	カ 各職種の研	
修プログラムの	修プログラムの	
検証・充実	検証・充実	
質の高い医療	研修内容につ	・研修内容につ
の提供と安定し	いては、研修終	いては、研修終
た運営基盤の構	了後のアンケー	了後のアンケー
築に必要な人材	ト調査等の検証	ト調査等の検証
を育成するた	結果を踏まえ、	結果を踏まえ、
め、集合研修に	事前学習の機会	事前学習の機会
おいては、毎年	の提供、グルー	の提供、グルー
度、各職種の研	プワークの積極	プワークの積極
修プログラムを	的活用、受講生	的活用、受講生
検証し、勤労者	の発表に対する	の発表に対する
医療・チーム医	講師のフィード	講師のフィード
療等に関する研	バック等、研修	バック等、研修
修内容を充実さ	プログラムの充	プログラムの充
せることにより	実を図る。	実を図っている
せることにより 職員の資質の向	実を図る。	実を図っている か。
	実を図る。	
職員の資質の向		か。
職員の資質の向	また、多職種	・多職種との協
職員の資質の向	また、多職種との協働等が実	・多職種との協働等が実践でき
職員の資質の向	また、多職種との協働等が実践できるための	・多職種との協会のできるための研修を
職員の資質の向	また、多職種との協働等が実	・多職種との協働等が実践でき

#### カ 各職種の研修プログラムの検証・充実

令和6年度の本部主催研修は24研修を実施し、そのうち17研修は電子(WEB)会議システム を活用した。

・本部主催研修の実施状況(令和6年度)(実施研修数:24研修、参加者数:1,462人)

職種	実施研修数	研修名
医師	3 研修	指導医講習会(年2回)、初期臨床研修医
事務職	3 研修	新規採用者、採用後3年目、中堅事務職員
看護職	8 研修	中堅看護師、管理者Ⅰ、継続教育担当者他
医療職	4 研修	薬剤師、中央検査部長、栄養管理室長他
共通	6 研修	新任管理職、医療職主任・事務職係長、管理職2年目他

研修内容については、令和6年度も引き続き、研修終了後のアンケート調査等の検証結果を踏 まえ、以下の取組を行った。

- ・心身への疲労感の軽減に配慮(途中休憩等)した。
- ・研修用機器や視聴場所の確保及び通信環境の整備を促進した。
- ・電子(WEB)会議システムの使用方法や機能について習熟を図り、特にグループワークにお いては、「チャット」機能を用いたコミュニケーションの円滑化やクラウド上に共有ファイ ルを置いてリアルタイムに情報を共有するなど、グループ内において議論が活発化するよ うな設定を行うことにより、より効果的な研修となるよう努めた。

受講者同士が実際に会って行うコミュニケ―ション及びコネクションによって連帯感を持つ

· 令和 6 年度有益度調査 実績 93.2% 【達成度 109.6%】

区分	令和5年度	令和6年度		
有益度	92. 0%	93. 2%		

図っているか。

向上を図る。

さらに、勤労│・研修において、 者医療に関する│勤労者医療の意 研修では、勤労│義等について説

者医療の意義や│明し、勤労者医

ことを重視したい研修については、開催形態を検討した結果、7研修を集合にて実施した。 等が実│働等が実践でき ための│るための研修内 を充実|容を充実させる させることによしことにより、職 り、職員の資質 | 員の資質向上を

労災病院の使命である勤労者医療についての理解を深めるため、各種研修において、勤労者に 関する講義の時間を設け、勤労者医療の意義や実践状況、中核的医療機関として果たすべき役割 等について説明した。

キ 専門性を有
する看護師の養
成
勤労者医療及
び地域医療を担
う労災病院にお いて安定した医
がく女足した医療体制を確保・
充実させるた
め、労災看護専
門学校では、医
療や看護に関す
る専門知識とと
もに、労働者の
健康を取り巻く
現状、治療と仕事の両立支援に
事の両立又扱に 関するカリキュ
ラムを充実する
ことで、勤労者
医療の専門的知
識・技術を有す
る優秀な看護師
を養成する。

実践状況、中核 療についての受 的医療機関とし 講者の理解を深 て果たすべき役 めているか。 割等について説

割等について説 明し、労災病院 の使命である勤 労者医療につい ての理解を深め

キ 専門性を有

する看護師の養

労災看護専門

学校において、

勤労者医療の専 門的知識を有す

る看護師を養成 するために以下

の取組の充実を

① 労災病院が ・ 職業に起因す

推進する勤労者|る疾病等の内容

医療に対する理|含むカリキュラ

解を深めるた│ムを充実させ、

め、職業に起因|勤労者医療の知

する疾病、メント識及び技術の習

図る。

る。

#### キ 専門性を有する看護師の養成

労災看護専門学校においては、看護師国家試験において、全国平均を大きく上回る合格者を輩出し、勤労者医療の実践の場である労災病院の看護師確保に貢献した。

看護師国家試験合格のため、労災看護専門学校において、以下の取組を行った。

- ・国家試験担当教員を配置し、学習方法のアドバイスや学生へのきめ細かいフォロー等の充実 した学習支援サポートを行った。
- ・模擬試験結果の継続的な把握を行い、必要に応じて学生への指導を実施した。
- ・図書室等の学習環境の整備を行った。
- 労災看護専門学校生の看護師国家試験合格率

区分	令和5年度	令和6年度		
労災看学	97. 9%	99. 7%		
全国平均※	87. 8%	90.1%		

※出典:令和7年3月24日厚生労働省発表「国家試験合格発表」

また、昨年度看護師国家試験不合格者には以下のフォローアップを行った。その結果、令和6年度試験において6名が合格した。

- ・各校において国家試験担当教員を配置し、合格するまでサポートを受けられる体制を整え た
- ・模擬試験結果の把握や予備校への出席状況の把握を行い、電子(WEB)会議システムや看護学校での面談及び指導を実施した。
- ・労災病院にて看護助手として就業可能とし、さらなる看護知識の定着を図った。

勤労者医療の専門的知識を有する看護師を養成するため、以下の取組の充実を行った。

- (ア) 勤労者医療の推進や職業と疾病の関係性等について知識を深める以下の教育を実施した。
- ・勤労者医療概論、メンタルヘルス、両立支援及び災害看護等の特色ある授業を実施した。
- ・基礎から専門・統合分野に至る全ての分野の授業に対し、勤労者医療の視点を導入した。
- ・治療と仕事の両立支援の現状について理解を深めるための、企業施設及び作業環境の見学やリハビリテーション施設見学を実施した。

			ある教育を行っ		
		支援、災害看護	(いるか。		
		等の内容を含む カリキュラムの			
		カリキュラムの     充実を図り、勤			
		労者医療の知識			
		及び技術の習得			
		に必要な特色あ			
		る教育を行う。			
		② 勤労者医療	・労災病院にお	   (イ) 令和6年度においては、近接する14の労災病院との連携により、延べ約30,250日の臨地実	
		の視点も持って	いて臨地実習を	   習を継続的に実施した。また、学生が勤労者医療に関する学内講義と医療の実践を結び付けて	
		日常の看護実践	行っているか。	   理解できるよう、勤労者医療概論テキストの改訂を行ったほか、勤労者医療ハンドブックを活	
		を行えるよう、		用し、勤労者看護に関する指導内容の充実を図った。	
		勤労者医療を推			
		進する労災病院			
		において臨地実			
		習を行う。			
	ク 労災病院間	ク 労災病院間		ク 労災病院間における医師の派遣	
	における医師の	における医師の			
	派遣	派遣			
	医師確保が特	医師確保が特	・労災病院間に	労災病院間における医師派遣については、医師確保が特に困難な状況にある労災病院が提出	
	に困難な状況に	に困難な状況に	おける医師の派	した医師派遣要望書に基づき、会議等で派遣協力を依頼するとともに機構役員等が個別に各労	
			遣を行い、労災	災病院長に協力依頼を行った。	
			病院グループの	医師の派遣については、関係大学医局の意向、派遣元労災病院の欠員補充等の調整に取り組ん	
			連携を強化する	だ結果、医師派遣(計43人)が行われ、医師不足が深刻な労災病院を支援した。 	
	実を図るため、		とともに医師不		
			足の病院への支		
		ける医師の派遣		東北労災病院 → 青森労災病院(呼吸器内科)	
		を行うことによ	מ' ,	関東労災病院 → 東京労災病院 (整形外科)	
		り、労災病院グ		横浜労災病院→東京労災病院(整形外科)	
		ループの連携を		門司メディカルセンター → 九州労災病院(麻酔科) ※派遣医師教計 42 Å	
		強化するととも に医師不足の病		※派遣医師数計 43人	
		に			
	院への又接に労   める。	阮への又接に労   める。			
(4)産業保健				   (4)産業保健総合支援センターに従事する職員の育成	
	総合支援センタ			(マ/ 圧不体度やロス級 5 / / ) で化すする機長以自然	
	一に従事する職				
員の育成	員の育成	員の育成			
事業場に対し		事業場に対し	  ・産業保健総合	   事業場に対して質の高い産業保健サービスを提供するため、産保センター職員の能力向上に	

て質の高い産業	て質の高い産業	て質の高い産業	支援センター職	
保健サービスを	保健サービスを	保健サービスを	員の能力向上に	
提供していくた	提供していくた	提供していくた	向けた研修計画	
めには、事業者	めには、事業者	めには、事業者	を定め、計画的	
や産業保健関係	や産業保健関係	や産業保健関係	に研修を開催し	
者への適切な助	者への適切な助	者への適切な助	ているか。	
言・指導や相談	言・指導や相談	言・指導や相談	・積極的に各産	
対応等を行う産	対応等を行う産	対応等を行う産	業保健総合支援	
業保健総合支援	業保健総合支援	業保健総合支援	センターへの業	
センター職員の	センター職員の	センター職員の	務指導を実施し	
育成が重要であ	育成が重要であ	育成が重要であ	ているか。	
ることから、職	ることから、職	ることから、職		
員の能力向上に	員の能力向上に	員の能力向上に		
向けた研修計画	向けた研修計画	向けた研修計画		
を定め、計画的	を定め、計画的	を定め、計画的		
に研修を開催す	に研修を開催す	に研修を開催す		
ること。	る。	るとともに、積		
		極的に各産業保		
		健総合支援セン		
		ターへの業務指		
		導を実施する。		
(5)障害者雇	(5)障害者雇	(5)障害者雇		
用の着実な実施	用の着実な実施	用の着実な実施		
障害者の雇用	ア 障害者の採	ア 障害者の雇	・障害者の雇用	
については、障	用及び離職状況	用については、	について、法定	
害者の雇用の促	を定期的に把握	採用及び離職状	雇用率を着実に	
進等に関する法	し、障害者の雇	況を定期的に把	上回っている	
律(昭和35年法	用の促進等に関	握し、「障害者の	か。	
律第 123 号) に	する法律(昭和	雇用の促進等に		
おいて定められ	35 年法律第 123	関する法律」(昭		
た法定雇用率を	号)において定	和 35 年法律第		
着実に上回ると	められた法定雇	123号) において		
ともに、雇用し	用率を着実に上	定められた法定		
た障害者の定着	回るよう措置す	雇用率を着実に		
を図ること。	る。	上回る。		
	イ 障害者の募	イ 障害者雇用	・障害者雇用に	
	集・採用から、配	の実情に応じた	関するマニュア	
	置・定着に至る	障害者雇用に関	ルについて周	
	までの取組及び	するマニュアル	知・活用し、当該	
	雇用体制の整備	を周知・活用す	マニュアルに基	
	に係るマニュア	るとともに、当	づく研修及び情	

向けた研修計画を定め、以下のとおり研修を開催した。

- ・業務の円滑な遂行のため、新任副所長、管理課長、業務課長に対して、年度当初(令和6年4月5日)に電子(WEB)会議システムを活用した形式で研修を実施した。
- ・初めて産保センターに配置された職員を対象に、年度当初(令和6年4月24日)に電子(WEB) 会議システムを活用した形式で研修を実施した。

産保センターに赴いての業務指導で業務精度の向上に資するよう指導を実施した(計19センター)。

### (5) 障害者雇用の着実な実施

本部に理事長直轄の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員を配置し、本部及び各施設における障害者採用及び離職状況について定期的に把握し、理事会にて情報共有を図るとともに、各施設対し障害者雇用に係る必要な指導、助言等を行った。

令和6年6月1日現在の障害者雇用率は3.12%と、法定雇用率(2.8%)を上回る状況を継続している。

円滑な障害者雇用の更なる促進と定着に向け、令和元年度に改訂した「障害者雇用サポートマニュアル」を各施設に配布したほか、本部が電子(WEB)会議システムを活用して開催する研修会や各種会議で内容の周知と活用を依頼した。

また、障害者の雇用と定着に向け、定期的に発行している障害者雇用に関する通信を、継続して各施設宛て発信した。

令和6年度は、円滑な採用と雇用後の定着を図るため、サポートマニュアルを踏まえた実践的

					_
	ルを周知・活用	該マニュアルの	報紙の発行等を	な活動として、本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して実習から採用、就職後の	
	することにより	内容等を踏まえ	順次計画、実施	支援までを行うことにより、確実な採用、定着につなげた。	
	障害者雇用の取	研修及び情報紙	しているか。	さらに、法定雇用率を下回る施設に対して、本部の障害者雇用専門職及び障害者雇用専門員	
	組を充実させ、	の発行等を順次		が、実際に現地まで赴き、採用までの手順や定着支援に関する助言をした。	
	雇用した障害者	計画、実施し、円			
	の定着を図る。	滑な採用と雇用		本部と施設、障害者の就労を支援する機関とが連携して採用に至ったケース 16名	
		後の定着を図		(内訳) 関東労災病院4名、浜松労災病院1名、和歌山労災病院4名、関西労災病院4名、	
		る。		山口労災病院3名	
2 労働安全衛	2 労働安全衛	2 労働安全衛		2 労働安全衛生融資貸付債権の管理	
生融資貸付債権	生融資貸付債権	生融資貸付債権			
の管理	の管理	の管理			
労働安全衛生	労働安全衛生	労働安全衛生	・労働安全衛生	労働安全衛生融資貸付(職場環境改善等資金貸付)については、平成13年度をもって新規貸付を	
融資貸付(職場	融資貸付(職場	融資貸付(職場	融資貸付(職場	停止して以降、貸付債権の管理・回収業務のみを行ってきた。約定償還に基づく弁済計画を策定	
環境改善等資金	環境改善等資金	環境改善等資金	環境改善等資金	し、その実施状況について評価を行い、繰上償還等により約定償還の弁済計画に変更が生じた場合	
貸付)について	貸付)について、	貸付)について、	貸付)について、	は弁済計画の見直しを行うとともに、貸付事業所の債権管理状況報告書を年1回提出させ、貸付金	
適切に債権管理	貸付先事業所の	適切な債権管理	適切な債権管理	回収予定表を四半期ごとに通知したことで約3百万円を回収した。	
等を行うこと。	状況	を行うととも	を行うととも		
	に応じ適切な債	に、貸付回収金	に、貸付回収金		
	権管理等を行	を国庫納付す	を国庫納付して		
	う。	る。	いるか。		
3 内部統制の	3 内部統制の	3 内部統制の		3 内部統制の充実・強化等	
3 内部統制の	3 内部統制の 充実・強化等	3 内部統制の 充宝・強化等		3 内部統制の充実・強化等	
充実・強化等	充実・強化等	充実・強化等	・内部統制の構		
充実・強化等 内部統制につ	充実・強化等 (1)内部統制	充実・強化等 (1)内部統制	・内部統制の構 築・運用状況に	(1)内部統制の充実・強化	
充実・強化等 内部統制につ いては、その仕	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化	築・運用状況に	<ul><li>(1) 内部統制の充実・強化</li><li>○ 内部統制の実施</li></ul>	
充実・強化等 内部統制については、その仕組みを有効に機	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制につ	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制の充	築・運用状況に 関し、内部監査	<ul><li>(1) 内部統制の充実・強化</li><li>○ 内部統制の実施</li><li>本部及び28施設の内部監査を実施した。</li></ul>	
充実・強化等 内部統制については、その仕組みを有効に機能させるため	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制につ いては、その仕	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制の充 実・強化につい	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部	(1) 内部統制の充実・強化 〇 内部統制の実施 本部及び28施設の内部監査を実施した。 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図る	
充実・強化等 内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制につ いては、その仕	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制の充実・強化 大部統制の充実・強化につい ま・強化については、機構に課	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施	(1) 内部統制の充実・強化 〇 内部統制の実施 本部及び28施設の内部監査を実施した。 内部統制の構築・運用体制、コンプライアンスの徹底・個人情報保護の適切な管理を図る	
充実・強化等 内部統制については、その仕組みを有効に機能させるために、中期計画・年度計画の進捗状	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制については、その仕組を有効に機能させるために、	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制の充 実・強化につい ては、機構に課 せられたミッシ	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部	(1) 内部統制の充実・強化	
充実・強化等 内部統制については、その仕組みをするに機能でする。 は、中期計画の進捗がは、は、中期の進捗がは、かままでは、中間の進捗がは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制についる。 内では、その代 組を有効のは、 はを有がいる。 中期計画・年度	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制の充 実・強化につい ては、機構に課 せられたミッシ	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充実・強制に 大学のは、 大学のは、 がは、 をもせ、 がは、 なった。 が、 が、 のには、 が、 のには、 のに	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強化 内部統制についる。 内では、その代 組を有効のは、 はを有がいる。 中期計画・年度	充実・強化等 (1)内部統制 の充実・強制の 内部統制の 大部統化 大部統化 大部統化 大部 大部 大部 大部 大部 大部 大 大 大 大 大 は 大 は 大 は た し た は た し た し た し た し た し た し た り に し た り に り と し と し と し と し と し と し と と と と と と と	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充実・強制に と、 は、 がは、 がは、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を、 を	充実・強化等 (1) 内等・統制 の充実・統制 内ではいるのではいる。 内ではいるができるがあるができるができるができます。 中期画の進 は、度、況	充実・強化等 (1)の充実・強化等 内の充実・強制の発動に対して、 内・強制に構きでいる。 はいかではいいではいいではないではいいではないではいいです。 はいかではいいではいいではないできます。 はいかではいいではいいではいいできます。 はいのではいいではいいではいいではいいではいいできます。 はいのではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいで	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充実・強制に、 度況 検己理・強制に入るさせ期のい はまする計進で、 等行のは機め年状点自、 ずのい ずのい ずんのい がっしょう かんしょう かんしょく かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん はんしん かんしん か	充実・強化等 (1)の充実・統制の充実・統制の充実・統制を制制を制制を制制を制制を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	充(1のの実でせったに取り強いのではいいではいるではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいいではいい	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充 内にと 度況検己理一等 内にみさい はに 度況検己理・強統、有る計に・評しるがでいますのではをのがいますのにをはまります。 かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	充(1の内で、組さ中計に検いので、1のでは有る計のでは有る計のできる計のできる計のできる計のではの機に年状検己の機に年状検己のは、度況・評	充(のの実てせョ行に取に、1)実部強、れをるげ組り、強内・統化機た適たるむ部制に構き正め事と統のではかに、項と制のに対し、	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充 内にと 度況検己理一等 内にみさい はに 度況検己理・強統、有る計に・評しるがでいますのではをのがいますのにをはまります。 かんしょう はんしょう はんしょく はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんしん はんし	充(の い組さ中計に検価長・)実部は有る計のい等行り強内・統、効た画進てのいーの機に年状検己理ーの仕能、度況・評事シ	充(の 実てせョ行に取に取り、1 充内・はらンす掲り、組強内・統化機た適たるむ部状化部強制に構き正め事と統別等統化のつにッに、項と制に等に、項と制に対して、項と制に対して、項と制に対しては、項と制に対して、第シ遂次にもの関	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充 い組能に度況検己理一く 実内てみさ中訓に・評事シ 強統、有る計進い等行りにサ を対なにをがあるいのではない。 かけれてのいー基イ のにた画捗でのいー基イ のはなりにする。	充(の い組さ中計に検価長ッキ)実部は有る計のい等行リに強内・統、効た画進てのいーにの機に年状検己理ーづまを しかが といって とりが かいが しゅう おいが しゅう おいが しゅう はん	充(の 実てせョ行に取に取り、1 充内・はらンす掲り、組強内・統化機た適たるむ部状化部強制に構き正め事と統別等統化のつにッに、項と制に等に、項と制に対して、項と制に対して、項と制に対しては、項と制に対して、第シ遂次にもの関	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充 い組能に度況検己理ーくルす実内てみさ、計に・評事シアを強統、有を世期のつ討をのプA 切と化制そ効る計進い等行リにサにある計進い等行リにサにある計進でのいー基イ実のにた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	充(の い組さ中計に検価長ッキ)実部は有る計のい等行リに強内・統、効た画進てのいーにの機に年状検己理ーづまを しかが といって とりが かいが しゅう おいが しゅう おいが しゅう はん	充(の 実てせョ行に取に取しに実1充内・はらンす掲り、組、お・)実部強、れをるげ組内状内い強内・統化機た適たるむ部沢部でに部強制に構き正め事と統況監重等統化のつにッに、項と制に査点をい課シ遂次にもの関室事	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充 い組能に度況検己理ーくルす実内てみさ中計に・評事シアをるま強統、有を世期のつ討をのプA 切と、化制そ効る計進い等行りにサに。機等にのにた・勝てのい一基イ実 構のしたのにならした。様ののいかのは、	充(の い組さ中計に検価長ッPD実1充内てをせ期画つ討をのプな内・統、効た画進てのいーにサービの強制をにめ・捗点自、ダ基クリーのではの機に年状検己理ーづルの機に年状検己理ーづルの機に年代検えに変いを	充(の 実てせョ行に取に取しに実1充内・はらンす掲り、組、お・)実部強、れをるげ組内状内い強内・統化機た適たるむ部沢部でに部強制に構き正め事と統況監重等統化のつにッに、項と制に査点をい課シ遂次にもの関室事	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	
充 い組能に度況検己理ーくルす実内てみさ中計に・評事シアをるま強統、有を世期のつ討をのプA 切と、化制そ効る計進い等行りにサに。機等にのにた・勝てのい一基イ実 構のしたのにならした。様ののいかのは、	充(の い組さ中計に検価長ッPD必切実1充内てをせ期画つ討をのプA要に・)実部は有る計のい等行リにサに実強内・統、効た画進てのいーよイ応施化部強制そにめ・捗点自、ダ基クじするのはにの機に年状検己理ーづルてる。	充(の善実でせョ行に取に取しに項実1充内・はらンす掲り、組、お等・)実部強、れをるげ組内状内いを強内・統化機た適たるむ部状部で整化部強制に構ミ正め事と統況監重理等統化のつにッに、項と制に査点しまがまない課シ遂次にもの関室事た	築・運用状況に 関し、内部監査 室において本部 及び病院等の施 設に対する定期 的な監査等を実	(1) 内部統制の充実・強化	

			T			
職員一	-人ひとり	労者医療の充	等の施設に対す			
が機構	構に与えら	実」、「 勤労者の	る監査を実施す			
れた役	没割を全う	安全向上」及び	る。			
できる	るように努	「産業保健の強	上記監査結果			
めるこ	٤.	化」について、職	等も踏まえ、更			
		員に浸透を図	なる内部統制の			
		り、職員一人ひ	充実・強化に継			
		とりが機構に与	続的に取り組			
		えられた役割を	む。			
		全うできるよう				
		に努める。				
		あわせて、内				
		部統制の取組状				
		況に関して、内				
		部監査室におい				
		ては毎年度重点				
		事項等が整理さ				
		れた内部監査実				
		施計画に基づ				
		き、機構本部及				
		び施設に対して				
		監査を行うとと				
		もに、内部統制				
		担当部門へのヒ				
		アリング、内部				
		監査室の監査報				
		告書等を通じて				
		監事の監査を受				
		ける。	— # 75 o + 1			
			ア業務の有効		ア業務の有効性及び効率性	
			性及び効率性	会において中期	令和6年10月25日に内部統制委員会を開催し、中期目標等の達成を阻害する機構の業務活動	
				目標等の達成を	に関するリスクの発生状況を把握するとともに、当該リスクに係る発生原因の分析結果及び評	
			会において中期		価等を審議した。また、令和7年度から当該リスクの発生状況について、リスクの発生類型ごと	
				の評価などに取り	に毎月報告を受ける運用を開始することとし、運用開始に向けて報告様式や手順を整備した。	
			阻害するリスク			
			の評価等に引き	'n,°		
			続き取り組む。	個しはおると	個「桂却足こい市安耳が、ニュリン」市安佐の北海にもにったった。	
			特に、個人情		個人情報漏えい事案及びハラスメント事案等の非違行為について発生状況を把握する体制を	
				えい、ハラスメ	構築しており、事案の内容・発生原因・再発防止対策等については、事案ごとに都度検証している。また、京都的に実施している。これでは、また、京都的に実施している。これでは、	
				ント防止を含む	る。また、定期的に実施しているコンプライアンスチェックリストの結果や、ハラスメントに関	
			を含む非遅行為	非違行為等の防	する研修の実施状況及び今後の実施案について、内部統制委員会に諮り、承認を得た発生防止対	

等の防止につい│止については、 策に取り組むことで、非違行為発生の防止を図った。 ては、定期的に│定期的に点検及 点検及び検証を│び検証を行い、 ○ 東京労災病院における医師の収賄事案について 行い、点検結果 点検結果を踏ま 令和6年4月、東京労災病院の医師が収賄の容疑で逮捕されたことを重く受け止め、事案 発生後直ちに全施設に対して注意喚起文を発出するとともに、役職員倫理規程等の周知を を踏まえた必要 えた必要な見直 な見直しを行う│しを行う等によ 行った。また、再発防止に向けて全職員に対して、様々な機会をとらえて改めて法令遵守を 等により、その│り、その防止を 徹底するよう以下のとおり取り組んだ。 防止を図る。 図っているか。 ・4月26日に理事長から全職員に向けて事案の概要説明と法令遵守を徹底するようメッ セージ(理事長通知)を発出した。 ・5月17日に役職員倫理規程における禁止行為の有無に関する実態調査を実施した。 ・全国労災病院長会議(4/24)のほか、全国労災病院事務局長会議(4/25)、全国労災病 院看護部長会議(5/28)、全国労災病院副院長会議(7/19)、全国労災病院事務局次長・総 務課長会議(11/29)において、各労災病院の幹部職員に対して、事案の概要説明及び機 構職員には国家公務員と同様、罰則の適用があることを改めて周知した。 ・6月にコンプライアンス強化週間を実施し、全職員に対して、チェックリストを活用し て法令や役職員倫理規程等を遵守するようコンプライアンスの徹底を図った。 また、重大な│・業務部門ごと 業務部門ごとに作成した業務フローに基づき業務を実施し、非違行為等に係る重大な事案が 事案が発生したの業務フローの 発生した場合には、業務プロセスごとに内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析 場合には、当該|作成、業務フロ 並びに把握したリスクに関する評価を改めて行い、適宜業務フローの見直しを行った。 業務に係る業務 一ごとに内在す フローの作成、「るリスク因子の 業務プロセスご│把握及びリスク との内在するリ 発生原因の分 スク因子の把握|析、把握したリ 及びリスク発生 スクに関する評 原因の分析、把|価等に取り組ん 握したリスクに「でいるか。 関する評価等に 取り組み、内部 統制の充実・強 化を図る。 イ 法令の遵守 イ 法令の遵守 規程について・規程について 規程について所要の見直しを実施し、必要に応じて改正等を行っている。 所要の見直しを│所要の見直しを 順次実施し改正|順次実施し改正 等を行い、内部│等を行っている 統制の充実・強|か。 化等を図る。 また、コンプ│・具体的な事例 これまで外部専門家(弁護士)を交えて作成している研修資料を活用し、各種会議(院長、副 ライアンスを徹|に即した法令遵 院長、事務局長、看護部長等対象の会議)や職員研修(新任管理職研修、医療職主任・事務職係

ı	T	ı		
	底させるため、	守の重要性につ	長研修、新規採用事務職員研修等)を通じて、機構において発生したコンプライアンス違反事案	
	具体的な事例に	いて、外部専門	も例示しながら、法令遵守の重要性について啓発を行った。また、全施設におけるコンプライア	
	則した法令遵守	家を交えた検討	ンス強化週間の取組として、コンプライアンスに係るポスター掲示、コンプライアンスチェック	
	の重要性につい	を継続的に実施	リストを用いた自己点検等を実施し、コンプライアンス意識の醸成に努めた。	
	て、外部専門家	し、組織内にお		
	を交えた検討を	ける研修や、各		
	必要に応じ実施	種会議を通じて		
	し、これを踏ま	職員へ啓発を行		
	え、組織内にお	い、組織的な法		
	ける研修、各種	令の遵守に努め		
	会議を通じた職	ているか。		
	員への啓発等を			
	行い、組織的な			
	法令の遵守に引			
	き続き努める。			
	ウ 資産の保全	・機構が保有す	ウー資産の保全	
	機構が保有す	る資産について	資産の適正な管理について、以下の会議等において周知徹底を図った。	
	る資産について	は、適正に管理	· 全国労災病院事務局長会議(令和 6 年 4 月)	
	は、適正に管理	を行うよう引き	<ul><li>全国労災病院会計・用度課長会議(令和6年9月)</li></ul>	
	を行うよう引き	続き会議及び研	· 会計業務打合会(令和6年9月)	
	続き会議及び研	修会において周		
	修会において周	知・徹底してい		
	知・徹底する。	るか。		
	工 財務報告等	・独立行政法人	エ 財務報告等の信頼性	
	の信頼性	通則法に基づく	独立行政法人通則法に基づく監事の監査、会計監査人の監査を受け財務報告等の信頼性を確	
	財務報告等の	監事の監査、会	保した。	
	信頼性を確保す	計監査人の監査		
	るため、独立行	を行っている		
	政法人通則法	か。		
	(平成 11 年法律			
	第 103 号)に基づ			
	く監事の監査、			
	会計監査人の監			
	査を受ける。			
(2)業績評価	(2)業績評価		(2)業績評価の実施	
の実施	の実施			
外部有識者に	外部有識者に	・機構の業務実	外部有識者8人(学識経験者4人、経営者団体代表者2人、労働者団体代表者2人)により構	
よる業績評価委	より構成される	績に対する自己	成される業績評価委員会において業務実績に対する事後評価を受けるに当たり、各評価項目に	
員会を開催し、	業績評価委員会	評価を行い、翌	ついて指標の達成状況等を踏まえた自己評価を行った。また、定量的指標については、四半期ご	
事業ごとに事	による業務実績	年度の業務運営	とに実績及び達成状況を確認し、達成度が低値となった項目については要因分析・対応策の検討	
前・事後評価を	に対する事後評	に反映させ、業	を行うことにより、年度目標の達成に向けた取組を促した。	

行い、業務運営	価及び翌年度業	務改善を推進し		
に反映させる。	務運営に対する	ているか。		
また、業績評価	事前評価を実施	・外部有識者に	業績評価委員会は令和6年6月14日に電子 (WEB) 会議システムを活用して開催され、業績評	
結果について	し、その結果を	より構成される	価委員会の機構の業務に関する評価及び提言は「令和5事業年度業績評価委員会報告書」として	
は、インターネ	ホームページ等	業績評価委員会	とりまとめられた。本報告書と本報告書を基に機構で自主的に改善を行った内容を取りまとめ	
ットの利用その	で公表するとと	による業務実績	た「令和5事業年度業績評価委員会報告書に基づく業務の改善について」は、ホームページで公	
他の方法により	もに、業務運営	に対する事後評	開している。	
公表する。	に反映させる。	価等を実施し、		
	なお、委員会	その結果をホー		
	の開催に際して	ムページ等で公		
	は、電子 (WEB)	表し、業務運営		
	会議システム等	に反映させてい		
	も活用し実施す	るか。		
	る。			
(3)事業実績	(3)事業実績		(3) 事業実績の公表等	
の公表等	の公表等			
毎年度、決算	決算終了後速	・決算終了後速	業務の透明性を高めるために、事業実績は、決算終了後速やかにホームページで公開してい	
終了後速やかに	やかに事業実績	やかに事業実績	る。また、今後の事業運営計画の作成の参考とすることも企図して、当該サイト内に「当機構の	
事業実績等をイ	をホームページ	をホームページ	業務実績に対するご意見の募集について」を設け、広く機構の業務に対する意見・評価を求めて	
ンターネットの	で公開すること	で公開している	いるが、令和6年度に寄せられた意見はなかった。	
利用その他の方	により、業務の	か。		
法により公開す	透明性を高める	・ホームページ		
ることにより、	とともに、当該	内「当機構の業		
業務の透明性を	サイト内に設け	務実績に対する		
高めるととも	た「当機構の業	ご意見の募集に		
に、広く機構の	務実績に対する	ついて」を通じ、		
業務に対する意	ご意見の募集に	広く機構の業務		
見・評価を求め、	ついて」を通じ、	に対する意見・		
これらを翌年度	広く機構の業務	評価を求めてい		
の事業運営計画	に対する意見・	るか。		
へ反映させるこ	評価を求め、こ			
とを通じて、業	れらを翌年度の			
務内容の充実を	事業運営計画へ			
図る。	反映させ、業務			
	内容の充実を図			
	る。			
4 公正で適切	4 公正で適切		4 公正で適切な業務運営に向けた取組	
な業務運営に向	な業務運営に向			
けた取組	けた取組			
機構の活動の	諸活動の社会	・情報の公開を	情報の公開について、令和6年度における法人文書開示請求(37件)に適切に対応した。また、	
社会への説明責	への説明責任を	図り、個人情報	独立行政法人通則法等に基づく公表資料(中期計画、年度計画、役員報酬・職員給与規程等)のみ	
			100	

う。 業秘密等の保護

任を的確に果たし的確に果たすたし保護法の改正をし すため、情報の │ め、情報の公開 │ 踏まえ、各種会 │ 公開を図るとと│を図るととも│議、研修等を通 もに、個人情報、│に、各種会議、研│じて、個人情報│ 企業秘密等の保「修等を通じて、「保護について留」 護 を 的 確 に 行 | 個人情報保護に | 意すべき事項等 ついて留意すべ│を周知、徹底す き 事 項 等 を 周|ることや情報セ 知、徹底するこ│キュリティ対策 とや情報セキューを推進している リティ対策を推│か。 進することによ

り、個人情報、企

を的確に行う。 また、研究員 特に、研究活 研究活動にお が関与する研究│動における不正│ける不正行為の については、遵 | 行為の防止対策 | 防止対策を徹底 守すべき研究倫 | を 徹 底 す る た | するため、研究 理に反する行為しめ、研究活動にし活動における不 や利益相反行為 おける不正行為 正行為の取扱い 及び研究内容に一の取扱いに関すしに関する規程を 関する不正行為 | る規程(改正令 | 改正するととも の防止対策や、 和4年5月30日 に、改正後の規 研究費の不正使 | 規程第18号) 及 | 程が適正に運用 用防止対策の実|び研究倫理等教|されるよう必要 施等、研究員が│育実施要領(令│な措置を講じ、 高い職業倫理を | 和4年 11 月 22 | 研究に従事する 持って研究活動 | 日要領第16号) | 職員の倫理意識 を行うことがで | に基づき、研究 | を保持増進して きるよう必要な │ に従事する職員 │ いくため、研究 措置を講ずる。 │個々に応じたカ│者倫理研修を中 していく。

リキュラムに沿|長期的に推進し った研究倫理教 | ていくための実 育を適正に実施|施要領を策定し ているか。

また、研究不・研究不正の相

正の相談・告発|談・告発の相談

の相談窓口の実|窓口の実効性を

効性を確保する│確保するととも

ならず、公正かつ的確な業務を行う観点から、調達関係情報等についても、機構ホームページで積 極的に公開した。

個人情報保護の重要性について、院長会議を始めとする各種会議や各種職員研修等を通じて、留 意すべき事項等について周知徹底を図った。また、機構において発生した個人情報漏えい事案に関 して、その概要、発生原因及び再発防止対策について、全施設に対し通達し、全職員に周知した上 で、各施設における個人情報漏えい防止対策の見直しを指示するなど、個人情報保護の取組を強化 した。

全施設に対して情報セキュリティ対策に係る注意喚起文書を発出(175回)することで、継続的 に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹 底するとともに、各種全国会議や担当者打合会において、情報セキュリティ対策の徹底について指 示をした。

#### 〇 研究不正の防止のための取組

研究員が関与する研究について、研究員が高い倫理観を持って研究活動を行うことができ るよう研究倫理等教育実施要領(令和4年11月22日要領第16号)に基づき、安衛研をはじめ機 構内全施設の研究に携わる職員を対象に、利益相反行為、研究内容に関する不正行為の防止対 策、研究費の不正使用防止対策の実施等の内容を盛り込んだeラーニング教材(一般財団法人 公正研究推進協会が提供するAPRIN eラーニングプログラム)を使用した教育及びWEBによる 研修を整備した。

#### 研究不正の相談・告発の相談窓口の設置

研究活動における不正行為の取扱いに関する規程(改正令和4年5月30日規程第18号)に基 づき、研究不正(捏造、改ざん、盗用等)の相談や告発に関する窓口を設置し、実効性を確保 するとともに、これらの相談を随時受け付けている。

		とともに、これ	に、これらの相
		らの相談を随時	談を随時受け付
		受け付ける。	けているか。
4 決算検査報	5 決算検査報	5 決算検査報	
告指摘事項への	告指摘事項への	告指摘事項への	
対応	対応	対応	
これまでの決	これまでの決	平成 24 年度決	・和歌山労災病
算検査報告(会	算検査報告(会	算検査報告にお	院移転後跡地の
計検査院)で受	計検査院)で受	いて改善の処置	一部の土地につ
けた指摘を踏ま	けた指摘を踏ま	を要求された土	いて平成 24 年度
え、見直しを図	え、見直しを行	地のうち、処分	決算検査報告に
ること。	うものとする。	が完了していな	おいて指摘され
		い和歌山労災病	た改善に係る手
		院移転後跡地の	続きを進めてい
		一部の土地につ	るか。
		いて、引き続き	
		売却処分等に向	
		けた検討、手続	
		を進める。	
5 情報セキュ	6 情報セキュ	6 情報セキュ	
リティ対策の推	リティ対策の推	リティ対策の推	
進	進	進	
情報セキュリ	情報セキュリ	情報セキュリ	・情報セキュリ
ティ対策につい	ティ対策につい	ティ対策につい	ティ対策につい
ては、サイバー	ては、サイバー	ては、サイバー	ては、サイバー
セキュリティ基	セキュリティ基	セキュリティ基	セキュリティ基
本法(平成26年	本法(平成26年	本法(平成26年	本法(平成 26 年
法律第104号) に	法律第104 号)	法律第104号)第	法律第 104 号)第
基づく最新の	に基づく最新の	25条第1項に基	25 条第1項に基
「政府機関等の	「政府機関等の	づく最新の政府	づく最新の政府
サイバーセキュ	サイバーセキュ	機関等のサイバ	機関等のサイバ
リティ対策のた	リティ対策のた	ーセキュリティ	ーセキュリティ
めの統一基準	めの統一基準	対策のための統	対策のための統
群」を踏まえ、情	群」を踏まえ、情	一基準群を踏ま	一基準群を踏ま
報セキュリティ	報セキュリティ	え、サイバーセ	え、サイバーセ
ポリシー等関係	ポリシー等関係	キュリティ対策	キュリティ対策
規程類の適時の	規程類の適時の	規程等関係規程	規程等関係規程
見直しを行うと	見直しを行うと	類の適時の見直	類の適時の見直
ともに、適切な	ともに、適切な	しを行うととも	しを行うととも
情報セキュリテ	情報セキュリテ	に、適切な情報	に、適切な情報
ィ対策を推進	ィ対策を推進	セキュリティ対	セキュリティ対

#### 5 決算検査報告指摘事項への対応

和歌山労災病院移転後跡地の一部の土地については、市道計画用地と一部重複していた部分を令和元年7月16日付けで和歌山市へ売却し、市道工事完了後に職員駐車場を整備した。その後、残った土地について、令和6年度においても最低売却価格の見直しを行った上、一般競争入札を行ったが応札者がなかったため、随意契約公告期間中に不動産媒介業者を通じて不動産業者等へ買受勧奨を実施するも応札者がなかった。

#### 6 情報セキュリティ対策の推進

令和5年度に改正した「サイバーセキュリティ対策規程」を踏まえ、具体的な操作や対処方法等 を明確化した手順書を令和6年4月に改正した。

#### 〇 情報セキュリティ対策の強化

全施設に対して情報セキュリティ対策に係る注意喚起文書(175回)を発出することで、継続的に情報セキュリティポリシーや具体的な情報セキュリティ対策に係る留意事項等について周知徹底を図るとともに、各種会議や研修会において、情報セキュリティ対策の徹底等について指示を行った。

令和7年2月に、組織体制に合わせ、「最高情報セキュリティ責任者」、「統括情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ責任者」、「情報セキュリティ管理者」、「業務従事者」の役割別に自己点検票を作成し、職員の情報セキュリティ対策に係る認識について点検し、組織的対応力の強化を行った。

また、令和6年9月及び令和7年2月に標的型メール攻撃を想定した情報セキュリティインシデント訓練を本部及び施設において実施した。

さらに、所有する診療情報等の個人情報については、外部に流出することがないよう、引き 続き保有個人情報を管理する基幹システム等はインターネット環境から分離することを徹底 した。

情報シフテ	情報シフテ	第 (	策(保有個人情		
		報を管理する基			
		幹システム等は			
		インターネット			
に取り組むこ			る、確固たるセ		
と。			キュリティ対策		
C °			を講ずる等、ハ		
			一ド及びソフト		
			の両面での不断		
			の見直しを行う		
			等)を推進し、情		
			報システムに対		
			するサイバー攻		
		撃への防御力、	撃への防御力、		
		攻撃に対する組	攻撃に対する組		
		織的対応能力の	織的対応能力の		
		強化に取り組	強化に取り組ん		
		む。	でいるか。		
	加えて、対策	加えて、対策	・対策の実施状	〇 情報セキュリティ監査の実施及び情報セキュリティ対策の改善	
	の実施状況を毎	の実施状況を毎	況を毎年度把握	「独立行政法人等におけるセキュリティ対策の強化等について」(平成27年7月22日サイ	
	年度把握し、	年度把握し、	し、PDCAサイク	バーセキュリティ対策推進会議議長指示)に基づき、第三者監査(訪問監査)を22施設、外	
	PDCAサイクルに	PDCAサイクルに	ルにより情報セ	部ペネトレーション(疑似侵入)テストを 10 施設に実施した。	
	より情報セキュ	より情報セキュ	キュリティ対策	これらの指導結果に基づき、各施設に情報セキュリティ指導事項改善報告書を作成させ、	
	リティ対策の改	リティ対策の改	の改善を講じて	PDCA サイクルによる情報セキュリティ対策の改善を図った。	
	善を講ずる。	善を講ずる。	いるか。		
	さらに、国の監	さらに、国の監	・国の監査に準		
	査に準じたマネ	査に準じたマネ	じたマネジメン		
	ジメント監査等	ジメント監査等	ト監査等を実施		
	を実施する。	を実施する。	しているか。		
		7 広報に関す		7 広報に関する事項	
る事項	る事項	る事項			
機構の役割・	機構の役割・	機構の役割・	・機構の役割・業	機構の役割・業務等について、広く国民の理解が得られるよう、機構の各種取組についてホーム	
		業務等につい		ページや SNS を活用し、積極的な広報・情報発信を行った。	
			広く国民の理解	また、各施設においても、患者や医療関係者向けの広報誌を発行するほか、X(旧 Twitter)等	
			が得られるよ	の SNS を活用し、様々なニュースやイベントの案内、採用情報などの情報発信を行った。	
			う、機構の各種	さらに、機構ホームページ上に掲載している各情報へのアクセス性を高める観点から、利用者の	
			取組についてホ	視点に立ったトップ画面の改修作業を進めている。	
٤.			ームページや CNC た许田して		
			SNS を活用して		
	我「月報光信」	恨型別に无信 9	積極的に発信す		

	努める。	ることとして、	ることとして、	
		引き続き広報の	引き続き広報の	
		強化に努める。	強化に努めてい	
			るか。	
7 既往の閣議	8 既往の閣			8 既往の閣議決定等の着実な実施
決定等の着実な	議決定等の着実			既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組については、着実に実施している。
実施	な実施			
既往の閣議決	既往の閣議決			
定等に示された	定等に示された			
政府方針に基づ	政府方針に基づ			
く取組につい	く取組につい			
て、着実に実施	て、着実に実施			
すること。	する。			

# 4. その他参考情報

特になし